

平成 25 年 度

年 次 報 告

公正取引委員会

平成 25 年 度

年 次 報 告

公正取引委員会

本書は再生紙を使用しております

この報告書は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
第44条第1項の規定に基づき、公正取引委員会の平成25年度にお
けるこの法律の施行状況を国会に報告するものである。

平成26年10月

・ 凡 例 ・

独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）
下請法	下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）
景品表示法	不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）
独占禁止法施行令	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和52年政令第317号）
入札談合等関与行為防止法	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）
消費税転嫁対策特別措置法	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）

目 次

第1部 総論	1
第1 概説	3
第2 業務の概要	11
第2部 各論	17
第1章 独占禁止法制等の動き	19
第1 独占禁止法の改正	19
第2 消費税転嫁対策特別措置法の制定等	21
第3 独占禁止法と他の経済法令等の調整	27
第2章 違反被疑事件の審査及び処理	28
第1 違反被疑事件の審査及び処理の状況	28
第2 法的措置	39
第3 警告	69
第4 告発	69
第3章 審判	72
第1 概説	72
第2 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく審決	77
第3 平成17年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法に基づく審決	81
第4 審判請求取下げ	92
第4章 訴訟	93
第1 審決取消請求訴訟	93
第2 独占禁止法関係行政事件	116
第3 独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟	118
第4 独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟	120
第5章 競争環境の整備	128
第1 保育分野に関する調査・提言	128
第2 独占禁止法適用除外の見直し等	136
第3 競争評価に関する取組	144
第4 ガイドライン等の策定・公表	144
第5 入札談合の防止への取組	144
第6 独占禁止法コンプライアンスの向上に向けた取組	145
第7 独占的状态調査	145
第8 ガソリンの取引に関する調査	147
第6章 競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備	148
第7章 株式取得、合併等に関する業務	152
第1 概説	152
第2 「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」等の一部改正	152

第3	独占禁止法第9条の規定による報告・届出	153
第4	銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有	153
第5	株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等	154
第6	主要な事例	166
第8章	不公正な取引方法への取組	178
第1	概説	178
第2	不当廉売に対する取組	178
第3	優越的地位の濫用に対する取組	179
第9章	下請法に関する業務	196
第1	概説	196
第2	違反事件の処理	196
第3	下請法の普及・啓発等	206
第10章	消費税転嫁対策特別措置法に関する業務	208
第1	概説	208
第2	消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置	208
第3	消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置	212
第4	消費税転嫁対策特別措置法の普及・啓発等	213
第11章	国際関係業務	216
第1	独占禁止協力協定等	216
第2	競争当局間協議	217
第3	経済連携協定への取組	217
第4	多国間関係	218
第5	海外の競争当局等に対する技術支援	223
第6	海外調査	225
第7	海外への情報発信	225
第12章	広報・広聴等に関する業務	226
第1	広報・広聴	226
第2	政策評価	228
第13章	景品表示法に関する業務	230
第1	概説	230
第2	景品表示法違反事件の調査	230
第3	公正競争規約の認定	234
第14章	相談その他の業務	235
第1	独占禁止法及び関係法令に関する相談等	235
第2	事業活動に関する相談状況	235

第 1 部

総 論

第1 概説

公正取引委員会は、平成25年度において、次のような施策に重点を置いて競争政策の運営に積極的に取り組んだ。

1 独占禁止法改正等

(1) 独占禁止法の改正

平成22年3月12日、公正取引委員会が行う審判制度の廃止等を主な内容とする、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案が第174回通常国会に提出された。同法律案は、同通常国会から第180回通常国会までの各国会において閉会中審査とされ、平成24年11月16日、第181回臨時国会において審査未了により廃案となった。

平成25年5月24日、技術的修正が行われたほかは前記法律案と同じ内容の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案が第183回通常国会に提出された。同法律案は、同通常国会及び第184回臨時国会で衆議院において閉会中審査とされた後、第185回臨時国会で、同年11月21日に衆議院において、同年12月7日に参議院において、それぞれ可決されて成立した（平成25年法律第100号）。この法律は、一部の規定を除き、公布の日（平成25年12月13日）から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

(2) 消費税転嫁対策特別措置法の制定等

ア 平成25年3月22日、消費税の転嫁を阻害する行為の是正、価格の表示並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置を主な内容とする、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案が第183回通常国会に提出された。同法律案は、同年6月5日に可決・成立し、同月12日に公布された（平成25年法律第41号。一部の規定を除き、同年10月1日から施行）。

イ 消費税転嫁対策特別措置法の施行に伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法施行令、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第2条第1項第1号の大規模小売事業者を定める規則、消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則等の制定等を行った。

ウ 消費税転嫁対策特別措置法の施行に伴い、同法の執行の統一を図るとともに、法運用の透明性を確保し、違反行為の未然防止に資するため、「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」を策定し、平成25年9月10日に公表した。

2 厳正・的確な法運用

(1) 独占禁止法違反行為の積極的排除

ア 迅速かつ実効性のある法運用を行うという基本方針の下、平成25年度においては、特に、入札談合（官公需）、受注調整（民需）及び価格カルテル並びに中小事業者に不当に不利益を与える優越的地位の濫用などの不公正な取引方法に対し、引き続き厳正かつ積極的に対応した。

なお、平成25年度における法的措置事件は、次のとおりである（詳細は第2部第2章第2を参照）。

＜平成25年度における法的措置事件＞	
入札談合（官公需）	○ 千葉県が発注する土木一式工事及び舗装工事の入札談合事件
受注調整（民需）	○ 東京電力㈱が発注する架空送電工事の工事業者及び地中送電ケーブル工事の工事業者による受注調整事件 ○ 関西電力㈱が発注する架空送電工事の工事業者及び地中送電工事の工事業者による受注調整事件
価格カルテル	○ 異性化糖及び水あめ・ぶどう糖の製造業者らによる価格カルテル事件 ○ 段ボール用でん粉の製造販売業者による価格カルテル事件 ○ 医師会による価格カルテル事件 ○ 自動車運送業務を行う船舶運航事業者による価格カルテル事件
優越的地位の濫用	○ スーパーマーケットによる納入業者に対する優越的地位の濫用事件

イ 公正取引委員会は、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案等については、積極的に刑事処分を求めて告発を行うこととしている。平成25年度においては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札談合事件において、入札参加業者8社及び個人8名を検事総長に告発した（平成26年3月4日）。

ウ 国・地方公共団体等の職員が入札談合に関与する、いわゆる官製談合については、入札談合等関与行為防止法に発注官庁において入札談合等関与行為を排除するための行政上の措置等が規定されているところ、平成25年度においては、鉄道・運輸機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札談合事件において、鉄道・運輸機構の職員が入札談合等関与行為を行っていた事実が認められたため、公正取引委員会は、同法の規定に基づき、鉄道・運輸機構理事長に対して改善措置要求を行った（平成26年3月19日）。

エ 公正取引委員会は、独占禁止法違反行為についての調査の過程において、競争政策上必要な措置を講じるべきと判断した事項について、発注者及び関係官庁等に申入れや要請を行っている。平成25年度においては、事業者団体である日本スターチ・糖化工業会、発注者である東京電力㈱、関西電力㈱及び鉄道・運輸機構並びに関係官庁である国土交通省に対して申入れや要請を行った。

(2) 公正な取引慣行の推進

ア 優越的地位の濫用に対する取組

- (ア) 公正取引委員会は、以前から、独占禁止法上の不公正な取引方法に該当する優越的地位の濫用が行われないよう監視を行うとともに、独占禁止法に違反する行為については厳正に対処している。
- (イ) 公正取引委員会は、独占禁止法上問題となる個別の違反行為に対し、厳正に対処しているほか、中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野について、実態調査等を実施し、普及・啓発に努めている。平成25年度においては、「外食事業者と納入業者との取引に関する実態調査報告書」（平成25年5月27日公表。詳細は第2部第8章第3 **5** を参照）及び「物流センターを利用して行われる取引に関する実態調査報告書」（平成25年8月8日公表。詳細は第2部第8章第3 **6** を参照）を公表したほか、荷主と物流事業者との取引に関する書面調査を実施した。
- (ロ) 公正取引委員会は、過去に優越的地位の濫用規制に対する違反がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等の事業者に対して一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う業種別講習会を実施している。平成25年度においては、業種別講習会を合計40回実施した。
- (ハ) 公正取引委員会は、下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、当委員会事務総局の職員が出向いて、下請法等の内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。平成25年度においては、「中小事業者のための移動相談会」を全国16か所で実施したほか、事業者団体が開催する研修会等に職員を講師として派遣した。

イ 不当廉売に対する取組

公正取引委員会は、小売業における不当廉売について、迅速に処理を行うとともに、大規模な事業者による不当廉売事案又は繰り返し行われている不当廉売事案であって、周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについては、周辺の販売業者の事業活動への影響等について個別に調査を行い、問題がみられた事案については、法的措置を採るなど厳正に対処している。

ウ 下請法違反行為の積極的排除等

- (ア) 公正取引委員会は、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくいという下請取引の実態に鑑み、中小企業庁の協力を得て、親事業者及びこれらと取引している下請事業者を対象として定期的に書面調査を実施するなど違反行為の発見に努めている。
- (イ) 公正取引委員会は、昨今の厳しい経済情勢の下で、中小事業者の自主的な事業活動が阻害されることのないよう、下請法の迅速かつ効果的な運用により、下請取引の公正化及び下請事業者の利益の保護に努めている。

なお、平成25年度における主な勧告事件は、次のとおりである（詳細は第2部第9章第2 **6** を参照）。

＜平成25年度における主な勧告事件＞

- 貨物利用運送事業者（親事業者）による下請事業者に対する下請代金の減額事件
- 旅行者（親事業者）による下請事業者に対する下請代金の減額事件
- 食料品等の小売業者（親事業者）による下請事業者に対する下請代金の減額事件
- 食料品の卸売業者（親事業者）による下請事業者に対する不当な経済上の利益の提供要請事件

(ウ) 公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日公表）。平成25年度においては、前記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は12件あり、これらについては、前記の取扱いがなされた。

(エ) 公正取引委員会は、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、買いたたき等の行為が行われることのないよう、平成25年11月22日、約18万9千名の親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣連名の文書をもって要請を行った。

エ 消費税転嫁対策に関する取組

(ア) 公正取引委員会は、様々な情報収集活動によって把握した消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）に関する情報を踏まえ、立入検査等の調査を積極的に実施している。これらの調査の結果、転嫁拒否行為が認められた事業者に対しては、転嫁拒否行為に係る不利益の回復などの必要な改善指導を迅速に行っている。

(イ) 公正取引委員会は、転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けるための相談窓口を設置するとともに、平成26年4月1日の消費税率の引上げ時に集中する相談に対応するため、休日専用ダイヤルを設けるなど相談対応の強化を図った。また、事業者にとって、より一層相談しやすい環境を整備するため、全国各地で移動相談会を実施することとし、平成25年度においては、移動相談会を75回実施した。

(ウ) 公正取引委員会は、転嫁拒否行為を受けた事業者にとって、自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから、転嫁拒否行為を受けた事業者からの情報提供を受動的に待つだけでなく、中小企業庁と合同で書面調査を実施し、転嫁拒否行為に関する情報収集を積極的に行った。また、様々な業界における転嫁拒否行為に関する情報や取引実態を把握するため、納入業者等及び事業者団体に対してヒアリング調査を実施した。

(エ) 公正取引委員会は、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為の届出を受け付けたほか、事業者又は事業者団体からの届出書の記載方法等に関する相談を

受け付けた。

- (ハ) 公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施しており、平成25年度においては、全国31か所において合計40回の説明会を実施したほか、商工会議所、商工会及び事業者団体が開催する説明会等に公正取引委員会事務総局の職員を講師として派遣した。
- (カ) 公正取引委員会は、転嫁拒否行為が行われることのないよう、平成25年11月15日、約20万名の事業者に対し、消費税転嫁対策特別措置法の遵守の徹底について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名の文書をもって要請し、平成26年1月17日、関係事業者団体に対し、消費税転嫁対策特別措置法の遵守の徹底について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名（建設業の事業者団体は国土交通大臣との三者連名）の文書をもって要請するなどした。

(3) 企業結合審査の充実

ア 企業結合規制の的確な運用

独占禁止法は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる会社の株式取得・所有、合併等を禁止している。公正取引委員会は、我が国における競争的な市場構造が確保されるよう、企業結合規制の的確な運用に努めており、平成25年度においては、次のような企業結合事案について、的確に処理するとともに、その内容を公表した（詳細は第2部第7章第6を参照）。

<平成25年度における主な企業結合事案>

- イオン(株)による(株)ダイエーの株式取得
- 三菱重工業(株)と(株)日立製作所の火力発電システム事業の統合

イ 「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」等の一部改定

公正取引委員会は、「日本再生加速プログラム」（平成24年11月30日閣議決定）及び「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）を踏まえ、独占禁止法第11条の規制趣旨に照らして金融機関の取得・保有可能な議決権の割合の上限について適用除外・例外規定の在り方を含め検討を行った結果、「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」及び「債務の株式化に係る独占禁止法第11条の規定による認可についての考え方」を平成26年3月31日に一部改定して公表し、同年4月1日から施行した。

3 競争環境の整備に向けた調査等

(1) 保育分野に対する調査・提言

我が国の少子化の要因の一つとして、仕事と子育ての両立の難しさが挙げられている。特に都市部では、保育の需要に対して子供を預かる保育施設が不足しており、待機児童の発生が大きな問題となっている。また、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決

定)では、保育分野は、「制度の設計次第で巨大な新市場として成長の原動力になり得る分野」、「良質で低コストのサービス(中略)を国民に効率的に提供できる大きな余地が残された分野」とされている。このように、保育分野は、需要の充足が求められているだけではなく、我が国の成長分野となることが期待されている分野である。

このため、公正取引委員会では、平成25年度において、事業者の公正かつ自由な競争を促進し、もって消費者の利益を確保することを目的とする競争政策の観点から、保育分野の現状について調査・検討を行った。

その後、平成26年6月25日、競争政策上の考え方や提言を取りまとめた「保育分野に関する調査報告書」を公表した(詳細は第2部第5章第1を参照)。同調査報告書では、①多様な事業者の参入促進、②補助制度・税制におけるイコルフットィングの確保、③情報公開・第三者評価の充実、④付加的なサービスの拡大について提言を行った。

(2) 競争評価に関する取組

平成19年10月以後、各府省が規制の新設又は改廃を行おうとする際、原則として、規制の事前評価の実施が義務付けられ、その際、規制による競争状況への影響分析(以下「競争評価」という。)を行うこととされており、平成22年4月から試行的に実施されている。競争評価については、各府省は、規制等に関して、競争状況への影響・分析に関するチェックリスト(以下「競争評価チェックリスト」という。)の記入を行い、評価書と共に総務省に提出し、総務省は競争評価チェックリストを公正取引委員会へ送付することとされている。平成25年度においては、総務省から143件の競争評価チェックリストを受領し、内容を精査した。

(3) 入札談合の防止への取組

入札談合の防止を徹底するためには、発注者側の取組が極めて重要であるとの観点から、公正取引委員会は、地方公共団体等の調達担当者等に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会を開催するとともに、国、地方公共団体等が実施する調達担当者等に対する同様の研修会への講師の派遣及び資料の提供等の協力を行っている。平成25年度においては、研修会を全国で24回開催するとともに、国、地方公共団体及び特定法人に対して288件の講師の派遣を行った。

(4) 独占禁止法コンプライアンスの向上に向けた取組

独占禁止法コンプライアンスの向上に関連した企業の取組を促していく観点から、公正取引委員会では、企業における独占禁止法に関するコンプライアンス活動の状況を調査し、改善のための方策等と併せて、報告書の取りまとめ・公表を行うとともに、その周知に努めている。平成25年度においては、地方有識者との懇談会や企業法務を専門とする弁護士等に対する講演会等の機会を利用して周知を行った。

(5) ガソリンの取引に関する調査

公正取引委員会は、石油元売会社とガソリン販売業者等における企業間取引等に関する実態を把握するために調査を実施し、平成25年7月23日、「ガソリンの取引に関する

調査について」として取りまとめ、公表した（詳細は平成24年度年次報告第2部第6章第8を参照）。

4 競争政策の運営基盤の強化

(1) 経済のグローバル化への対応

近年、複数の国・地域の競争法に抵触する事案、複数の国・地域の競争当局が同時に審査を行う必要のある事案等が増加するなど、競争当局間の協力・連携の強化の必要性が高まっている。このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、二国間独占禁止協力協定、経済連携協定等に基づき、関係国の競争当局と連携して執行活動を行うなど、外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。

また、公正取引委員会は、国際競争ネットワーク（ICN）、経済協力開発機構（OECD）、アジア太平洋経済協力（APEC）、国連貿易開発会議（UNCTAD）等といった多国間会議にも積極的に参加している。特に ICN では、第11回年次総会（平成24年4月）において、企業結合審査に係る国際協力枠組みが立ち上げられたが、これは、企業結合審査における ICN 加盟当局間の効率的かつ効果的な執行協力の促進を目的として、公正取引委員会委員長が提唱し、当委員会が運用を行っているものである。当委員会は、東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンスにおいても、主導的な役割を果たしている。

さらに、発展途上国において、既存の競争法制を強化する動きや新たに競争法制を導入する動きが活発になっていることを受け、公正取引委員会は、これら諸国の競争当局等に対し、当委員会事務総局の職員の派遣や研修の実施等による技術支援活動を行っている。

このほか、我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することにより公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させるため、英文ウェブサイトに掲載する報道発表資料の一層の充実、海外の弁護士会等が主催するセミナー等へのスピーカーの派遣等を行っている。

なお、平成25年度における主な国際的な取組は、次のとおりである。

＜平成25年度における主な国際的な取組＞

- ICN 第12回年次総会への参加（平成25年4月）
- 企業結合審査に係る国際協力枠組みの運用
- 東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンスへの参加（平成25年8月）
- 競争当局間協議の開催（韓国、米国、カナダ及びEU）
- 競争当局間の協力に関する覚書等の署名（フィリピン及びベトナム）
- 競争政策に関する技術支援の実施（ベトナム、インドネシア、中国、フィリピン等）

(2) 競争政策の普及啓発に関する広報・広聴活動

競争政策に関する意見・要望等を聴取して施策の実施の参考とし、併せて競争政策への理解の促進に資するため、独占禁止政策協力委員から個別に意見聴取を行った。

また、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が広く有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、独占禁止懇話会を開催しており、平成25年度においては、3回開催した。

さらに、全国8都市において、公正取引委員会委員と各地の有識者との懇談会を、また、全国各地において、地方事務所長等の当委員会事務総局の職員と各地区の有識者との懇談会を、それぞれ開催した。

前記以外の活動として、本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、「一日公正取引委員会」を開催するとともに、一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動を紹介する「消費者セミナー」を開催した。

加えて、中学校、高等学校及び大学（短期大学等を含む。）からの要請を受けて職員を講師として派遣し、経済活動における競争の役割等について授業を行う独占禁止法教室（出前授業）の開催など、学校教育等を通じた競争政策の普及啓発に努めた。

なお、平成25年度における主な取組は、次のとおりである。

＜平成25年度における主な取組＞

- 独占禁止政策協力委員150名に対する意見聴取の実施
- 独占禁止懇話会の開催（3回）
- 地方有識者との懇談会の開催（北海道釧路市、山形市、長野市、富山市、奈良市、山口市、高松市及び長崎市）
- その他の地方有識者との懇談会の開催（80回）
- 一日公正取引委員会の開催（北海道釧路市、山形市、水戸市、静岡市、奈良市、鳥取市、徳島市及び大分市）
- 消費者セミナーの開催（49回）
- 独占禁止法教室の開催（中学生向け54回、高校生向け14回、大学生等向け73回）

第2 業務の概要

平成25年度の業務の概要は、次のとおりである。

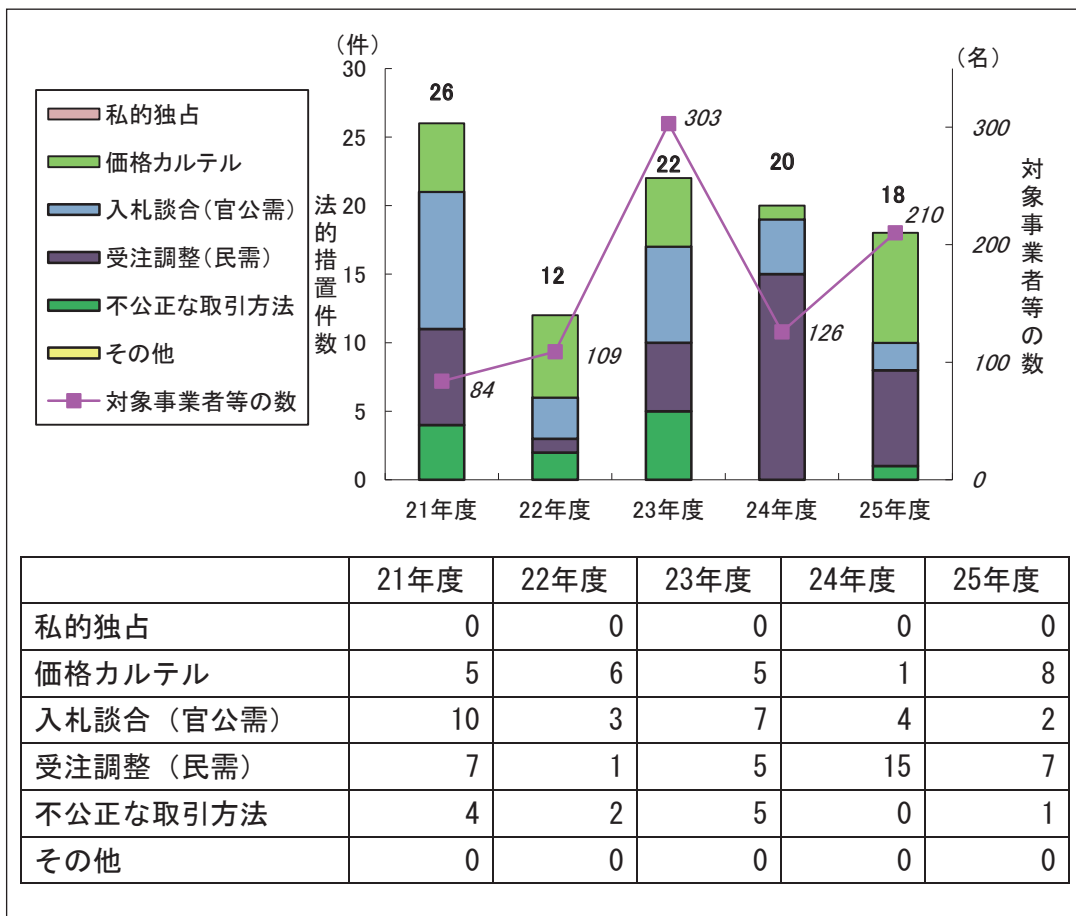
1 独占禁止法違反被疑事件の審査及び処理

- (1) 独占禁止法違反被疑事件として平成25年度に審査を行った事件は150件である。そのうち同年度内に審査を完了したものは140件であった。
- (2) 平成25年度においては、18件の法的措置を採った。これを行為類型別にみると、価格カルテルが8件、入札談合（官公需）が2件、受注調整（民需）が7件、不公正な取引方法が1件となっている（第1図参照）。また、総額302億4283万円の課徴金の納付を命じた（第2図参照）。

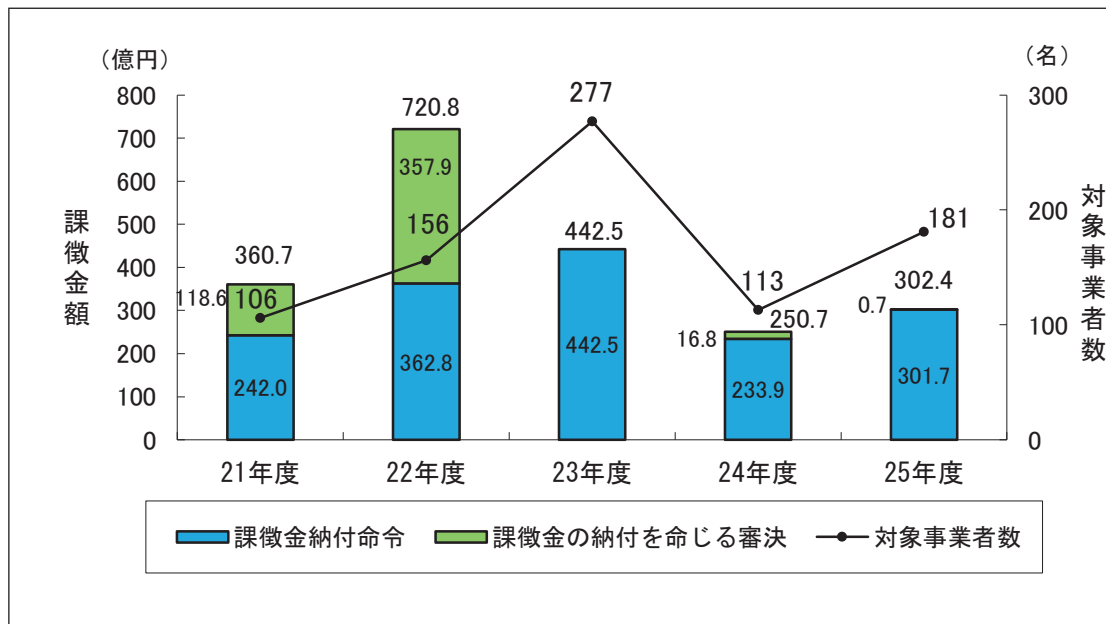
なお、平成25年度においては、課徴金減免制度に基づき事業者が自らの違反行為に係る事実の報告等を行った件数は50件であった。

- (3) このほか、違反するおそれのある行為に対する警告1件、違反につながるおそれのある行為に対する注意114件（不当廉売事案について迅速処理による注意を行った1,366件を除く。）を行うなど、適切かつ迅速な法運用に努めた。

第1図 法的措置件数等の推移



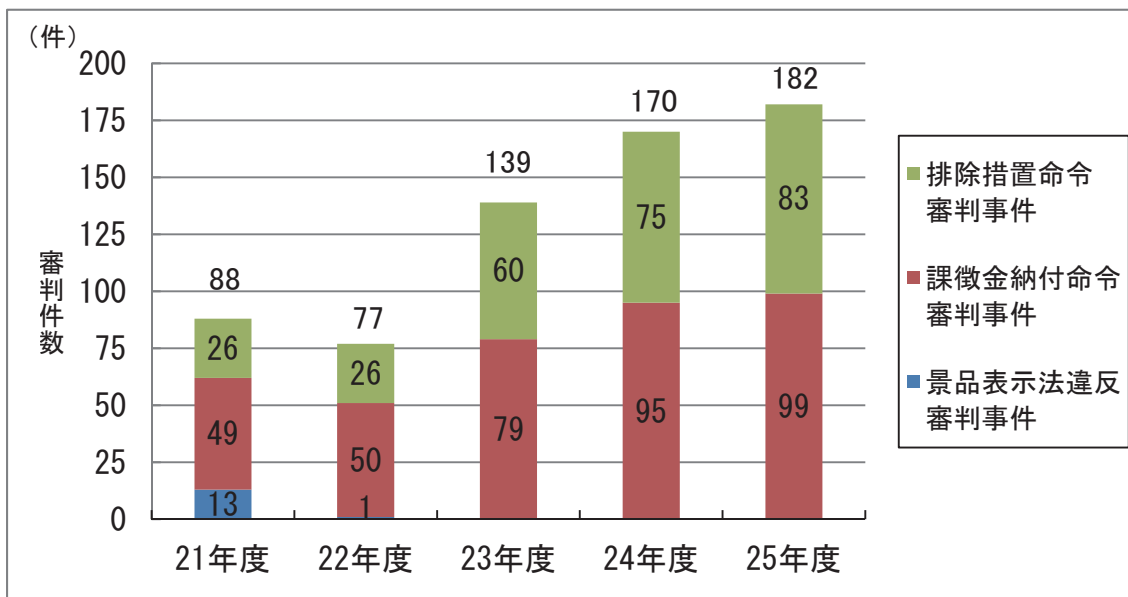
第2図 課徴金額等の推移



(注) 平成17年独占禁止法改正法（独占禁止法の一部を改正する法律〔平成17年法律第35号〕をいう。以下同じ。）による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決を含み，同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令を除く。

- (4) 平成25年度における審判件数は，前年度から繰り越されたもの157件，平成25年度中に審判手続を開始したもの25件の合計182件（排除措置命令に係るものが83件，課徴金納付命令に係るものが99件）であった（第3図参照）。これらのうち，平成25年度中に15件について審決を行った。15件の審決の内訳は，平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく審決が7件（課徴金の納付を命ずる審決5件，課徴金の納付を命じない審決2件），平成17年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法に基づく審決が8件（排除措置命令に係る審決3件，課徴金納付命令に係る審決5件）である。このほか，2件（排除措置命令に係るものが1件，課徴金納付命令に係るものが1件）の審判請求取下げが行われた。この結果，平成25年度末における審判件数（平成26年度に繰り越すもの）は165件となった。

第3図 審判件数の推移



(注) 審判件数は、行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。

(注) 「排除措置命令審判事件」には、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく審判事件（課徴金納付命令に係るものを除く。）を含む。

2 法運用の明確化と独占禁止法違反行為の未然防止

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為の未然防止を図るため、事業者及び事業者団体が自ら実施しようと考えている具体的な事業活動について独占禁止法上問題がないかどうか個別に相談してきた場合には、これに応じて回答をしている。平成25年度においては、事業者の活動に関して1,274件の相談を、事業者団体の活動に関して243件の相談を受け付けた。

3 競争政策に関する理論的・実証的な基盤の整備

競争政策研究センターは、平成15年6月の発足以降、独占禁止法等の執行や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化するための活動を展開している。平成25年度においては、5つの研究テーマに取り組んだほか、国際シンポジウムを開催（㈱日本経済新聞社との共催）するとともに、公開セミナーを3回、ワークショップを7回開催した。

4 企業結合規制に関する業務

独占禁止法第9条から第16条までの規定に基づく企業結合規制に関する業務については、銀行又は保険会社の議決権保有について15件の認可を行い、持株会社等について100件の報告、会社の株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等について264件の届出をそれぞれ受理し、必要な審査を行った。

5 不公正な取引方法への取組

(1) 優越的地位の濫用に対する取組

公正取引委員会では、優越的地位の濫用行為に係る審査を効率的かつ効果的に行い、必要な是措置を講じていくことを目的とした「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し、審査を行っているところ、平成25年度においては、過去最高の58件の注意を行った。

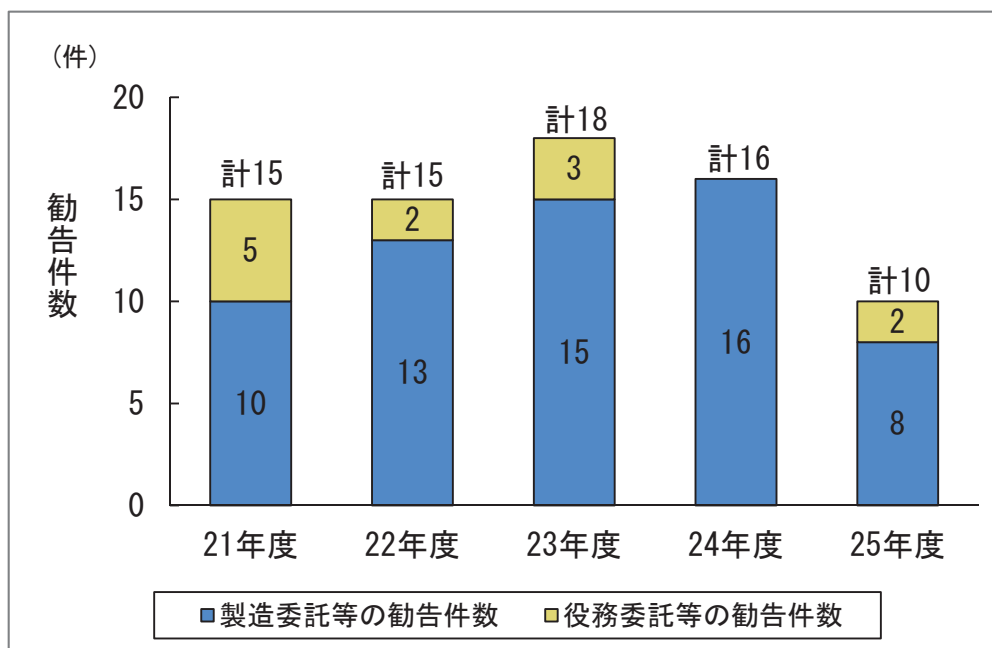
(2) 不当廉売に対する取組

平成25年度においては、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業において、不当廉売につながるおそれがあるとして1,366件（酒類847件、石油製品452件、家庭用電気製品29件、その他38件）の事案に対して注意を行った。

6 下請法に関する業務

下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護を図るため、親事業者38,974名及びこれらと取引している下請事業者214,044名を対象に書面調査を行った。書面調査等の結果、下請法に基づき勧告を行ったものは10件（製造委託等8件、役務委託等2件）（第4図参照）、指導を行ったものは4,949件であった。

第4図 下請法の事件処理件数の推移



(注) 勧告を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本図においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

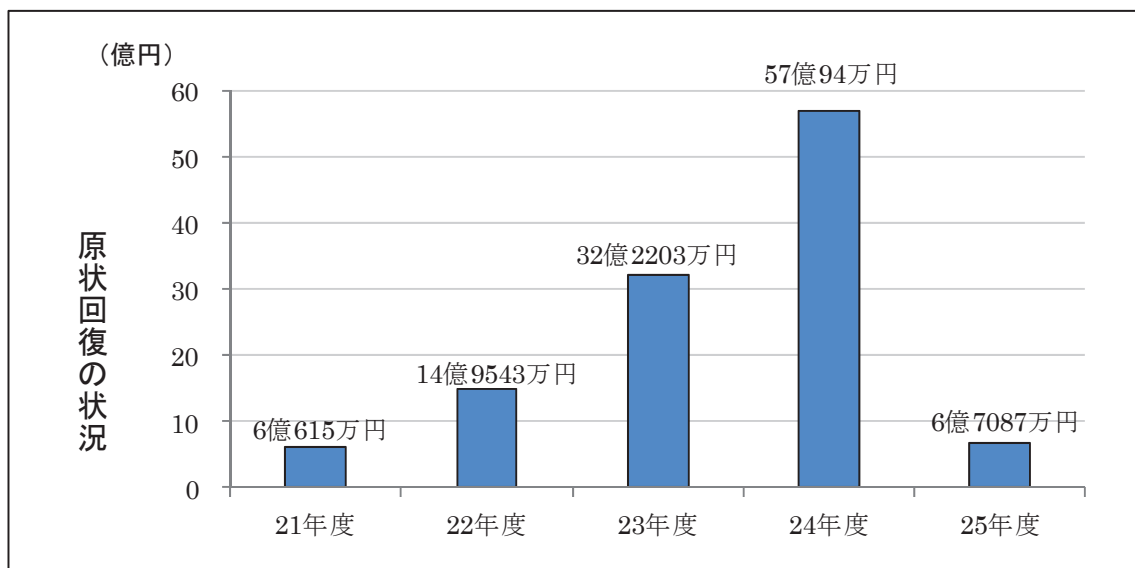
(注) 「製造委託等」とは、製造委託及び修理委託をいい、「役務委託等」とは、情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

平成25年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者244名から、下請事業者5,604名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額6億7087万円相当の原状回復が行われた（第5図参照）。

このうち、①下請代金の減額事件においては、親事業者127名から総額5億4558万円の減額分が下請事業者3,777名に返還され、②下請代金の支払遅延事件においては、親事業者110名から総額1億1107万円の遅延利息が下請事業者1,765名に支払われ、③不当な経済上の利益の提供要請事件においては、親事業者6名から総額1399万円の利益提供分が下請事業者60名に返還され、④返品事件においては、親事業者1名により総額21万円相当の商品が下請事業者2名から引き取られた。

（注）前記の額は1万円未満を切り捨てているため、第5図に記載の総額と前記の額の合計とは一致しない。

第5図 原状回復の状況



7 消費税転嫁対策特別措置法に関する業務

公正取引委員会は、転嫁拒否行為に関する情報収集を積極的に行うため、平成25年度においては、中小企業庁と合わせて15万件の書面調査を実施した。書面調査等の結果、消費税転嫁対策特別措置法に基づき指導を行ったものは724件であった。

また、平成25年度においては、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為152件、消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為136件の合計288件の届出を受け付けたほか、1,235件の相談に対応した。

8 その他の業務

公正取引委員会は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づき政策評価を実施している。平成25年度においては、「企業結合の迅速かつ的確な審査」、「独占禁止法違反行為に対する厳正な対処」等8件の事後評価を実施し、政策評価書を公表した。

第 2 部

各 論

第1章 独占禁止法制等の動き

第1 独占禁止法の改正

1 改正の経緯

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号。以下「平成21年独占禁止法改正法」という。）附則第20条第1項において、「審判手続に係る規定について、全面にわたって見直すものとし、平成二十一年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」こととされた。

また、平成21年独占禁止法改正法案に係る衆議院及び参議院の経済産業委員会の附帯決議において、「審判手続に係る規定については、本法附則において、全面にわたって見直すものとし、平成二十一年度中に行う検討の結果所要の措置を講ずることとされているが、検討の結果として、現行の審判制度を現状のまま存続することや、平成十七年改正以前の事前審判制度へ戻すことのないよう、審判制度の抜本的な制度変更を行うこと」とされた。

これらの附則等を踏まえ、平成22年3月12日、公正取引委員会が行う審判制度を廃止するとともに、当委員会が排除措置命令等の行政処分を行おうとする際の意見聴取のための手続の整備等の所要の改正を行うことを内容とする、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案が第174回通常国会に提出された。同法律案は、同通常国会から第180回通常国会までの各国会において閉会中審査とされ、平成24年11月16日、第181回臨時国会において審査未了により廃案となった。

平成25年5月24日、技術的修正が行われたほかは前記法律案と同じ内容の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案が第183回通常国会に提出された。同法律案は、同通常国会及び第184回臨時国会で衆議院において閉会中審査とされた後、第185回臨時国会で、同年11月21日に衆議院において、同年12月7日に参議院において、それぞれ可決されて成立した（平成25年法律第100号）。この法律は、一部の規定を除き、公布の日（平成25年12月13日）から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

2 改正法の内容

(1) 審判制度等の廃止

ア 審判官を廃止することとした。

イ 審判制度に係る規定を廃止することとした。

ウ 審決の取消しの訴えは、審決がその効力を生じた日から30日以内に提起しなければならないとする規定を廃止することとした。

エ 審決の取消しの訴えに係る訴訟については、公正取引委員会の認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときには、裁判所を拘束するとする規定を廃止することとした。

オ 審決取消訴訟の当事者は、裁判所に対し、公正取引委員会が認定した事実に関する

証拠の申出をする場合には、公正取引委員会が正当な理由がなく当該証拠を採用しなかった場合等に該当することを理由とするものであることを要するとする規定を廃止することとした。

(2) 排除措置命令等に係る意見聴取のための手続等の整備

ア 排除措置命令に係る意見聴取のための手続の整備

- (ア) 排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について、意見聴取を行わなければならないこととした。
- (イ) 意見聴取を行うに当たっては、意見聴取を行うべき期日までに相当な期間をおいて、排除措置命令の名宛人となるべき者に対し、予定される排除措置命令の内容等を書面により通知しなければならないこととした。
- (ウ) 前記(イ)の通知を受けた者（以下「当事者」という。）は、代理人を選定することができることとした。
- (エ) 当事者は、公正取引委員会に対し、当該意見聴取に係る事件について公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠の閲覧又は謄写（謄写については、当該証拠のうち、当該当事者若しくはその従業員が提出したもの又は当該当事者若しくはその従業員の供述を録取したものとして公正取引委員会規則で定めるものの謄写に限る。）を求めることができることとした。
- (オ) 意見聴取は、公正取引委員会が事件ごとに指定するその職員（以下「指定職員」という。）が主宰することとした。
- (カ) 指定職員は、当該意見聴取に係る事件について指定された審査官その他の当該事件の調査に関する事務に従事した職員（後記(キ)において「審査官等」という。）に、予定される排除措置命令の内容等を意見聴取の期日に出頭した当事者に対し、説明させなければならないこととした。
- (キ) 当事者は、意見聴取の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠を提出し、並びに指定職員の許可を得て審査官等に対し質問を発することができることとした。
- (ク) 当事者は、意見聴取の期日への出頭に代えて、指定職員に対し、意見聴取の期日までに陳述書及び証拠を提出することができることとした。
- (ケ) 指定職員は、意見聴取の期日における当事者による意見陳述等の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、当事者の陳述の要旨を明らかにしておかなければならないこととした。
- (コ) 指定職員は、意見聴取の終結後速やかに、当該意見聴取に係る事件の論点を整理し、当該整理された論点を記載した報告書を作成し、前記(ケ)の調書とともに公正取引委員会に提出しなければならないこととした。
- (サ) 公正取引委員会は、排除措置命令に係る議決をするときは、前記(ケ)の調書及び前記(コ)の報告書の内容を十分に参酌しなければならないこととした。

イ 納付命令に係る意見聴取のための手続等の整備

- (ア) 課徴金の納期限は、課徴金納付命令書の謄本を発する日から7月を経過した日とすることとした。
- (イ) 納付命令をしようとするときは、当該納付命令の名宛人となるべき者について、意見聴取を行わなければならないこととし、排除措置命令に係る意見聴取に関する

規定を準用することとした。

ウ 競争回復措置命令に係る意見聴取のための手続等の整備

- (ア) 独占的状态があると認める場合に審判開始決定を行うことができる規定を廃止し、競争回復措置命令を行うこととした。
- (イ) 競争回復措置命令をしようとするときは、当該競争回復措置命令の名宛人となるべき者について、意見聴取を行わなければならないこととし、排除措置命令に係る意見聴取に関する規定を準用することとした。
- (ウ) 公正取引委員会は、競争回復措置命令の名宛人となるべき者に対し意見聴取に係る通知をしようとするときは、当該事業者の営む事業に係る主務大臣に協議し、かつ、公聴会を開いて一般の意見を求めなければならないこととした。

(3) 排除措置命令等に係る訴訟手続の整備

- ア 審決に係る抗告訴訟の第一審裁判権は東京高等裁判所に属するとする規定を廃止し、排除措置命令等に係る抗告訴訟等は、東京地方裁判所の専属管轄とすることとした。
- イ 東京地方裁判所は、排除措置命令等に係る抗告訴訟等については、3人の裁判官の合議体で審理及び裁判をすることとした。
- ウ 前記イにかかわらず、東京地方裁判所は、排除措置命令等に係る抗告訴訟等について、5人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができることとした。
- エ 東京地方裁判所がした排除措置命令等に係る抗告訴訟等についての終局判決に対する控訴等が提起された東京高等裁判所においては、当該控訴等に係る事件について、5人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができることとした。
- オ 排除措置命令等に係る抗告訴訟については、国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）第6条の規定を適用しないこととした。

(4) 罰則規定の見直し

審判制度に係る罰則規定について所要の整備を行うこととした。

第2 消費税転嫁対策特別措置法の制定等

1 制定の経緯

平成24年8月に成立した、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）において、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から独占禁止法及び下請法の特例に係る必要な法制上の措置を講じることとされたこと等を踏まえ、消費税の転嫁を阻害する行為の是正、価格の表示並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置を主要内容とする、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案が平成25年6月5日に可決・成立し、同月12日に公布された（平成25年法律第41号）。消費税転嫁対策特別措置法は、同年6月15日に施行された一部

の規定を除き、同年10月1日に施行された（平成25年政令第182号）。国会における審議状況及び同法の主な内容は次のとおりである。

2 国会における審議状況

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案は、平成25年3月22日に閣議決定され、同日に第183回通常国会に提出された。同法律案は、衆議院においては、同年4月12日に本会議で趣旨説明及び質疑が行われ、同日、経済産業委員会に付託された後、同年5月17日の同委員会で一部修正の上、同日に同委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。参議院においては、同月27日に本会議で趣旨説明及び質疑が行われ、同日、経済産業委員会に付託された後、同年6月4日に同委員会で、同月5日に本会議で、それぞれ可決され、同法律案は成立し、同月12日に公布された。

3 法律の内容

(I) 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

ア 特定事業者の遵守事項

特定事業者は、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して、次に掲げる行為をしてはならないこととした(注)。

(注)「特定事業者」及び「特定供給事業者」とは、それぞれ下表に掲げる事業者をいう。

特定事業者	特定供給事業者
大規模小売事業者	左欄の大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者
右欄の特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者（大規模小売事業者を除く。）	左欄の特定事業者に継続して商品又は役務を供給する①から③の事業者 ①個人事業者 ②人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。）である事業者 ③資本金の額又は出資の総額が3億円以下である事業者

(7) 減額又は買ったとき

商品若しくは役務の対価の額を減じ、又は商品若しくは役務の対価の額を当該商品若しくは役務と同種若しくは類似の商品若しくは役務に対し通常支払われる対価に比し低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むこと。

(I) 商品購入、役務利用又は利益提供の要請

特定供給事業者による消費税の転嫁に応じることと引換えに、自己の指定する商品を購入させ、若しくは自己の指定する役務を利用させ、又は自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

(ウ) 本体価格での交渉の拒否

商品又は役務の供給の対価に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒むこと。

(エ) 報復行為

前記(ウ)から(ウ)までに掲げる行為があるとして特定供給事業者が公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

イ 消費税の転嫁拒否等の行為に対する検査、指導等

(ア) 報告及び検査

a 公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、前記アに違反する行為を是正するために必要があると認めるときは、特定事業者若しくは特定供給事業者に対しその取引に関する報告をさせ、又はその職員に特定事業者若しくは特定供給事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができることとした。

b 前記 a により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならないこととした。

c 前記 a による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこととした。

(イ) 指導又は助言

公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、特定事業者に対し、前記アに違反する行為を防止し、又は是正するために必要な指導又は助言をするものとする事とした。

(ウ) 措置請求

主務大臣又は中小企業庁長官は、前記アに違反する行為があるとき、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適当な措置を採るべきことを求めることができることとした。ただし、次に掲げるときは、当該求めをするものとする事とした。

a 当該行為が多数の特定供給事業者に対して行われていると認められるとき。

b 当該行為によって特定供給事業者が受ける不利益の程度が大きいと認められるとき。

c 当該行為を行った事業者が前記アに違反する行為を繰り返し行う蓋然性が高いと認められるとき。

d 前記 a から c までに掲げるもののほか、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する重大な事実があると認められるとき。

(エ) 勧告

公正取引委員会は、特定事業者について前記アに違反する行為があるとき、その特定事業者に対し、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置を採るべきことを勧告し、その旨を公表するものとする事とした。

ウ その他所要の規定の整備

(7) 省庁間での情報共有等

公正取引委員会、主務大臣及び中小企業庁長官は、前記アに違反する行為の防止又は是正のため、相互に情報又は資料を提供することができることとした。

(4) 公正取引委員会等への通知

国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、前記アに違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対して、その事実を通知するものとする事とした。

(5) 都道府県知事等への権限の付与

政令により、主務大臣等の権限の一部を都道府県知事等に付与することができる事とした。

(2) 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

ア 事業者の遵守事項

事業者は、平成26年4月1日以後における自己の供給する商品又は役務の取引について、次に掲げる表示をしてはならないこととした。

(7) 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

(4) 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの

(5) 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって前記(4)に掲げる表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

イ 報告及び検査

(7) 内閣総理大臣、公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官は、前記アに違反する行為を是正するために必要があると認めるときは、事業者に対しその表示に関する報告をさせ、又はその職員に事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができることとした。

(4) 前記(7)により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならないこととした。

(5) 前記(7)による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこととした。

(3) 価格の表示に関する特別措置

ア 事業者は、自己の供給する商品又は役務の価格を表示する場合において、今次の消費税の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、消費税法(昭和63年法律第108号)第63条の規定にかかわらず、税込価格を表示することを要しないこととした。

イ 前記アにより税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに、税込価格を表示するよう努めなければならないこととした。

ウ 事業者は、自己の供給する商品又は役務の税込価格を表示する場合において、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、税込価格に併せて、消費税を含まない価格又は消費税の額を表示するものとする事とした。

エ 前記ウの場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、当該消費税を含まない価格の表示については、景品表示法第4条第1項の規定は、適用しないこととした。

(4) 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

ア 事業者が消費税を取引の相手方に円滑かつ適正に転嫁するため、事業者又は事業者団体が、公正取引委員会規則で定めるところにより当委員会に届出をしてする平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間における商品又は役務の供給に係る次に掲げる共同行為(事業者団体がその直接又は間接の構成事業者に当該共同行為をさせる行為を含む。)については、独占禁止法の規定を適用しないこととした。

(ア) 事業者又は構成事業者が供給する商品又は役務に係る消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為(その共同行為に参加している事業者の3分の2以上が中小事業者である場合又はその共同行為に係る事業者団体が、その構成事業者の3分の2以上が中小事業者であり若しくはその直接若しくは間接の構成員である事業者団体のそれぞれの構成事業者の3分の2以上が中小事業者であるものである場合に限る。)

(イ) 事業者又は構成事業者が供給する商品又は役務に係る消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為

イ 法律の規定に基づいて設立された組合(組合の連合会を含む。)であって政令で定めるものは、当該法律の規定にかかわらず、当該組合の事業として前記アの共同行為をすることができることとした。

ウ 公正取引委員会は、前記イの政令で定める組合に係る前記アの届出を受理したときは、遅滞なく、当該組合を所管する大臣に通知しなければならないこととした。

4 消費税転嫁対策特別措置法施行に伴う政令等

(1) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法施行令の制定及び公正取引委員会事務総局組織令の改正

消費税転嫁対策特別措置法の施行に伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法施行令(以下「消費税転嫁対策特別措置法施行令」という。)の制定及び公正取引委員会事務総局組織令の改正を行い、関係規定について所要の整備を行った(平成25年政令第269号(平成25年9月13日公布, 10月1日施行))。概要は以下のとおりである。

ア 消費税転嫁対策特別措置法施行令

(7) 趣旨

消費税転嫁対策特別措置法により、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置が導入されたことに伴い、消費税転嫁対策特別措置法において政令に委任している中小事業者の範囲等について規定した。

(4) 内容

a 中小事業者の範囲

事業者又は構成事業者が消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為を行うにはその参加事業者等の3分の2以上が中小事業者であることが必要であるところ、政令に委任されている中小事業者の範囲を定めた。

b 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為を行うことができる組合

組合の事業として消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為を行うことができない組合について、設置根拠法の規定にかかわらず当該共同行為を行うことができる組合等を定めた。

c 都道府県が処理する事務

主務大臣の権限に属する事務のうち、都道府県の執行機関が行うこととする事務等を定めた。

d 権限の委任

主務大臣の権限のうち、地方支分部局の長に委任する権限等を定めた。

イ 公正取引委員会事務総局組織令

消費税転嫁対策特別措置法の施行に伴い、公正取引委員会事務総局の局、部及び課の所掌事務の範囲につき所要の改正を行った。

(2) 公正取引委員会規則等の制定

ア 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第2条第1項第1号の大規模小売事業者を定める規則

(7) 趣旨

消費税転嫁対策特別措置法により、大規模小売事業者が特定事業者として同法の規制対象となったことに伴い、同法において公正取引委員会規則に委任している大規模小売事業者について規定した。

(4) 内容

消費税転嫁対策特別措置法第2条第1項第1号に規定する「大規模小売事業者」を①前事業年度における売上高（特定連鎖化事業を行う者にあつては、当該特定連鎖化事業に加盟する者の売上高を含む。）が100億円以上である者又は②一定以上の店舗面積の店舗を有する者と定めた。

イ 消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則

(7) 趣旨

消費税転嫁対策特別措置法により、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置が導入されたことに伴い、消費税転嫁対策特別措置法において公正取引委員会規則に委任している消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為の届出の方法及び届出書の様式を規定した。

(4) 内容

a 消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の実施届出、変更届出及び廃止届出の届出及び各届出書の様式を定めた。

b 消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の実施届出、変更届出及び廃止届出の届出及び各届出書の様式を定めた。

ウ 消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方

(7) 趣旨

消費税転嫁対策特別措置法の施行に伴い、同法の執行の統一を図るとともに、法

運用の透明性を確保し、違反行為の未然防止に資するため、「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」を策定し、平成25年9月10日に公表した。

(4) 内容

- a 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置に関する解釈の明確化を図るとともに、運用方針を示した。
- b 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置について、どのような行為が問題となり、また、どのような行為が問題とならないかを具体的に示した。
- c 消費税率の引上げに際し、独占禁止法及び下請法上、どのような行為が問題となるのかについても具体的に示した。

第3 独占禁止法と他の経済法令等の調整

1 法令協議

公正取引委員会は、関係行政機関が特定の政策的必要性から経済法令の制定又は改正を行おうとする際に、これら法令に独占禁止法の適用除外や競争制限的効果をもたらすおそれのある行政庁の処分に係る規定を設けるなどの場合には、その企画・立案の段階で、当該行政機関からの協議を受け、独占禁止法及び競争政策との調整を図っている。

2 行政調整

公正取引委員会は、関係行政機関が特定の政策的必要性から行う行政措置等について、独占禁止法及び競争政策上の問題が生じないように、当該行政機関と調整を行っている。

第2章 違反被疑事件の審査及び処理

第1 違反被疑事件の審査及び処理の状況

1 排除措置命令等

独占禁止法は、事業者が私的独占又は不当な取引制限をすること、不公正な取引方法を用いること等を禁止している。公正取引委員会は、一般から提供された情報、自ら探知した事実、違反行為をした事業者からの課徴金減免申請等を検討し、これらの禁止規定に違反する事実があると思料するときは、独占禁止法違反被疑事件として必要な審査を行っている。

審査事件のうち必要なものについては独占禁止法の規定に基づく権限を行使して審査を行い（第47条）、違反する事実があると認められたときは、排除措置命令の名宛人となるべき者に対し、予定される排除措置命令の内容等を通知し（第49条第5項）、意見を述べ、及び証拠を提出する機会の付与を行い（第49条第3項）、提出された意見や証拠を踏まえて、排除措置命令を行っている。

また、排除措置命令を行うに足る証拠が得られなかった場合であっても、違反の疑いがあるときは、関係事業者等に対して警告を行い、是正措置を採るよう指導している（注）。

さらに、違反行為の存在を疑うに足る証拠は得られなかったが、違反につながるおそれのある行為がみられた場合には、未然防止を図る観点から注意を行っている。

なお、法的措置又は警告をしたときは、その旨公表している。また、注意及び打切りについては、競争政策上公表することが望ましいと考えられる事案であり、かつ、関係事業者から公表する旨の了解を得た場合又は違反被疑対象となった事業者が公表を望む場合は、公表している。

平成25年度における審査件数（不当廉売事案で迅速処理したもの〔第1－2表〕を除く。）は、前年度からの繰越しとなっていたもの13件及び年度内に新規に着手したもの137件の合計150件であり、このうち年度内に処理した件数は140件であった。140件の内訳は、排除措置命令が18件、警告が1件、注意が114件及び違反事実が認められなかったため審査を打ち切ったものが7件となっている（第1－1表参照）。

（注） 公正取引委員会は、警告を行う場合にも、公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）に基づき、排除措置命令の際の事前手続に準じた手続を経ることとしている。

第1－1表 審査事件処理状況の推移（不当廉売事案で迅速処理（注1）を行ったものを除く。）

年 度			2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	
審査 件数	前年度からの繰越し		1 9	2 2	2 3	9	1 3	
	年度内新規着手		1 3 3	1 4 3	1 5 7	2 6 6	1 3 7	
	合 計		1 5 2	1 6 5	1 8 0	2 7 5	1 5 0	
処理 件数	措 置	法的	排除措置命令	2 6	1 2	2 2	2 0	1 8
			関係人数	8 4	1 0 9	3 0 3	1 2 6	2 1 0
	そ の 他		警 告	9	3	2	6	1
			注 意	6 9	9 5	1 3 8	2 0 8	1 1 4
			打 切 り	2 6	3 2	9	2 8	7
			小 計	1 0 4	1 3 0	1 4 9	2 4 2	1 2 2
	合 計		1 3 0	1 4 2	1 7 1	2 6 2	1 4 0	
次年度への繰越し			2 2	2 3	9	1 3	1 0	
命 課 令 徴 金 納 付		関係人数	8 5	1 5 2	2 8 0	1 0 8	1 7 6	
		(審判開始決定 (注3))	(0)	(9)	(3)	(0)	(0)	
		課徴金の納付を命ずる審決	2 1	1 3	0	5	5	
		確定した課徴金額 (注4)	360億7471万	720億8706万	442億5784万	250億7644万	302億4283万	
告 発			0	0	0	1	1	

（注1） 申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

（注2） 排除措置命令を行っていない課徴金納付命令事件数である。

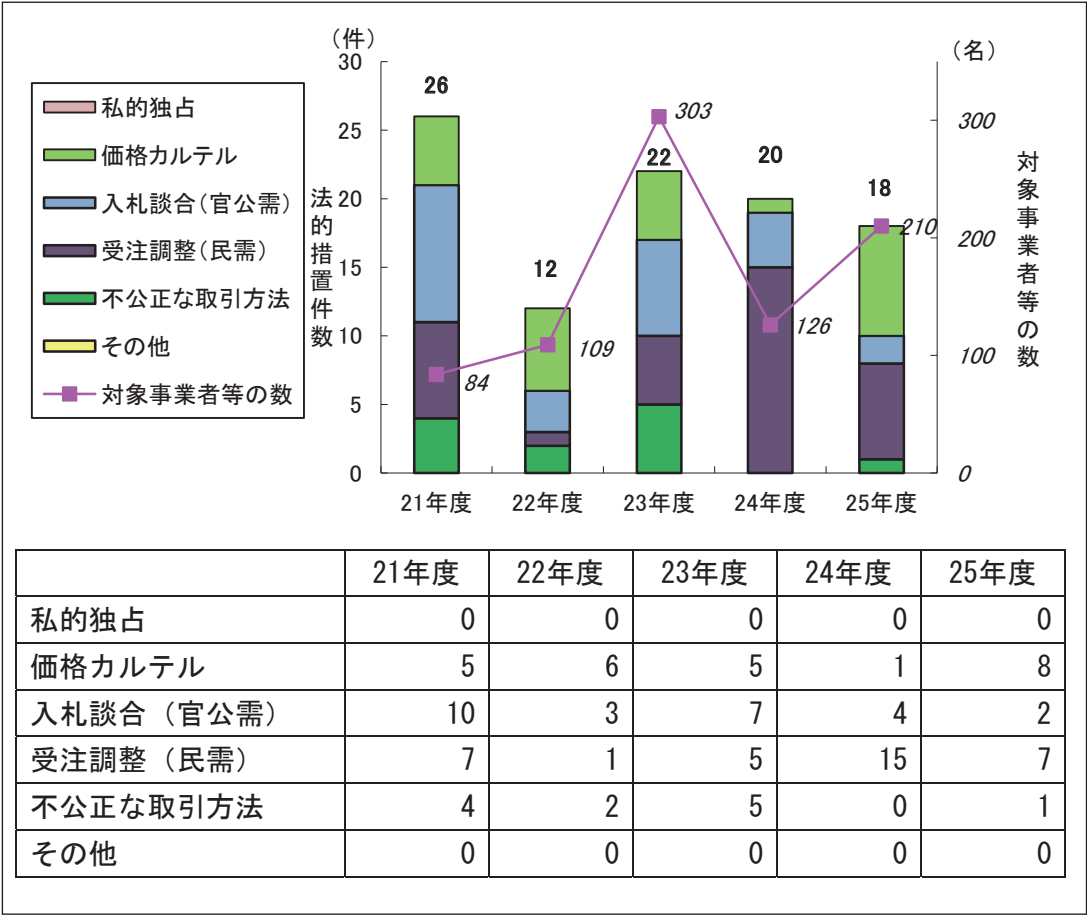
（注3） （ ）内の数字は、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金納付命令に係る審判開始決定を行った関係人数である。

（注4） 平成17年独占禁止法改正法（独占禁止法の一部を改正する法律〔平成17年法律第35号〕をいう。以下同じ。）による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決に係る金額を含み、同法に基づき審判手続が開始されたことにより失効した課徴金納付命令に係る金額は含まない。

第1－2表 不当廉売事案の迅速処理件数の推移

年 度	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5
不当廉売事案における注意件数 （迅速処理によるもの）	3, 2 2 5	2, 7 0 0	1, 7 7 2	1, 7 3 6	1, 3 6 6

第 1 図 法的措置件数と対象事業者等の数の推移



平成25年度における処理件数を行為類型別にみると、価格カルテル14件、入札談合（官公需）2件、受注調整（民需）7件、不公正な取引方法11件、その他6件となっている（第2表参照）。法的措置を採った事件は18件であり、この内訳は、価格カルテル8件、入札談合（官公需）2件、受注調整（民需）7件となっている（第2表及び第3表参照）。

第2表 平成25年度審査事件（行為類型別）一覧表

内容（注1）		処理別	法的措置	警告	注意	打切り	合計
私的独占			0	0	0	0	0
カルテル	価格カルテル（注2）		8	1	5	0	14
	入札談合（官公需）		2	0	0	0	2
	受注調整（民需）		7	0	0	0	7
	小 計		17	1	5	0	23
不公正な取引方法 （注3）	再販売価格の拘束		0	0	17	0	17
	その他の拘束・排他条件付取引		0	0	4	0	4
	取引妨害		0	0	4	0	4
	優越的地位の濫用		1	0	58	0	59
	不当廉売		0	0	20	6	26
	その他		0	0	1	0	1
	小 計		1	0	104	6	111
そ の 他（注4）			0	0	5	1	6
合 計			18	1	114	7	140

（注1） 複数の行為類型に係る事件は、主たる行為に即して分類している。

（注2） 価格カルテルとその他のカルテルが関係している事件は、価格カルテルに分類している。

（注3） 事業者団体が事業者这不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにする行為（独占禁止法第8条第5号）は、不公正な取引方法に分類している。

（注4） 「その他」とは、事業者団体による構成事業者の機能活動の制限等である。

第3表 排除措置命令等の法的措置件数（行為類型別）の推移

内容（注1）		年度	21	22	23	24	25	合計
私的独占			0	0	0	0	0	0
カルテル	価格カルテル		5	6	5	1	8	25
	入札談合（官公需）		10	3	7	4	2	26
	受注調整（民需）		7	1	5	15	7	35
	小 計		22	10	17	20	17	86
不公正な取引方法 （注2）	再販売価格の拘束		0	0	1	0	0	1
	その他の拘束・排他条件付取引		2	1	0	0	0	3
	取引妨害		0	0	1	0	0	1
	優越的地位の濫用		2	1	3	0	1	7
	小 計		4	2	5	0	1	12
合 計			26	12	22	20	18	98

（注1） 複数の行為類型に係る事件は、主たる行為に即して分類している。

（注2） 事業者団体が事業者这不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにする行為（独占禁止法第8条第5号）は、不公正な取引方法に分類している。

2 課徴金納付命令等

(1) 課徴金納付命令の概要

独占禁止法は、カルテル・入札談合等の未然防止という行政目的を達成するために、行政庁たる公正取引委員会が違反事業者等に対して金銭的不利益である課徴金の納付を命ずることを規定している（第7条の2第1項、第2項及び第4項、第8条の3、第20条の2、第20条の3、第20条の4、第20条の5並びに第20条の6）。

課徴金の対象となる行為は、①事業者又は事業者団体の行うカルテルのうち、商品若しくは役務の対価に係るもの又は商品若しくは役務について供給量若しくは購入量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、②いわゆる支配型私的独占で被支配事業者が供給する商品若しくは役務について、その対価に係るもの又は供給量、市場占有率若しくは取引の相手方を実質的に制限することによりその対価に影響することとなるもの、③いわゆる排除型私的独占のうち供給に係るもの、④独占禁止法で定められた不公正な取引方法である、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売及び再販売価格の拘束のうち、一定の要件を満たしたものと並びに優越的地位の濫用のうち継続して行われたものである。

平成25年度においては、延べ176名に対し総額301億7410万円の課徴金納付命令を行った（第4表参照）。このうち、違反を繰り返した場合の割増算定率が適用された事業者は4事件における延べ9名であり、違反行為において主導的な役割を果たした場合の割増算定率が適用された事業者は3事件における延べ6名であった。これらのうち、2事件（注）における各1名については、違反を繰り返した事業者及び主導的役割を果たした事業者の両方に該当し、10パーセントの課徴金算定率に代えて20パーセントの割増算定率が適用された。また、早期に違反行為をやめた場合の軽減算定率が適用された事業者は2事件における延べ16名であった。

このほか、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく審判手続を経て、延べ5名の事業者に対し総額6873万円の課徴金の納付を命ずる審決を行った。

この結果、平成25年度において納付を命じた課徴金額は、延べ181名の事業者に対して、総額302億4283万円であった（第5表参照）。

（注） 東京電力本店等発注の架空送電工事に係る受注調整事件及び関西電力発注の架空送電工事に係る受注調整事件において適用。

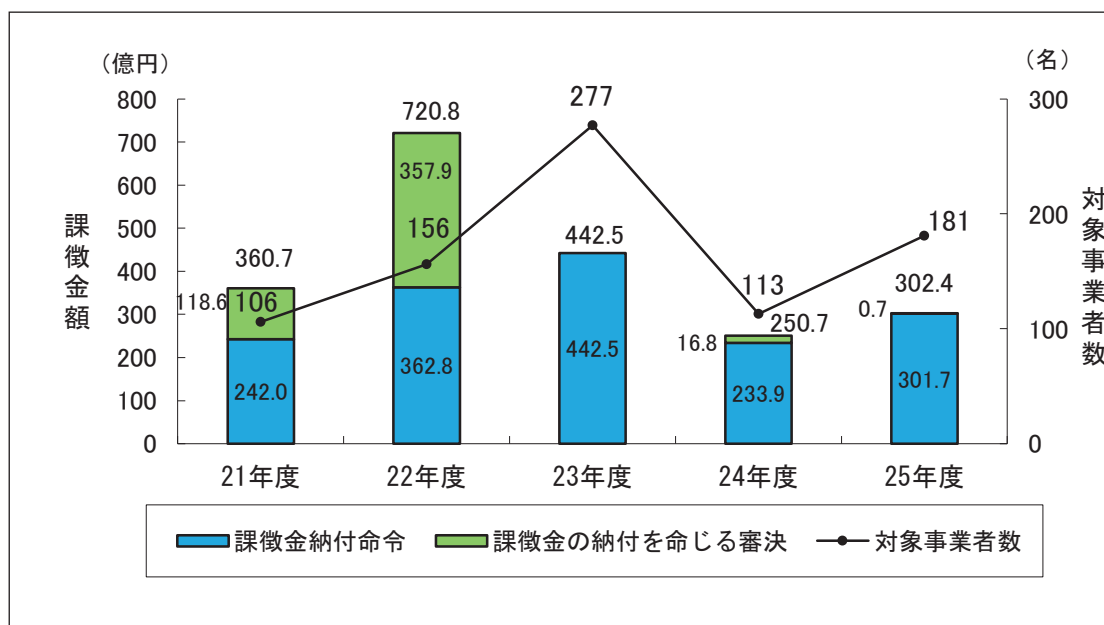
(2) 課徴金減免制度の運用状況

平成25年度における課徴金減免制度に基づく事業者からの報告等の件数は50件であった（課徴金減免制度導入〔平成18年1月〕以降の件数は775件）。

なお、平成25年度においては、12事件延べ33名の課徴金減免申請事業者について、当該事業者からの申出により、これらの事業者の名称、免除の事実又は減額の率等を公表した（注）。

（注） 公正取引委員会は、課徴金減免制度の適用を受けた事業者から公表の申出がある場合には、課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイト（<http://www.jftc.go.jp/dk/seido/genmen/kouhyou/index.html>）に、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている。

第2図 課徴金額等の推移



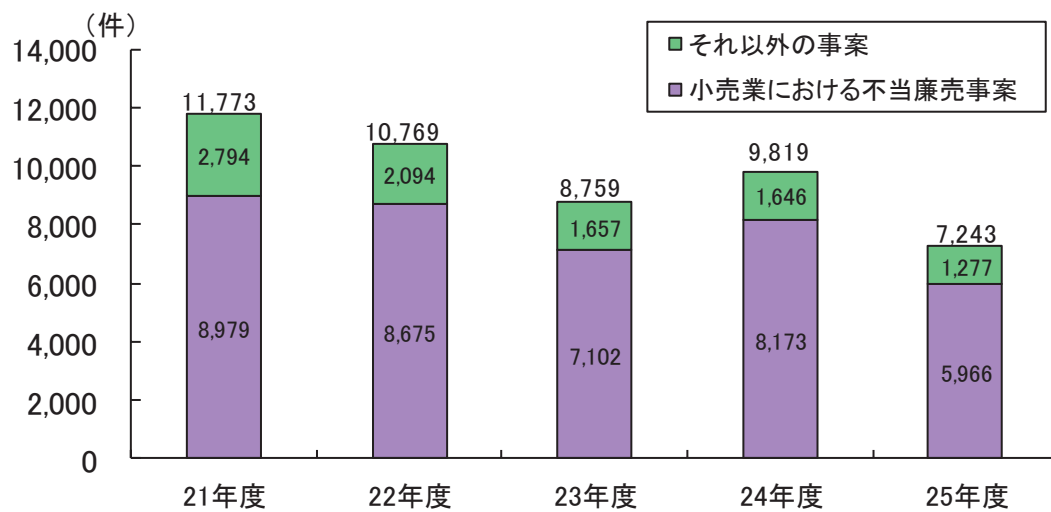
(注) 平成17年独占禁止法改正法（独占禁止法の一部を改正する法律〔平成17年法律第35号〕をいう。以下同じ。）による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決を含み、同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令を除く。

3 申告

平成25年度においては、独占禁止法の規定に違反する事実があると思われ、公正取引委員会に報告（申告）された件数は7,243件であった（第3図参照）。この報告が書面で具体的な事実を摘示して行われた場合には、措置結果を通知することとされており（第45条第3項）、平成25年度においては、7,959件の通知を行った。

また、公正取引委員会は、独占禁止法違反被疑行為の端緒情報をより広く収集するため、平成14年4月からインターネットを利用した申告が可能となる電子申告システムを当委員会のウェブサイト上に設置しているところ、平成25年度においては、同システムを利用した申告が742件あった。

第3図 申告件数の推移



4 発注者及び関係官庁等への申入れ等

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為についての調査の過程において、競争政策上必要な措置を講じるべきと判断した事項について、発注者及び関係官庁等に申入れや要請を行っている。平成25年度においては、以下のとおり、申入れや要請を行った。

(1) 事業者団体への要請

日本スターチ・糖化工業会に対する要請（平成25年6月13日）（事件詳細については後記第2 **1** (1)参照）

異性化糖及び水あめ・ぶどう糖の製造業者らによる価格カルテル事件において、異性化糖及び水あめ・ぶどう糖の販売価格に係る事業者間の合意及び情報交換が日本スターチ・糖化工業会の会合の場を利用して行われており、同工業会の専務理事は、当該会合の場において、異性化糖等の販売価格に関する情報交換が行われていたことを認識していたにもかかわらず、これを取りやめさせるための措置を何ら講じなかったことから、日本スターチ・糖化工業会に対し、今後、同会合の場で同様の行為が行われないよう、再発防止のための措置を講じるよう要請した。

(2) 発注者への申入れ

ア 東京電力㈱に対する申入れ（平成25年12月20日）（事件詳細については後記第2 **1** (3)参照）

東京電力㈱発注の架空送電工事及び地中送電ケーブル工事の受注調整事件において、特定の者だけを工事参加募集の対象とする等の同社の発注方法及び同社の一部の社員が違反行為を認識しながらこれを看過した上、違反行為が発覚することのないよう事業者に対し注意喚起を行っていたこと等が独占禁止法違反行為を誘発し、助長していたことから、東京電力㈱に対し、同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講じること等を申し入れた。

イ 関西電力㈱に対する申入れ（平成 26 年 1 月 31 日）（事件詳細については後記第 2

1 (4)参照)

関西電力㈱発注の架空送電工事及び地中送電工事の受注調整事件において、指名競争見積等の参加者に対し予算価格や発注予定工事件名の一覧表という非公表情報を教示・提供する等の同社の一部の社員の行為が独占禁止法違反行為を誘発し、又は助長していたことから、関西電力㈱に対し、同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講じるとともに、発注制度の競争性を改善してその効果を検証すること等を申し入れた。

ウ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）に対する申入れ（平成 26 年 3 月 19 日）（事件詳細については後記第 4 参照）

鉄道・運輸機構発注の北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札談合事件において、入札談合等関与行為防止法に基づく改善措置要求に加え、鉄道・運輸機構の役員・職員が北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事以外の鉄道・運輸機構発注の一部の物件について、特定の入札参加事業者の従業員に対し、入札前までに、未公表の予定価格に関する情報を教示していたこと等から、鉄道・運輸機構に対し、同機構における法令遵守体制の確立等を申し入れた。

(3) 関係官庁への申入れ

国土交通省に対する要請（平成 26 年 3 月 18 日）（事件の詳細については後記第 2 1

(6)参照)

自動車運送業務を行う船舶運航事業者による価格カルテル事件において、海上運送法に基づき国土交通大臣への届出により独占禁止法の適用除外となる船舶運航事業者間の協定運賃は、実際には使われておらず、現在届出がされている適用除外カルテルが海上運送法に規定する独占禁止法の適用除外の要件に適合していないおそれがあることから、国土交通省に対し、要件適合性を見直し、必要な措置を速やかに講ずるよう要請した。

第4表 平成25年度法的措置一覧表

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	課徴金の総額 (最低額～最高額) (万円)	法的措置 対象 事業者数	違反法条	排除措置 命令 年月日
1	25 (措) 7	異性化糖の製造業者らに対する件	異性化糖の販売価格を引き上げる旨を合意していた。	147,874 (1,195～36,568)	10	第3条後段	25.6.13
2	25 (措) 8	水あめ・ぶどう糖の製造業者らに対する件	水あめ・ぶどう糖の販売価格を引き上げる旨を合意していた。	109,371 (637～32,970)	9	第3条後段	25.6.13
3	25 (措) 9	憐ラルズに対する件	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者（以下「特定納入業者」という。）に対して、次の行為を行っていた。 ① 新規開店等に際し、特定納入業者に対し、これらを実施する店舗において、当該特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列等の作業を行わせるため、派遣のために通常必要な費用のほとんど全てを負担せずに、当該特定納入業者の従業員等を派遣させていた。 ② 新規開店等の際に実施するオープンセール又は「創業祭」と称するセールに際し、特定納入業者に対し、当該セールの「協賛金」の名目で、あらかじめ算出根拠、使途等について明確に説明することなく、当該特定納入業者が得る販売促進効果等の利益を勘案せずに、一方的に算出した額等の金銭を提供させていた。 ③ 「紳士服特別販売会」と称するセールにおけるスーツ等の販売に際し、仕入担当者から、特定納入業者に対し、特定納入業者ごとに購入すべき数量を示して購入を要請する又は購入していない特定納入業者等に対しては重ねて購入を要請することなどにより、スーツ等を購入させていた。	128,713	1	第19条 (第2条第9項第5号)	25.7.3
4	25 (措) 10	段ボール用でん粉の製造販売業者に対する件	段ボール用でん粉について、原料であるとうもろこしのシカゴ相場の上昇に応じて、需要者渡し価格を引き上げる旨を合意していた。	25,542 (1,347～6,895)	7	第3条後段	25.7.11
5	25 (措) 11	東京電力㈱が本店等において発注する架空送電工事の工事業者に対する件	東京電力本店等発注の架空送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	36,445 (591～11,130)	8	第3条後段	25.12.20
6	25 (措) 12	東京電力㈱が東ブロックにおいて発注する架空送電工事の工事業者に対する件	東京電力東ブロック発注の架空送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	5,882 (104～1,621)	10	第3条後段	25.12.20
7	25 (措) 13	東京電力㈱が西ブロックにおいて発注する架空送電工事の工事業者に対する件	東京電力西ブロック発注の架空送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	7,878 (382～1,777)	8	第3条後段	25.12.20
8	25 (措) 14	東京電力㈱が北ブロックにおいて発注する架空送電工事の工事業者に対する件	東京電力北ブロック発注の架空送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	6,395 (148～1,890)	10	第3条後段	25.12.20

一連 番号	事件 番号	件 名	内 容	課徴金の総額 (最低額～最高額) (万円)	法的措置 対象 事業者数	違反法条	排除措置 命令 年月日
9	25 (措) 15	東京電力㈱が発注する地中送電ケーブル工事の工事業者に対する件	東京電力発注の地中送電ケーブル工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	18,062 (819～10,679)	5	第3条後段	25.12.20
10	26 (措) 1	関西電力㈱が発注する架空送電工事の工事業者に対する件	関西電力発注の架空送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	136,141 (90～32,392)	65	第3条後段	26.1.31
11	26 (措) 2	関西電力㈱が発注する地中送電工事の工事業者に対する件	関西電力発注の地中送電工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	100,907 (121～28,897)	21	第3条後段	26.1.31
12	26 (措) 3	千葉県が発注する土木一式工事の入札参加業者に対する件	千葉県が発注する土木一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	16,473 (163～2,571)	28	第3条後段	26.2.3
13	26 (措) 4	千葉県が発注する舗装工事の入札参加業者に対する件	千葉県が発注する舗装工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	5,879 (110～2,095)	27	第3条後段	26.2.3
14	26 (措) 5	一般社団法人吉川松伏医師会に対する件	会員が設定するインフルエンザ任意予防接種の料金を決定し、会員に周知していた。	-	1	第8条第1号	26.2.27
15	26 (措) 6	北米航路における自動車運送業務を行う船舶運航事業者に対する件	北米航路における自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。	599,568 (5,435～402,242)	3	第3条後段	26.3.18
16	26 (措) 7	欧州航路における自動車運送業務を行う船舶運航事業者に対する件	欧州航路における自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。	930,260 (42,331～387,650)	4	第3条後段	26.3.18
17	26 (措) 8	中近東航路における自動車運送業務を行う船舶運航事業者に対する件	中近東航路における自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。	470,428 (115,509～354,919)	2	第3条後段	26.3.18
18	26 (措) 9	大洋州航路における自動車運送業務を行う船舶運航事業者に対する件	大洋州航路における自動車運送業務について、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨を合意していた。	271,592 (106,296～165,296)	2	第3条後段	26.3.18
合 計 (注1)				3,017,410	176 (注2)		

(注1) 前記のほか、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく審決によって、延べ5名の事業者に対し総額6873万円の課徴金の納付を命じた(第3章第2 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく審決参照)。

(注2) 課徴金納付命令対象事業者数の合計(延べ数)である。

第5表 課徴金制度の運用状況（注1）

年度	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
昭和52年度	0	0
53年度	4	507万円
54年度	134	15億7174万円
55年度	203	13億3111万円
56年度	148	37億3020万円
57年度	166	4億8354万円
58年度	93	14億9257万円
59年度	5	3億5310万円
60年度	38	4億747万円
61年度	32	2億7554万円
62年度	54	1億4758万円
63年度	84	4億1899万円
平成元年度	54	8億349万円
2年度	175	125億6214万円
3年度	101	19億7169万円
4年度	135	26億8157万円
5年度	406	35億5321万円
6年度	512	56億6829万円
7年度	741	64億4640万円
8年度	368	74億8616万円
9年度	369	(注2) 28億2322万円
10年度	576	31億4915万円
11年度	335	54億5891万円
12年度	719	85億1668万円
13年度	248	21億9905万円
14年度	561	43億3400万円
15年度	468	(注3) 38億6712万円
16年度	219	111億5029万円
17年度	399	188億7014万円
18年度	158	92億6367万円
19年度	162	112億9686万円
20年度	87	270億3642万円
21年度	106	360億7471万円
22年度	156	720億8706万円
23年度	277	442億5784万円
24年度	113	250億7644万円
25年度	181	302億4283万円
合計	8,587	3670億9425万円

（注1） 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく課徴金の納付を命ずる審決を含み、同法に基づく審判手続の開始により失効した課徴金納付命令を除く。

（注2） 平成15年9月12日、協業組合カンセイに係る審決取消請求事件について、審決認定（平成10年3月11日、課徴金額1934万円）の課徴金額のうち967万円を超える部分を取り消す判決が出された（同判決は確定した。）。

（注3） 平成16年2月20日、土屋企業㈱に係る審決取消請求事件について、審決認定（平成15年6月13日、課徴金額586万円）の課徴金額のうち302万円を超える部分を取り消す判決が出された（同判決は確定した。）。

第2 法的措置

平成25年度においては、18件について法的措置を採った。平成25年度に法的措置を採った18件の違反法条をみると、独占禁止法第3条後段（不当な取引制限の禁止）違反16件、同法第8条第1号（事業者団体による競争の実質的制限等の禁止）違反1件及び同法第19条（不正な取引方法の禁止）違反1件となっている。

法的措置を採った前記18件の概要は次のとおりである。

1 独占禁止法第3条後段違反事件

- (1) 異性化糖（注1）及び水あめ・ぶどう糖（注2）の製造業者らに対する件（平成25年（措）第7号・第8号）

排除措置年月日	違反法条
25. 6. 13	独占禁止法第3条後段

（注1） 「異性化糖」とは、とうもろこしから生成されたでん粉をアミラーゼ等の酵素又は酸により加水分解して得られたグルコース1分子の糖を、グルコースイソメラーゼ又はアルカリにより異性化して得られた果糖を含むものをいい、清涼飲料水等の製造に用いられるものである。

（注2） 「水あめ・ぶどう糖」とは、とうもろこしから生成されたでん粉をアミラーゼ等の酵素又は酸により加水分解して得られたもののうち、異性化糖を除くものをいい、酒類、菓子類等の製造に用いられるものである。

ア 関係人

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	特定異性化糖 （注3）		特定水あめ・ ぶどう糖（注4）		課徴金 合計額
				排除 措置 命令	課徴金額	排除 措置 命令	課徴金額	
1	昭和産業(株)	東京都千代田区内神田二丁目2番1号	代表取締役 岡田 茂	○	3億 6568万円	○	3億 2970万円	6億 9538万円
2	日本食品化工(株)	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	代表取締役 戸名 厚	○	2億 2788万円	—	2億 2062万円	4億 4850万円
3	加藤化学(株)	愛知県知多郡美浜町大字河和字上前田18番地	代表取締役 加藤 栄一	○	2億 2284万円	○	1億 6552万円	3億 8836万円
4	日本コーンスターチ(株)	東京都港区赤坂一丁目11番44号	代表取締役 倉地聡一郎	○	2億 6164万円	—	—	2億 6164万円
5	日本澱粉工業(株)	鹿児島市南栄三丁目20番地	代表取締役 本坊 治國	○	1億 6013万円	○	8705万円	2億 4718万円
6	サンエイ糖化(株)	愛知県知多市北浜町24番地の5	代表取締役 鈴木 庸夫	○	2億 2729万円	○	2億 1892万円	2億 4621万円
7	三和澱粉工業(株)	奈良県橿原市雲梯町594番地	代表取締役 伊藤 歩	○	7846万円	○	4458万円	1億 2304万円

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	特定異性化糖 (注3)		特定水あめ・ ぶどう糖 (注4)		課徴金 合計額
				排除 措置 命令	課徴金額	排除 措置 命令	課徴金額	
8	群栄化学工業(株)	群馬県高崎市宿大類 町700番地	代表取締役 有田 喜一	○	7751万円	○	637万円	8388万円
9	王子コーン スターチ(株)	東京都中央区八丁堀 二丁目26番9号	代表取締役 小林 重幸	○	4536万円	○	1005万円	5541万円
10	敷島スターチ(株)	三重県鈴鹿市長太栄 町五丁目5番1号	代表取締役 信岡 正治	○	1195万円	○	1090万円	2285万円
合 計				10社	14億 7874万円	8社	10億 9371万円	25億 7245万円

(注3) 「特定異性化糖」とは、異性化糖のうち、ルール決め(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)第15条第1項に定められた「売戻しの価格」等の指標を用いた計算式を定め、当該計算式で用いられた指標の変動に応じて価格を定める価格決定方式をいう。以下同じ。)及び固定価格(年間、暦年等の特定の期間を通して同一の価格を定める価格決定方式をいう。以下同じ。)を除く価格決定方式により価格を定める条件で取引する需要者向けに販売されるものをいう。

(注4) 「特定水あめ・ぶどう糖」とは、水あめ・ぶどう糖のうち、ルール決め及び固定価格を除く価格決定方式により価格を定める条件で取引する需要者向けに販売されるものをいう。

(注5) 表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注6) 表中の「―」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

イ 違反行為の概要

(ア) 前記アの表記載の10社(以下「10社」という。)は、平成22年10月28日以降3回にわたり開催された日本スターチ・糖化工業会(以下「工業会」という。)の会合の場を利用して情報交換を繰り返し行うなどし、遅くとも同年12月28日までに、①特定異性化糖及び②特定水あめ・ぶどう糖の販売価格について、平成23年1月以降、現行価格より1キログラム当たり10円引き上げを合意した。

(イ) さらに、10社は、平成23年1月から同年6月までの間に開催された工業会の会合の場を利用して情報交換を繰り返し行うなどし、遅くとも同年6月29日までに、①特定異性化糖及び②特定水あめ・ぶどう糖の販売価格について、前記(ア)で合意した引上げ額を1キログラム当たり15円ないし20円とすることを合意した。

(ウ) 10社は、前記(ア)及び(イ)の合意により、公共の利益に反して、我が国における①特定異性化糖の販売分野及び②特定水あめ・ぶどう糖の販売分野における競争を実質的に制限していた。

ウ 排除措置命令の概要

(ア) 排除措置命令の対象事業者(以下「名宛人」という。)は、それぞれ、

- a 前記イ(ア)及び(イ)の各合意が消滅していることを確認すること
- b 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、①特定異性化糖又は②特定水あめ・ぶどう糖の販売価格を決定せず、各社がそれぞれ自主的に決めること
- c 今後、相互に、又は他の事業者と、①特定異性化糖又は②特定水あめ・ぶどう糖の販売価格の改定に関して情報交換を行わないこと

を、取締役会において決議しなければならない。

- (イ) 名宛人は、それぞれ、前記(ア)に基づいて採った措置を、自社を除く9社にそれぞれ通知するとともに、自社の①特定異性化糖又は②特定水あめ・ぶどう糖の需要者及び取引先である商社等に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (ウ) 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、①特定異性化糖又は②特定水あめ・ぶどう糖の販売価格を決定してはならない。
- (エ) 名宛人は、今後、それぞれ、相互に、又は他の事業者と、①特定異性化糖又は②特定水あめ・ぶどう糖の販売価格の改定に関して情報交換を行ってはならない。
- (オ) 名宛人は、それぞれ、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。
 - a 自社の従業員に対する、自社の商品の販売活動に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成又は改定
 - b ①特定異性化糖又は②特定水あめ・ぶどう糖について、それぞれの営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

エ 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成25年9月17日までに、それぞれ前記アの表の「課徴金合計額」欄記載の額（総額25億7245万円）を支払わなければならない。

オ 工業会への要請について

前記イ(ア)及び(イ)の合意及び情報交換は、工業会の会合の場を利用して行われており、同会合に出席していた工業会の専務理事は、同会合の場において、①特定異性化糖及び②特定水あめ・ぶどう糖の販売価格に関する情報交換が行われていたことを認識していたにもかかわらず、これを取りやめさせるための措置を何ら講じなかったことから、公正取引委員会は、工業会に対し、今後、同会合の場で、前記イと同様の行為が行われないう、再発防止のための措置を講じるよう要請した。

(2) 段ボール用でん粉（注1）の製造販売業者に対する件（平成25年（措）第10号）

排除措置年月日	違反法条
25. 7. 11	独占禁止法第3条後段

- (注1) 「段ボール用でん粉」とは、コーンスターチ又は化工でん粉（コーンスターチ又はコーンスターチの製造工程における中間品を物理的又は化学的方法により変性させたでん粉及びコーンスターチに当該でん粉等を配合したものをいう。）であって、段ボールの製造工程においてライナ（段ボールの表面の紙をいう。）と中しん（ライナに接合した波状の紙をいう。）との接合に用いられるものとして販売されるものをいう。

ア 関係人

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	王子コーンスターチ(株)	東京都中央区八丁堀二丁目26番9号	代表取締役 小林 重幸	○	6895万円
2	(株)J-オイルミルズ	東京都中央区明石町8番1号	代表取締役 煤田 純和	○	5434万円

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
3	加藤化学(株)	愛知県知多郡美浜町大字河和字上前田18番地	代表取締役 加藤 栄一	○	4116万円
4	敷島スターチ(株)	三重県鈴鹿市長太栄町五丁目5番1号	代表取締役 小川 敏郎	○	3327万円
5	日本食品化工(株)	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号	代表取締役 鈴木慎一郎	—	2610万円
6	三和澱粉工業(株)	奈良県橿原市雲梯町594番地	代表取締役 伊藤 歩	○	1813万円
7	日本澱粉工業(株)	鹿児島市南栄三丁目20番地	代表取締役 本坊 治國	○	1347万円
8	日本コーンスターチ(株)	東京都港区赤坂一丁目11番44号	代表取締役 倉地聡一郎	—	—
合 計				6社	2億5542万円

(注2) 表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注3) 表中の「—」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

イ 違反行為の概要

(ア) 前記アの表記載の8社（以下「8社」という。）のうち加藤化学(株)（以下「加藤化学」という。）を除く7社は、平成22年夏頃以降、段ボール用でん粉の原料であるとうもろこしのシカゴ相場（注4）が上昇したこと等に伴い、遅くとも同年11月5日までに、段ボール用でん粉について、今後、とうもろこしのシカゴ相場の上昇に応じて、需要者渡し価格の引上げを共同して行っていく旨合意した。

(イ) 加藤化学は、平成22年11月8日頃、前記(ア)の合意に参加した。

(ウ) 8社は、前記(ア)の合意により、公共の利益に反して、我が国における段ボール用でん粉の販売分野における競争を実質的に制限していた。

(注4) 「シカゴ相場」とは、シカゴ商品取引所における先物価格をいう。

ウ 排除措置命令の概要

(ア) 排除措置命令の対象事業者（以下「名宛人」という。）は、それぞれ、

- a 前記イ(ア)の合意が消滅していることを確認すること
 - b 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、段ボール用でん粉の需要者渡し価格を決定せず、各社がそれぞれ自主的に決めること
 - c 今後、相互に、又は他の事業者と、段ボール用でん粉の需要者渡し価格の改定に関して情報交換を行わないこと
- を、取締役会において決議しなければならない。

(イ) 名宛人は、それぞれ、前記(ア)に基づいて採った措置を、自社を除く5社、日本食品化工(株)及び日本コーンスターチ(株)に通知するとともに、自社の段ボール用でん粉の需要者及び自社の段ボール用でん粉の取引先である商社に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。

(ウ) 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、段ボール用でん粉の需要者渡し価格を決定してはならない。

(エ) 名宛人は、今後、それぞれ、相互に、又は他の事業者と、段ボール用でん粉の需要者渡し価格の改定に関して情報交換を行ってはならない。

エ 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成25年10月15日までに、それぞれ前記アの表の「課徴金額」欄記載の額（総額2億5542万円）を支払わなければならない。

(3) 東京電力㈱（注1）が発注する架空送電工事（注2）の工事業者及び地中送電ケーブル工事（注3）の工事業者に対する件（平成25年（措）第11号～第15号）

排除措置年月日	違反法条
25.12.20	独占禁止法第3条後段

（注1） 以下、(3)において「東京電力㈱」のことを「東京電力」と省略する。

（注2） 「架空送電工事」とは、架空の送電設備の建設工事（架空の送電設備に係る附帯設備の工事を含み、当該建設工事以外の工事が併せて発注されるものを含む。）をいう。

（注3） 「地中送電ケーブル工事」とは、66,000ボルトの電気の伝送に使用される地中の送電設備の電線の新設、引替え及び除却の工事をいう。

ア 関係人

(7) 東京電力本店等発注の特定架空送電工事（注4）に係る違反事業者

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	㈱TLC	東京都荒川区東尾久三丁目27番7号	代表取締役 大西 斉	○	1億1130万円
2	㈱TCパワーライン	東京都千代田区神田美土代町9番地3	代表取締役 秋山 宏	○	7411万円
3	中央送電工事㈱	東京都中央区築地一丁目3番7号	代表取締役 牧野 和之	○	5054万円
4	㈱システック・エンジニアリング	東京都新宿区神楽坂六丁目42番地	代表取締役 岡田九二男	○	4545万円
5	住友電気工業㈱	大阪市中央区北浜四丁目5番33号	代表取締役 松本 正義	○	3011万円
6	日本電設工業㈱	東京都台東区池之端一丁目2番23号	代表取締役 江川健太郎	○	2468万円
7	古河電気工業㈱	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号	代表取締役 柴田 光義	○	2235万円
8	川北電気工業㈱	名古屋市中区栄四丁目6番25号	代表取締役 大津 正己	○	591万円
合 計				8社	3億6445万円

- (注4) 「東京電力本店等発注の特定架空送電工事」とは、東京電力が、本店又は支店において、7名(表の番号1ないし4, 6及び8記載の6社並びに表の番号5及び7記載の2社に表記載の8社以外の1社を加えた3社で構成されるT E C経常共同企業体の7名をいう。)のみを対象に、予報(注6)(価格低減率(注7)の提示による競争によって予報先を選定するものに限る。)又は競争見積(注8)の方法により発注する架空送電工事(東京電力において当該工事の実施について引き当てられた予算額が100万円以下の工事を除き、K D D I (株)と共同で発注する工事を含む。)をいう。
- (注5) 表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象となる者であることを示している。
- (注6) 「予報」とは、東京電力が、契約に先立ち特定の事業者に対して、工事概要等を示し、将来、当該工事を発注する予定である旨の意思をあらかじめ通知することをいう。
- (注7) 「価格低減率」とは、東京電力が定める査定価格から減額が可能な程度を百分率で示すものをいう。
- (注8) 「競争見積」とは、東京電力が、複数の事業者を選定して実施する見積り合わせをいう。

(イ) 東京電力東ブロック発注の特定架空送電工事(注9)に係る違反事業者

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	(株)山三電業	埼玉県志木市下宗岡一丁目 10番6号	代表取締役 山口 幸男	○	1621万円
2	(株)青木電気工事	千葉県柏市酒井根752番地 の1	代表取締役 青木 仁	○	1556万円
3	竹村電気工事(株)	千葉県八街市八街い94番地 31	代表取締役 竹村 信彦	○	1447万円
4	(株)電工	埼玉県熊谷市平戸1584番地	代表取締役 阿部 一行	○	508万円
5	日立金属(株) ※1	東京都港区芝浦一丁目2番1 号	代表執行役 藤井 博行	—	486万円
6	神田電気工事(株) ※2	埼玉県志木市上宗岡二丁目 3番36号	代表取締役 篠田 和清	○	160万円
7	中村送電(株) ※2	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字 宮前287番地5	代表取締役 中村 文雄	○	104万円
8	大高電設(株) ※2	東京都世田谷区上馬四丁目 12番21号	代表取締役 大高 治	○	—
9	条川電業(株) ※3	東京都杉並区下高井戸五丁 目22番19号	代表取締役 条川 秀樹	○	—
10	(株)デンソー ※4	千葉県市川市田尻二丁目4 番20号	代表取締役 桐井 智久	○	—
11	(株)弘電社	東京都中央区銀座五丁目11 番10号	代表取締役 内山 安政	—	—
合 計				9社	5882万円

- (注9) 「東京電力東ブロック発注の特定架空送電工事」とは、東京電力が、茨城支店、埼玉支店、千葉支店又は東京支店において、表記載の11社のみを対象に、予報(価格低減率の提示による競争によって予報先を選定するものに限る。)又は競争見積の方法により発注する架空送電工事(東京電力において当該工事の実施について引き当てられた予算額が100万円以下の工事を除く。)をいう。
- (注10) 表中の「排除措置命令」欄の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象となる者であることを示し、同欄記載の「—」は、その事業者が排除措置命令の対象とならない者であることを示している。

- (注11) 表中の「課徴金額」欄の「－」は、その事業者が課徴金納付命令の対象とならない者であることを示している。
- (注12) 表中の「※1」を付した事業者は、平成25年7月1日に、違反行為者である日立電線㈱を吸収合併したことから、独占禁止法第7条の2第24項の規定により、日立電線㈱がした違反行為について、表中の「※1」を付した事業者がした違反行為とみなされ、課徴金納付命令の対象となった者である。
- (注13) 表中の「※2」を付した事業者は、遅くとも平成24年3月12日以降、違反行為に参加している。
- (注14) 表中の「※3」を付した事業者は、遅くとも平成24年5月28日以降、違反行為に参加している。
- (注15) 表中の「※4」を付した事業者は、遅くとも平成24年3月28日以降、違反行為に参加している。

(ウ) 東京電力西ブロック発注の特定架空送電工事（注16）に係る違反事業者

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	大東電業㈱	東京都港区高輪二丁目20番30号	代表取締役 鈴木 東一	○	1777万円
2	光和電気工事㈱	静岡県清水区興津東町234番地	代表取締役 中西 衛	○	1373万円
3	高田電設㈱	東京都新宿区大久保一丁目10番4号	代表取締役 高田 和知	○	1151万円
4	㈱共和テクノ	横浜市西区北幸一丁目11番11号	代表取締役 宮崎 徹	○	1150万円
5	湘南送電工事㈱	神奈川県藤沢市西俣野453番地の1	代表取締役 藤木 徹也	○	1020万円
6	東亜電気工事㈱	静岡県清水区興津中町1444番地の4	代表取締役 伏見 知己	○	608万円
7	藤本電業㈱	大阪府豊中市北条町一丁目29番15号	代表取締役 藤本 大造	○	417万円
8	㈱和田電業社	山梨県大月市猿橋町伊良原133番地	代表取締役 和田 功	○	382万円
合 計				8社	7878万円

(注16) 「東京電力西ブロック発注の特定架空送電工事」とは、東京電力が、多摩支店、神奈川支店、山梨支店又は沼津支店において、表記載の8社のみを対象に、予報（価格低減率の提示による競争によって予報先を選定するものに限る。）又は競争見積の方法により発注する架空送電工事（東京電力において当該工事の実施について引き当てられた予算額が100万円以下の工事を除き、KDDI㈱と共同で発注する工事を含む。）をいう。

(注17) 表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象となる者であることを示している。

(エ) 東京電力北ブロック発注の特定架空送電工事（注18）に係る違反事業者

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	光陽電気工事㈱	宇都宮市宝木町二丁目880番地	代表取締役 飯村 慎一	○	1890万円
2	関水電業㈱	前橋市田口町630番地の1	代表取締役 齋藤 正美	○	1471万円

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
3	菅谷電気工事(株)	前橋市大渡町一丁目23番地 15	代表取締役 菅谷 玄	○	892万円
4	(株)國谷電工	栃木県河内郡上三川町大字 石田1628番地	代表取締役 國谷 賢吉	○	544万円
5	(株)T L C	東京都荒川区東尾久三丁目 27番7号	代表取締役 大西 斉	○	515万円
6	上毛電業(株)	前橋市元総社町929番地9	代表取締役 狩野 明	○	339万円
7	東光送電工事(株)	東京都豊島区上池袋四丁目 45番3号	代表取締役 佐野 恒男	○	319万円
8	(株)ユートス	宮城県岩沼市相の原三丁目 3番11号	代表取締役 笹原詩美雄	○	277万円
9	大弘電設有限会社	宇都宮市大通り五丁目3番 16号	代表取締役 石川 健	○	148万円
10	(株)共生 ※	福島県会津若松市金川町5 番54号	代表取締役 菅家 薫	○	—
合 計				10社	6395万円

(注18) 「東京電力北ブロック発注の特定架空送電工事」とは、東京電力が、栃木支店、群馬支店又は猪苗代電力所において、表記載の10社のみを対象に、予報（価格低減率の提示による競争によって予報先を選定するものに限る。）、競争見積又はリバースオークション（注23）の方法により発注する架空送電工事（東京電力において当該工事の実施について引き当てられた予算額が100万円以下の工事を除き、KDDI(株)と共同で発注する工事を含む。）をいう。

(注19) 表中の「排除措置命令」欄の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象となる者であることを示している。

(注20) 表中の「課徴金額」欄の「—」は、その事業者が課徴金納付命令の対象とならない者であることを示している。

(注21) 表中の「※」を付した事業者は、遅くとも平成24年3月14日以降、違反行為に参加している。

(注22) 表中の「※」を付した事業者は、平成25年4月2日、商号を有限会社共生から現商号に変更している。

(注23) 「リバースオークション」とは、東京電力が、複数の事業者を選定して、定められた時間内に競り下げ方式により価格を提示させる「リバースオークション方式」と称する競争入札をいう。

(オ) 東京電力発注の特定地中送電ケーブル工事（注24）に係る違反事業者

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	(株)関電工	東京都港区芝浦四丁目8番 33号	代表取締役 水江 博	○	1億679万円
2	住友電設(株)	大阪市西区阿波座二丁目1 番4号	代表取締役 磯部 正人	○	3861万円
3	(株)パワーアンドコム テック ※	東京都港区三田三丁目13番 16号	代表取締役 五條 芳壽	○	1870万円

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
4	(株)エステック	川崎市川崎区小田栄二丁目1番1号	代表取締役 荻野 正夫	○	833万円
5	(株)フジクラエンジニアリング	東京都江東区木場一丁目5番1号	代表取締役 井上 利一	○	819万円
6	菱星システム(株)	兵庫県尼崎市東向島西之町8番地	代表取締役 本越 伸行	—	—
合 計				5社	1億8062万円

(注24) 「東京電力発注の特定地中送電ケーブル工事」とは、東京電力が予報（価格低減率の提示による競争によって予報先を選定するものに限る。）又は競争見積の方法により発注する地中送電ケーブル工事をいう。

(注25) 表中の「排除措置命令」欄の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象となる者であることを示し、同欄記載の「—」は、その事業者が排除措置命令の対象とならない者であることを示している。

(注26) 表中の「課徴金額」欄の「—」は、その事業者が課徴金納付命令の対象とならない者であることを示している。

(注27) 表中の「※」を付した事業者は、遅くとも平成24年5月8日以降、違反行為に参加している。

イ 違反行為の概要

東京電力は、かねてから、架空送電工事及び地中送電ケーブル工事を発注するに当たり、予報の方法によりこれらの工事を発注する場合にあっては、競争によらずに予報先を選定するなどしていたところ、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故による賠償金の支払等のため、経営合理化を実施し、徹底したコスト削減を実現することが求められたことから、遅くとも平成24年1月までに、予報の方法にあっては、工事の施工を希望する工事業者に価格低減率を提示させ、競争により、最も高い価格低減率を提示した者を予報先を選定することとするなど、これらの工事の発注方法を変更することとした。

上記のとおり、東京電力が架空送電工事及び地中送電ケーブル工事の発注方法を変更したことを契機として、次の(ア)ないし(ウ)の違反行為が行われていたことが認められた。

(ア) 東京電力本店等発注の特定架空送電工事

前記ア(ア)の表記載の8社は、遅くとも平成24年1月31日以降、共同して、東京電力本店等発注の特定架空送電工事について、受注価格の低落防止等を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、東京電力本店等発注の特定架空送電工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(イ) 東京電力東ブロック発注の特定架空送電工事

前記ア(イ)の表記載の11社は、遅くとも平成24年2月2日以降（注28）、共同して、東京電力東ブロック発注の特定架空送電工事について、受注価格の低落防止等を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、東京電力東ブロック発注の特定架空送電工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(ウ) 東京電力西ブロック発注の特定架空送電工事

前記ア(ウ)の表記載の8社は、遅くとも平成24年2月1日以降、共同して、東京電

力西ブロック発注の特定架空送電工事について、受注価格の低落防止等を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、東京電力西ブロック発注の特定架空送電工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(イ) 東京電力北ブロック発注の特定架空送電工事

前記ア(イ)の表記載の10社は、遅くとも平成24年2月6日以降（注28）、共同して、東京電力北ブロック発注の特定架空送電工事について、受注価格の低落防止等を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、東京電力北ブロック発注の特定架空送電工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(ロ) 東京電力発注の特定地中送電ケーブル工事

前記ア(ロ)の表記載の6社は、遅くとも平成24年2月3日以降（注28）、共同して、東京電力発注の特定地中送電ケーブル工事について、受注価格の低落防止等を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、東京電力発注の特定地中送電ケーブル工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注28）一部の違反事業者にあつては、前記アの(イ)、(ロ)及び(ハ)の表の注記のとおり、同日後に違反行為に参加している。

ウ 排除措置命令の概要

前記イの違反行為ごとに、次のとおり排除措置命令を行った（注29）。

(ア) 排除措置命令の対象事業者（以下「名宛人」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会等において決議しなければならない。

a 前記イの行為を取りやめていることを確認すること

b 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、東京電力が発注する架空送電工事又は地中送電ケーブル工事について、受注予定者を決定せず、各自がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと

(イ) 名宛人は、それぞれ、前記(ア)に基づいて採った措置を、自社を除く名宛人及び東京電力に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。

(ロ) 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、東京電力が発注する架空送電工事又は地中送電ケーブル工事について、受注予定者を決定してはならない。

（注29）前記イ(ア)及び(ロ)に係る名宛人に対しては、上記(ア)ないし(ロ)に加え、それぞれ、次の事項を行うために必要な措置を講じることについて命じた。

① 自社の工事の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成又は改定及び自社の従業員に対する周知徹底（前記ア(ア)の表の番号3ないし7記載の5社及び前記ア(ロ)の表の番号2ないし5記載の4社にあつては独占禁止法の遵守についての行動指針の自社の従業員に対する周知徹底）

② 東京電力が発注する架空送電工事又は地中送電ケーブル工事の受注に関する独占禁止法の遵守についての、当該工事の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

エ 課徴金納付命令の概要

(ア) 課徴金納付命令の対象事業者は、平成26年3月24日までに、それぞれ前記アの(ア)ないし(ロ)の表の「課徴金額」欄記載の額（総額7億4662万円）を支払わなければな

らない。

- (イ) 調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者については、独占禁止法第7条の2第7項第1号の規定に基づき、5割加算した算定率を適用している（当該課徴金納付命令が確定している場合に限る。）。
- (ウ) ㈱TLC（注30）は、前記イ(ア)の違反行為において、受注予定者以外の事業者が提示する価格低減率を指定するなどしており、前記イ(ア)の違反行為を容易にすべき重要なものを行っていたことが認められたため、独占禁止法第7条の2第8項第3号に該当する者であり、同項の規定に基づき、5割加算した算定率を適用している。
- (エ) ㈱関電工（注30）は
 - a 調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けたことがあり、当該課徴金納付命令が確定していることから、独占禁止法第7条の2第7項第1号に該当する者であること
 - b 前記イ(ウ)の違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し当該違反行為をすることを唆すことにより、当該違反行為をさせたことが認められたため、独占禁止法第7条の2第8項第1号に該当する者であることから、独占禁止法第7条の2第9項の規定に基づき、10割加算した算定率を適用している。

（注30） ㈱TLC及び㈱関電工は、東京電力のグループ会社である。

オ 東京電力に対する申入れについて

(ア) 本件審査の過程において認められた事実

- a 東京電力は、架空送電工事及び地中送電ケーブル工事を発注するに当たり、特定の者だけを工事の参加募集の対象としていた。また、東京電力が、これらの工事の発注に当たり、見積り合わせの参加者を一堂に集めた現場説明会を開催する場合には、当該説明会終了後に引き続いて、当該参加者間において受注予定者を決定する話し合いが行われることがあった。

なお、受注予定者を決定する話し合いに参加していた者の中には、東京電力の退職者が7名いた。
- b 東京電力の架空送電工事及び地中送電ケーブル工事の発注業務等の一部の担当者は、前記イの違反行為を認識していたにもかかわらず、これを看過した上、工事業者に対し、当該違反行為が発覚することがないように注意喚起を行っていた。また、架空送電工事の見積り合わせの実施に当たり、特定の工事業者に対して事前に発注の意向を伝えていた。

(イ) 申入れの概要

前記(ア)の事実は、前記イの違反行為を誘発し、助長していたものと認められることから、公正取引委員会は、東京電力に対し、①発注制度の競争性を改善してその効果を検証するとともに、前記イと同様の行為が再び行われることがないように適切な措置を講じること、②東京電力のグループ会社である㈱TLC及び㈱関電工において、前記エ(ウ)及び(エ)の事実が認められたことを踏まえ、これら2社を含めた東京電力のグループ会社において、今後、独占禁止法に違反する行為が行われないよう適切な措置を講じることを申し入れた。

(4) 関西電力(株) (注1) が発注する架空送電工事 (注2) の工事業者及び地中送電工事 (注3) の工事業者に対する件 (平成26年 (措) 第1号・第2号)

排除措置年月日	違反法条
26. 1. 31	独占禁止法第3条後段

(注1) 以下, (4)において「関西電力(株)」のことを「関西電力」と省略する。

(注2) 「架空送電工事」とは, 架空の送電線路の建設工事及び架空の配電線路のうち変電所又は送電線路と大口需要家の需要設備との間の配電線路等の建設工事並びにこれらの建設工事に関連する役務であって, 関西電力が「架空送電工事」に分類して発注するものをいう。

(注3) 「地中送電工事」とは, 地中の送電線路の建設工事及び地中の配電線路のうち変電所又は送電線路と大口需要家の需要設備との間の配電線路の建設工事並びにこれらの建設工事に関連する役務であって, 関西電力が「地中送電工事」に分類して発注するものをいう。

ア 関係人

(7) 関西電力発注の特定架空送電工事 (注4) に係る違反事業者

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	(株)かんでんエンジニアリング	大阪市北区中之島六丁目2番27号	代表取締役 畑中 利勝	○	3億2392万円
2	栗原工業(株)	大阪市北区角田町1番1号	代表取締役 栗原 信英	○	2億7342万円
3	(株)きんでん	大阪市北区本庄東二丁目3番41号	代表取締役 前田 幸一	○	2億4008万円
4	住友電設(株)	大阪市西区阿波座二丁目1番4号	代表取締役 磯部 正人	○	1億9390万円
5	(株)クスタニ	大阪市北区南森町二丁目4番3号	代表取締役 楠谷 和彦	○	2239万円
6	(株)陵南	兵庫県加古川市加古川町中津566番地の1	代表取締役 高橋 良之	○	1801万円
7	藤本電業(株)	大阪府豊中市北条町一丁目29番15号	代表取締役 藤本 大造	○	1532万円
8	ワーク(株)	大津市唐崎二丁目8番13号	代表取締役 和田 丈治	○	1434万円
9	山本電工(株)	大津市唐崎二丁目16番10号	代表取締役 山本 美穂	○	1407万円
10	(株)サンテック	東京都千代田区二番町3番地13	代表取締役 八幡 欣也	○	1385万円
11	(株)安松谷組	大阪市浪速区幸町一丁目3番12号	代表取締役 安松谷 憲一	○	1358万円
12	岡上興業(株)	兵庫県姫路市広畑区大町一丁目32番地	代表取締役 高島 康泰	○	1299万円
13	飯室電業(株)	大津市下阪本二丁目16番13号	代表取締役 飯室 魁祐	○	1262万円
14	岳南建設(株)	東京都中央区築地一丁目3番7号	代表取締役 内田 哲也	○	1213万円
15	菱屋システム(株)	兵庫県尼崎市東向島西之町8番地	代表取締役 本越 伸行	○	1125万円
16	木村電工(株)	大津市あかね町1番3号	代表取締役 木村 禎	○	1035万円
17	白川電気土木(株)	名古屋市昭和区白金三丁目21番5号	代表取締役 坂本 英雄	○	970万円

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
18	西川電業(株)	福井市御幸三丁目4番8号	代表取締役 西川 政弘	○	961万円
19	笹嶋工業(株)	富山県南砺市三ツ屋28番地	代表取締役 笹嶋 明人	○	861万円
20	東電気工事(株)	京都府舞鶴市字女布65番地の23	代表取締役 江口 一重	○	780万円
21	(株)大興電気	京都市伏見区醍醐東合場町39番地	代表取締役 木下 博之	○	780万円
22	大成電気工事(株)	京都市左京区下鴨芝本町49番地	代表取締役 野口 義晃	○	746万円
23	北陵興業(株)	京都府福知山市厚東町170番地	代表取締役 木下 操	○	726万円
24	(株)山克電工	大津市坂本六丁目32番22号	代表取締役 山本 省吾	○	707万円
25	旭電設(株)	福井市御幸四丁目6番8号	代表取締役 竹内 由男	○	701万円
26	日本リーテック(株)	東京都千代田区神田錦町一丁目6番地	代表取締役 田邊 昭治	○	675万円
27	武林工業(株)	大阪府茨木市春日四丁目5番23号	代表取締役 武林 康夫	○	614万円
28	第一電機工業(株)	金沢市森戸一丁目166番地	代表取締役 瀬戸 和夫	○	596万円
29	(株)愛工大興	東京都豊島区池袋本町一丁目15番9号	代表取締役 佐藤 敏之	○	573万円
30	高山建設(株)	兵庫県尼崎市道意町三丁目2番地	代表取締役 高山 清吉	○	541万円
31	曾根電工(株)	京都府福知山市字雲原740番地	代表取締役 曾根 雄介	○	536万円
32	永大興業(株)	京都市山科区小山南溝町60番地	代表取締役 荒井 永東	○	497万円
33	船木電気工業(株)	神戸市須磨区白川台三丁目38番地の2	代表取締役 船木 靖夫	○	452万円
34	川北電気工業(株)	名古屋市中区栄四丁目6番25号	代表取締役 大津 正己	○	389万円
35	共栄電設(株)	和歌山市北出島131番地の5	代表取締役 寺村 直恭	○	387万円
36	南電気工事(株)	富山市奥田本町8番44号	代表取締役 南 和彦	○	370万円
37	山健電設(株)	大津市雄琴二丁目25番16号	代表取締役 森丘 智二	○	336万円
38	伊豆原工業(株)	神戸市北区鈴蘭台北町五丁目8番7号	代表取締役 伊豆原直利	○	290万円
39	(株)増本工業	兵庫県高砂市高砂町木曾町4番13号	代表取締役 増本 盛美	○	216万円
40	中西電業(株)	富山県黒部市中野1番地	代表取締役 中西 孝昭	○	213万円
41	(株)第一テック ※	和歌山県田辺市稲成町336番地の1	代表取締役 朝間 一議	○	211万円
42	山一電工(株)	大津市坂本七丁目14番24号	代表取締役 山本 禎則	○	182万円
43	中路電設(株)	大津市日吉台二丁目10番8号	代表取締役 中路 初雄	○	177万円
44	寺前電機(株)	兵庫県姫路市三条町一丁目78番地	代表取締役 久後 弘毅	○	176万円

第2部 各 論

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
45	鈴木興業(株)	大阪府四條畷市南野六丁目10番30号	代表取締役 鈴木 英孝	○	163万円
46	(株)ヒメノ	名古屋市東区東大曾根町12番19号	代表取締役 大野 博志	○	163万円
47	大和電機工業(株)	奈良県磯城郡田原本町阪手654番地の2	代表取締役 芋生 恵宥	○	156万円
48	伏見電業(株)	奈良市北之庄西町二丁目1番地11	代表取締役 東郷 勲	○	149万円
49	神倉電設(株)	大阪府岸和田市包近町159番3	代表取締役 仲谷 明	○	113万円
50	福滋電工(株)	大津市坂本七丁目14番25号	代表取締役 山本 静男	○	112万円
51	勝又電気建設(株)	大阪市淀川区新高二丁目10番6号	代表取締役 小野 勉	○	105万円
52	(株)国益電業社	兵庫県洲本市宇山三丁目4番12号	代表取締役 向山 和義	○	103万円
53	坂元電気(株)	兵庫県姫路市北条口二丁目2番地	代表取締役 坂元 宣之	○	102万円
54	古河電気工業(株)	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号	代表取締役 柴田 光義	○	90万円
55	赤阪電気工業(株)	奈良県吉野郡大淀町大字土田55番地の1	代表取締役 西薮 圭太	○	—
56	紀南電設(株)	和歌山県御坊市湯川町小松原字瀬崎坪613番地の2	代表取締役 林 恵一	○	—
57	小林電建(株)	和歌山市出口中ノ丁18番地	代表取締役 小林 逸平	○	—
58	佐藤建設工業(株)	東京都港区新橋二丁目21番1-301号	代表取締役 相良 明	○	—
59	(株)シーテック	名古屋市瑞穂区洲雲町四丁目45番地	代表取締役 松山 彰	○	—
60	品川電設送電線工事(株)	和歌山県紀の川市貴志川町尼寺793番地の3	代表取締役 品川 芳昭	○	—
61	湘南送電工事(株)	神奈川県藤沢市西俣野453番地の1	代表取締役 藤木 徹也	○	—
62	西部電工(株)	兵庫県姫路市広畑区鶴町二丁目31番地	代表取締役 小山 恵生	○	—
63	名光電気工事(株)	岐阜市中鵜二丁目28番地の1	代表取締役 高見 和宏	○	—
64	山加電業(株)	東京都豊島区南池袋一丁目10番13号	代表取締役 三森 茂	○	—
65	(株)四電工	高松市松島町一丁目11番22号	代表取締役 武井 邦夫	○	—
66	(株)弘電社	東京都中央区銀座五丁目11番10号	代表取締役 内山 安政	—	—
合 計				65社	13億6141万円

(注4) 「関西電力発注の特定架空送電工事」とは、関西電力が、本店、大阪北支店、大阪南支店、京都支店、神戸支店、滋賀支店、奈良支店、和歌山支店、姫路支店及び電力システム技術センターにおいて、「指名競争見積」、「指名競争入札」又は「価格提案」と称する各見積り合わせの方法により発注する架空送電工事であって、「架空送電工事」の区分に係る認定級(注8)を有する現場監督者が工事期間中当該工事の現場に常駐することとされるものをいう。

(注5) 表中の「排除措置命令」欄記載の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象となる者であることを示し、同欄記載の「—」は、その事業者が排除措置命令の対象とならない者であることを示している。

(注6) 表中の「課徴金額」欄の「—」は、その事業者が課徴金納付命令の対象とならない者であることを示している。

(注7) 表中の「※」を付した事業者は、平成25年1月24日、商号を㈱第一電工から現商号に変更している。

(注8) 「認定級」とは、関西電力が、同社の請負工事に従事する現場監督者に対して、従事できる工事の範囲を定めるため、原則として年1回、工事の種類ごとに、工事従事実績、安全対策の実施状況等を評価して付与する資格をいう。

(イ) 関西電力発注の特定地中送電工事（注9）に係る違反事業者

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	栗原工業㈱	大阪市北区角田町1番1号	代表取締役 栗原 信英	○	2億8897万円
2	㈱かんでんエンジニアリング	大阪市北区中之島六丁目2番27号	代表取締役 畑中 利勝	—	2億4138万円
3	㈱きんでん	大阪市北区本庄東二丁目3番41号	代表取締役 前田 幸一	—	2億3143万円
4	住友電設㈱	大阪市西区阿波座二丁目1番4号	代表取締役 磯部 正人	—	1億1116万円
5	㈱松野組	神戸市中央区相生町四丁目5番2号	代表取締役 松野 誉史	○	4398万円
6	㈱岡野組	京都市左京区岡崎円勝寺町85番地の4	代表取締役 岡野 益巳	○	2246万円
7	㈱クスタニ	大阪市北区南森町二丁目4番3号	代表取締役 楠谷 和彦	○	1515万円
8	㈱安松谷組	大阪市浪速区幸町一丁目3番12号	代表取締役 安松谷 憲一	○	1410万円
9	安積建設㈱	大阪府枚方市田口四丁目59番8号	代表取締役 安積 輝義	○	1354万円
10	五十嵐工業㈱	大阪市北区堂島二丁目2番23号白雲ビル内	代表取締役 五十嵐 大助	—	815万円
11	藤本電業㈱	大阪府豊中市北条町一丁目29番15号	代表取締役 藤本 大造	○	553万円
12	双和設計工事㈱	大阪市都島区都島南通一丁目8号1号	代表取締役 中村 恭子	○	356万円
13	㈱協信電工	兵庫県洲本市納211番地の1	代表取締役 向山 隆之	○	316万円
14	新大阪電設㈱ ※	大阪市北区大淀中三丁目4番3号	代表取締役 大塚 三十四	—	280万円
15	船木電気工業㈱	神戸市須磨区白川台三丁目38番地の2	代表取締役 船木 靖夫	○	249万円
16	木村電工㈱	大津市あかね町1番3号	代表取締役 木村 禎	○	121万円
17	飯室電業㈱	大津市下阪本二丁目16番13号	代表取締役 飯室 魁祐	○	—
18	㈱インテ	兵庫県尼崎市大庄西町三丁目22番45号	代表取締役 家永 義次	○	—
19	岡上興業㈱	兵庫県姫路市広畑区大町一丁目32番地	代表取締役 高島 康泰	○	—
20	㈱丸野組	京都市東山区福稲下高松町12番地	代表取締役 丸野 尚志	○	—
21	和光設計工事㈱	大阪市北区天神橋二丁目5番21号	代表取締役 能勢 忠司	○	—

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
22	菱星システム(株)	兵庫県尼崎市東向島西之町 8番地	代表取締役 本越 伸行	—	—
合 計				16社	10億907万円

(注9) 「関西電力発注の特定地中送電工事」とは、関西電力が、本店、大阪北支店、大阪南支店、京都支店、神戸支店、滋賀支店、奈良支店、和歌山支店、姫路支店、東海支社、北陸支社及び電力システム技術センターにおいて、「指名競争見積」、「指名競争入札」又は「価格提案」と称する各見積り合わせの方法により発注する地中送電工事であって、「地中送電工事」の区分に係る認定級を有する現場監督者が工事期間中当該工事の現場に常駐することとされるものをいう。

(注10) 表中の「排除措置命令」欄記載の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象となる者であることを示し、同欄記載の「—」は、その事業者が排除措置命令の対象とならない者であることを示している。

(注11) 表中の「課徴金額」欄の「—」は、その事業者が課徴金納付命令の対象とならない者であることを示している。

(注12) 表中の「※」を付した事業者は、平成24年6月1日、兵庫奥栄建設(株)に対し、関西電力が発注する地中送電工事に関する事業を譲渡した。

イ 違反行為の概要

(7) 関西電力発注の特定架空送電工事

前記ア(7)の表記載の66社は、遅くとも平成21年4月16日以降、共同して、関西電力発注の特定架空送電工事について、受注価格の低落防止及び受注機会の均等化を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、関西電力発注の特定架空送電工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(4) 関西電力発注の特定地中送電工事

前記ア(4)の表記載の22社は、遅くとも平成21年4月21日以降、共同して、関西電力発注の特定地中送電工事について、受注価格の低落防止及び受注機会の均等化を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、関西電力発注の特定地中送電工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

ウ 排除措置命令の概要

前記イの違反行為ごとに、次のとおり排除措置命令を行った。

(7) 排除措置命令の対象事業者（以下「名宛人」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会等において決議しなければならない。

a 前記イの行為を取りやめていることを確認すること

b 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、関西電力が発注する架空送電工事又は地中送電工事について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと

(4) 名宛人は、それぞれ、前記(7)に基づいて採った措置を、自社を除く名宛人、関西電力等に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。

(7) 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、関西電力が発注する架空送電工事又は地中送電工事について、受注予定者を決定してはならない。

エ 課徴金納付命令の概要

- (7) 課徴金納付命令の対象事業者は、平成26年5月1日までに、それぞれ前記アの(7)又は(イ)の表の「課徴金額」欄記載の額（総額23億7048万円）を支払わなければならない。
- (イ) 調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある事業者については、独占禁止法第7条の2第7項第1号に該当する者であることから、同項の規定に基づき、5割加算した算定率を適用している（当該課徴金納付命令が確定している場合に限る。）。
- (ロ) ㈱かんでんエンジニアリング（以下「かんでんエンジニアリング」という。）（注13）、㈱きんでん（以下「きんでん」という。）（注13）及び住友電設㈱は、栗原工業㈱と共同して、前記イ(7)の違反行為において、受注調整を行わない旨を表明した他の事業者に対し、当該違反行為をやめないことを依頼するなどしており、当該違反行為を容易にすべき重要なものを行っていたことが認められたため、独占禁止法第7条の2第8項第3号に該当する者であることから、前記イ(7)の違反行為に係る課徴金納付命令においては、同項の規定に基づき、5割加算した算定率を適用している。
- (エ) 栗原工業㈱は
- a 調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令を受けたことがあり、当該課徴金納付命令が確定していることから、独占禁止法第7条の2第7項第1号に該当する者であること
- b かんでんエンジニアリング、きんでん及び住友電設㈱と共同して、前記イ(7)の違反行為において、受注調整を行わない旨を表明した他の事業者に対し、当該違反行為をやめないことを依頼するなどしており、当該違反行為を容易にすべき重要なものを行っていたことが認められたため、独占禁止法第7条の2第8項第3号に該当する者であること
- から、前記イ(7)の違反行為に係る課徴金納付命令においては、独占禁止法第7条の2第9項の規定に基づき、10割加算した算定率を適用している。
- （注13） かんでんエンジニアリング及びきんでんは、関西電力のグループ会社である。

オ 関西電力に対する申入れについて

- (7) 本件審査の過程において認められた事実
- a 関西電力は、架空送電工事及び地中送電工事を発注するに当たり、指名競争見積等の参加者を一堂に集めて現場説明会を行っていたところ、指名競争見積等に参加した工事業者の営業担当者は、現場説明会終了後に引き続いて、指名競争見積等の参加者間において受注予定者を決定する話合いや当該話合いの開催に当たっての日程調整等の話合いをしていた。
- b 関西電力の設計担当者のうち、当該現場説明会の場等において、前記aの営業担当者の求めに応じ、契約締結の目安となる価格を算出する基となる「予算価格」と称する設計金額又はそのおおむねの金額（以下「予算価格等」という。）を、非公表情報であるにもかかわらず教示していた者が多数みられた。
- c 関西電力の設計担当者の中には、前記aの営業担当者に対し、予算価格が記載された発注予定工事件名の一覧表を、非公表情報であるにもかかわらず提供して

いた者がいた。

d 関西電力の購買担当者の中には、地中送電工事の発注に係る指名競争見積等の参加者の選定に当たり、各工事件名における参加者の組合せについて事前に特定の工事業者に相談していた者がいた。

e 指名競争見積等の参加者は、関西電力の設計担当者から教示された予算価格等を、受注予定者が提示する見積価格を定める際の参考にするなどしていた。

f 受注予定者を決定する話合いを行っていた者の中には関西電力の退職者が29名おり、このうち少なくとも14名は、関西電力の設計担当者から予算価格等の教示を受けていた。

(4) 申入れの概要

前記(7) b ないし d の事実は、前記イの違反行為を誘発し、又は助長したものと認められることから、公正取引委員会は、関西電力に対し、①前記(7) b ないし d と同様の行為が再び行われることがないよう適切な措置を講じるとともに、発注制度の競争性を改善してその効果を検証すること、②関西電力のグループ会社であるかんでんエンジニアリング及びきんでんにおいて、前記エ(ウ)の事実が認められたことを踏まえ、これら2社を含めた関西電力のグループ会社において、今後、独占禁止法に違反する行為が行われないよう適切な措置を講じることを申し入れた。

(5) 千葉県が発注する土木一式工事及び舗装工事の入札参加業者に対する件（平成26年（措）第3号・第4号）

排除措置年月日	違反法条
26.2.3	独占禁止法第3条後段

ア 関係人

(7) 千葉県発注の特定土木一式工事（注1）に係る違反事業者

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	古谷建設(株)	千葉県山武郡横芝光町栗山3195番地の1	代表取締役 古谷 務	○	2571万円
2	庄司工業(株)	千葉県東金市台方2078番地	代表取締役 長谷川富美夫	○	2134万円
3	鈴木土建(株)	千葉県大網白里市細草1624番地1	代表取締役 内山 弘通	○	1958万円
4	三枝建設(株)	千葉県大網白里市みやこ野一丁目2番地1	代表取締役 三枝 義典	○	1670万円
5	(株)丸二工務店	千葉県大網白里市南今泉2510番地の1	代表取締役 内山 康広	○	1240万円
6	佐瀬土建(株)	千葉県山武市蓮沼口の3129番地	代表取締役 佐瀬三喜男	○	1142万円

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
7	(株)鈴木工務店	千葉県大網白里市下ヶ傍示 672番地	代表取締役 鈴木 慶一郎	○	917万円
8	佐久間土木(株)	千葉県山武市富田ト1025番 地	代表取締役 鈴木 一彌	○	907万円
9	三和建設(株)	千葉県山武郡九十九里町真 亀4782番地	代表取締役 三橋 清之	○	552万円
10	吉岡建設(株)	千葉県山武郡横芝光町横芝 800番地	代表取締役 吉岡 昭	○	533万円
11	(株)行木工務店	千葉県山武市本須賀3704番 地	代表取締役 行木 哲男	○	512万円
12	佐久間建設(株)	千葉県山武市湯坂483番地	代表取締役 佐久間 孝明	○	454万円
13	(株)鶴沢工務店	千葉県大網白里市九十根 220番地	代表取締役 鶴沢 清一郎	○	443万円
14	(株)小松土建	千葉県山武郡九十九里町片 貝3823番地	代表取締役 小松 隆弘	○	367万円
15	三総建設(株) ※1	千葉県東金市道庭904番地	代表清算人 真行寺 清子	—	263万円
16	中央建設(株)	千葉県山武市成東3103番地	代表取締役 伊庭 宏	○	261万円
17	(株)八角工務店	千葉県山武郡横芝光町寺方 103番地	代表取締役 萩原 芳枝	○	216万円
18	山和技建(株)	千葉県東金市台方346番地1	代表取締役 池原 永人	○	170万円
19	(株)萱生工務店	千葉県大網白里市大網2996 番地	代表取締役 萱生富二雄	○	163万円
20	(株)青柳建設	千葉県山武郡横芝光町横芝 2095番地の1	代表取締役 青柳 誠	○	—
21	浅岡建設(株)	千葉県山武郡九十九里町真 亀1007番地1	代表取締役 浅岡まり子	○	—
22	石井建設(株)	千葉県東金市道庭437番地	代表取締役 石井 康秀	○	—
23	(株)共楽園緑化土木	千葉県東金市広瀬83番地	代表取締役 榊原 吉明	○	—
24	鈴栄建設工業(株)	千葉県東金市南上宿38番地 3	代表取締役 鈴木 壽郎	○	—

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
25	(株)鈴木興業	千葉県山武市松尾町上大蔵 318番地	代表取締役 鈴木 祥一	○	—
26	總部建設(株)	千葉県山武郡九十九里町片 貝682番地	代表取締役 南部 隆一	○	—
27	有限会社丸間工業	千葉県山武市津辺34番地の 3	代表取締役 小川 勝男	○	—
28	(株)和建興業	千葉県山武郡横芝光町鳥喰 上90番地	代表取締役 大木 暁宏	○	—
29	杉田建設(株) ※2	千葉県山武郡大網白里町大 網290番地の1		—	—
30	野村建設(株) ※2	東京都文京区千駄木三丁目 40番17号		—	—
31	堀内建設(株) ※1	千葉県大網白里市大網562 番地		—	—
32	堀江建設工業(株) ※ 2	千葉県山武市蓮沼口2285番 地		—	—
合 計				27社	1億6473万円

(注1) 「千葉県発注の特定土木一式工事」とは、千葉県が、千葉県山武土木事務所（平成23年3月31日以前にあっては千葉県山武地域整備センター。以下同じ。）、千葉県山武農業事務所（平成23年3月31日以前にあっては千葉県山武農林振興センター）又は千葉県銚子漁港事務所において、指名競争入札の方法により、山武地域（千葉県東金市、山武市、大網白里市（平成24年12月31日以前にあっては山武郡大網白里町）、山武郡九十九里町及び横芝光町のうち平成18年3月27日の合併が行われる前における旧山武郡横芝町の区域。以下同じ。）を施工場所とし、土木一式工事として発注する工事であって、①千葉県から土木一式工事についてAの等級に格付されている事業者のみを入札の参加者とするもの、②千葉県から土木一式工事についてAの等級に格付されている事業者及びBの等級に格付されている事業者のみを入札の参加者とするもの又は③千葉県から土木一式工事についてBの等級に格付されている事業者のみを入札の参加者とするもののいずれかに該当するもののうち、(a)同県による工事の設計上、作業船又は潜水土を使用して施工することとされる工事及び(b)同県による工事の設計上、プレストレストコンクリート製橋桁を用いる橋梁上部工事を除くものをいう。

(注2) 表中の「排除措置命令」欄記載の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象となる者であることを示し、同欄記載の「—」は、その事業者が排除措置命令の対象とならない者であることを示している。

(注3) 表中の「課徴金額」欄の「—」は、その事業者が課徴金納付命令の対象とならない者であることを示している。

(注4) 表中の「※1」を付した事業者は、それぞれ、株主総会の決議により解散し、事業活動の全部を取りやめている。

(注5) 表中の「※2」を付した事業者は、それぞれ、破産手続開始の決定により解散し、事業活動の全部を取りやめている。

(イ) 千葉県発注の特定舗装工事（注6）に係る違反事業者

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
1	古谷建設(株)	千葉県山武郡横芝光町栗山 3195番地の1	代表取締役 古谷 務	○	2095万円

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
2	庄司工業(株)	千葉県東金市台方2078番地	代表取締役 長谷川富美夫	○	1002万円
3	鈴木土建(株)	千葉県大網白里市細草1624番地1	代表取締役 内山 弘通	○	730万円
4	三枝建設(株)	千葉県大網白里市みやこ野一丁目2番地1	代表取締役 三枝 義典	○	429万円
5	佐久間土木(株)	千葉県山武市富田ト1025番地	代表取締役 鈴木 一彌	○	311万円
6	(株)小松土建	千葉県山武郡九十九里町片貝3823番地	代表取締役 小松 隆弘	○	301万円
7	野村建設(株) ※2	東京都文京区千駄木三丁目40番17号	破産管財人 田島 正広	—	277万円
8	三総建設(株) ※1	千葉県東金市道庭904番地	代表清算人 真行寺清子	—	213万円
9	佐瀬土建(株)	千葉県山武市蓮沼口の3129番地	代表取締役 佐瀬三喜男	○	151万円
10	(株)行木工務店	千葉県山武市本須賀3704番地	代表取締役 行木 哲男	○	149万円
11	(株)丸二工務店	千葉県大網白里市南今泉2510番地の1	代表取締役 内山 康広	○	111万円
12	吉岡建設(株)	千葉県山武郡横芝光町横芝800番地	代表取締役 吉岡 昭	○	110万円
13	浅岡建設(株)	千葉県山武郡九十九里町真亀1007番地1	代表取締役 浅岡 まり子	○	—
14	(株)鵜沢工務店	千葉県大網白里市九十根220番地	代表取締役 鵜沢清一郎	○	—
15	(株)萱生工務店	千葉県大網白里市大網2996番地	代表取締役 萱生富二雄	○	—
16	(株)共楽園緑化土木	千葉県東金市広瀬83番地	代表取締役 榊原 吉明	○	—
17	佐久間建設(株)	千葉県山武市湯坂483番地	代表取締役 佐久間孝明	○	—
18	山和技建(株)	千葉県東金市台方346番地1	代表取締役 池原 永人	○	—
19	三和建設(株)	千葉県山武郡九十九里町真亀4782番地	代表取締役 三橋 清之	○	—

番号	事業者名	本店の所在地	代表者	排除措置命令	課徴金額
20	(株)鈴木興業	千葉県山武市松尾町上大蔵 318番地	代表取締役 鈴木 祥一	○	—
21	(株)鈴木工務店	千葉県大網白里市下ケ傍示 672番地	代表取締役 鈴木慶一郎	○	—
22	總部建設(株)	千葉県山武郡九十九里町片 貝682番地	代表取締役 南部 隆一	○	—
23	(株)ダイカワ	千葉県東金市西中274番地	代表取締役 櫻井 衛	○	—
24	中央建設(株)	千葉県山武市成東3103番地	代表取締役 伊庭 宏	○	—
25	藤助建設(株)	千葉県大網白里市四天木乙 2801番地	代表取締役 清水祐一郎	○	—
26	(有) 丸間工業	千葉県山武市津辺34番地の 3	代表取締役 小川 勝男	○	—
27	(有) 宮野工務店	千葉県山武市成東2492番地	代表取締役 宮野 正司	○	—
28	堀内建設(株) ※1	千葉県大網白里市大網562 番地		—	—
29	堀江建設工業(株) ※ 2	千葉県山武市蓮沼口2285番 地		—	—
合 計				25社	5879万円

(注6) 「千葉県発注の特定舗装工事」とは、千葉県が、千葉県山武土木事務所において、指名競争入札の方法により、山武地域を施工場所とし、舗装工事として発注する工事であって、①千葉県から舗装工事についてAの等級に格付されている事業者のみを入札の参加者とするもの、②千葉県から舗装工事についてAの等級に格付されている事業者及びBの等級に格付されている事業者のみを入札の参加者とするもの又は③千葉県から舗装工事についてBの等級に格付されている事業者のみを入札の参加者とするもののいずれかに該当するもののうち、(a)路面性能を高めるための舗装を試験的に行う工事であって「試験舗装」として発注する工事及び(b)テニスコート面の更新工事を除くものをいう。

(注7) 表中の「排除措置命令」欄記載の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象となる者であることを示し、同欄記載の「—」は、その事業者が排除措置命令の対象とならない者であることを示している。

(注8) 表中の「課徴金額」欄の「—」は、その事業者が課徴金納付命令の対象とならない者であることを示している。

(注9) 表中の「※1」を付した事業者は、それぞれ、株主総会の決議により解散し、事業活動の全部を取りやめている。

(注10) 表中の「※2」を付した事業者は、それぞれ、破産手続開始の決定により解散し、事業活動の全部を取りやめている。

イ 違反行為の概要

(7) 千葉県発注の特定土木一式工事

前記ア(7)の表記載の32社は、遅くとも平成21年4月17日以降(注11)、共同して、千葉県発注の特定土木一式工事について、受注価格の低落防止等を図るため

a(a) 受注すべき者(以下「受注予定者」という。)を決定する

- (b) 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する

旨の合意の下に

- b 当該工事の入札の参加に係る指名を受けた者は、指名を受けた旨を社団法人千葉県建設業協会山武支部（平成24年4月1日以降にあっては一般社団法人千葉県建設業協会山武支部。以下同じ。）に連絡し、当該工事の受注を希望する者（以下「受注希望者」という。）は、原則として、入札開始日の4日前（土日祝日を除く。）に、千葉県東金市堀上所在の山武建設業会館内の会議室において開催される会合に参加し

- (a) 受注希望者が1社のときは、その者を受注予定者とする
 (b) 受注希望者が複数社のときは、当該工事の施工場所、過去に受注した工事との継続性等を勘案して、受注希望者間の話合いにより受注予定者を決定するなどにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、千葉県発注の特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(イ) 千葉県発注の特定舗装工事

前記ア(イ)の表記載の29社は、遅くとも平成21年6月12日以降（注12）、共同して、千葉県発注の特定舗装工事について、受注価格の低落防止等を図るため

- a (a) 受注予定者を決定する
 (b) 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する

旨の合意の下に

- b 当該工事の入札の参加に係る指名を受けた者は、指名を受けた旨を社団法人千葉県建設業協会山武支部に連絡し、当該工事の受注希望者は、原則として、入札開始日の4日前（土日祝日を除く。）に、前記の山武建設業会館内の会議室において開催される会合に参加し
 (a) 受注希望者が1社のときは、その者を受注予定者とする
 (b) 受注希望者が複数社のときは、当該工事の施工場所、過去に受注した工事との継続性等を勘案して、受注希望者間の話合いにより受注予定者を決定するなどにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、千葉県発注の特定舗装工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

(注11) 前記ア(ア)の表記載の番号18の事業者にあつては遅くとも平成21年5月12日以降、番号21及び番号27の事業者にあつては遅くとも平成22年7月6日以降、番号24の事業者にあつては遅くとも平成22年9月3日以降、番号20、番号22、番号26及び番号28の事業者にあつては遅くとも平成24年7月11日以降、それぞれ違反行為に参加している。

(注12) 前記ア(イ)の表記載の番号25の事業者にあつては遅くとも平成23年7月1日以降、番号23の事業者にあつては遅くとも平成24年3月2日以降、番号20の事業者にあつては遅くとも平成24年5月15日以降、それぞれ違反行為に参加している。

ウ 排除措置命令の概要

前記イの違反行為ごとに、次のとおり排除措置命令を行った。

- (ア) 排除措置命令の対象事業者（以下「名宛人」という。）は、それぞれ、次の事項

を、取締役会等において決議しなければならない。

a 前記イの行為を取りやめていることを確認すること

b 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、前記イの工事について、受注予定者を決定せず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと

c 今後、前記イの工事について、自社が入札の参加に係る指名を受けた旨を、一般社団法人千葉県建設業協会山武支部に連絡しないこと

(i) 名宛人は、それぞれ、前記(ア)に基づいて採った措置を、自社を除く名宛人及び千葉県に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。

(ii) 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、前記(i)の工事について、受注予定者を決定してはならない。

(iii) 名宛人は、今後、それぞれ、前記イの工事について、自社が入札の参加に係る指名を受けた旨を、一般社団法人千葉県建設業協会山武支部に連絡してはならない。

エ 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成26年5月7日までに、それぞれ前記アの(ア)又は(i)の表の「課徴金額」欄記載の額（総額2億2352万円）を支払わなければならない。

(6) 自動車運送業務（注1）を行う船舶運航事業者（注2）に対する件（平成26年（措）第6号～第9号）

排除措置年月日	違反法条
26.3.18	独占禁止法第3条後段

(注1) 「自動車運送業務」とは、自動車専用船（貨物である自動車を海上運送するための船舶であって、専門の運転手が当該自動車を運転して積み降ろす Roll on/Roll off 方式を採用した、「PCC（Pure Car Carrier）」、「PTC（Pure Car and Truck Carrier）」等と呼ばれるもの）を用いて行う自動車の海上運送業務をいう。

(注2) 「船舶運航事業者」とは、海上運送法第2条第2項に規定する、海上において船舶により人又は物の運送をする事業で港湾運送事業以外の事業を営む者をいう。

ア 関係人

番号	事業者名 本店の所在地 代表者	排除措置命令の有無及び課徴金額 (上段：排除措置命令，下段：課徴金額)				合計
		北米航路	欧州航路	中近東航路	大洋州航路	
1	日本郵船(株) 東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 代表取締役 工藤 泰三	○	○	○	○	4件
		40億 2242万円	38億 7650万円	35億 4919万円	16億 5296万円	131億 107万円
2	川崎汽船(株) 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号 代表取締役 朝倉 次郎	○	○	○	○	4件
		19億 1891万円	15億 6143万円	11億 5509万円	10億 6296万円	56億 9839万円

番号	事業者名 本店の所在地 代表者	排除措置命令の有無及び課徴金額 (上段：排除措置命令，下段：課徴金額)				合計
		北米航路	欧州航路	中近東航路	大洋州航路	
3	ワレニウス・ウィルヘルムセン・ロジスティックス・エーエス（注6）	○	○			2 件
	ノルウェー リュサカー ストラ ンドヴェイエ 12 代表者 クリストファー・ジョセフ・コナー	5435 万円	34 億 4136 万円			34 億 9571 万円
4	日産専用船(株)		○			1 件
	東京都千代田区内幸町一丁目 2 番 2 号 代表取締役 大江 明生		4 億 2331 万円			4 億 2331 万円
5	(株)商船三井	—	—	—	—	—
	東京都港区虎ノ門二丁目 1 番 1 号 代表取締役 武藤 光一	—	—	—	—	—
違反事業者数		4 社	5 社	3 社	3 社	延べ 15 社 (実数 5 社)
排除措置命令対象事業者数		3 社	4 社	2 社	2 社	延べ 11 社 (実数 4 社)
課徴金納付命令対象事業者数		3 社	4 社	2 社	2 社	延べ 11 社 (実数 4 社)
課徴金合計額		59 億 9568 万円	93 億 260 万円	47 億 428 万円	27 億 1592 万円	227 億 1848 万円

(注3) 表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注4) 表中の「—」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

(注5) 表中の「/」は、その事業者が当該航路についての違反事業者でないことを示している。

(注6) 以下、「ワレニウス・ウィルヘルムセン・ロジスティックス・エーエス」のことを「ワレニウス」と省略する。

イ 違反行為の概要

(7) 下表の「違反事業者」欄記載の事業者（以下「違反事業者」という。）は、遅くとも平成20年1月中旬頃以降、下表の「航路」欄記載の航路における特定自動車運送業務（注7）について、既存の取引の維持及び運賃の低落防止を図るため、安値により他社の取引を相互に奪わず、荷主ごとに、運賃を引き上げ又は維持する旨の合意の下に

- a 荷主ごとに、当該荷主と取引のある複数社間で、運賃交渉に際し、現行運賃からの引上げ率等若しくは現行運賃の維持又は当該荷主に提示する見積運賃を決定する

- b 荷主ごとに、当該荷主と取引のない者は、当該荷主と取引のある者よりも高値の見積運賃を提示すること等によって、取引のある者が引き続き当該荷主と取引できるように協力する

などしていた。

- (i) 違反事業者は、前記(ア)の合意により、公共の利益に反して、それぞれの航路における特定自動車運送業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

番号	航路	違反事業者
①	北米航路（注8）	日本郵船、川崎汽船、ワレニウス、商船三井
②	欧州航路（注9）	日本郵船、川崎汽船、ワレニウス、日産専用船、商船三井
③	中近東航路（注10）	日本郵船、川崎汽船、商船三井
④	大洋州航路（注11）	日本郵船、川崎汽船、商船三井

（注7）「特定自動車運送業務」とは、自動車運送業務のうち、我が国に所在する荷主（荷送人である自動車メーカー又は商社であって、運賃を支払う者）を需要者とし、新車の自動車を我が国の港で荷積みし、外国の港に荷揚げするもの（特定の荷主が、専ら又は優先的に、自らが出資する特定の船舶運航事業者と行う取引に係る当該業務を除く。）をいう。

（注8）「北米航路」とは、我が国の港とアメリカ合衆国（プエルトリコを含む。）、カナダ及びメキシコの港との間の航路をいう。

（注9）「欧州航路」とは、我が国の港と欧州各国（ロシアにあつてはバルト海沿岸）並びに欧州を除く地中海沿岸及び黒海沿岸の港との間の航路をいう。

（注10）「中近東航路」とは、我が国の港とスリランカ、インド西部、パキスタン、イラン、イラク、クウェート、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、バーレーン、カタール、オマーン、イエメン、ヨルダン、ジブチ及びスーダンの港との間の航路をいう。

（注11）「大洋州航路」とは、我が国の港とオーストラリア（ダーウィン港及びフリーマントル港を除く。）、ニュージーランド及びパプアニューギニアの港との間の航路をいう。

ウ 排除措置命令の概要

前記イの表の「航路」欄記載のそれぞれの航路における違反行為ごとに、次のとおり排除措置命令を行った。

- (ア) 排除措置命令の対象事業者（以下「名宛人」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会等において決議しなければならない。
- 前記イ(ア)の合意が消滅していることを確認すること
 - 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、それぞれの航路における特定自動車運送業務について、取引の相手方を制限する行為及び荷主ごとに運賃を引き上げ又は維持する行為を行わず、各社がそれぞれ自主的に取引の相手方及び運賃を決めること
 - 今後、相互に、又は他の事業者と、それぞれの航路における特定自動車運送業務について、個々の荷主に対する運賃又は運賃を構成する「ベースレート」と称する基本運賃若しくは各種料金に係る情報交換を行わないこと
- (イ) 名宛人は、それぞれ、前記(ア)に基づいて採った措置を、自社を除く名宛人及びそれぞれの航路における特定自動車運送業務の荷主に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (ロ) 名宛人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、それぞれの航路における特定自動車運送業務について、取引の相手方を制限する行為及び荷主ごとに運賃を引き上げ又は維持する行為を行ってはならない。
- (ハ) 名宛人は、今後、それぞれ、相互に、又は他の事業者と、それぞれの航路におけ

る特定自動車運送業務について、個々の荷主に対する運賃又は運賃を構成する「ベースレート」と称する基本運賃若しくは各種料金に係る情報交換を行ってはない。

- (カ) 名宛人は、それぞれ、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。
- a 自社の従業員に対する、それぞれの航路における特定自動車運送業務に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の周知徹底
 - b それぞれの航路における特定自動車運送業務に関する独占禁止法の遵守についての、当該業務に関わる役員及び営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

エ 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成26年6月19日までに、それぞれ前記アの表の「課徴金合計額」欄記載の額（総額227億1848万円）を支払わなければならない。

オ 国土交通省に対する要請について

(7) 独占禁止法適用除外制度の概要等

独占禁止法は、市場における公正かつ自由な競争を促進することにより、一般消費者の利益を確保するとともに国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とし、これを達成するために、不当な取引制限（カルテル）を禁止しているが、他の政策目的を達成する観点から特定の分野における一定の行為に独占禁止法の禁止規定の適用を除外するという適用除外制度が設けられている。

海上運送法（昭和24年法律第187号）第28条は独占禁止法の適用除外を規定しているところ、船舶運航事業者が、本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路において、他の船舶運航事業者と締結する運賃等の協定等には独占禁止法は適用されない。この協定等は、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならず（同法第29条の2第1項）、国土交通大臣は、届出を受理した旨を公正取引委員会に通知することとされている（同法第29条の4第1項）。また、適用除外制度の濫用を防止する観点等から、一定の要件を定め（同法第29条第2項各号）、同要件に適合しない協定等については、国土交通大臣は変更を命じ又は禁止しなければならず（同法第29条の2第2項）、さらに、公正取引委員会は、国土交通省に対し、これら処分をすべきことを請求することができる（同法第29条の4第2項）。

本件対象の北米航路の一部、中近東航路及び大洋州航路においては、それぞれ、船舶運航事業者が他の船舶運航事業者とする運賃又は配船を内容とする協定が届出されているが、本件審査の結果、本件違反事業者は、届出を行っている適用除外カルテルとは異なる本件違反行為を行っていたものであり、このような行為は独占禁止法の適用除外の対象にはならないことから、独占禁止法の適用を行ったものである。

(4) 要請の概要

本件審査の結果、特定自動車運送業務に係る取引においては、荷主の需要に応じ、運賃を、荷主ごとに、当該荷主と船舶運航事業者との相対の交渉により取り決めており、適用除外カルテルで定められた全ての荷主に対して一律に適用されるベースレート又は各種料金表から成る運賃表（タリフ）は全く又はほとんど使われていな

かった等の事実が認められ、現在届出されている適用除外カルテルが海上運送法第29条第2項各号において規定する独占禁止法の適用除外の要件に適合しないおそれがあることから、公正取引委員会は、国土交通省に対し、新車の自動車に関するものは廃止する等、要件適合性を見直し、必要な措置を速やかに講ずるよう要請した。

2 独占禁止法第8条違反事件

一般社団法人吉川松伏医師会に対する件（平成26年（措）第5号）

排除措置年月日	違反法条
26.2.27	独占禁止法第8条第1号

(1) 関係人

名 称	代 表 者	所 在 地	会 員
一般社団法人吉川松伏医師会	代表理事 平井 真実	埼玉県吉川市平沼1235番地1	吉川松伏地区（注2）において 医業に従事する医師ら

（注1） 以下、「一般社団法人吉川松伏医師会」のことを「吉川松伏医師会」と省略する。

（注2） 埼玉県吉川市及び同県北葛飾郡松伏町の区域を指す。

(2) 違反行為の概要

ア 吉川松伏医師会は、会員が設定するインフルエンザ任意予防接種（注3）の料金について、

(ア) 平成23年10月14日に開催した理事会において、次のとおり決定し、同月17日にこれを会員に周知した。

a 13歳未満の者を対象とする1回目の料金（注4）を3,700円、2回目の料金（注5）を2,650円とすること

b 13歳以上の者を対象とする1回目の料金を4,450円とすること

(イ) 平成24年9月14日に開催した理事会において、前記(ア)の決定に替えて次のとおり決定し、同月18日にこれを会員に周知した。

a 13歳未満の者を対象とする1回目の料金（注4）を3,700円以上、2回目の料金（注5）を2,600円以上とすること

b 13歳以上の者を対象とする1回目の料金（注4）を4,450円以上、2回目の料金（注5）を2,900円以上とすること

イ 会員は、前記アの決定及び周知に基づき、おおむね、吉川松伏医師会が決定したとおりインフルエンザ任意予防接種の料金を設定し、当該予防接種を実施していた。

ウ 吉川松伏医師会は、前記アの決定及び周知により、吉川松伏地区におけるインフルエンザ任意予防接種の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注3） 「インフルエンザ任意予防接種」とは、インフルエンザの予防接種のうち予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期及び臨時の予防接種を除くものをいう。

（注4） 1回目を異なる医療機関で接種した場合の2回目の料金を含む。

（注5） 1回目を同じ医療機関で接種した場合の料金をいう。

(3) 排除措置命令の概要

ア 吉川松伏医師会は、次の事項を、理事会において決議しなければならない。

- (ア) 前記(2)ア(イ)の決定が破棄されていることを確認すること
- (イ) 今後、会員が設定するインフルエンザ任意予防接種の料金を決定せず、会員がそれぞれ自主的に決めること
- イ 吉川松伏医師会は、前記アに基づいて採った措置を会員に通知し、かつ、吉川松伏地区に所在する医療機関を利用する者に周知しなければならない。
- ウ 吉川松伏医師会は、今後、会員が設定するインフルエンザ任意予防接種の料金を決定してはならない。

3 独占禁止法第19条違反事件

(株)ラルズに対する件（平成25年（措）第9号）

排除措置年月日	違反法条
25.7.3	独占禁止法第19条（第2条第9項第5号（注2））

（注1） 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号）の施行日である平成22年1月1日前においては平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前の不公正な取引方法の第14項。

(1) 関係人

名称	代表者	所在地	事業の概要	課徴金額
(株)ラルズ	代表取締役 守屋 澄夫	札幌市中央区南十三条西 十一丁目2番32号	食料品、日用雑貨品、衣料品 等の小売業	12億8713万円

（注2） 以下、「(株)ラルズ」のことを「ラルズ」と省略する。

(2) 違反行為の概要

ラルズは、遅くとも平成21年4月20日以降、自社と継続的な取引関係にある納入業者（注3）のうち取引上の地位が自社に対して劣っている者（以下「特定納入業者」という。）に対して、次の行為を行っていた。

ア 新規開店又は改装開店（注4）に際し、特定納入業者のうち53名に対し、これらを実施する店舗において、当該特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列、補充、撤去等の作業を行わせるため、あらかじめ当該特定納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、派遣のために通常必要な費用のほとんど全てを負担せずに、当該特定納入業者の従業員等を派遣させていた。

イ(ア) 新規開店又は改装開店の際に実施するオープンセールに際し、特定納入業者のうち54名に対し、当該セールの「協賛金」の名目で、あらかじめ算出根拠、使途等について明確に説明することなく、当該特定納入業者が得る販売促進効果等の利益を勘案せずに、一方的に決定した額の金銭又は仕入部門ごとに設定した算出方法により算出した額の金銭を提供させていた。

(イ) 「創業祭」と称するセールに際し、特定納入業者のうち86名に対し、当該セールのためには一部しか充当しないにもかかわらず、当該セールの「協賛金」の名目で、あらかじめ算出根拠、使途等について明確に説明することなく、当該特定納入業者が得る販売促進効果等の利益を勘案せずに、当該特定納入業者からの6か月間の仕入金額に0.45パーセントの料率を乗じて算出した額等の金銭を、さらに、平成23年においては、当該特定納入業者の大部分に対し、創業50周年であることを理由に、

前記料率を一方的に0.50パーセントとして算出した額等の金銭を提供させていた。

ウ 「紳士服特別販売会」と称するセールにおけるスーツ及びその関連商品（以下「スーツ等」という。）の販売に際し、仕入担当者（注5）から、特定納入業者のうち18名に対し、特定納入業者ごとに購入すべき数量を示して購入を要請する又は購入していない特定納入業者等に対しては重ねて購入を要請することなどにより、スーツ等を購入させていた。

（注3） 「納入業者」とは、ラルズが自ら販売する商品を、ラルズに直接販売して納入する事業者をいう。

（注4） 「新規開店」とは、ラルズが、新たに店舗を設置して、当該店舗の営業を開始することをいい、「改装開店」とは、ラルズが、自社の既存の店舗について、一時的に営業を取りやめて、売場の移動、売場面積の拡張、設備の改修その他の改装を実施した上で、当該店舗の営業を再開することをいう。

（注5） 「仕入担当者」とは、ラルズの店舗で販売する商品及びその販売方針の決定並びに納入業者との間で商品の仕入れに係る商談等の業務を行うラルズの従業員をいう。

(3) 排除措置命令の概要

ア ラルズは、前記(2)の行為を取りやめていることを確認すること及び今後当該行為と同様の行為を行わないことを、取締役会において決議しなければならない。

イ ラルズは、前記アに基づいて採った措置を、納入業者に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。

ウ ラルズは、今後、前記(2)の行為と同様の行為を行ってはならない。

エ ラルズは、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。

a 納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の改定

b 納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての、役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者による定期的な監査

(4) 課徴金納付命令の概要

ラルズは、平成25年10月4日までに、12億8713万円を支払わなければならない。

第3 警告

平成25年度において警告を行ったものの概要は、次のとおりである。

第6表 平成25年度警告事件一覧表

一連番号	件名	内 容	関係法条	警告年月日
1	志賀高原索道協会に対する件	志賀高原索道協会の次の①ないし③の行為が、志賀高原に所在するスキー場のリフト券の販売分野における競争を実質的に制限している疑い。 ① 遅くとも平成15年12月頃以降、志賀高原に所在するスキー場において特定の会員のリフトでのみ利用できる乗車券（以下「自社券」という。）について、会員が志賀高原索道協会の承諾を得ずに発券することを制限している。 ② 発券を承諾した自社券のうち、1回券については遅くとも平成15年12月頃以降、学校授業券等については遅くとも平成20年頃以降、会員が販売する料金を決定している。 ③ 発券を承諾した自社券のうち、平日自社エリア券については平成24年7月14日以降、自社エリア券については平成25年7月25日以降、平日自社エリア券又は自社エリア券と他の商品が組み合わせられた旅行業者等が販売する企画商品としての販売のみを認め、会員が自社のリフト券売場で販売するなど会員による平日自社エリア券又は自社エリア券のみでの販売を禁止している。	第8条第1号 （平成21年改正前の第8条第1項第1号）	26. 2. 19

第4 告発

私的独占、カルテルなどの重大な独占禁止法違反行為については、排除措置命令等の行政上の措置のほか罰則が設けられているところ、これらについては公正取引委員会による告発を待つて論ずることとされている（独占禁止法第96条及び第74条第1項）。

公正取引委員会は、平成17年10月、平成17年独占禁止法改正法の趣旨を踏まえ、「独占禁止法違反に対する刑事告発及び犯則事件の調査に関する公正取引委員会の方針」を公表し、独占禁止法違反行為に対する抑止力強化の観点から、積極的に刑事処罰を求めて告発を行っていくこと等を明らかにしている。

平成25年度においては、鉄道・運輸機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札談合事件について、以下のとおり、検事総長に告発した。

鉄道・運輸機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事の入札談合事件に係る告発等（平成26年3月4日告発・平成26年3月19日改善措置要求、申入れ）

(1) 告発について

ア 被告発人

(ア) 被告発会社（下表記載の8社）

(イ) 前記の被告発会社8社の冷暖房等に関する設備工事の請負等の業務に従事してい

た者8名（以下「被告発人8名」という。）

被告発会社	代 表 者	本店の所在地
高砂熱学工業(株)	代表取締役 大内 厚	東京都千代田区神田駿河台4丁目2番地5
ダイダン(株)	代表取締役 北野 晶平	大阪市西区江戸堀1丁目9番25号
新日本空調(株)	代表取締役 高橋 薫	東京都中央区日本橋浜町2丁目31番1号
(株)大氣社	代表取締役 上山 悟	東京都新宿区西新宿8丁目17番1号
(株)朝日工業社	代表取締役 高須 康有	東京都港区浜松町1丁目25番7号
(株)三晃空調	代表取締役 齋藤 昌宏	大阪市北区西天満3丁目13番20号
東洋熱工業(株)	代表取締役 太田 勝志	東京都中央区京橋2丁目5番12号
三建設備工業(株)	代表取締役 松井 栄一	東京都中央区新川1丁目17番21号

イ 告発の根拠

(ア) 事実

被告発会社8社は、いずれも冷暖房等に関する設備工事の請負等の事業を営む事業者であり、被告発人8名は、それぞれの所属する被告発会社の従業者として、前記工事の請負等に関する業務に従事していたものであるが、被告発人8名は、被告発会社8社と同様の事業を営む他の事業者（他の事業者と被告発会社8社を併せて以下「被告発会社等」という。）の従業者らと共に、それぞれその所属する被告発会社等の他の従業者と共謀の上、被告発会社等の業務に関し、平成23年9月中旬頃から平成24年11月頃までの間、東京都内の飲食店等において、面談等の方法により、平成23年10月以降に鉄道・運輸機構が条件付一般競争入札の方法により順次発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事について、受注予定事業者を決定するとともに当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って、上記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって被告発会社等が共同して、上記工事の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、上記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限したものである。

(イ) 罰条

独占禁止法第89条第1項第1号、第95条第1項第1号及び第3条並びに刑法第60条

(2) 改善措置要求等について

ア 入札談合等関与行為の概要

鉄道・運輸機構の鉄道建設本部東京支社の設備部長、設備部機械第三課長及び同部機械第二課副参事は、本件融雪・消雪基地機械設備工事のうち複数の物件について、これらの入札に参加していた事業者のうち特定の事業者の従業者に対し、各物件における入札前までに、未公表の予定価格に関する情報を教示していた。

イ 関係法条及び改善措置要求等

鉄道・運輸機構の職員による前記アの行為は、入札談合等関与行為防止法第2条第5項第3号（発注に係る秘密情報の漏えい）の規定に該当し、同項に規定する入札談合等関与行為と認められる。

よって、公正取引委員会は、鉄道・運輸機構理事長に対し、入札談合等関与行為防

止法第3条第2項の規定に基づき、今後、前記アと同様の行為が行われないよう、前記アの行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めた。また、同理事長に対し、この求めに応じて同条第4項の規定に基づき行った調査の結果及び講じた改善措置の内容について、同条第6項の規定に基づき公表するとともに当委員会に通知するよう求めた。

さらに、会計検査院に対し、入札談合等関与行為の排除及び防止に万全を期す観点から、鉄道・運輸機構理事長に対して改善措置を講ずるよう求めた旨の通知を行った。

(3) 鉄道・運輸機構に対する申入れについて

ア 本件の調査の過程において、前記(2)アの入札談合等関与行為以外にも、鉄道・運輸機構の役員及び職員が、次の行為を行っていたことが認められた。

(7) 本件融雪・消雪基地機械設備工事以外の鉄道・運輸機構発注の一部の物件についても、特定の入札参加事業者の従業者に対し、入札前までに、未公表の予定価格に関する情報を教示していた。

(4) 鉄道・運輸機構の発注する整備新幹線等に係る工事に関し、入札参加事業者を共同企業体（以下「JV」という。）に限定した総合評価落札方式によって実施される入札において、当該入札に参加する各JVの構成員の中で代表者に次ぐ構成員に位置付けられている事業者に鉄道・運輸機構から再就職した者が在籍していない場合には、当該JVに対し、評価点の最高点は付けないなどの運用を行うよう指示していた。

(5) 公正取引委員会が鉄道・運輸機構の本社を平成25年11月に搜索した際、鉄道・運輸機構の退職者の再就職に関する書類・電子メール等を隠蔽・隠滅する行為を行った。

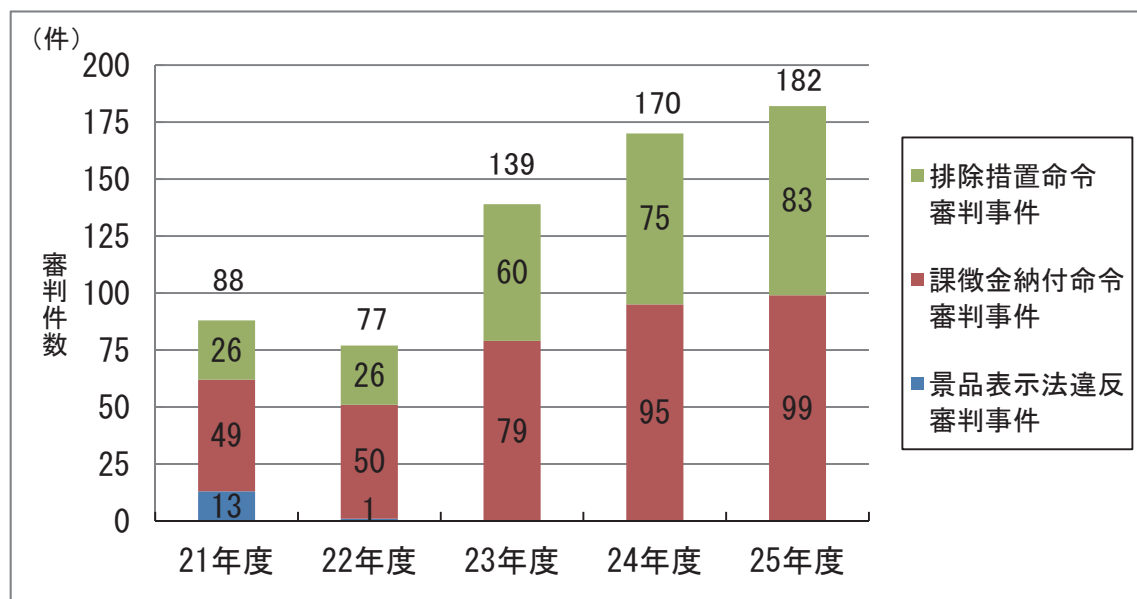
イ このため、公正取引委員会は、鉄道・運輸機構に対し、独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法のそれぞれの趣旨及び内容を鉄道・運輸機構の役員及び職員に周知徹底することを含め鉄道・運輸機構における法令遵守体制を確立するとともに、鉄道・運輸機構における入札の実態について点検し、必要な場合には改善を行うなどの所要の措置を講ずるよう申し入れた。

第3章 審 判

第1 概説

平成25年度における審判件数は、前年度から繰り越されたもの157件、平成25年度中に審判手続を開始したもの25件の合計182件（排除措置命令に係るものが83件、課徴金納付命令に係るものが99件）であった。これらのうち、平成25年度中に15件について審決を行った。15件の審決の内訳は、平成17年独占禁止法改正法（独占禁止法の一部を改正する法律〔平成17年法律第35号〕をいう。以下同じ。）による改正前の独占禁止法に基づく審決が7件（課徴金の納付を命ずる審決等7件）、平成17年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法に基づく審決が8件（排除措置命令に係る審決3件、課徴金納付命令に係る審決5件）である。このほか、2件（排除措置命令に係るものが1件、課徴金納付命令に係るものが1件）の審判請求取下げが行われた。この結果、平成25年度末における審判件数（平成26年度に繰り越すもの）は165件となった。

図 審判件数の推移



（注） 審判件数は、行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。

（注） 「排除措置命令審判事件」には、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく審判事件（課徴金納付命令に係るものを除く。）を含む。

表 係属中の審判事件一覧

一連 番号	事件 番号	被審人	違反被疑事実	関係法条	審判手続 開 始 年 月 日	審判開催状況 (26.3.31現在)
1 ～ 4	21 (判) 6 ～ 9	積水化学工業 (株)ほか1名	塩化ビニル管及び塩化ビニル管 継手について、共同して出荷価格 を引き上げる旨合意していた。 (21 (判) 6及び7につき排除措置 命令審判事件, 21 (判) 8及び9に つき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	21. 5. 13	27回開催
5	22 (判) 1	クアルコム・ インコーポレイ テッド	クアルコム・インコーポレイ テッド等が保有し又は保有するこ ととなるCDMA携帯無線通信に 係る知的財産権について、国内端 末等製造販売業者等に対してその 実施権等を一括して許諾する契約 を締結するに当たり、国内端末等 製造販売業者等が保有し又は保有 することとなる知的財産権につい て実施権等を無償で許諾すること を余儀なくさせ、かつ、国内端末 等製造販売業者等が保有し又は保 有することとなる知的財産権に基 づく権利主張を行わない旨を約す ることを余儀なくさせていた。 (排除措置命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (一般指定 第12項 (注1))	22. 1. 5	20回開催
6 ～ 9	22 (判) 2 ～ 5	MT映像ディ スプレイ(株)ほ か3名	我が国ブラウン管テレビ製造販 売業者が東南アジア地域に所在す る製造子会社等に購入させるテレ ビ用ブラウン管について、当該製 造子会社等向け販売価格につき各 社が遵守すべき最低目標価格等を 設定する旨を合意していた。 (22 (判) 2につき排除措置命令 審判事件, 22 (判) 3ないし5につ き課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	22. 1. 27	18回開催
10	22 (判) 6	サムスン・エ スディーアイ ・カンパニー・リミ テッド	我が国ブラウン管テレビ製造販 売業者が東南アジア地域に所在す る製造子会社等に購入させるテレ ビ用ブラウン管について、当該製 造子会社等向け販売価格につき各 社が遵守すべき最低目標価格等を 設定する旨を合意していた。 (排除措置命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段	22. 5. 12	19回開催
11	22 (判) 7	サムスン・エ スディーアイ (マレーシ ア)・ビー イーアールエ イ・チエー ディー	我が国ブラウン管テレビ製造販 売業者が東南アジア地域に所在す る製造子会社等に購入させるテレ ビ用ブラウン管について、当該製 造子会社等向け販売価格につき各 社が遵守すべき最低目標価格等を 設定する旨を合意していた。 (課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第7条の2 (第3条後段)	22. 7. 26	14回開催

一連 番号	事件 番号	被審人	違反被疑事実	関係法条	審判手続 開 始 年 月 日	審判開催状況 (26. 3. 31現 在)
12 ～ 23	22 (判) 17 ～ 28	三 和 シ ャ ッ ター工業(株)ほ か3名	共同してシャッターの需要者向け販売価格を引き上げる旨を合意していた。近畿地区におけるシャッターについて、共同して受注予定者を決定していた。 (22 (判) 17ないし21につき排除措置命令審判事件, 22 (判) 22ないし28につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	22. 10. 4	16回開催
24 ～ 68	23 (判) 8 ～ 52	植野興業(株)ほ か22名	山梨県発注の塩山地区土木一式工事について、共同して受注予定者を決定していた。 (23 (判) 8ないし29につき排除措置命令審判事件, 23 (判) 30ないし52につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	23. 7. 27	16回開催
69 ～ 89	23 (判) 53 ～ 57 ・ 59 ～ 69 ・ 71 ～ 75	(株)飯塚工業ほ か10名	山梨県発注の石和地区土木一式工事について、共同して受注予定者を決定していた。 (23 (判) 53ないし57及び59ないし64につき排除措置命令審判事件, 23 (判) 65ないし69及び71ないし75につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	23. 7. 27	12回開催
90 ・ 91	23 (判) 79 ・ 80	日本エア・リ キード(株)	エアセパレートガスについて、共同して販売価格を引き上げる旨を合意していた。 (23 (判) 79につき排除措置命令審判事件, 23 (判) 80につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	23. 10. 5	14回開催

一連 番号	事件 番号	被審人	違反被疑事実	関係法条	審判手続 開 始 年 月 日	審判開催状況 (26. 3. 31現 在)
92 ・ 93	23 (判) 82 ・ 83	株式会社山陽マルナカ	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して、新規開店、全面改装、棚替え等に際し、当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品について、当該納入業者の従業員等が有する技術又は能力を要しない商品の移動、陳列、補充、接客等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、その費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させる行為等を行っていた。 (23 (判) 82につき排除措置命令審判事件、23 (判) 83につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (第2条第9項 第5号 (注2)) 及び第20条の6	23. 10. 19	8回開催
94 ・ 95	23 (判) 84 ・ 86	富士電線工業(株)	VVFケーブルについて、共同して販売価格を決定していく旨を合意していた。 (23 (判) 84につき排除措置命令審判事件、23 (判) 86につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	23. 11. 14	12回開催
96 ・ 97	24 (判) 6 ・ 7	日本トイザらス(株)	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して、当該納入業者の責めに帰すべき事由がないなどにもかかわらず、売上不振商品等を返品する行為等を行っていた。 (24 (判) 6につき排除措置命令審判事件、24 (判) 7につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (第2条第9項 第5号 (注2)) 及び第20条の6	24. 4. 11	10回開催
98 ・ 127	24 (判) 8 ・ 14 ・ 16 ・ 30 ・ 32 ・ 39	都タクシー(株) ほか14名	新潟交通圏におけるタクシー事業について、新自動認可運賃において、改定前の自動認可運賃における上限運賃は据え置かれたまま、下限運賃が引き上げられたことを受けて、タクシー運賃を新自動認可運賃における一定の運賃区分として定められているタクシー運賃とし、かつ、小型車については初乗距離短縮運賃を設定しないこととする旨を合意していた。 (24 (判) 8ないし14及び16ないし23につき排除措置命令審判事件、24 (判) 24ないし30及び32ないし39につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	24. 4. 13	10回開催

一連 番号	事件 番号	被 審 人	違反被疑事実	関係法条	審判手続 開 始 年 月 日	審判開催状況 (26. 3. 31現 在)
128 ・ 129	24 (判) 40 ・ 41	(株)エディオン	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して、当該納入業者の従業員等が有する販売に関する技術又は能力を要しない作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、その費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させる行為を行っていた。 (24 (判) 40につき排除措置命令審判事件, 24 (判) 41につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (第2条第9項 第5号 (注2)) 及び第20条の6	24. 4. 24	9回開催
130	24 (判) 42	(株)フジクラ	自動車メーカー発注の自動車用ワイヤーハーネス及び同関連製品について、共同して受注予定者を決定していた。 (課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第7条の2 (第3条後段)	24. 4. 25	9回開催
131 ゝ 139	25 (判) 1 ゝ 9	積水化成成品工業(株)ほか4名	建設資材商社を通じて建設業者に販売するEPSブロックについて、共同して受注予定者を決定していた。 (25 (判) 1ないし4につき排除措置命令審判事件, 25 (判) 5ないし9につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	25. 1. 21	5回開催
140	25 (判) 10	(株)生田組	国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所発注の一般土木工事について、共同して受注予定者を決定していた。 (課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第7条の2 (第3条後段)	25. 2. 6	6回開催
141 ゝ 150	25 (判) 11 ゝ 20	(株)小糸製作所	自動車メーカーが発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプについて、共同して受注予定者を決定していた。 (25 (判) 11, 13, 15, 17及び19につき排除措置命令審判事件, 25 (判) 12, 14, 16, 18及び20につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	25. 7. 17	3回開催
151 ・ 152	25 (判) 21 ・ 22	N T N(株)	産業機械用軸受及び自動車用軸受について、共同して販売価格を引き上げる旨を合意していた。 (25 (判) 21につき排除措置命令審判事件, 25 (判) 22につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	25. 7. 17	3回開催
153	25 (判) 23	日本精工(株)	産業機械用軸受及び自動車用軸受について、共同して販売価格を引き上げる旨を合意していた。 (課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第7条の2 (第3条後段)	25. 7. 17	3回開催

一連 番号	事件 番号	被審人	違反被疑事実	関係法条	審判手続 開 始 年 月 日	審判開催状況 (26. 3. 31現 在)
154 ～ 157	25 (判) 24 ～ 27	加藤化学(株)	異性化糖及び水あめ・ぶどう糖について、共同して販売価格を引き上げる旨合意していた。 (25 (判) 24及び26につき排除措置命令審判事件, 25 (判) 25及び27につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	25. 10. 9	3回開催
158 ・ 159	25 (判) 28 ・ 29	(株)ラルズ	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して、新規開店又は改装開店に際し、当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列、補充、撤去等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、派遣のために必要な費用のほとんど全てを負担せずに、当該納入業者の従業員等を派遣させる行為等を行っていた。 (25 (判) 28につき排除措置命令審判事件, 25 (判) 29につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (第2条第9項 第5号 (注2)) 及び第20条の6	25. 10. 17	2回開催
160 ～ 165	25 (判) 30 ～ 35	王子コーンスターチ(株)ほか 2名	段ボール用でん粉について、共同して需要者渡し価格を引き上げる旨を合意していた。 (25 (判) 30ないし32につき排除措置命令審判事件, 25 (判) 33ないし35につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	25. 11. 7	2回開催

(注1) 平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前は一般指定 (不公正な取引方法 [昭和57年公正取引委員会告示第15号] をいう。) 第13項

(注2) 平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前は一般指定第14項

第2 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく審決

平成25年度において、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法に基づく審決は、課徴金の納付を命ずる審決及び課徴金の納付を命じない審決であった。

1 (株)高光建設ほか6名に対する審決 (岩手県が発注する建築一式工事の入札談合)

(1) 被審人及び納付を命じた課徴金の額

事 件 番 号 名 称	代表者及び所在地	審決年月日	審判開催 回 数	課徴金 (万円)
平成23年 (判) 第1号 (株)高光建設	高橋 精一 盛岡市上堂二丁目4番15号	25. 5. 22	7	412
平成23年 (判) 第2号 (株)匠建設	中嶋 豊 岩手県大船渡市盛町字内ノ目12番地13	25. 5. 22	7	2111

事 件 番 号 名 称	代表者及び所在地	審決年月日	審判開催 回 数	課徴金 (万円)
平成23年（判）第3号 ㈱タカヤ	望月 郁夫 盛岡市本宮五丁目5番5号	25. 5. 22	7	2068
平成23年（判）第7号 樋下建設㈱	樋下 光 盛岡市菜園一丁目6番3号	25. 5. 22	7	
平成23年（判）第4号 破産者(株)吉田組破産管 財人佐々木良博（注 1）	盛岡市内丸6番15号E S T 21ビル2階 もりおか法律事務所	25. 5. 22	7	1240
平成23年（判）第5号 藤正建設㈱	照井キミエ 岩手県花巻市桜木町二丁目164番地	25. 5. 22	6	1042
平成23年（判）第6号 菱和建设㈱	及川 力 盛岡市みたけ一丁目6番30号	25. 5. 22	7	

（注1）盛岡地方裁判所は、平成25年2月19日、(株)吉田組に係る破産手続開始の決定を行い、破産管財人佐々木良博を選任した。同破産管財人は、同年3月4日、本件審判手続を受継する旨申立てをし、これを受継した。

(2) 事件の経過

本件は、平成22年12月20日、公正取引委員会が前記(1)の被審人7名（以下(2)及び(3)において「被審人ら」という。）を含む30社に対し、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第48条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ、被審人らは、これを不服として審判手続の開始を請求したので、平成23年3月7日、被審人らに対し、同法第49条第2項の規定に基づき審判開始決定を行い、審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録並びに審査官から平成23年（判）第1号ないし第3号及び第7号事件（以下「第1号ないし第3号及び第7号事件」という。）に対して提出された異議の申立書並びに被審人破産者(株)吉田組破産管財人佐々木良博（以下「被審人破産者吉田組破産管財人佐々木良博」という。）、被審人樋下建設㈱（以下「被審人樋下建設」という。）及び被審人菱和建设㈱（以下「被審人菱和建设」という。）を除く被審人らから提出された各異議の申立書に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人らに対して審決案と同じ内容の審決を行った。

(3) 認定した事実及び判断の概要

ア 課徴金に係る違反行為の概要

被審人らを含む105社（以下「105社」という。）は、遅くとも平成13年4月1日以降、岩手県が発注する建築一式工事（注2）（以下「岩手県発注の特定建築工事」という。）について、受注価格の低落防止及び受注機会の均等化を図るため、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

（注2）岩手県が条件付一般競争入札、受注希望型指名競争入札又は指名競争入札の方法により、同県が建築一式工事についてAの等級に格付している者のうち同県内に本店を置く者（これらの者のみを構成員とする特定共同企業体を含む。）のみを入札参加者として発注する建築一式工事をいう。

イ 課徴金の計算の基礎となる事実及び課徴金額の算定

被審人らの本件違反行為の実行期間は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、それぞれ平成13年10月26日から平成16年10月25日まで（ただし、被審人藤正建設㈱

〔以下「被審人藤正建設」という。〕は平成13年11月27日から平成16年11月26日まで)の3年間(以下「本件実行期間」という。)であり、本件実行期間における岩手県発注の特定建築工事に係る被審人らのうち、被審人樋下建設を除く被審人各社の売上額は、被審人(株)高光建設(以下「被審人高光建設」という。)については1億3766万1300円、被審人(株)匠建設(以下「被審人匠建設」という。)については7億393万6800円、被審人(株)タカヤ(以下「被審人タカヤ」という。)については6億8957万3283円、被審人破産者吉田組破産管財人佐々木良博については4億1364万8550円、被審人藤正建設については3億4765万5000円であり、被審人菱和建设については231万円である。課徴金の額は、これらの売上額に100分の3を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てて算出された金額であり、被審人高光建設については412万円、被審人匠建設については2111万円、被審人タカヤについては2068万円、被審人破産者吉田組破産管財人佐々木良博については1240万円、被審人藤正建設については1042万円である。

なお、被審人菱和建设については、当該金額が50万円未満となるため、課徴金の納付を命じることができない。

ウ 主要な争点及びそれに対する判断

(7) 本件違反行為の不存在を主張し得るか(第1号ないし第3号及び第7号事件)

本件違反行為に関しては、公正取引委員会が、本案審決に係る審判手続において各被審人に主張立証の機会を与えた上で、本案審決においてその存在を認定している。したがって、本案審決を前提として行われる本件課徴金審判手続において、各被審人が重ねて本件違反行為の不存在を主張することは許されないと解するのが相当である。

(4) 本件各物件がそれぞれ独占禁止法第7条の2第1項の「当該役務」に該当するか(各事件共通)

「当該役務」とは、本件のような入札談合の場合には、基本合意の対象とされた工事であって、基本合意に基づく受注調整等の結果、具体的な競争制限効果が発生するに至ったものをいうと解される。

証拠により受注調整が認定される63物件について発注方法、工種、実施地域・時期等に偏りがないことなどから、本件違反行為に係る基本合意(以下(3)において「本件基本合意」という。)は、岩手県発注の特定建築工事の全物件(133物件)を対象とするものであったと推認される。岩手県発注の特定建築工事であって、違反行為者105社のいずれかが入札に参加して受注した工事については、特段の事情がない限り、本件基本合意に基づいて受注予定者が決定され、具体的な競争制限効果が発生したものと推認するのが相当である。

a 第1号ないし第3号及び第7号事件

- (a) i 被審人高光建設が受注した物件のうち1物件、被審人匠建設が受注した物件のうち2物件及び被審人タカヤが受注した4物件(計7物件)については、証拠から、本件基本合意に基づく受注調整が行われ、それぞれ受注した前記各被審人が受注予定者に決定されて受注したものと認められ、これを覆すに足りる特段の事情を認めることはできない。

ii 被審人高光建設が受注した物件のうち1物件及び被審人匠建設が受注した物件のうち3物件（計4物件）については、本件基本合意に基づく受注調整が行われ、それぞれ受注した両被審人が受注予定者に決定されて受注したものと推認される。また、当該物件に対して、継続性、関連性等を有していたなど推認を強める事情が認められる一方、これを覆すに足りる特段の事情を認めることはできない。

iii 前記 i 及び ii の11物件のうち10物件については、アウトサイダーが1社ないし3社参加しているが、そのほとんどが競争的な行動をとっておらず、そのアウトサイダーの参加の状況によって、競争単位の減少による具体的な競争制限効果の発生を覆すに足りる特段の事情があるということとはできない。

したがって、前記11物件は当該役務に該当する。

(b) 被審人高光建設が受注した物件のうち2物件及び被審人樋下建設が受注した1物件（計3物件）については、本件基本合意に基づく受注調整が行われ、それぞれ受注した両被審人が受注予定者に決定されて受注したものと推認され、これを強める事情がみられる一方で、105社に含まれる入札参加者（以下「会員入札参加者」という。）が全員協力して受注予定者が落札するという本件基本合意の想定している状況とは異なる入札状況となっているから、前記推認を覆すに足りる特段の事情があり、具体的な競争制限効果が発生したとはいえず、前記3物件は当該役務に該当しない。

b 平成23年（判）第4号事件

（株）吉田組が受注した物件のうち1物件については、本件基本合意に基づき同社が受注予定者に決定されて受注したと推認され、これを強める事情が認められる一方、これを覆すに足りる特段の事情を認めることはできず、同物件は当該役務に該当する。

c 平成23年（判）第5号事件

被審人藤正建設が受注した1物件については、証拠から、本件基本合意に基づき同被審人が受注予定者に決定されて受注したと認められる。また、アウトサイダー2社が競争的な行動をとったことが認められるが、この程度の事情をもって、競争単位の減少による具体的な競争制限効果の発生を覆すに足りる特段の事情があるということとはできず、同物件は当該役務に該当する。

d 平成23年（判）第6号事件

被審人菱和建設が受注した物件のうち1物件については、本件基本合意に基づき同被審人が受注予定者に決定されて受注したと推認されるが、会員入札参加者が全員協力して受注予定者が落札するという本件基本合意の想定している状況とは異なる入札状況となっているから、前記推認を覆すに足りる特段の事情があり、具体的な競争制限効果が発生したとはいえず、同物件は当該役務に該当しない。

(f) 本件各物件のうち、実行期間内に契約が変更されて契約金額が増額されたもの（以下「本件増額物件」という。）について、その増額分も課徴金の算定の基礎に含まれるか（第1号ないし第3号及び第7号事件）

当該役務に該当する工事について実行期間内において契約金額が変更された場合

には、違反行為の実行期間中の事業活動の結果を反映させることを図る独占禁止法施行令第6条の趣旨に照らし、変更後の契約金額をもって、契約により定められた対価の額に該当すると解するべきである。

そして、本件増額物件の契約の変更は、いずれも本件実行期間内にされたものであるから、本件増額物件に係る契約金額の増額分は、いずれも課徴金の算定の基礎となる売上額に含まれるべきものである。

(I) 消費税相当額も課徴金の算定の基礎に含まれるか（第1号ないし第3号及び第7号事件）

消費税相当額は、法的性質上、役務に対する対価の一部であり、独占禁止法施行令第6条にいう役務の「対価」に含まれると解するべきである。

(4) 法令の適用

独占禁止法第7条の2

第3 平成17年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法に基づく審決

1 シャープ(株)に対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決について（TF T液晶ディスプレイモジュールの製造販売業者による価格カルテル）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（万円）
平成21年（判）第1号及び第3号	21. 3. 10	18	25. 7. 29	26107

(1) 被審人

名 称	代 表 者	所 在 地
シャープ(株)	高橋 興三	大阪市阿倍野区長池町22番22号

(2) 事件の経過

本件は、平成20年12月18日、公正取引委員会が、シャープ(株)（以下(2)及び(3)において「被審人」という。）に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき排除措置命令を、同法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ、被審人は、両命令に対して不服として審判請求を行ったので、被審人に対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録並びに被審人から提出された異議の申立書及び被審人から聴取した陳述に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人に対して審決案と同じ内容（審判請求を棄却する旨）の審決を行った。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

(7) 平成21年（判）第3号事件（以下(3)において「第3号事件」という。）

被審人は、(株)日立ディスプレイズ（以下「日立DP」という。）と共同して、平成17年度下期（平成17年10月6日頃以降の直近の価格改定日から平成18年3月31日までの間をいう。以下同じ。）受注分のニンテンドーDS用TF T液晶ディスプレイ

イモジュール（注）（以下「DS用液晶モジュール」という。）の任天堂㈱（以下「任天堂」という。）に対する販売価格について、現行価格から100円を超えて下回らないようにする旨の共通の意思を形成することによって、公共の利益に反して、DS用液晶モジュールの販売分野における競争を実質的に制限していた。

（注） 液晶ディスプレイ（液晶パネルとバックライトを組み合わせたもの）にTFT液晶ディスプレイ駆動回路（周辺IC搭載基板）を組み合わせたものをいう。

（イ） 平成21年（判）第1号事件（以下「第1号事件」という。）

被審人は、日立DPと共同して、平成19年第1四半期（平成19年1月から3月までの間をいう。以下同じ。）受注分のニンテンドーDS Lite用TFT液晶ディスプレイモジュール（以下「DS Lite用液晶モジュール」という。）の任天堂に対する販売価格について、日立DPが平成18年9月11日頃に任天堂に対して提示した価格を目途とする旨の共通の意思を形成することによって、公共の利益に反して、DS Lite用液晶モジュールの販売分野における競争を実質的に制限していた。

イ 主要な争点及びそれに対する判断

（ア） 被審人及び日立DPの2社（以下「2社」という。）は、共同して相互にその事業活動を拘束したか

ア 第3号事件

2社は、平成17年10月6日頃、DS用液晶モジュールの平成17年度下期受注分の任天堂渡し価格（以下「平成17年度下期価格」という。）について、意思の連絡を形成し、共同して相互にその事業活動を拘束したか

- （a） 被審人の担当者は、日立DPの担当者と、個人的に情報交換及び面談を行ったものではなく、その面談で行われた合意も被審人の意思に合致するものであって、この合意を含む担当者間の情報交換に係る行為は、いずれも被審人の行為と評価することができる。

他方、日立DPの担当者は、日立DPの意向を受けて被審人の担当者との間で情報交換を行い、面談及び合意を行ったものであって、担当者間の合意を含む情報交換に係る行為が日立DPの行為と評価されることは明らかである。

- （b） そうすると、被審人と日立DPは、平成17年10月6日、DS用液晶モジュールの平成17年度下期価格について、1,800円より下げない旨の合意をしたものといえるから、2社の間に、この合意に基づいた行動をとることを互いに認識し、認容して歩調を合わせるという意思の連絡が形成されたものといえる。

イ 第1号事件

2社は、平成18年11月7日頃、DS Lite用液晶モジュールの平成19年第1四半期受注分の任天堂渡し価格（以下「平成19年第1四半期価格」という。）について、意思の連絡を形成し、共同して相互にその事業活動を拘束したか

- （a） 被審人の担当者が、日立DPの担当者との間で行った情報交換に係る行為は、いずれも被審人の事業活動として行われたものであって、被審人の行為と評価することができる。

他方、日立DPの担当者は、日立DPの意向を受けて被審人の担当者と情報交換を行ったものであって、日立DPの担当者の情報交換に係る行為が日立DPの行為と評価されることは明らかである。

- (b) そうすると、被審人と日立DPは、平成18年11月7日頃、DS Lite用液晶モジュールの平成19年第1四半期価格について、3,390円を目途とする旨の合意をしたものということができるから、2社の間に、この合意に基づいた行動をとることを互いに認識し、認容して歩調を合わせるという意味の連絡が形成されたものといえる。

(i) 本件各意思の連絡は、一定の取引分野における競争を実質的に制限するか

a 第3号事件

2社の平成17年10月6日頃の意思の連絡の形成は、DS用液晶モジュールの取引分野における競争を実質的に制限するか

第3号事件の一定の取引分野はDS用液晶モジュールの販売分野であり、当該取引分野における供給者は被審人と日立DPの2社のみである。したがって、2社は、DS用液晶モジュールの任天堂渡し価格を1,800円より下げない旨合意することにより、価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらしたと認められるから、本件合意は、DS用液晶モジュールの販売分野における競争を実質的に制限したということができる。

b 第1号事件

2社の平成18年11月7日頃の意思の連絡の形成は、DS Lite用液晶モジュールの取引分野における競争を実質的に制限するか

第1号事件の一定の取引分野はDS Lite用液晶モジュールの販売分野であり、当該取引分野における供給者は被審人と日立DPの2社のみである。したがって、2社は、DS Lite用液晶モジュールの任天堂渡し価格を3,390円を目途とする旨合意することにより、価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらしたと認められるから、本件合意は、DS Lite用液晶モジュールの販売分野における競争を実質的に制限したということができる。

(ii) 本件各意思の連絡は、公共の利益に反するか

独占禁止法第2条第6項の「公共の利益に反して」とは、原則として、独占禁止法の直接の保護法益である自由競争経済秩序に反することを指し、現に行われた行為が形式的に不当な取引制限に該当する場合には、前記の保護法益と当該行為によって守られる利益とを比較衡量して、一般消費者の利益を確保すると共に、国民経済の民主的で健全な発達を促進するという同法の究極の目的（同法第1条参照）に実質的に反しないと認められる例外的な場合に限り、同法第2条第6項にいう不当な取引制限行為から除外する趣旨と解すべきである。

本件は、被審人及び日立DPが、DS用液晶モジュール及びDS Lite用液晶モジュールの任天堂渡し価格について、一定の価格より下げない又は一定の価格を目途とする旨の合意をすることにより、各取引分野における競争を実質的に制限したものであるから、2社の行為が自由経済秩序に反するものであることは明らかである。

(イ) 第1号事件について、被審人に対し、本件排除措置を特に命ずる必要があるか

第1号事件に係る違反行為のような価格カルテルが行われやすい市場環境がこの違反行為終了後も継続していたこと、2社が第1号事件に係る違反行為を取りやめたのは自発的意思に基づくものではなく、この違反行為終了後も違反行為を行う意欲が消滅していたとは認められないこと、被審人と日立DPとの情報交換は長期にわたって行われており、2社の間には協調的な関係が形成されていたと認められること、被審人は、独占禁止法の遵守に関する行動指針等を作成し、独占禁止法に関する研修を行っていたにもかかわらず、従業員が第3号事件及び第1号事件に係る違反行為を行ったのであって、これらの取組は不十分であったと認められること、被審人は、本件審判手続において、従業員間の情報交換の結果を実質的な価格決定権者が知らなかったこと等を理由に価格カルテルが行われたことを否認しており、被審人が、従業員も含めて全社的に独占禁止法違反行為の再発防止に取り組んでいるといえるか疑問の余地があること、以上の状況が認められ、これらを総合すれば、被審人によって、同様の違反行為が繰り返されるおそれがあると認められるから、被審人に対しては、特に排除措置を命ずる必要がある。

(ロ) 第3号事件について、実行としての事業活動の終期は、日立DPが任天堂との間でDS用液晶モジュールの改良品であるNTR-2の価格交渉を始めたため、本件DS用液晶モジュールに係る意思の連絡がなくなった時点か

NTR-2は、両面テープにより強度が高められたこと以外に通常のDS用液晶モジュールと異なるところはなく、通常のDS用液晶モジュールと同等の製品として取引されており、被審人と日立DPの間の合意の対象に含まれていたのであるから、日立DPが任天堂との間でNTR-2について価格交渉を開始することにより、被審人と日立DPの合意が終了したということとはできない。

(4) 法令の適用

独占禁止法第66条第2項

2 (株)松下組に対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決並びに大東建設(株)に対する課徴金納付命令に係る審決（石川県が発注する土木一式工事及び石川県輪島市が発注する土木一式工事の入札談合）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（万円）
平成24年（判）第1号及び第2号	24. 1. 18	5	25. 9. 30	139
平成24年（判）第3号	24. 1. 18	5	25. 9. 30	135
平成24年（判）第4号及び第5号	24. 1. 18	5	25. 9. 30	267

(1) 被審人

名 称	代 表 者	所 在 地
(株)松下組	松下久美子	石川県輪島市釜屋谷町6字33番地3
大東建設(株)	白坂 政治	石川県鳳珠郡穴水町字川島口10番地1
(株)松下組	松下久美子	石川県輪島市釜屋谷町6字33番地3

(2) 事件の経過

本件は、平成23年10月6日、公正取引委員会が、㈱松下組（以下「被審人松下組」という。）及び大東建設㈱（以下「被審人大東建設」といい、以下(2)及び(3)において両社を併せて「被審人ら」という。）に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき排除措置命令を、同法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ、被審人松下組は、両命令に対して、被審人大東建設は課徴金納付命令に対して不服としてそれぞれ審判請求を行ったので、被審人らに対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録並びに被審人大東建設から提出された異議の申立書に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人らに対して審決案と同じ内容（審判請求を棄却する旨）の審決を行った。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

(7) 平成24年（判）第1号及び第2号事件（以下「第1号及び第2号事件」という。）並びに平成24年（判）第3号事件（以下(3)において「第3号事件」という。）

被審人らを含む79名は、遅くとも平成19年6月1日以降、共同して、石川県発注の特定土木一式工事（注1）について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、石川県発注の特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

本件違反行為の実行期間は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、被審人松下組については平成19年7月14日から平成22年7月13日まで、被審人大東建設については平成19年6月12日から平成22年6月10日までであり、独占禁止法第7条の2の規定により算出された課徴金の額は、被審人松下組が139万円、被審人大東建設が135万円である。

（注1）「石川県発注の特定土木一式工事」とは、石川県が、石川県奥能登土木総合事務所又は石川県奥能登農林総合事務所において、制限付一般競争入札又は指名競争入札（いずれも総合評価方式によるものを含む。）の方法により土木一式工事として発注する工事（石川県による工事の設計上、作業船を使用して施工することとされるものを除く。）であって、①石川県A等級業者のみ、②石川県A等級業者及び石川県B等級業者のみ又は③石川県B等級業者のみ（いずれも石川県輪島市、珠洲市又は鳳珠郡穴水町若しくは能登町の区域に本店又は主たる事務所を置く者に限る。）を入札の参加者とするものをいう。

なお、「石川県A等級業者」又は「石川県B等級業者」とは、それぞれ、石川県から土木一式工事についてAの等級に格付されている事業者又はBの等級に格付されている事業者をいう。

(4) 平成24年（判）第4号及び第5号事件（以下「第4号及び第5号事件」という。）

被審人松下組を含む27名は、遅くとも平成19年4月2日以降、共同して、石川県輪島市発注の特定土木一式工事（注2）について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、石川県輪島市発注の特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。

被審人松下組の本件違反行為の実行期間は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、平成19年7月30日から平成22年7月13日までであり、独占禁止法第7条の2の規定により算出された課徴金の額は267万円である。

(注2)「石川県輪島市発注の特定土木一式工事」とは、石川県輪島市（以下「輪島市」という。）が、制限付一般競争入札又は指名競争入札の方法により土木一式工事として発注する工事（輪島市による工事の設計上、作業船を使用して施工することとされるもの及び推進工法を用いて施工することとされるものを除く。）であって、①輪島市A等級業者のみ、②輪島市A等級業者及び輪島市B等級業者のみ又は③輪島市B等級業者のみ（いずれも輪島市の区域に本店又は主たる事務所を置く者に限る。）を入札の参加者とするものをいう。

なお、「輪島市A等級業者」又は「輪島市B等級業者」とは、それぞれ、輪島市から土木一式工事についてAの等級に格付されている事業者又はBの等級に格付されている事業者をいう。

イ 主要な争点及びそれに対する判断

(7) 第1号及び第2号事件並びに第4号及び第5号事件（被審人松下組）

a 被審人松下組は不当な取引制限に該当する行為を行ったか

(a) 第1号及び第2号事件

- i ①被審人松下組を含む79名のうち77名の役員又は従業員が、前記ア(7)の違反行為に係る基本合意（以下③において「本件基本合意1」という。）が存在し、本件基本合意1に基づく受注調整を行っていたことを認める旨の供述をしていること、②前記①の供述は、自社の受注した物件について受注の経緯等と他社の受注した物件についての協力の内容等を具体的に述べたものであること、③本件排除措置命令を受けた67名のうち、被審人松下組を除く66名は審判請求をしていないことに照らせば、本件基本合意1が存在し、本件違反行為期間中に発注された634件の石川県発注の特定土木一式工事のうち619件が本件基本合意1に基づき落札されたことが認められる。
- ii 被審人松下組は、他の事業者からの連絡に応じて入札しており、かつ、前記の77名の役員又は従業員は、本件基本合意1に被審人松下組が含まれることを前提とした供述をしており、被審人松下組が本件基本合意1に参加していないと述べる者はいないことを総合すれば、被審人松下組は本件基本合意1の当事者であることが認められる。
- iii 本件基本合意1は、受注予定者を決定し受注予定者が受注できるよう協力するというものであるところ、本件基本合意1の当事者である79名は、本件違反行為期間中に発注された634件の石川県発注の特定土木一式工事のうち、619件を本件基本合意1に基づき受注したこと、その平均落札率は94.6パーセントであったことが認められるから、本件基本合意1は、前記79名がその意思で石川県発注の特定土木一式工事の取引分野において、受注者及び受注価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらしていたといえることができる。
- iv 以上によれば、被審人松下組は、他の78名の事業者と共同して相互にその事業活動を拘束し、公共の利益に反して、石川県発注の特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していたと認められる。

(b) 第4号及び第5号事件

- i ①被審人松下組を含む27名全ての事業者の役員又は従業員が、前記ア(4)の違反行為に係る基本合意（以下③において「本件基本合意2」という。）が存在し、本件基本合意2に基づく受注調整を行っていたことを認める旨の供述をしていること、②前記①の供述は、自社の受注した物件について受注の経

緯等と他社の受注した物件についての協力の内容等を具体的に述べたものであること、③本件排除措置命令を受けた26名のうち、被審人松下組を除く25名は審判請求をしていないことに照らせば、本件基本合意2が存在し、本件違反行為期間中に発注された222件の石川県輪島市発注の特定土木一式工事のうち218件が本件基本合意2に基づき落札されたことが認められる。

- ii 被審人松下組は、他の事業者からの依頼に応じて入札しており、かつ、前記の27名の役員又は従業員は、本件基本合意2に被審人松下組が含まれることを前提とした供述をしており、被審人松下組が本件基本合意2に参加していないと述べる者はいないことを総合すれば、被審人松下組は本件基本合意2の当事者であることが認められる。
- iii 本件基本合意2は、受注予定者を決定し受注予定者が受注できるよう協力するというものであるところ、本件基本合意2の当事者である27名は、本件違反行為期間中に発注された222件の石川県輪島市発注の特定土木一式工事のうち、218件を本件基本合意2に基づき受注したこと、その平均落札率は95.1パーセントであったことが認められるから、本件基本合意2は、前記27名がその意思で石川県輪島市発注の特定土木一式工事の取引分野において、受注者及び受注価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらしていたということができる。
- iv 以上によれば、被審人松下組は、他の26名の事業者と共同して相互にその事業活動を拘束し、公共の利益に反して、石川県輪島市発注の特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していたと認められる。

b 被審人松下組に対し排除措置を特に命ずる必要があるか

(a) 第1号及び第2号事件

- i 独占禁止法第7条第2項の「特に必要があると認めるとき」とは、既に違反行為はなくなっているが、当該違反行為が繰り返されるおそれがある場合や、当該違反行為の結果が残存しており競争秩序の回復が不十分である場合などをいうものと解される。
- ii 本件違反行為は、少なくとも3年以上にわたって、継続的・恒常的に行われたものであるから、当事者間に強固な協調的關係が形成されており、一旦終了しても、この関係は容易に解消されず、再び同様の行為が行われる誘因となる可能性が高いと認められることに加え、本件違反行為終了後、石川県において入札制度が変更された事実はいかなるものでもないこと、本件違反行為の取りやめは、公正取引委員会が立入検査を実施したことを契機とするものであって、被審人松下組の自発的意思によるものではないこと、被審人松下組を含む79名は、隣接する地域で刑事事件が摘発されたにもかかわらず、できるだけ会合を開くのを避けて電話でやり取りをするなどの方策を講じて違反行為を継続していたことを総合すれば、被審人松下組は同様の違反行為を繰り返すおそれがあると認められるから、被審人松下組に対しては、特に排除措置を命ずる必要がある。

(b) 第4号及び第5号事件

前記(a)と同旨。

c 被審人松下組の受注した物件は「当該役務」に該当するか

(a) 第1号及び第2号事件

- i 本件基本合意1は、独占禁止法第7条の2第1項第1号所定の「役務の対価に係るもの」に当たるものであるところ、同項所定の課徴金の対象となる「当該役務」とは、本件のような入札談合の場合には、本件基本合意1の対象とされた工事であって、本件基本合意1に基づく受注調整等の結果、具体的な競争制限効果が発生するに至ったものをいうと解される。
- ii 認定した事実によれば、被審人松下組が受注した2物件を含む石川県発注の特定土木一式工事全般は本件基本合意1の対象となっており、かつ、当該2物件は、この基本合意に基づき、被審人松下組が地域性や受注希望を主張して受注調整を行った結果、受注予定者となり落札して受注したものであったことが認められる。
- iii 以上によれば、前記iiの2物件は、本件基本合意1に基づき、被審人松下組が受注予定者となった結果、具体的な競争制限効果が発生したものである。よって、前記2物件は、「当該役務」に該当する。

(b) 第4号及び第5号事件

- i 本件基本合意2について前記(a)iと同旨。
- ii 認定した事実によれば、被審人松下組が受注した5物件を含む石川県輪島市発注の特定土木一式工事全般は本件基本合意2の対象となっており、かつ、当該5物件は、この基本合意に基づき、被審人松下組が、地域性や施工場所において施工実績があったことを主張して受注調整を行った結果、受注予定者となり落札して受注したものであったことが認められる。
- iii 以上によれば、前記iiの5物件は、本件基本合意2に基づき、被審人松下組が受注予定者となった結果、具体的な競争制限効果が発生したものである。よって、前記5物件は、「当該役務」に該当する。

(f) 第3号事件（被審人大東建設）

被審人大東建設の受注した物件は「当該役務」に該当するか

- a 前記(f)c(a)iと同旨。
- b ①奥能登地域に本店又は主たる事務所を置く建設業者の間では、相当以前から石川県が発注する土木一式工事について受注調整が行われていたこと、②本件違反行為期間中、石川県発注の特定土木一式工事の入札参加の条件を満たしていた86名のうち、被審人大東建設を含む79名が違反行為に参加し、多数の物件について受注調整が行われたこと、③奥能登地域の工事の多くは過去に行われた工事と何らかの関連性を有するものであり、また、奥能登地域の事業者は、いずれも地域内の実情や過去の施工実績等について熟知していたため、工事の内容や場所からどの会社が地域性や継続性を有するかを容易に判断できる状況にあり、受注予定者を簡単に決定できる場合が多かったことが証拠から認められ、これらを考慮すると、本件基本合意1は石川県発注の特定土木一式工事の全てを受注調整の対象とするものであったと推認されるというべきであるから、石川県発注の特定土

木一式工事であり、かつ、前記79名のうちいずれかが入札に参加して受注した工事については、特段の事情がない限り、本件基本合意1に基づいて受注予定者が決定され、具体的な競争制限効果が発生したものと推認するのが相当である。

- c 被審人大東建設が受注した4物件については、本件基本合意1に基づき被審人大東建設が受注予定者に決定され、被審人大東建設が受注したものと推認され、これを強める事情が証拠上認められる一方、これを覆すに足りる特段の事情を認めることはできないことから、前記4物件については、本件基本合意1に基づき被審人大東建設が受注予定者に決定され、被審人大東建設が受注したものと認められる。

また、基本合意の当事者間で受注予定者が決定された物件については、アウトサイダーが入札に参加した場合でも、特段の事情のない限り、競争単位の減少により具体的な競争制限効果が発生したということができるところ、前記4物件におけるアウトサイダーの参加の状況によって特段の事情があるということとはできない。

したがって、前記4物件は、「当該役務」に該当する。

(4) 法令の適用

独占禁止法第66条第2項

3 エア・ウォーター(株)に対する課徴金納付命令に係る審決（エアセパレートガスの製造業者及び販売業者による価格カルテル）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（万円）
平成23年（判）第81号	23.10.5	9	25.11.19	363911

(1) 被審人

名 称	代 表 者	所 在 地
エア・ウォーター(株)	青木 弘	札幌市中央区北三条西一丁目2番地

(2) 事件の経過

本件は、平成23年5月26日、公正取引委員会が、エア・ウォーター(株)（以下(2)及び(3)において「被審人」という。）に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ、被審人は、同命令に対して不服として審判請求を行ったので、被審人に対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録並びに被審人から提出された異議の申立書及び被審人から聴取した陳述に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人に対して審決案と同じ内容（審判請求を棄却する旨）の審決を行った。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

被審人は、他の事業者と共同して、遅くとも平成20年1月23日までに、特定エアセ

パレートガス（注）の販売価格について、同年4月1日出荷分から、現行価格より10パーセントを目安に引き上げることを合意することにより、公共の利益に反して、我が国における特定エアセパレートガスの販売分野における競争を実質的に制限していた。

被審人の本件違反行為の実行期間は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、平成20年4月1日から平成22年1月18日までであり、独占禁止法第7条の2の規定により算出された課徴金の額は36億3911万円である。

（注）「特定エアセパレートガス」とは、エアセパレートガス（空気から製造される酸素、窒素及びアルゴン）のうち、タンクローリーによる輸送によって供給するもの（医療に用いられるものとして販売するものを除く。）をいう。

イ 主要な争点及びそれに対する判断

（7） 本件違反行為に係る取引について、被審人の業種を小売業又は卸売業以外と認定して10パーセントの課徴金算定率を適用すべきか、それとも、卸売業と認定して2パーセントの課徴金算定率を適用すべきか

a 課徴金の計算における業種の認定について

課徴金の計算に当たり、違反行為に係る取引について、小売業又は卸売業に認定されるべき事業活動とそれ以外の事業活動の双方が行われていると認められる場合には、実行期間における違反行為に係る取引において、過半を占めていたと認められる事業活動に基づいて単一の業種を決定すべきである。

また、独占禁止法第7条の2第1項が小売業又は卸売業について例外的に軽減した課徴金算定率を規定したのは、卸売業や小売業の事業活動の性質上、売上高営業利益率が小さくなっている実態を考慮したためであるから、課徴金の計算に当たっては、一般的には事業活動の内容が商品を第三者から購入して販売するものであっても、実質的にみて小売業又は卸売業の機能に属しない他業種の事業活動を行っているとは認められる特段の事情（以下、単に「特段の事情」という。）があるときには、当該他業種と同視できる事業を行っているものとして業種の認定を行うべきである。

b 被審人と仕入先の㈱クリオ・エアー（以下「クリオ・エアー」という。）との取引における特段の事情の有無について

（a） 被審人とクリオ・エアーとの間の特定エアセパレートガスの取引は、外形上、第三者から仕入れて販売する形式で行われている。

しかしながら、被審人はクリオ・エアーの45パーセントの議決権を保有するとともに、クリオ・エアーにおける費用等の情報開示が被審人及び共同出資者である㈱リキッドガス（以下「リキッドガス」という。）に対して行われ、かつ、クリオ・エアーが製造する特定エアセパレートガスの販売価格（単価）は、クリオ・エアーの費用とクリオ・エアーが当該年度に期待する経常利益の合計を基に、被審人、リキッドガス及びクリオ・エアー（以下「3社」という。）の間の協議により決定されていた。また、被審人及びリキッドガスによるクリオ・エアーからの特定エアセパレートガスの引取数量は3社間の合弁契約書等において、被審人が総量を引き取る（ただし、当面の間リキッドガスも相応の

量を引き取る）旨が決められており、現実にも、クリオ・エアーが製造する特定エアセパレートガスのほぼ全量を被審人が引き取っていた。

これらの事実を踏まえれば、クリオ・エアーは実質的に販売活動の自由を有しておらず、同社を独立の事業主体とみることは困難であり、特定エアセパレートガスの製造販売分野における事業活動について被審人の強い関与が認められる。

- (b) さらに、被審人が得ていた利益は、電力のみを使用する場合に比べて液化天然ガスの冷熱の利用により低減したコスト相当額を含むものであり、この低減したコスト相当額はクリオ・エアーが製造する特定エアセパレートガスの販売価格の低減として反映されているところ、被審人は、クリオ・エアーが製造する特定エアセパレートガスのほぼ全てを引き取ることにより、販売価格低減による利益のほぼ全てを享受していた。また、クリオ・エアーは、被審人及びリキッドガスによる製品価格決定等の関与により、その利益が抑えられ、液化天然ガスの冷熱の利用によって見込まれる、本来、製造業者として期待される利益を自らの意思に基づき獲得できない立場に置かれていた。
- (c) 以上のことから、特定エアセパレートガスの製造販売についてみれば、被審人はクリオ・エアーと実質的に一体となって事業を行っていたものと認められる。また、被審人とクリオ・エアーとの間の特定エアセパレートガスの取引において被審人が得ていた利益は、クリオ・エアーを自己の製造部門の一として位置付けた場合に近く、卸売業で得る利益にとどまらないものといえる。したがって、本件でいう特段の事情の存在は十分認定することができるものといえるべきである。
- (d) なお、独占禁止法第7条の2第1項が卸売業及び小売業について例外的に軽減算定率を採用することにした趣旨は、事業活動の実態を反映させるためであることに鑑みれば、本件における特段の事情の有無の判断において、利益構造のみならず、製造面での関与や製品の引取り等の業務内容、仕入先の事業者としての実質的な独立性その他の要素を考慮し、事業活動の実態を総合的に判断する必要があると考えられる。

c. 被審人に対する課徴金算定率について

被審人が自ら製造した特定エアセパレートガスの数量と特段の事情が認められる取引によることにつき争いのない被審人の子会社5社から仕入れた特定エアセパレートガスの数量に前記bのとおり特段の事情が認められる取引によりクリオ・エアーから仕入れた特定エアセパレートガスの数量を加えると、被審人における特定エアセパレートガスの製造数量及び仕入数量の合計の過半に達する。

したがって、被審人に対する課徴金の計算に当たっては、被審人が小売業又は卸売業以外の業種に係る事業活動を行っているものとして、10パーセントの課徴金算定率を適用すべきこととなる。

- (i) 本件の他の違反行為者の業種を卸売業と認定したのに、被審人の業種を小売業又は卸売業以外と認定して、異なる課徴金算定率を適用することは、憲法第14条第1項に違反するか

被審人と他の事業者が共同して違反行為に及んだ場合であっても、課徴金を計算するに当たっては、それぞれの事業活動の実態に照らして、個別に業種を認定した上で、独占禁止法第7条の2第1項所定の課徴金算定率を適用すべきである。すなわち、業種認定に当たって考慮すべき事業活動の実態が各違反行為者によって異なる場合には、違反行為者ごとに異なる業種が認定され、それぞれに対応する課徴金算定率が適用されることも当然あり得るところである。

本件の争点は、被審人に対する課徴金の計算に当たり、被審人の業種を小売業又は卸売業以外の他の業種（製造業）と認定した原処分（課徴金納付命令）の当否であって、その認定は相当であるから、他の違反行為者に対する業種認定は無関係であり、他の違反行為者の業種認定を理由に原処分が憲法第14条第1項に違反するとの被審人の主張は失当である。

(4) 法令の適用

独占禁止法第66条第2項

第4 審判請求取下げ

平成25年度においては、下表の被審人1名から審判請求の取下げがあった。

事件番号	被審人	審判請求取下日 （書面受領日）
平成24年（判）第15号及び第31号	破産者東新タクシー(株)破産管財人遠藤達雄（注）	平成25年10月15日

（注） 被審人東新タクシー(株)は、平成24年9月12日、新潟地方裁判所の決定に基づき、破産手続が開始され、遠藤達雄が、同社の破産管財人に選任されている。

また、審判官は、同年12月19日、破産者東新タクシー(株)破産管財人遠藤達雄に対し、被審人東新タクシー(株)の審判手続を受継させる旨の決定を行っている。

第4章 訴 訟

第1 審決取消請求訴訟

1 概説

平成25年度当初において係属中の審決取消請求訴訟は15件であったところ、平成25年度中に新たに6件の審決取消請求訴訟が提起された。これら平成25年度の係属事件21件のうち、最高裁判所が上告棄却及び上告不受理決定をしたことにより終了したものが9件、東京高等裁判所が請求を棄却し上訴期間の経過をもって確定したものが1件あった。この結果、平成25年度末時点において係属中の審決取消請求訴訟は11件となった（係属件数のうち1件については、平成26年4月11日の上訴期間の経過をもって確定している。）。

なお、平成25年度中に東京高等裁判所が原告の請求を棄却する判決を言い渡した後、原審原告が上告及び上告受理申立てを行ったものが5件、東京高等裁判所が審決取消請求訴訟の対象となった審決を取り消す判決を下した後、公正取引委員会が上告受理申立てを行ったものが1件ある。

表 平成25年度に係属していた審決取消請求訴訟

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
1	樋下建設(株)ほか2名による件	岩手県が条件付一般競争入札等の方法により発注する建築一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	審決年月日 平成22年 3月23日 提訴年月日 平成22年 4月21日 判決年月日 平成24年12月20日 (請求棄却, 東京高等裁判所) 上訴年月日 平成24年12月28日 (上告及び上告受理申立て, 原審原告ら) 決定年月日 平成25年 7月 5日 (上告棄却及び上告不受理決定, 最高裁判所)
2	(株)タカヤによる件	岩手県が条件付一般競争入札等の方法により発注する建築一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	審決年月日 平成22年 3月23日 提訴年月日 平成22年 4月21日 判決年月日 平成23年11月11日 (請求棄却, 東京高等裁判所) 上訴年月日 平成23年11月22日 (上告及び上告受理申立て, 原審原告) 決定年月日 平成25年 7月 5日 (上告棄却及び上告不受理決定, 最高裁判所)
3	南建設(株)による件	岩手県が条件付一般競争入札等の方法により発注する建築一式工事について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。	審決年月日 平成22年 3月23日 提訴年月日 平成22年 4月22日 判決年月日 平成23年10月 7日 (請求棄却, 東京高等裁判所) 上訴年月日 平成23年10月20日 (上告及び上告受理申立て, 原審原告) 決定年月日 平成25年 7月 5日 (上告棄却及び上告不受理決定, 最高裁判所)

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
4	(株)東芝ほか1 名による件	課徴金額 21億7053万円（(株)東芝） 20億4106万円（日本電気(株)） 旧郵政省が一般競争入札の方法により発注する郵便番号自動読取区分機類について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 被審人らが受注した個別物件について課徴金の対象として認めた。	審決年月日 平成22年10月25日 提訴年月日 平成22年11月19日 判決年月日 平成24年 2月17日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成24年 2月29日 （上告及び上告受理申立て，原審原告ら） 決定年月日 平成25年11月12日 （上告棄却及び上告不受理決定，最高裁判所）
5	JFE エンジニアリング(株)による件	課徴金額 57億3251万円 市町村等の地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ式燃焼装置を採用する全連続燃焼式及び准連続燃焼式ごみ焼却施設の建設工事のうち被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた。	審決年月日 平成22年11月10日 提訴年月日 平成22年12月 8日 判決年月日 平成23年10月28日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成23年11月 9日 （上告及び上告受理申立て，原審原告） 決定年月日 平成25年10月29日 （上告棄却及び上告不受理決定，最高裁判所）
6	日立造船(株)による件	課徴金額 49億102万円 市町村等の地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ式燃焼装置を採用する全連続燃焼式及び准連続燃焼式ごみ焼却施設の建設工事のうち被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた。	審決年月日 平成22年11月10日 提訴年月日 平成22年12月10日 判決年月日 平成24年 3月 2日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成24年 3月15日 （上告及び上告受理申立て，原審原告） 決定年月日 平成25年10月29日 （上告棄却及び上告不受理決定，最高裁判所）
7	(株)タクマによる件	課徴金額 47億265万円 市町村等の地方公共団体が指名競争入札等の方法により発注するストーカ式燃焼装置を採用する全連続燃焼式及び准連続燃焼式ごみ焼却施設の建設工事のうち被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた。	審決年月日 平成22年11月10日 提訴年月日 平成22年12月10日 判決年月日 平成23年11月11日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成23年11月25日 （上告及び上告受理申立て，原審原告） 決定年月日 平成25年10月29日 （上告棄却及び上告不受理決定，最高裁判所）
8	日本道路興運(株)による件	国土交通省が関東地方整備局及び四国地方整備局の河川国道事務所等において一般競争入札等の方法により発注する車両管理業務について、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 課徴金額合計 4億187万円	審決年月日 平成22年12月14日 提訴年月日 平成23年 1月13日 判決年月日 平成24年 3月 9日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成24年 3月21日 （上告及び上告受理申立て，原審原告） 決定年月日 平成25年 4月12日 （上告棄却及び上告不受理決定，最高裁判所）
9	(株)クボタによる件	課徴金額 2億1291万円 被審人が違反行為によって販売した鋼管杭について課徴金の対象として認めた。	審決年月日 平成23年 3月 9日 提訴年月日 平成23年 4月 6日 判決年月日 平成24年 2月24日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成24年 3月 8日 （上告及び上告受理申立て，原審原告） 決定年月日 平成25年11月 6日 （上告棄却及び上告不受理決定，最高裁判所）

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
10	古河電気工業(株)による件	課徴金額 42億7335万円 被審人が違反行為によって販売したNTT東日本等が発注する光ファイバケーブル製品の売上高について製造業者に対する課徴金算定率（10パーセント）を適用した。	審決年月日 平成23年12月15日 提訴年月日 平成24年 1月13日 判決年月日 平成24年11月30日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成24年12月13日 （上告及び上告受理申立て，原審原告）
11	(株)イーライセンスによる件	JASRACの行為が放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野における他の管理事業者の事業活動を排除する効果を有するとまで断ずることは困難であり，本件行為が独占禁止法第2条第5項所定のいわゆる排除型私的独占に該当し，同法第3条の規定に違反するという事はできない。	審決年月日 平成24年 6月12日 提訴年月日 平成24年 7月10日 判決年月日 平成25年11月 1日 （請求一部認容，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成25年11月13日 （上告受理申立て，原審被告）
12	日新製鋼(株)による件	共同して，建材製品製造業者向けカラー鋼板のひも付き取引での販売価格を引き上げる旨を合意していた。 課徴金額 14億6062万円	審決年月日 平成24年 6月13日 提訴年月日 平成24年 7月13日 判決年月日 平成25年12月13日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成25年12月26日 （上告及び上告受理申立て，原審原告）
13	オリエンタル白石(株)による件	課徴金額合計 5億3730万円 国土交通省関東地方整備局，近畿地方整備局及び福島県が発注するプレストレスト・コンクリートによる橋りょうの新設工事のうち被審人が受注した工事について，被審人に課徴金を納付する義務があることを認めた。	審決年月日 平成24年 9月25日 提訴年月日 平成24年10月17日 判決年月日 平成25年 5月17日 （請求棄却，東京高等裁判所） （上訴期間の経過をもって確定）
14	真成開発(株)ほか1名による件	川崎市発注の下水管きょ工事について，共同して受注予定者を決定していた。 課徴金額 471万円（(株)吉孝土建） 346万円（真成開発(株)）	審決年月日 平成24年11月26日 提訴年月日 平成24年12月26日 判決年月日 平成26年 1月31日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成26年 2月12日 （上告及び上告受理申立て，原審原告ら）
15	愛知電線(株)による件	課徴金額 3億2696万円 課徴金減免申請に関する公正取引委員会の対応には違法性は認められない。	審決年月日 平成25年 2月 4日 提訴年月日 平成25年 3月 6日 判決年月日 平成25年12月20日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成25年12月29日 （上告及び上告受理申立て，原審原告）
16	(株)高光建設による件	課徴金額 412万円 岩手県が発注する建築一式工事のうち，被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた。	審決年月日 平成25年 5月22日 提訴年月日 平成25年 6月20日 判決年月日 平成26年 2月28日 （請求棄却，東京高等裁判所） 上訴年月日 平成26年 3月10日 （上告及び上告受理申立て，原審原告）
17	(株)匠建設による件	課徴金額 2111万円 岩手県が発注する建築一式工事のうち，被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた。	審決年月日 平成25年 5月22日 提訴年月日 平成25年 6月20日 判決年月日 平成26年 3月28日 （請求棄却，東京高等裁判所） （上訴期間の経過をもって確定）

一連 番号	件 名	審決の内容	判決等
18	㈱タカヤによる件	課徴金額 2068万円 岩手県が発注する建築一式工事のうち、被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた。	審決年月日 平成25年 5月22日 提訴年月日 平成25年 6月20日
19	藤正建設㈱による件	課徴金額 1042万円 岩手県が発注する建築一式工事のうち、被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた。	審決年月日 平成25年 5月22日 提訴年月日 平成25年 6月20日 判決年月日 平成25年12月20日 (請求棄却, 東京高等裁判所) 上訴年月日 平成25年12月26日 (上告及び上告受理申立て, 原審原告)
20	大東建設㈱による件	課徴金額 135万円 石川県発注の土木一式工事のうち、被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた。	審決年月日 平成25年 9月30日 提訴年月日 平成25年10月12日
21	エア・ウォーター㈱による件	課徴金額 36億3911万円 被審人が違反行為によって販売したエアセパレートガスの売上高について製造業者に対する課徴金算定(10パーセント)を適用した。	審決年月日 平成25年11月19日 提訴年月日 平成25年12月19日

2 東京高等裁判所における判決

(1) オリエンタル白石㈱による審決取消請求事件(平成24年(行ケ)第15号)(前記表一連番号13)

ア 主な争点及び判決の概要

- (ア) 本件における課徴金に係る請求権(以下アにおいて「本件課徴金債権」という。)が更生計画認可の決定により免責されるかどうかにかかわらず、被告は、課徴金の納付を命ずることができるか

原告は、本件課徴金債権は会社更生法(平成14年法律第154号)第204条第1項の規定により免責されているから、本件の課徴金の納付を命じる審決は違法である旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第48条の2第1項及び同法第54条の2第1項の規定によれば、公正取引委員会は、同法第7条の2第1項所定の違反行為があると認めるときは、課徴金の納付を命じなければならないものとされている。一方、会社更生法第204条第1項は、更生計画認可の決定があったときは、同項第1号ないし第4号の権利を除き、更生会社は、全ての更生債権等につきその責任を免れると規定する。これは、「窮境にある株式会社について」、「当該株式会社の事業の維持更生を図ることを目的」として、「債権者、株主その他の利害関係人の利害を適切に調整」する(同法第1条)ために、前記更生債権等は免責されて自然債務となることを規定するものである。以上によれば、公正取引委員会は、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第7条の2第1項所定の違反行為があると認めるときは、当該課徴金債権が会社更生法第204条第1項の規定により免責されるかどうかといったことは考慮することなく、課徴金の納付を命

じなければならず、当該納付命令により具体的に発生した課徴金債権につき、その徴収をすることができるかどうかという場面で初めて、前記「調整」のための同法第204条第1項の規定により免責されるかどうかの問題となる（免責されるとすれば、強制徴収をすることができず、自然債務となる。）と解するのが相当であり、同法第204条第1項の規定は、公正取引委員会が課徴金の納付を命ずること自体には何ら影響を及ぼさないものと解される。

そうすると被告は、本件課徴金債権が会社更生法第204条第1項の規定により免責されるものであるかどうかにかかわらず、本件課徴金債権につき独占禁止法の規定に従ってその納付を命ずる審決をすべきことになり、したがってまた、本件課徴金債権が会社更生法第204条第1項の規定により免責されるものであるということとは、本件審決の違法事由たり得ないというべきである。本件審決について原告が違法事由として主張するところは、本件課徴金債権が会社更生法第204条第1項の規定により免責されるものであるから違法であるという点のみであるが、この主張は失当であり、原告の本訴請求は、他の争点（「本件課徴金債権は、更生債権に該当するか」及び「本件課徴金債権は、更生計画認可の決定により免責されるか」）について検討するまでもなく理由がないというべきである。

なお、本件訴訟に至る経緯及び本件審理の経過に鑑み、他の争点についての当裁判所の判断を別紙で示すこととする。

(イ) 本件課徴金債権は、更生債権に該当するか（判決書別紙における判示）

原告は、本件課徴金債権は、「更生手続開始前の原因に基づく」ものであり、更生債権である旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

独占禁止法上の課徴金債権についての債権発生の基本的構成要件に該当する事実とは、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第7条の2第1項所定の違反行為に係る事実であると解するのが明確かつ文理にかなうもので、相当であるから、課徴金の対象となる独占禁止法に違反する行為が更生手続開始前にされた場合には、課徴金納付命令が更生手続開始後にされたとしても、更生手続開始前の原因に基づく請求権に該当するものというべきであるところ、原告の更生管財人が納付を命じられた課徴金に係る独占禁止法に違反する行為は、いずれも原告の更生手続開始前にされたものであるから、本件課徴金債権は、更生手続開始前の原因に基づく請求権に該当するものであり、本件課徴金債権が、更生担保権に該当しないこと、更生手続開始前の原因に基づく請求権であるものの衡平の見地や政策的見地から共益債権とされるもの（会社更生法第61条第4項、第62条第2項、第127条第4号、第128条ないし第130条等）に該当しないことは、明らかであるから、本件課徴金債権は更生債権に該当する。

(ウ) 本件課徴金債権は、更生計画認可の決定により免責されるか（判決書別紙における判示）

原告は、本件課徴金債権は会社更生法上の「租税等の請求権」に該当するものであるところ、同債権については、更生債権として所定の届出が行われなかったのであるから、本件課徴金債権は免責されており、また、会社更生法第204条第1項各

号の類推適用は許されない旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法は、課徴金の納付の督促を受けたものが指定された期限までに納付すべき金額を納付しないときは、「国税滞納処分の例により、これを徴収することができる」旨を規定していること（同法第64条の2第4項）及び会社更生法第2条第15項は、この法律において「租税等の請求権」とは、国税徴収法（昭和34年法律第147号）又は国税徴収の例によって徴収することのできる請求権であって、共益債権に該当しないものをいうと規定していることによれば、更生債権に該当する本件課徴金債権は、会社更生法上は「租税等の請求権」に該当することが明らかである。

そして、会社更生法第204条第1項第3号の類推適用について、会社更生法は、更生手続において、租税等の請求権と罰金等の請求権とを、法的性格が異なるものとして明確に峻別し、類型を異にする完結した別個独立の請求権として、その取扱いを全く異にしており、したがって、独占禁止法上の課徴金が、制裁としての性質を有し、また、違反行為を抑制するという機能を有する点で罰金と共通しているからといって、債権届出がされた場合には優先的更生債権として債権の満足の点で有利な取扱いをする租税等の請求権に該当するものとして位置付けられている本件課徴金債権について、債権届出がない場合に、明文の規定もないまま、債権届出の有無にかかわらず劣後的更生債権として扱われる罰金等の請求権について定められた免責の例外規定を類推適用して、更生計画認可決定によっても免責されないとすることは許されない。

また、会社更生法第204条第1項第4号の類推適用について、同号所定の請求権は、更生手続開始前の租税等の請求権のうち、ほ脱等につき刑に処せられ又は通告処分を受けた場合の、そのほ脱した請求権で届出のないものであり、ほ脱等につき刑に処せられ又は通告処分を受けた場合という要件があつてはじめて、本来債権届出をすれば優先的更生債権であるのに、届出を怠っても、劣後的更生債権とはされるものの免責されないという、真に特殊な性格付けを与えられており、その例外性の質において際立っているといわねばならず、制裁という点で性質を同じくするとしても、明文の規定もないまま、本件課徴金債権について、前記のような特段の要件がないにもかかわらず、同号の規定を類推すべきであるとすることは、法律解釈の限界を超えるものであるといわざるを得ない。

以上のとおり、原告は、平成22年7月1日に確定した更生計画認可の決定により、本件課徴金債権につきその責任を免れたものというべきである。

イ 訴訟手続の経過

本件判決は、上訴期間の経過をもって確定した。

(2) (株)イーライセンスによる審決取消等請求事件（平成24年（行ケ）第8号）（前記表一連番号11）

ア 主な争点及び判決の概要

(7) 原告は、本件審決の取消訴訟について原告適格を有するか

原告は、本件審決の取消しを求めるにつき、法律上保護された利益を有し、本件訴訟につき、原告適格がある旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第9条の判断基準に即して原告が本件訴訟の原告適格を有するか判断する。

独占禁止法の排除措置命令等に関する規定に違反して排除措置命令を取り消す審決がされた場合等に一定の範囲の競業者等が害される利益の内容及び性質や、排除措置命令等に関連して設けられた諸規定（同法第25条、第26条、第70条の15、第84条）等の趣旨及び目的も考慮すれば、独占禁止法の排除措置命令等に関する規定（同法第7条、第49条6項、第66条）は、第一次的には公共の利益の実現を目的としたものであるが、競業者が違反行為により直接的に業務上の被害を受けるおそれがあり、しかもその被害が著しいものである場合には、公正取引委員会が当該違反行為に対し排除措置命令又は排除措置を認める審決を発することにより公正かつ自由な競争の下で事業活動を行うことのできる当該競業者の利益を、個々の競業者の個別的利益としても保護する趣旨を含む規定であると解することができる。したがって、排除措置命令を取り消す旨の審決が出されたことにより、著しい業務上の被害を直接的に受けるおそれがあると認められる競業者については、前記審決の取消しを求める原告適格を有するものと認められる。

そして、参加人が独占禁止法違反の行為を行った場合には、音楽著作物の放送等利用に係る管理事業において参加人の唯一の競業者である原告は、その行為により、直接、公正かつ自由な競争の下での事業活動を阻害されることとなり、その業務上の損害は著しいものと認められる。

したがって、平成18年10月1日に前記管理事業を開始し、参加人の唯一の競業者である原告は、被告が独占禁止法第3条に違反するとして平成21年2月27日に同法第7条第1項に基づき参加人に対して行った排除措置命令（以下アにおいて「本件排除措置命令」という。）及び本件排除措置命令を取り消した本件審決の名宛人ではないものの、本件訴訟についての原告適格があると認めるのが相当である。

(イ) 本件審決の事実認定には誤りがあるか

原告は、本件審決の利用回避に関する認定、原告の準備不足が原因であるとの認定等には誤りがある旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

①「恋愛写真」の利用実績に関する認定の当否について、少なくとも放送事業者の一部に関しては、本件審決が、平成18年10月19日頃以降に初めて無料化措置を知ったと認定した点は、実質的証拠に基づかないものであり、誤りがあるが、「『恋愛写真』が無料化措置の通知の前後を問わず、広く放送事業者利用されていた」とした本件審決の認定は、放送事業者が無料化措置を知った前後において、その利用状況に格別の差異があるとは積極的に認めることはできないとする限りにおいて、あながち不合理な認定であるとまではいえず、「恋愛写真」の利用実績の算定方法についても、あながち不合理な認定であるとまではいえない。②利用回避に関する認定の当否について、(株)テレビ朝日、(株)TBSテレビ、(株)J-WAVE、

(株)ベイエフエム、(株)K i s s－FM K O B E、(株)エフエム富士、(株)エフエム岩手、(株)エフエム山形、(株)エフエム青森、(株)エフエム佐賀、(株)静岡朝日テレビ、(株)茨城放送及び(株)エフエムナックファイブでは、原告管理楽曲の利用を控えるようにとの趣旨を明記した社内通知文書を配付するなどの方法により、原告管理楽曲の利用を回避する働きかけがされていたと認められ、(株)テレビ朝日、(株)T B Sテレビ、(株)J－W A V E、(株)K i s s－FM K O B E、(株)エフエム山形、(株)静岡朝日テレビ、(株)茨城放送及び(株)エフエムナックファイブにおいては、社内通知文書を配付するなどしたことにより、原告管理楽曲の利用が控えられたと認めるのが合理的であり、これに反する本件審決の認定は、実質的証拠に基づくものとはいえない、他方で、社団法人日本民間放送連盟（以下アにおいて「民放連」という。）事務局次長による、原告管理楽曲を利用しないとの発言をもって、民放連又は民間放送事業者の原告管理楽曲の利用回避の意思の表れと評価することはできないとした本件審決の認定は、実質的証拠に基づくものである。③原告の準備不足が原因であるとの認定の当否について、少なくない数の放送事業者が原告管理楽曲の利用を回避し、又は回避しようとしたことが認められるところ、このように放送事業者が原告管理楽曲の利用を回避し、又は回避しようとした理由としては、原告管理楽曲を利用した場合には、参加人に支払う放送等使用料に追加して、原告への放送等使用料を支払わざるを得ないことがあったこと、放送等使用料が追加負担となる理由としては、放送事業者が参加人に支払う放送等使用料が放送等利用割合を反映していないことにあったことを認めることができ、原告の準備不足がその主たる原因であったと認めるのが相当であるとした本件審決の認定は、実質的証拠に基づくものとはいえない。④エイベックス・グループが原告との管理委託契約を解約した理由について、参加人が、ほとんど全ての放送事業者との間で放送等使用料の徴収方法を包括徴収とする利用許諾契約を締結し、この契約に基づき、放送等使用料を徴収している行為（以下アにおいて「本件行為」という。）は、放送事業者が原告管理楽曲の利用を回避し、又は回避しようとした原因の一つであり、したがって、エイベックス・グループに原告との管理委託契約を解約させた原因の一つであったと認めるのが合理的であり、本件審決は、「エイベックス・グループが正確な情報に基づいて原告との委託契約を解約したとはいえない」、「参加人の本件行為に原告への管理委託契約を解約させるような効果があったとまではいえない」と認定したが、本件審決の前記認定は、実質的証拠に基づくものではない。⑤原告管理楽曲数の増加と利用回避の解消との関係について、本件審決は、「原告は、放送事業者と利用許諾契約を締結することにより、相応の放送等使用料の徴収が可能であり、前記のように放送等使用料の収入が低い金額にとどまっている理由は、原告が放送事業者との間で利用許諾契約を締結していないことにある」、「原告が、放送等利用に係る管理事業を営むことが困難な状態になっていたというには疑問が残る」と認定したが、本件審決の同認定は、実質的証拠に基づくものとはいえない。

- (ウ) 参加人の本件行為は、放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野において、競業者の参入を著しく困難にするなどの効果（排除効果）を有するか

原告は、参加人の本件行為により、他の管理事業者の管理楽曲が利用されず、新

規の管理事業者の放送等利用に係る管理事業への参入を排除する効果が生じている旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

①放送事業者は、参加人以外の管理事業者の管理楽曲を利用する場合には、当該管理事業者との利用許諾契約に従って別途放送等使用料の支払を余儀なくされるところ、放送事業者としては、経費削減の観点から、参加人以外の管理事業者の管理楽曲を利用した場合に生じる放送等使用料の支払を控えようとすることは、ごく自然な経営行動であるということができ、「ほとんど全ての放送事業者との間で放送等使用料の徴収方法を包括徴収とする利用許諾契約を締結し、この契約に基づき、放送等使用料を徴収している参加人の行為」は、放送事業者をして、放送等使用料の追加負担を避けるために、他の管理事業者の管理楽曲の利用を回避する対応を採らせる蓋然性が高く、他の管理事業者の管理楽曲の利用を抑制する効果を有しているといえること、②放送事業者は、通常の番組で放送される楽曲の選択においては、放送等使用料の追加負担を抑制するため、参加人以外の管理事業者の管理楽曲の利用を回避するといえること、③首都圏のFMラジオ局を含む少なくない数の放送事業者が原告管理楽曲の利用を回避した、又は回避しようとしたこと等や、エイベックス・グループが原告との管理委託契約を解約する判断をしたのは、そのような原告管理楽曲の利用の回避等が大きな要因であったことが認められ、他方で、原告が管理する楽曲数は増加しているものの、原告が放送事業者から徴収した放送等使用料の額は極めて低額であり、この事態が容易に解消すると認めるに足りる証拠はないこと、④「恋愛写真」が無料化措置が放送事業者に伝達される前に放送事業者に利用されていたことから、原告の管理に係る他の楽曲についても、参加人の管理楽曲と同様の条件の下で利用される状況にあったと推認することは到底できないことの事実を総合すれば、参加人の本件行為は、放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野において、原告の事業活動の継続や新規参入を著しく困難にしたと認められ、本件行為は、放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野における他の管理事業者の事業活動を排除する効果を有する行為であると認められる。したがって、「本件行為が放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野における他の管理事業者の事業活動を排除する効果を有するとまで断ずることは、なお困難である」とした本件審決の認定は実質的証拠に基づかないものであり、その判断にも誤りがある。

(イ) 結論

東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

本件行為は、放送等利用に係る管理楽曲の利用許諾分野における他の管理事業者の事業活動を排除する効果を有するものと認められることから、この点が認められないことを理由として、本件行為が独占禁止法第2条第5項に定める排除型私的独占に該当しないとした本件審決の認定、判断には、誤りがある。被告は、「本件行為が、自らの市場支配力の形成、維持ないし強化という観点からみて正常な競争手段の範囲を逸脱するような人為性を有するものであるか否か」等、本件行為が独占禁止法第2条第5項所定の排除型私的独占行為に該当するための、その他の各要件を充足するか否かについて、認定判断をすべきである。

したがって、原告主張の取消事由には理由があるから、その余の点について判断するまでもなく、本件審決を取り消すこととする。

なお、原告は、被告に対し本件排除措置命令の主文の執行も求めているが、被告がなすべき執行行為の意義及び内容は必ずしも明らかでなく、この点についての訴えは不適法であるから同訴えを却下する。

イ 訴訟手続の経過

本件は、公正取引委員会による上告受理申立てにより、平成25年度末現在、最高裁判所に係属中である。

(3) 日新製鋼(株)による審決取消請求事件（平成24年（行ケ）第10号）（前記表一連番号12）

ア 主な争点及び判決の概要

(7) 原告は、ひも付き取引による建材製品製造業者向け特定カラー鋼板（以下アにおいて「本件ひも付きカラー鋼板」という。）の販売価格についての合意（以下アにおいて「本件合意」という。）に参加していたか

原告は、本件合意の内容が会合に参加していない原告に伝達されたのか、されたとすればどのようにして伝達されたのかについて、本件審決には、原告及び他社の担当者の陳述書、供述調書及び参考人審尋における証言の評価の誤りや、証拠によって認定された事実の評価の誤りがあり、原告の従業員は、本件合意がされた専門メーカーの会合には一切参加しておらず、その内容は原告には伝えられていないし、原告と専門メーカーとの間には意思の連絡はないから、原告が本件合意に加わったということはできないのであり、本件審決の認定した事実は実質的証拠を欠いている旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

本件審決が本争点について認定した事実は、いずれも各事実の末尾に掲記された証拠によって認定されたものであるところ、それらの証拠によって当該事実を認定したことには、本件審決のその余の判断を併せみれば、経験則、採証法則等に違反するということとはできず、当該認定をすることに合理性があると認められ、原告の主張する諸点について検討しても、証拠の評価、事実の評価等に関する原告の主張は、いずれも採用することができない。

(4) 原告が三和シャッター工業(株)向けに販売した本件ひも付きカラー鋼板は、独占禁止法第7条の2第1項の「当該商品」に当たるか

原告は、専門メーカー間の合意内容との連動性、専門メーカーとの競合性、担当部門の違いに係る各事情に照らせば、三和シャッター工業(株)向けに販売された特定カラー鋼板については、黙示にカルテルの合意から除外したことをうかがわせる特段の事情が存在することが明白であり、課徴金算定の基礎から除外されなければならない旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

本件審決が本争点についてした判断は、各認定事実の末尾に掲記された証拠等を総合してされたものであるところ、それらの証拠によって各事実を認定したことに

は、本件審決のその余の判断を併せみれば、経験則、採証法則等に違反する点はみられず、当該判断をすることには合理性があると認められ、原告の主張する諸点について検討しても、本件審決に実質的証拠が存在しない旨の原告の主張は、いずれも採用することができない。

(㊦) 本件審決に憲法その他の法令違反があるか

原告は、本件審判手続において審判官が参考人審尋の申出を一部却下したこと、参考人審尋の申出を却下した4名について、供述調書の内容に対する反対尋問の機会を与えていないにもかかわらず、これらの供述調書を証拠として採用し、これを原告に不利な重要事実の認定に供したことは、憲法第31条、準司法手続に関する法の基本原則に反し違法である旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

参考人審尋の採否については、審判官は、広範な裁量を有しており、原告が主張するように、当該事件に関連しかつ明白な違法ないし不当性が認められない限り原則として採用されなければならないという証拠法則が導かれるものではない。本件の経過に照らしてみても、その経過自体に違法な点はみられないばかりか、原告が参考人審尋の申出をした10名のうち6名の参考人の審尋を実施した結果、他の4名についてこれを調べなければならない事態となったとはいえないから、これら4名について参考人審尋の申出を採用しなかったことが、裁量を逸脱又は濫用したものということはできない。

また、反対尋問の機会を与えるということは、これによって真実性を担保しようというものであるが、刑事訴訟手続のように厳格な要請がされる手続とまではいえず、信用性の問題として判断すれば足りるところ、前記各供述調書は、一定程度の信用性があると認められるから、これらを事実の認定に供したことが違法であるということはできない。

イ 訴訟手続の経過

本件は、原告による上告及び上告受理申立てにより、平成25年度末現在、最高裁判所に係属中である。

(4) 愛知電線(株)による審決取消請求事件（平成25年（行ケ）第54号）（前記表一連番号15）

ア 主な争点及び判決の概要

東京高等裁判所は、課徴金減免制度の趣旨及び概要について、課徴金減免制度の適用の有無及び内容は、当該違反行為に係る違反事業者が何番目に課徴金減免制度に基づく事実の報告及び資料の提出（以下アにおいて「報告等」という。）を行ったか、当該事業者より前に報告等を行った事業者が何社あったか、さらに調査開始日より後の報告等についてはその内容が既に公正取引委員会が把握している事実に係るものか否かといった、違反事業者自身は事前に知り得ない多分に偶然的ともいえる事情によって左右されるものであり、その順番の基準となる違反行為の範囲についても、報告等を行い又は行おうとする事業者の主観的認識とは無関係に、専らその時点で公正取引委員会によって把握されていた範囲によって画されるというべきである旨判示し

た上、後記各争点について判示した。

(7) 被告が平成21年12月17日に行った矢崎総業㈱及び住電日立ケーブル㈱ほか2社の営業所等への立入検査（以下アにおいて「1次立入検査」という。）における違反行為の認定に係る実質的証拠の欠缺又は経験則違反の有無

原告は、1次立入検査と被告が平成22年4月13日に行った原告及び弥栄電線㈱ほか5社の営業所等への立入検査（以下アにおいて「2次立入検査」という。）が、いずれも特定VVFケーブルにつき独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当する行為（以下アにおいて「本件違反行為」という。）について実施されたとする本件審決の認定は、経験則に反し、実質的証拠を欠く旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

前提事実によれば、特定VVFケーブルも3品種（CV、CVV、IV）も、いずれも銅を導体として使用する絶縁物で被覆したケーブル又は電線で、絶縁物で被覆した上を保護被覆で保護した電気導体であり（電気設備に関する技術基準を定める省令〔平成9年通商産業省令第52号〕第1条第6号参照）、一般住宅、商業施設、公共施設等の屋内配線及び電気機器の制御用ケーブル等に使用されるものであって、材質、性能、用途、使用場所等で密接な関係があり、両者とも1次立入検査及び2次立入検査の際に被告の審査官が原告その他の事業者に対して交付した被疑事実の告知書（以下アにおいて「本件告知書」という。）が被疑事実とする「建設・電販向け電線・ケーブル」に含まれることは明らかである。また、その製造原価の大部分を電気銅の購入費用が占めていた点、その販売価格が銅建値に大きく左右され、銅建値等を踏まえて販売価格が決定されていた点においても共通しており、その市場及び販売価格の決定方法においても両者には共通性があるものといえることができる。これらの事実によれば、特定VVFケーブルと3品種とは、前記のとおり、材質、性能、用途、使用場所等で密接な関係があり、取引通念上一連一体をなす取引を構成するものといえるのであって、法の適用上、特定VVFケーブルと3品種とで別個の取引となるということとはできない。したがって、1次立入検査において違反行為とされていたのは3品種の取引制限行為のみでなく、特定VVFケーブルの取引制限行為（本件違反行為）も対象とされていたといえることができ、1次立入検査と2次立入検査との間に約4か月の間隔があることや、最終的には3品種に係る取引制限行為と特定VVFケーブルに係る本件合意（原告、矢崎総業㈱及び弥栄電線㈱ほか5社が住電日立ケーブル㈱ほか2社と共同してした特定VVFケーブルの販売価格を決定していく旨の合意。以下アにおいて同じ。）による取引制限行為が各別の違反行為として立件されてそれぞれにつき排除措置命令が発せられたことを考慮しても、本件違反行為が1次立入検査の被疑事実に含まれていたとする本件審決の認定は、合理的と認められ、本件審決に実質的証拠の欠缺も経験則違反も認められない。

(4) 課徴金減免制度に基づく報告等の期限を既に経過しているとして、報告等は受け付けられない旨の被告担当職員の回答（以下アにおいて「本件回答」という。）の違法性を認めなかったことは、憲法第31条に違反するか

原告は、本件告知書は、事件名及び被疑事実の要旨の記載が抽象的で、特定VV

F ケーブルの取引を対象としたものか否かが明確でないから、本件告知書に基づいて行われた1次立入検査も2次立入検査も、報告等の期限の起算日としての立入検査とはなり得ず、したがって、1次立入検査から20日を経過していることを理由に原告が課徴金減免のための報告等をしても受け付けられないとする本件回答は違法、不当であり、これを否定した本件審決の判断は適正手続の保障を定めた憲法第31条に違反する旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

本件告知書の事件名及び被疑事実の要旨に記載された「電線・ケーブル」に特定VVFケーブルが含まれ、原告がその製造販売業者に当たることは明らかであり、「建設・電販向け」という需用者を示す用語によって、被疑事実が独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野」に関するものであることも明示されており、この種の取引制限行為がしばしば密室で行われ、発見、解明が容易でないことも考慮すると、立入検査の段階でさらに電線・ケーブルの種類や用途まで詳細に告知書に記載するよう求めることはいたずらに困難を強いるものであり、相当とはいえない難く、本件告知書の記載が特定性や明確性を欠くものということとはできず、原告の憲法第31条違反の主張は前提を欠く。

(ウ) 原告に課徴金減免の効果を認めなかったことは独占禁止法第7条の2第12項に違反するか

原告は、本件回答は違法、不当であり、これによって原告は課徴金減免制度の適用を受ける機会を失ったのであるから、実質的にみて独占禁止法第7条の2第12項を適用又は類推適用して課徴金減免の効果を認めるべきであるから、これを否定した本件審決には同条違反の違法がある旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

1次立入検査において特定VVFケーブルに関する本件合意についても調査の対象となる違反行為に含まれていたといえることができるから、独占禁止法第7条の2第12項にいう本件違反行為の「調査開始日」は1次立入検査の日である平成21年12月17日であると認めるのが相当であり、課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第7号。以下アにおいて「課徴金減免規則」という。）第5条が定める同法第47条第1項第4号に掲げる処分が最初に行われた日である同日から起算して20日を経過した日より後の平成22年4月13日にされた原告の事前相談に対し、被告が課徴金減免規則による報告等の期限が既に経過していて原告から報告等があっても受け付けられない旨の本件回答をしたことが違法、不当とは認められず、原告の主張はこの点で既に理由がないし、仮に本件回答が誤っていたとしても、実際に何らの報告等も行っていない違反事業者に同法第7条の2第12項の定める課徴金の一部減額の効果を認めるのは、課徴金減免制度の趣旨に反するというほかなく、原告の主張はそもそも失当である。

イ 訴訟手続の経過

本件は、原告による上告及び上告受理申立てにより、平成25年度末現在、最高裁判所に係属中である。

(5) 藤正建設(株)による審決取消請求事件（平成25年（行ケ）第65号）（前記表一連番号19）

ア 主な争点及び判決の概要

- (7) 原告は、同人が平成13年4月1日から平成16年10月25日までの期間中に受注し、課徴金の計算の基礎とされた岩手県発注の特定建築工事（以下アにおいて「本件物件」という。）について、排除措置を命ずる審決（以下アにおいて「本案審決」という。）が認定した合意（以下アにおいて「本件基本合意」という。）に基づく受注調整を経て受注したか（本件物件は平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第7条の2第1項に規定する「当該…役務」に該当するか）

原告は、①トラスト・メンバーズ又はT S T親交会と称する会（以下アにおいて両者を併せて「T S T親交会等」という。）の会員ではあったが本件基本合意を認識していなかった、②原告が、失格になる可能性がある85パーセントの調査基準価格を大きく下回る価格で入札したことは、受注調整の結果、受注予定者となったものではないことを示唆しており、また、本件物件では、T S T親交会等の会員、アウトサイダーを問わず熾烈な競争が行われていたことは明らかであり、人為的な入札価格の操作は客観的にもうかがえないなどとして、本件物件は、原告が基本合意に基づいて受注調整を行い受注予定者となって受注したものではなく、本件物件に関する課徴金納付命令は不当である旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

供述調書及び本件物件についての入札調書によれば、本件物件について、本件基本合意に基づき、原告が受注予定者となった結果、原告が本件物件を受注したものとした本件審決の認定には合理性が認められる。

原告専務取締役は、本件審決の審理における参考人審尋において、平成13年10月から11月に開催されたT S T親交会等の総会には出席したと供述しており、T S T親交会等は、毎年1回、ほとんどの会員の出席の下、総会を開催し、毎年度の業務報告、会計報告等を行い、会員には、必要に応じて「トラスト・シグナル」と称する連絡文書等を会長名で送付し、平成15年10月16日に岩手県花巻市で開催された総会においては、引き続き受注調整を継続することが確認され、総会資料は、欠席者に対しても配布されていたことは本案審決の認定するところであり、原告専務取締役に本件基本合意についての明確な認識がなかったとは認め難い。

入札価格については、本件物件の入札が行われる頃には、調査基準価格85パーセント以下での低価格入札であっても、受注価格の低落防止のための受注調整がされる状況にあったというべきであるし、千田工業(株)の代表者から、原告が調査基準価格である85パーセントを下回る低価格入札をしようとしているとの連絡を受けたT S T親交会等の会員としては、調査基準価格である85パーセント以上の価格で入札すれば本件基本合意には反することではなく、仮に原告が低入札価格調査で失格となれば、本件基本合意に反することなく落札することができる可能性があるのであるから、T S T親交会等の会員3社の入札も、本件基本合意に基づく受注調整がなかったことをうかがわせるものではない。また、原告が他の事業者と共同して岩手県発注の特定建築工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるよ

うにする行為（本件違反行為）は、T S T親交会等の会員の中において受注調整をすることにより、公共の利益に反して、岩手県発注の特定建築工事の取引分野における競争を実質的に制限するものであるから、アウトサイダーの行動によって本件基本合意に基づく受注調整がなかったということとはできない。

以上によると、原告の主張にはいずれも理由がなく、本件物件は、本件基本合意に基づく受注調整の結果、具体的な競争制限効果が発生するに至ったものとし、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第7条の2第1項所定の「当該…役務」に該当し、その対価は課徴金算定の対象となるものとした本件審決の認定には合理性があるというべきである。

(イ) 本件物件に係る消費税相当額は課徴金の算定の基礎に含まれるか

原告は、消費税は、商品、役務等の「対価」ということはできないこと、岩手県の入札は税抜価格で行われること、会計上、消費税は預り金、負債であって売上額には含まれないことなどから、受領し、預かっている消費税に対し、課徴金を課すのは不当である旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

役務の提供に係る消費税相当額は、法的性質上、請負等の役務の対価である「代金」の一部であり、平成17年独占禁止法施行令改正施行令による改正前の独占禁止法施行令第6条第1項にいう「提供した役務の対価」に含まれ、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第7条の2第1項の「売上額」に含まれると解され（最高裁判所平成10年10月13日第三小法廷判決）、また、本件物件の入札が、消費税抜きの価格で行われているとしても、本件物件についての請負契約は、消費税を含んだ額で締結されていることからすれば、本件物件の請負代金中の消費税額相当額に課徴金を課すこととした本件審決の判断には合理性があり、これを不当ということとはできない。

イ 訴訟手続の経過

本件は、原告による上告及び上告受理申立てにより、平成25年度末現在、最高裁判所に係属中である。

(6) 真成開発(株)ほか1名による審決取消請求事件（平成24年（行ケ）第23号）（前記表一連番号14）

ア 主な争点及び判決の概要

(7) 原告らを含む24社（以下アにおいて単に「24社」という。）が、本件審決が認定した合意（以下アにおいて「本件基本合意」という。）をし、原告らが当該合意に参加したとの本件審決の認定には、実質的証拠があるか

原告らは、平成17年6月10日の会合、平成19年から平成20年までの会合、平成20年2月26日の会合を通じて、24社には受注調整に実効性がないことについて相互の了解があったのであって、いずれの会合でも各社の願望を述べ合ったにすぎず、受注調整に向けて何らかの具体的、基本的な合意が成立したとはいえず、また、平成20年2月26日の会合には原告らは出席していない旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

平成17年6月10日から平成20年2月26日までの間に開かれた会合及び平成20年3月12日から平成21年3月31日までの間（以下アにおいて「本件期間」という。）に行われた入札に係る認定事実によれば、判決書別紙2記載の川崎市発注の特定下水管きょ工事に係る一覧表の一連番号（以下アにおいて「番号」という。）のうち、遅くとも番号1の入札が行われた平成20年3月12日までに、同年2月26日の会合に欠席した者も含め、24社中、岡村建興(株)を除く23社の間で、本件基本合意が成立したことを認めることができる。

(イ) **本件基本合意は、川崎市発注の特定下水管きょ工事の取引分野における「競争を実質的に制限する」（独占禁止法第2条第6項）ものであるか**

原告らは、本件期間中に、受注調整が行われず自由な価格競争が行われた、いわゆるフリー物件が複数存在した、すなわち、低価格入札を行う者と認識されていた(株)トモエコーポレーションがAランクの事業者の中に含まれていたことが判明した平成21年2月13日の入札以降を除いたとしても、全35件の入札のうち、6件（番号7、17、28、31、32、35）を占めており、全体の2割弱について自由な価格競争を行っていた事実は、当該取引に係る市場が有する競争機能が損なわれたとの事実が存しないことを如実に示している旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいい、本件のような一定の入札市場における受注調整の基本的な方法や手順等を取り決める行為によって競争制限が行われる場合には、当該取決めによって、その当事者である事業者らがその意思で当該入札市場における落札者及び落札価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらすことをいうものと解される。本件基本合意をした24社は、本件期間中Aランクの市内業者であった31社中の77.4パーセントを占めており、本件期間中に発注された川崎市発注の特定下水管きょ工事42件のうち28件（42件の66.7パーセント）の競争入札につき、本件基本合意に基づき、受注予定者をその都度決めた上でその受注予定者が落札できるように協力し合う受注調整を行っていたものである。受注調整をした入札への参加者は、ほとんどがこの24社のうちの者であり、それ以外の者の入札参加は、熊谷建設(株)が28件中5件（うち1件は(株)小沼工務店とのJV）、河崎組建設業(株)が1件（(株)織戸組とのJV）、光洋重機建設(株)が1件（加藤土建(株)とのJV）と、ごく僅かであった。そして、受注調整が行われた入札の落札率は、最低でも96パーセント台であり、大部分が97パーセント以上という高率であった。以上によれば、24社がこれらの受注調整を行うもとになった本件基本合意は、当事者である事業者らがその意思で当該入札市場における落札者及び落札価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらしていたものと認められ、独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」ものとして、同条同項の「不当な取引制限」に該当するものということができ、またそのような合意が、一般競争入札により自由な競争のもとに適正な価格形成をはかることを妨げる点で公共の利益に反することも明らかである。

番号17、28、31、35の4件はいずれも24社のうちの(株)重田組と(株)小沼工務店とが

落札率80パーセント台の低価格で落札しており、受注調整が行われた様子はいかようにもわからないから、フリー物件であったと認められるが、この期間中に受注調整がなされ、予定どおりの者がその希望価格で落札したことが認められるものが前記のとおり28件あったことと対比すれば、全体としては、本件基本合意によって競争が実質的に制限されていたものといえる。

(7) 本件基本合意の成立時期及び終了時期

原告らは、本件基本合意の成立時期について、早くとも岡村建興(株)が他の23社と意思を通じたといえる番号9の工事の入札以降であり、本件基本合意の終了時期について、平成20年8月6日が入札締切日の番号17の工事に係る(株)重田組の低価格入札の入札態度を23社が認識した時点で本件基本合意を取りやめている旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

本件基本合意の成立時期について、岡村建興(株)が当初本件基本合意に参加せず、独自に低価格入札をした工事があったとしても、そのような行動は同社1社のみであり、他の23社は本件基本合意に基づき受注調整を行い、受注予定者が他の事業者の協力によって番号1ないし6及び8の工事を落札していたのであるから、この時期においても既に競争を実質的に制限する状態にあったといえるのであって、本件基本合意の成立を番号9の工事の入札以降であるとすべき理由はない。また、本件基本合意の終了時期について、番号17の工事の後の入札においても受注調整は続けられ、合意により決まった受注予定者が落札できるよう他の入札参加申込者が協力していたのであり、(株)重田組が番号17の工事の入札の後、低価格入札を繰り返すようになったことを示す証拠はなく、そのように他の入札参加者らが認識し、そのことが入札に影響を与えていたことを示す証拠もない。(株)重田組も、少なくとも番号30、33、34の各工事の入札において、入札を辞退するなどして受注予定者に協力したことが認められる。以上からすれば、(株)重田組が本件基本合意を無視した低価格入札を始めたといえる他の事業者らが認識したために番号17の工事の入札以降は本件基本合意の効力が切れたとみるべきである旨の原告らの主張は採用できない。

(8) 原告らが受注した工事は、本件基本合意のもとに受注したものであるとして、独占禁止法第7条の2第1項の課徴金納付命令の対象となるか

原告らは、争点(7)～(9)について、原告らの主張は前記のとおりであるから、原告らが番号6及び24の工事を受注して施工したことは独占禁止法第7条の2第1項に該当しない旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

原告らが受注した工事についても、本件基本合意に基づく受注調整がされたことが認められ、これらはいずれも、本件基本合意に基づく受注調整の結果であるから、独占禁止法第7条の2第1項に該当し、同項に定める課徴金納付命令の対象となる。

(9) 原告(株)吉孝土建が受注した番号24の工事について、同原告に売上げがあったか

原告(株)吉孝土建は、JVの相手方である藤木工業(株)の会長から、同社だけが工事の施工をし、請負代金も同社のみが受領したい旨の申入れを受け、これを承知し、

同社からは、名前を貸す代金として315万円しか取得していないことから、当該工事について原告(株)吉孝土建が取得した請負代金額は0円であり、売上額はない旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

原告(株)吉孝土建が藤木工業(株)と交わした共同企業体協定書においては、出資割合は藤木工業(株)70パーセント、原告(株)吉孝土建30パーセントである。通常であれば請負代金額は、この割合で按分されたと解されるから、落札価格4億6800万円の30パーセントに当たる1億4040万円（税込みで1億4742万円）の売上げを得られたことになる。原告(株)吉孝土建は、同割合で経費を負担したとしても、この売上金額からして相応の利益を見込めるはずであったのに、藤木工業(株)側だけの都合を一方的に言われて、315万円の名義貸料のみで手を引くというのはにわかに信用できないところである。しかも、同原告が証拠として提出する藤木工業(株)との覚書は、端的に原告(株)吉孝土建が契約から離脱し経費も負担せず請負代金も取得しないことを確認する内容ではなく、その第1項は「当該工事は分割施工が不可能な為、一完施工を原則とする。」と、工事の施工方法についてのみの、それも原則的な定めを合意するにすぎないもののようにもとれる表現である。その上、第2項では、「持分以上の出資を必要とする場合はその都度協議とする。」とあって原告(株)吉孝土建が持分に従った出資をすることを前提とした合意をしており、一切出資しないことにしたという同原告の主張とは明らかに矛盾する。さらに、原告(株)吉孝土建は、このようにJVの相手方から要請されて出資をしないことにしたという主張を、平成23年11月2日に行われた同原告代表者の審尋において最後に述べているが、平成22年9月9日に第1回審判が開始されて以降、準備書面に記載することもなく、陳述書においても述べていなかった。このことも極めて不自然であるといわなければならない。以上によれば、原告(株)吉孝土建が番号24の工事の落札後に請負金額の取得は0円と変更されたとの事実は認められない。

イ 訴訟手続の経過

本件は、原告らによる上告及び上告受理申立てにより、平成25年度末現在、訴訟係属中である。

(7) (株)高光建設による審決取消請求事件（平成25年（行ケ）第62号）（前記表一連番号16）

ア 主な争点及び判決の概要

- (7) 本件実行期間（平成13年10月26日から平成16年10月25日までの3年間）に原告が受注した岩手県発注の特定建築工事のうち、課徴金の計算の基礎とされた工事（以下アにおいて「本件各物件」という。）は平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第7条の2第1項に規定する「当該・・・役務」に当たるか

原告は、排除措置を命ずる審決（以下アにおいて「本案審決」という。）が認定した合意（以下アにおいて「本件基本合意」という。）に基づき原告が受注予定者と決定されるに至った具体的経緯は明らかにされておらず、本件各物件につき受注調整がされたことを裏付ける直接証拠も存在せず、本件受注調整を否定する事情が存在することからすると、本件基本合意に基づく受注調整は存在しなかったとみる

べきであるから、本件各物件は、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第7条の2第1項に規定する「当該…役務」に該当しない旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第7条の2第1項に規定する「当該…役務」とは、当該違反行為の対象とされた役務であって、本件のような入札談合の場合には、基本合意の対象となった役務全体のうち、個別の入札において、基本合意に基づく受注調整により当該事業者が受注予定者として決定されて受注するなど、基本合意による競争制限効果が及んでいるものをいうと解するのが相当である。

トラスト・メンバーズ又はT S T親交会（以下アにおいて両者を併せて「T S T親交会等」という。）の結成及び本件基本合意の目的、T S T親交会等の継続的な活動状況、受注調整における連絡方法、T S T親交会等の会員による受注実績に加え、原告がT S T親交会等の設立以来の会員であり、原告代表者がT S T親交会等の役員を務めてきたことに鑑みれば、入札の対象物件が本件基本合意の対象となり得る特定建築工事である場合には、当該物件が本件基本合意に基づく受注調整の対象から除外されたと認めるに足りる特段の事情のない限り、当該物件について本件基本合意に基づく受注調整がされ、競争制限効果が発生したと推認するのが相当であり、前記推認の下では、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第7条の2第1項に規定する当該役務の該当性を認めるために、必ずしも本件基本合意に基づき受注予定者が決定された具体的経緯が明らかにされることや、当該物件につき受注調整がされたことを裏付ける直接証拠が存在することを要しないというべきである。

そして、本件各物件については、前記推認を覆すに足りる特段の事情を認めるに足りる証拠は存在せず、本件審決が本件各物件につき、本件基本合意に基づく受注調整による競争制限効果が発生したと認定したことは、いずれも実質的証拠に基づく合理的な認定といえることができるから、本件各物件は、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第7条の2第1項に規定する「当該…役務」に該当する。

(イ) 本件各物件に係る契約金額の増額分は課徴金の算定の基礎に含まれるか

原告は、本件各物件に係る契約金額の増額変更は、岩手県が直接、当初契約を締結した事業者との間で合意したもので、当初の契約と一体をなすものとして本案審決が認定した違反行為（大森工業㈱に係る部分を除く。）の効果が及んでいるとはいえず、不当な取引制限による経済的利得として擬制される役務の対価に当たらないから、増額変更部分を課徴金の算定の基礎に含めている本件審決は違法である旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

本件各物件の建設工事請負契約変更（第1回）請書によれば、増額分に係る工事は、当初の工事受注から数か月後に合意され、設計内容について変更図書及び仕様書が作成されているものの、工事場所、工期及び工事の名称は当初の契約と変わらず、当初の工事を前提とし、これと一体を成すものと認められるから、原告の主張

は採用することができない。

(ウ) 本件各物件に係る消費税相当額は課徴金の算定の基礎に含まれるか

原告は、本件各物件に係る消費税相当額を課徴金の算定の基礎に含めている本件審決は違法である旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

消費税が、法的には役務の提供等を行った事業者が自らの納税義務に基づき納付するものとされ（消費税法〔昭和63年法律第108号〕第2条第1項、第5条第1項）、役務提供の相手方の納めるべき税額を預かり納付するものではなく、社会通念上も代金の一部と認識されているとすることができる上、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法が、課徴金の算定について、違反行為により事業者が取得した現実の経済的利得額そのものとは別に、一律かつ画一的に算定する売上額に一定の比率を乗じて算出すべきものと定めていること（同法第7条の2第1項、第2項）に鑑みると、役務の提供等の対価の中から消費税相当額を控除するのがこれらの規定の趣旨であると解することはできず、消費税相当額を含む契約により定められた対価の額を合計する方法により算定した売上額に基づき課徴金の額を算出することが違法ということとはできない（最高裁判所平成10年10月13日第三小法廷判決）。

イ 訴訟手続の経過

本件は、原告による上告及び上告受理申立てにより、平成25年度末現在、訴訟係属中である。

(8) ㈱匠建設による審決取消請求事件（平成25年（行ケ）第63号）（前記表一連番号17）

ア 主な争点及び判決の概要

(ア) 原告が本件実行期間（平成13年10月26日から平成16年10月25日までの3年間）に受注し、課徴金の計算の基礎とされた岩手県発注の特定建築工事（以下アにおいて「本件各物件」という。）は平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第7条の2第1項に規定する「当該…役務」に当たるか

原告は、排除措置を命ずる審決（以下アにおいて「本案審決」という。）において本件基本合意（本案審決が認定した合意。以下アにおいて同じ。）が認定されたからといって一律に具体的な競争制限効果が発生したものと推認することは不当であり、本件各物件について、本件基本合意に基づき受注調整がされ、具体的に競争制限効果が発生したことを立証する証拠は存在せず、むしろ受注調整を否定する事情が存在するから、本件各物件は平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第7条の2第1項に規定する「当該…役務」に該当しない旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

本件基本合意は、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第7条の2第1項に規定する「役務の対価に係るもの」に当たるものであるところ、同項所定の課徴金の対象となる「当該…役務」とは、本件のような入札談合の場合には、本件基本合意の対象とされた工事であって、本件基本合意に基づく受注調整等の結果、具体的な競争制限効果が発生するに至ったものをいうと解すべきである（最高

裁判所平成24年2月20日第一小法廷判決)。

①本件基本合意の対象となる岩手県発注の特定建築工事の時期、地域等は、特に限定されていないこと、②平成13年4月1日から平成16年10月25日までの期間（以下アにおいて「本件違反行為期間」という。）、岩手県発注の特定建築工事133物件中118物件を、トラスト・メンバーズ又はT S T親交会（以下アにおいて両者を併せて「T S T親交会等」という。）の会員である105社が受注し、前記133物件中63件については、本件基本合意に基づき実際に受注調整が行われており、前記63物件は、特定の地域や時期に偏ることなく、岩手県内の全域において、本件違反行為期間全般にわたって実施されたこと、③T S T親交会等が、会員間の親睦を深めつつ、岩手県発注の特定建築工事について、受注価格の低落の防止及び受注機会の均等化を図ることを目的として結成され、会員間で受注の確率を高めるために本件基本合意をし、本件基本合意に基づき、臨時役員会や「研究会」等の会合による協議や電話連絡の方法を使用することにより、継続的に受注調整を行ってきたこと、④原告が、T S T親交会等の結成から解散までの間、継続して、T S T親交会等の会員であったことに照らすと、入札の対象物件が、本件基本合意の対象となり得る岩手県発注の特定建築工事であり、かつ、105社のいずれかが入札に参加して受注した工事については、当該物件が本件基本合意に基づく受注調整の対象から除外されたと認めるに足りる特段の事情のない限り、本件基本合意に基づく受注調整がされて受注予定者が決定され、具体的な競争制限効果が発生したものと推認するのが相当であり、このような推認の下では、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第7条の2第1項に規定する「当該…役務」の該当性を認めるためには、必ずしも本件基本合意に基づき受注予定者が決定されるに至った具体的経緯が明らかにされることや、当該物件につき受注調整がされたことを裏付ける直接証拠が存在することを要しないというべきである。

そして、本件各物件については、本件基本合意に基づく受注調整の対象から除外されたと認めるに足りる特段の事情を認めることはできず、むしろ、前記推認を補強する具体的事情が存在しているというべきであり、当該各物件は、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第7条の2第1項に規定する「当該…役務」に該当する。

(4) **本件各物件のうち契約金額が増額変更された物件（以下アにおいて「4物件」という。）に係る契約金額の増額分は課徴金の算定の基礎に含まれるか**

原告は、4物件に係る契約金額の増額変更は、岩手県が、直接、当初契約を締結した事業者との間で合意したものであり、当初の契約と一体となるものとして本案審決が認定した違反行為（大森工業㈱に係る部分を除く。以下アにおいて「本件違反行為」という。）の効果が及んでいるとはいえず、不当な取引制限による経済的利得として擬制される売上げないし役務の対価とはいえず、増額変更部分を課徴金の算定の基礎に含めている本件審決は違法である旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

4物件の建設工事請負契約変更（第1回）請書によれば、増額分に係る工事は、当初の工事受注から数か月後に合意され、設計内容について変更図書及び仕様書が

作成されているものの、工事場所、工期及び工事の名称は当初の契約と変わらず、当初の工事を前提とし、これと一体を成すものと認められるから、増額変更部分にも本件違反行為の効果が及んでいるというべきであり、原告の主張は採用することができない。

(ウ) **本件各物件に係る消費税相当額は課徴金の算定の基礎に含まれるか**

原告は、本件各物件に係る消費税相当額を課徴金の算定の基礎に含めている本件審決は違法である旨主張した。

これに対し、東京高等裁判所は、以下のとおり判示した。

消費税法(昭和63年法律第108号)は、当該役務の提供を行った事業者を消費税の納税義務者とし(同法第2条第1項、第5条第1項)、役務の提供を受けた者は、消費税相当額を転嫁されて負担するにとどまり、法律上の納税者とはされていないこと、消費税相当額は、請負代金等の金員と同一の法的性質を有する金員として一体的に事業者を支払われ、事業者が当該受領した金員の中から消費税を納付することが予定されていること等からすれば、消費税相当額は、平成17年独占禁止法施行令改正施行令による改正前の独占禁止法施行令第6条にいう役務の「対価」に含まれ、したがって、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第7条の2第1項所定の「売上額」に含まれると解すべきである(最高裁判所平成10年10月13日第三小法廷判決、東京高等裁判所平成18年2月24日判決)。

イ **訴訟手続の経過**

本件判決は、上訴期間の経過をもって確定した。

3 最高裁判所における決定

(1) **日本道路興運(株)による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件(平成24年(行ツ)第199号、平成24年(行ヒ)第234号)(前記表一連番号8)の決定の概要**

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

(2) **南建設(株)による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件(平成24年(行ツ)第50号、平成24年(行ヒ)第51号)(前記表一連番号3)の決定の概要**

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

(3) **(株)タカヤによる審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件(平成24年(行ツ)第98号、平成24年(行ヒ)第110号)(前記表一連番号2)の決定の概要**

最高裁判所は、本件上告理由は、民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず、また、本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして、上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

- (4) 樋下建設(株)ほか2名による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成25年（行ツ）第124号，平成25年（行ヒ）第162号）（前記表一連番号1）の決定の概要

最高裁判所は，本件上告理由は，民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず，また，本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして，上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

- (5) (株)タクマによる審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成24年（行ツ）第91号，平成24年（行ヒ）第104号）（前記表一連番号7）の決定の概要

最高裁判所は，本件上告理由は，民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず，また，本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして，上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

- (6) JFEエンジニアリング(株)による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成24年（行ツ）第107号，平成24年（行ヒ）第123号）（前記表一連番号5）の決定の概要

最高裁判所は，本件上告理由は，民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず，また，本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして，上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

- (7) 日立造船(株)による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成24年（行ツ）第198号，平成24年（行ヒ）第233号）（前記表一連番号6）の決定の概要

最高裁判所は，本件上告理由は，民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず，また，本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして，上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

- (8) (株)クボタによる審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成24年（行ツ）第191号，平成24年（行ヒ）第226号）（前記表一連番号9）の決定の概要

最高裁判所は，本件上告理由は，民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず，また，本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして，上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

- (9) (株)東芝ほか1名による審決取消請求上告事件及び審決取消請求上告受理事件（平成24年（行ツ）第182号，平成24年（行ヒ）第216号）（前記表一連番号4）の決定の概要

最高裁判所は，本件上告理由は，民事訴訟法第312条第1項又は第2項に規定する事由に該当せず，また，本件は同法第318条第1項により受理すべきものとは認められないとして，上告棄却及び上告不受理の決定を行った。

第2 独占禁止法関係行政事件

1 概要

平成25年度当初において係属していた審決取消請求訴訟以外のもので独占禁止法関係行政事件は、独占禁止法第70条の15に基づく閲覧謄写許可処分取消請求事件の1件であった。同事件については、東京高等裁判所において一審原告による控訴を棄却する判決が言い渡され、その後、一審原告は上告及び上告受理申立てを行った。このため、平成25年度末現在係属中の審決取消請求訴訟以外のもので独占禁止法関係行政事件は1件である。

2 平成25年度中に係属中であった独占禁止法関係行政事件

平成21年（判）第17号審判事件記録に係る閲覧謄写許可処分取消請求事件

ア 事件の表示

最高裁判所平成25年（行ツ）第496号、平成25年（行ヒ）第538号

事件記録閲覧謄写許可処分取消請求事件

上告人兼申立人（一審原告、原審控訴人） 一般社団法人日本音楽著作権協会

被上告人兼相手方（一審被告、原審被控訴人） 国（処分行政庁 公正取引委員会）

（一審の事件番号 東京地方裁判所 平成23年（行ウ）第322号）

（原審の事件番号 東京高等裁判所 平成25年（行コ）第80号）

提 訴 年 月 日 平成23年 5 月 20 日

一審判決年月日 平成25年 1 月 31 日（請求棄却、東京地方裁判所）

控 訴 年 月 日 平成25年 2 月 13 日（一審原告）

原 判 決 年 月 日 平成25年 9 月 12 日（控訴棄却、東京高等裁判所）

上 訴 年 月 日 平成25年 9 月 25 日（上告及び上告受理申立て、一審原告、原審控訴人）

イ 事案の概要

- (7) 本件は、平成21年（判）第17号一般社団法人日本音楽著作権協会に対する審判事件（以下イにおいて「本件審判事件」という。）に係る利害関係人（以下イにおいて「本件申請者」という。）が独占禁止法第70条の15に基づいて行った本件審判事件の事件記録（以下イにおいて「本件事件記録」という。）の閲覧謄写申請に対し、処分行政庁が当該事件記録のうち一部を除いて閲覧謄写を許可する旨の処分をしたところ、一審原告が、その処分的一部分（以下イ及びウにおいて「本件開示決定」という。）の取消しを求めるものである。

なお、一審原告は、本件訴訟の提起とともに、本件開示決定について、本案事件の判決確定までの執行停止を求める申立てをしたところ、東京地方裁判所は、本案事件の一審判決言渡しまでの間、本件開示決定の執行を停止する決定を行った。

- (4) 第一審である東京地方裁判所は、①本件申請者は、本件審判事件の対象を成す違反行為である私的独占の被害者であるといえるのであって、独占禁止法第70条の15第1項にいう利害関係人に該当する、②独占禁止法第70条の15第1項の「正当な理由」に係る処分行政庁の判断について、処分行政庁がその裁量権の範囲

を逸脱し又はこれを濫用したということとはできない、③処分行政庁が利害関係人による閲覧又は謄写に応ずることを拒否することができる正当な理由となるべき、具体的な権利ないし利益としての「弁護士・依頼者秘匿特権」や「職務活動の成果（ワークプロダクト）」の法理なるものが存在することを肯認することはできないとして、一審原告の請求を棄却したため、一審原告は、東京高等裁判所に控訴を行った。

なお、一審原告は、本件訴訟の控訴とともに、本件開示決定について、本案事件の判決確定までの執行停止を求める申立てをしたところ、東京高等裁判所は、本案事件の原判決言渡しまでの間、本件開示決定の執行を停止する決定を行った。

- (ウ) 原審である東京高等裁判所は、①一般に、抗告訴訟において、裁判所はもとより、行政庁が行政処分をした時を基準時として当該行政処分の違法性について判断をすべきものであるし、当該行政処分後に事実関係や法律関係の変動が生じた場合には、その効力が遡及するものであっても、その事実関係や法律関係の変動に応じて例えば当該行政処分を一部変更する処分をしたり撤回するなど、改めていかなる行政処分をすべきであるかについては、原則として行政庁が第一次的に判断すべきであるから、そのような判断を待つことなしに、事実関係や法律関係の変動に応じて直ちに行政処分の効力もまた変動したものとしてそれを前提として裁判所が判断することは原則として許されないと解すべきであり、本件においては、たしかに一審原告が受けた独占禁止法第7条第1項の規定に基づく排除措置命令を取り消す旨の審決（以下イにおいて「本件取消審決」という。）がされたものの、本件取消審決に対してはその取消しを求める訴えが係属中であり、このような段階において、処分行政庁が本件事件記録の謄写に応ずる旨の決定（以下イにおいて「本件決定」という。）の撤回又は取消しを行うのか、あるいは本件決定は適法要件を満たすと判断してこれを維持するのかなどいかなる対応をするかは行政庁の第一次判断権に委ねられているというべきであり、そのような事情の下で、裁判所が本件取消審決がされたことにより直ちに本件申請者は独占禁止法第70条の15第1項にいう「利害関係人」あるいは「被害者」ではなくなったとして本件決定が違法になったと判断することは、許されない、②憲法第21条第2項後段（通信の秘密）が、国民に対する一般的な通信の秘密の保障を超えて、弁護士と依頼者との間のコミュニケーションを特別に具体的な権利ないし利益として絶対的に保障していると解すべき理由は見出し難く、同様に、憲法第22条第1項（職業選択の自由）、第31条（適正手続の保障）、第32条（裁判を受ける権利）、第34条及び第37条（抑留や拘禁の要件、刑事被告人の権利等）、第35条（令状主義）が、それぞれの条項が定める一般的な保障や権利利益等の保護を超えて、特に弁護士と依頼者との間のコミュニケーションを特別に具体的な権利ないし利益として保護していると解することはできず、一審判決が詳細に検討しているように、ほかに一審原告が主張する「弁護士・依頼者秘匿特権」が我が国の現行法の法制度の下で具体的な権利又は利益として保障されていると解すべき理由は見出し難い、③一審判決が説示するように「弁護士の職務活動の成果（ワークプロダクト）の法理」は我が国の現行の法制度の下で当然に認められている法理であると解すべき根拠は見出し難く、また、独占禁止法第70条の15所定の事

件記録の閲覧謄写請求権は、審判手続における当事者の防御権行使等のためだけではなく、審判手続に参加し得る者が参加又は意見陳述の要否を検討し、法違反行為の被害者が差止請求訴訟又は損害賠償請求訴訟を提起しあるいは維持するための便宜を図る趣旨で設けられたものであり（最高裁判所平成15年9月9日第三小法廷判決）、民事訴訟における書証の申出の方法として設けられた文書提出命令の申立てとは制度の趣旨も目的も異なり、申請する主体や認められるべき要件も異なっているのであって、一審原告の主張するようにこれらの認められる範囲が正確に重ならないと解すべき理由はない、④そのほか、一審原告が主張する本件開示請求を拒否すべき「正当な理由」は、一審判決説示のとおり、理由がないとして本件控訴を棄却した。

ウ 訴訟手続の経過

本件は、一審原告の上告及び上告受理申立てにより、平成25年度末現在、最高裁判所に係属中である。

なお、一審原告は、本件訴訟の上告及び上告受理申立てとともに、本件開示決定について、本案事件の判決確定までの執行停止を求める申立てをしたところ、東京高等裁判所は、本案事件の判決確定までの間、本件開示決定の執行を停止する決定を行った。

第3 独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟

平成25年度当初において係属中の独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟は8件であったところ、同年度中に1件の訴えが提起された。これら平成25年度の係属事件9件のうち、最高裁判所が上告棄却及び上告不受理の決定をしたことにより終了したものが1件、原告が訴えを取り下げたことにより終了したものが3件あった。また、名古屋高等裁判所が控訴人の控訴を棄却する判決を下したものが1件、東京地方裁判所が原告の請求を棄却する判決を下したものが1件、神戸地方裁判所が原告の請求を一部認容する判決（独占禁止法第24条に基づく請求については棄却）を下したものが1件あった（これら3件についてはいずれも上訴されたため係属中である。）。この結果、平成25年度末時点において係属中の訴訟は5件となった。

裁 判 所 事件番号 提訴年月日	内 容	判 決 等
東京地方裁判所 21（ワ）29786 21. 8. 24 ↓ 東京高等裁判所 24（ネ）722 24. 1. 5 ↓ 最高裁判所 24（オ）1956 24（受）2434 24. 7. 4	被告に対し、手数料収受行為を行うことを強要されている等として、当該行為の差止めを求めるもの。	23. 12. 22 請求棄却 24. 6. 20 控訴棄却 25. 6. 12 上告棄却及び上告 不受理決定

裁 判 所 事件番号 提訴年月日	内 容	判 決 等
東京地方裁判所 23 (ワ) 29634 23. 9. 7	原告のドライアイス販売事業に係る顧客等に対し、虚偽の告知・流布を行うことは、取引妨害に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	25. 7. 24 訴え取下げ
東京地方裁判所 23 (ワ) 32660 23. 10. 6	原告らが戸建て住宅向け FTTH サービスを提供するために被告らに1分岐単位かつ OSU 共用に基づく接続を求めたところ、被告らが8分岐単位かつ OSU 非共用の方針のもとに拒否することは、単独の取引拒絶等に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	(係属中)
大阪地方裁判所 23 (ワ) 13665 23. 11. 2	被告が製造販売するインクジェットプリンタについて、技術上の必要性等の合理的理由がないのに赤外線フィルタを搭載し、原告らサードパーティが赤外線インクタンクを販売できなくすることは、抱き合わせ販売等又は取引妨害に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	25. 5. 24 訴え取下げ
神戸地方裁判所 23 (ワ) 3452 23. 12. 20 ↓ 大阪高等裁判所 26 (ネ) 471 26. 1. 24	神戸市駅前のタクシー乗り場において、原告らが乗務するタクシーが客待ちの先頭車両になることを阻止する等の行為により、原告らが利用客と旅客運送契約を締結することを妨害することは、営業妨害に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	26. 1. 14 請求一部認容 (独占禁止法第24条に基づく請求については棄却) (係属中)
大阪地方裁判所 24 (ワ) 3113 24. 3. 22	被告と本地域内に所在する系列の販売店が共同して原告との折込広告の契約を拒絶することは取引拒絶に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	(係属中)
名古屋地方裁判所 24 (ワ) 1505 24. 3. 28 ↓ 名古屋高等裁判所 25 (ネ) 280 25. 3. 14 ↓ 最高裁判所 25 (オ) 2164 25 (受) 2666 25. 10. 5	被告が地権者らをして、原告と地権者らの間の事業用定期借地権設定予約契約に基づく本契約の締結を拒絶させる行為は、取引妨害に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	25. 2. 28 請求棄却 25. 9. 26 控訴棄却 (係属中)
東京地方裁判所 25 (ワ) 5801 25. 3. 7 ↓ 東京高等裁判所 26 (ネ) 1900 26. 3. 6	被告に対し、神奈川県警察管内の新交通管制保守管理業務の委託条件について、特定業者のみが実行可能な条件を設定することは、当該条件を実行できない業者に対する取引拒絶等に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	26. 2. 27 請求棄却 (係属中)
東京地方裁判所 25 (ワ) 26643 25. 6. 10	被告が製造販売するインクジェットプリンタについて、技術上の必要性等の合理的理由がないのに赤外線フィルタを装着し、原告らが赤外線インクカートリッジを発売できなくすることは、抱き合わせ販売又は取引妨害に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。(独占禁止法第24条に基づく差止請求は平成25年6月27日に追加。)	26. 1. 23 訴え取下げ

第4 独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟

平成25年度当初において係属中の独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟は、公正取引委員会が把握している限りでは、28件であったところ、同年度中に2件の訴えが提起され、また、東京高等裁判所において1件の判決が下された事案であって、最高裁判所において審理が3件の裁判体に分離されたものがある。これら平成25年度の係属事件32件のうち、和解により終了したものが3件、最高裁判所が上告棄却及び上告不受理の決定をしたことにより終了したものが15件あった。また、東京高等裁判所が原告の請求を一部認容する判決を下したものが3件及び原告の請求を棄却する判決を下したものが4件あった（これら7件のうち3件については判決が確定して終了し、4件については上訴されたため係属中である。）。この結果、平成25年度末時点において係属中の訴訟は11件となった。

1 ニプロ(株)によるアンプル生地管に係る私的独占事件

(1) 事件の表示

東京高等裁判所平成19年（ワ）第10号
損害賠償請求事件
原告 ニプロ(株)及び内外硝子工業(株)
被告 ニプロ(株)
提訴年月日 平成19年11月26日

(2) 事案の概要

公正取引委員会は、ニプロ(株)によるアンプル生地管に係る私的独占事件について、平成18年6月5日、ニプロ(株)に対し審判審決を行った。当該審決確定後、(株)ナイガイ及び内外硝子工業(株)は、ニプロ(株)に対して、独占禁止法第25条の規定に基づく損害賠償請求訴訟を東京高等裁判所に提起した。

(3) 訴訟手続の経過

本件については、東京高等裁判所から、平成19年11月27日、独占禁止法第84条第1項の規定に基づき、同法違反行為によって生じた損害額についての求意見がなされ、公正取引委員会は、平成20年8月14日、意見書を提出した。

平成24年12月21日、東京高等裁判所が請求を一部認容する判決を下したため、(株)ナイガイ及び内外硝子工業(株)は平成25年1月7日、上告及び上告受理申立てを行った（上告については同年3月21日に取り下げている。）。平成25年度末現在、最高裁判所に係属中である。

2 日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事の入札談合事件

(1) 事件の表示

東京高等裁判所平成20年（ワ）第6号、第7号、第10号、第13号、第21号、第22号、第26号、第27号、第35号ないし第37号、第39号
損害賠償請求事件
提訴年月日 平成20年12月19日

事件番号	原告	被告
平成20年（ワ）第6号	中日本高速道路㈱	㈱神戸製鋼所ほか2名
平成20年（ワ）第7号	中日本高速道路㈱	㈱神戸製鋼所ほか2名
平成20年（ワ）第10号	（独）日本高速道路保有・債務返済機構	住友金属工業㈱ほか1名
平成20年（ワ）第13号	（独）日本高速道路保有・債務返済機構	㈱東京鐵骨橋梁ほか3名
平成20年（ワ）第21号	（独）日本高速道路保有・債務返済機構	㈱神戸製鋼所ほか1名
平成20年（ワ）第22号	（独）日本高速道路保有・債務返済機構	㈱神戸製鋼所ほか2名
平成20年（ワ）第26号	（独）日本高速道路保有・債務返済機構	日本橋梁㈱ほか3名
平成20年（ワ）第27号	（独）日本高速道路保有・債務返済機構	㈱神戸製鋼所ほか1名
平成20年（ワ）第35号	（独）日本高速道路保有・債務返済機構	JST㈱ほか3名
平成20年（ワ）第36号	（独）日本高速道路保有・債務返済機構	東鋼橋梁㈱
平成20年（ワ）第37号	（独）日本高速道路保有・債務返済機構	瀧上工業㈱ほか1名
平成20年（ワ）第39号	（独）日本高速道路保有・債務返済機構	川崎重工業㈱ほか2名

(2) 事案の概要

公正取引委員会は、日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事の入札談合について、平成17年11月18日、同工事の入札参加業者ら40名に対し当該行為の排除等を命ずる勧告審決を行った。当該審決確定後、前記表に記載の各原告らは、当該審決が認定した入札談合により日本道路公団が被った損害に係る賠償請求権を日本道路公団から承継したとして、三井造船㈱ほか29名に対し、独占禁止法第25条の規定に基づく損害賠償請求訴訟35件を東京高等裁判所に提起した。

(3) 訴訟手続の経過

本件の各事件については、次のとおり、東京高等裁判所から、平成21年1月15日から29日までの間に、独占禁止法第84条第1項の規定に基づき、同法違反行為によって生じた損害額についての求意見がなされ、公正取引委員会は、平成21年6月26日、いずれについても意見書を提出した。

本件においては、平成24年度までに22件の訴えの取下げ、1件の和解があり、東京高等裁判所が請求を認容する判決を下したものが7件、請求を棄却する判決を下したものが5件（これら12件についてはいずれも上告及び上告受理申立てが行われた。）あった。平成25年度においては、最高裁判所が12件全てについて上告棄却及び上告不受理決定を下したことから、原審判決が確定した。

事件番号	求意見日	経過等
平成20年（ワ）第6号	平成21年 1月22日	平成23年 8月30日 請求一部認容 平成23年 9月13日 上告及び上告受理申立て 平成25年 6月25日 上告棄却及び上告不受理決定
平成20年（ワ）第7号	平成21年 1月19日	平成23年11月18日 請求棄却 平成23年12月 1日 上告及び上告受理申立て 平成25年 6月25日 上告棄却及び上告不受理決定
平成20年（ワ）第10号	平成21年 1月15日	平成23年 9月 9日 請求棄却 平成23年 9月20日 上告及び上告受理申立て 平成25年 6月25日 上告棄却及び上告不受理決定
平成20年（ワ）第13号	平成21年 1月19日	平成24年 1月20日 請求棄却 平成24年 2月 2日 上告及び上告受理申立て 平成25年 6月25日 上告棄却及び上告不受理決定

事件番号	求意見日	経過等
平成20年（ワ）第21号	平成21年1月27日	平成24年 7月27日 請求一部認容 平成24年 8月 9日 上告及び上告受理申立て 平成25年 6月25日 上告棄却及び上告不受理決定
平成20年（ワ）第22号	平成21年1月15日	平成24年 1月27日 請求一部認容 平成24年 2月 9日 上告及び上告受理申立て 平成25年 6月25日 上告棄却及び上告不受理決定
平成20年（ワ）第26号	平成21年1月29日	平成24年 2月 2日 請求一部認容 平成24年 2月14日 上告及び上告受理申立て 平成25年 6月25日 上告棄却及び上告不受理決定
平成20年（ワ）第27号	平成21年1月27日	平成24年 7月27日 請求一部認容 平成24年 8月 9日 上告及び上告受理申立て 平成25年 6月25日 上告棄却及び上告不受理決定
平成20年（ワ）第35号	平成21年1月27日	平成24年 5月25日 請求棄却 平成24年 6月 6日 上告及び上告受理申立て 平成25年 6月25日 上告棄却及び上告不受理決定
平成20年（ワ）第36号	平成21年1月22日	平成23年 8月30日 請求一部認容 平成23年 9月12日 上告及び上告受理申立て 平成25年 6月25日 上告棄却及び上告不受理決定
平成20年（ワ）第37号	平成21年1月19日	平成24年 1月20日 請求棄却 平成24年 2月 2日 上告及び上告受理申立て 平成25年 6月25日 上告棄却及び上告不受理決定
平成20年（ワ）第39号	平成21年1月27日	平成24年 7月27日 請求一部認容 平成24年 8月 9日 上告及び上告受理申立て 平成25年 6月25日 上告棄却及び上告不受理決定

3 (株)セブンーイレブン・ジャパンによる優越的地位の濫用事件

(1) 事件の表示

東京高等裁判所平成21年（ワ）第5号，第6号，平成22年（ワ）第9号，第10号，平成23年（ワ）第8号，平成24年（ワ）第9号，平成25年（ワ）第4号

損害賠償請求事件

被告 (株)セブンーイレブン・ジャパン

事件番号	原告	提訴年月日
平成21年（ワ）第5号	Aほか3名	平成21年 9月29日
平成21年（ワ）第6号	B	平成21年 9月29日
平成22年（ワ）第9号	Cほか1名	平成22年 8月 4日
平成22年（ワ）第10号	Dほか1名	平成22年 8月 4日
平成23年（ワ）第8号	Eほか1名	平成23年10月24日
平成24年（ワ）第9号	Fほか1名	平成24年 8月16日
平成25年（ワ）第4号	G	平成25年 7月 9日

(2) 事案の概要

公正取引委員会は、(株)セブンーイレブン・ジャパンが、独占禁止法第19条（不公正な取引方法第14項〔優越的地位の濫用〕第4号（注）に該当）の規定に違反する行為を行っているとして、平成21年6月22日、(株)セブンーイレブン・ジャパンに対し当該行為の排除等を命ずる排除措置命令を行った。当該命令確定後、前記表に記載の各原告ら

は、(株)セブン・イレブン・ジャパンに対して、独占禁止法第25条の規定に基づく損害賠償請求訴訟をそれぞれ東京高等裁判所に提起した。

(注) 平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前の一般指定第14項第4号

(3) 訴訟手続の経過

本件の各事件については、次のとおり、東京高等裁判所から、独占禁止法第84条第1項の規定に基づき、同法違反行為によって生じた損害額についての求意見がなされ、公正取引委員会は、いずれについても意見書を提出した。

本件については、東京高等裁判所が請求の一部を認容する判決を下したものが1件、請求を棄却する判決を下したものが2件あり、これらのうち1件は上告及び上告受理申立て、1件は上告受理申立てが行われた。平成25年度末現在、2件が最高裁判所に、4件が東京高等裁判所に係属中である。

事件番号	求意見日	意見書提出日	経過等
平成21年（ワ）第5号	平成21年10月26日	平成21年12月16日	平成25年 8月30日 請求一部認容 平成25年 9月12日 上告及び上告受理申立て（原告） 平成25年 9月13日 上告及び上告受理申立て（被告） （係属中）
平成21年（ワ）第6号	平成21年10月27日	平成21年12月16日	（係属中）
平成22年（ワ）第9号	平成22年 8月12日	平成22年 9月10日	（係属中）
平成22年（ワ）第10号	平成22年 8月 9日	平成22年 9月10日	（係属中）
平成23年（ワ）第8号	平成23年12月 1日	平成23年12月15日	（係属中）
平成24年（ワ）第9号	平成24年 8月21日	平成24年 9月12日	平成26年 3月 4日 請求棄却
平成25年（ワ）第4号	—	—	平成26年 1月31日 請求棄却 平成26年 2月21日 上告受理申立て （係属中）

(4) 判決の要旨

ア 平成21年（ワ）第5号事件（平成25年8月30日請求一部認容、東京高等裁判所）

被告による原告らに対する組織的な見切り販売妨害行為については、被告による研修又は指導等によって、見切り販売を行おうとし、又は行っている個々の加盟店オーナーに対し、その有する商品の価格決定権の行使を妨げ、見切り販売の取りやめを余儀なくさせていると評価することはできない。また、被告のレジシステム及び会計システムの仕様が、加盟店オーナーによる見切り販売を制限することを目的として設けられていると認めることは困難であり、實際上、デイリー商品の見切り販売の事実が仕様を通じて被告に判明する仕組みとなっていたとしても、そのことだけをもって、見切り販売を行おうとし、又は行っている加盟店オーナーに対し、見切り販売の取りやめを余儀なくさせていると評価することはできない。

被告による原告らに対する個別的な見切り販売妨害行為は、正常な商慣習に照らして不当に原告らに対して不利益を与えた違法な行為であるというべきである。原告らの損害の存在及びその額については、原告らに損害が生じたことは認められるものの、損害の性質上、その額を立証することが極めて困難であるから、口頭弁論の全趣旨及

び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定すべきものである。

イ 平成25年（ワ）第4号事件（平成26年1月31日請求棄却，東京高等裁判所）

原告の本件請求権は時効によって消滅しており，被告がこれを援用する以上，その余の点について判断するまでもなく，原告の請求は理由がない。

ウ 平成24年（ワ）第9号事件（平成26年3月4日請求棄却，東京高等裁判所）

原告らが被告からデイリー商品に係る見切り販売をしてはならないということを何度も告げられたのは，原告らが被告との間で加盟店基本契約を締結する以前のことであり，排除措置命令が違法行為の対象としていない部分であること，原告らが，見切り販売をするために具体的な準備をした事実及び原告らによる見切り販売の準備に対し，被告の担当者が具体的な妨害行為を行ったというような事実を認めるべき証拠はないこと，さらに，被告の担当者から原告らに対して値下げの中止の要請や，加盟店基本契約の解除等の不利益な取扱いをする旨を示唆するなどの事実は認められないことからすると，原告らに対し，被告が排除措置命令において違法とされた行為を行ったとは認められず，原告らの請求は理由がない。

4 地方公共団体が発注するごみ処理施設建設工事の入札談合事件

(1) 事件の表示

東京高等裁判所平成22年（ワ）第11号，第15号，平成23年（ワ）第2号，平成24年（ワ）第5号，第11号

損害賠償請求事件

事件番号	原告	被告	提訴年月日
平成22年（ワ）第11号	熱海市	JFE エンジニアリング(株)ほか4名	平成22年 8月19日
平成22年（ワ）第15号	印西環境整備事業組合	JFE エンジニアリング(株)	平成22年12月24日
平成23年（ワ）第2号	広島中央環境衛生組合	JFE エンジニアリング(株)	平成23年 2月25日
平成24年（ワ）第5号	山口市	(株)タクマ	平成24年 3月27日
平成24年（ワ）第11号	小野加東環境施設事務組合	(株)タクマ	平成24年 9月13日

(2) 事案の概要

公正取引委員会は，地方公共団体が発注するごみ処理施設建設工事の入札談合について，平成18年6月27日，日立造船(株)ほか4名に対し当該行為の排除等を命ずる審判審決を行った。当該審決確定後，前記表に記載の各原告は，それぞれ，各被告に対し，独占禁止法第25条の規定に基づく損害賠償請求訴訟を東京高等裁判所に提起した。

(3) 訴訟手続の経過

本件の各事件については，次のとおり，東京高等裁判所から，独占禁止法第84条第1項の規定に基づき，同法違反行為によって生じた損害額についての求意見がなされ，公正取引委員会は，いずれについても意見書を提出した。

本件については，平成24年度までに8件の和解があり，東京高等裁判所が請求の一部を認容する判決を下したものが3件，請求を棄却する判決を下したものが3件（これら6件のうち2件は上告及び上告受理申立てが行われた。）あった。平成25年度においては，最高裁判所が上告棄却及び上告不受理決定を下したものが3件（これら3件は東京

高等裁判所において1件の判決が下されたものが最高裁判所において分離され裁判体が3件となったもの。)あった。また、東京高等裁判所が請求の一部を認容する判決を下したものが1件、請求を棄却する判決を下したものが2件あり、これら3件のうち1件は判決が確定して終了し、2件は上告及び上告受理申立てが行われた。平成25年度末現在、3件が係属中である。

事件番号	求意見日	意見書提出日	経過等
平成22年(ワ)第11号	平成22年 9月16日	平成22年10月12日	平成25年 3月15日 請求一部認容 平成25年 3月25日, 29日, 4月4日 上告及び上告受理申立て 平成26年 1月16日 上告棄却及び上告不 受理決定
平成22年(ワ)第15号	平成23年 1月11日	平成23年 1月31日	平成25年 5月31日 請求一部認容
平成23年(ワ)第2号	平成23年 3月11日	平成23年 3月30日	平成24年 9月21日 請求一部認容 平成24年10月 5日 上告及び上告受理申 立て (係属中)
平成24年(ワ)第5号	平成24年 4月12日	平成24年 5月 7日	平成25年 9月 6日 請求棄却 平成25年 9月20日 上告及び上告受理申 立て (係属中)
平成24年(ワ)第11号	平成24年 9月19日	平成24年10月 9日	平成25年10月18日 請求棄却 平成25年10月31日 上告及び上告受理申 立て (係属中)

(4) 判決の要旨

ア 平成22年(ワ)第15号事件(平成25年5月31日請求一部認容, 東京高等裁判所)

原告は、本件対象期間において、アウトサイダーが入札に参加し、本件5社以外の者が落札した21件の平均落札率と本件工事の落札率との差をもって損害を認定すべきであると主張するが、本件工事については、ごみ焼却施設一般の個別性に加え、被告が他の4社と比較して有利な立場にあった等の特殊性もあるから、平均落札率との差をもって、これを直ちに損害と認めることまではできない。

そうすると、本件の損害は、その性質上その額を立証することが極めて困難であるから、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、本件に顕れた事情を総合考慮し、落札価格(契約金額)の2パーセントに当たる9682万円をもって原告が被った相当な損害額であると認める。

イ 平成24年(ワ)第5号事件(平成25年9月6日請求棄却, 東京高等裁判所)

本件入札は、本件5社がストーカ炉の入札において不当な取引制限を行っていたと公正取引委員会が認定した期間内に行われたものであり、本件工事は、中型工事に位置付けられ、事業費込みの予算額が135億3420万円(消費税込み)という規模の大きい高額の工事であり、また、被告は、本件工事について受注意欲が極めて強く、本件工事の落札率は、97.22パーセントであって高い率であったといえるが、本件証拠関係の下では本件個別合意の存在を推認することはできない。

ウ 平成24年(ワ)第11号事件(平成25年10月18日請求棄却, 東京高等裁判所)

本件入札は、本件5社がストーカ炉の入札において不当な取引制限を行っていたと公正取引委員会が認定した本件対象期間内に、本件5社及び㈱クボタを入札参加者として行われたものであり、本件工事の落札率が、97.52パーセントであって、高いといえる率であるとしても、それだけで本件個別談合の存在を推認するには足りないし、本件入札における各社の入札価格の点を加えても、同様であって、他に本件個別談合の存在を推認させる事実を認めることはできない。したがって、本件個別談合の存在は、本件証拠関係の下では認めるに至らないというほかない。

5 大気常時監視自動計測器の製造販売業者による入札談合事件

(1) 事件の表示

東京高等裁判所平成23年（ワ）第7号、第10号、第13号、平成24年（ワ）第7号
損害賠償請求事件

事件番号	原告	被告	提訴年月日
平成23年（ワ）第7号	川口市	東亜ディーケーケー㈱ほか2名	平成23年10月24日
平成23年（ワ）第10号	相模原市	東亜ディーケーケー㈱ほか2名	平成23年11月 4日
平成23年（ワ）第13号	群馬県	東亜ディーケーケー㈱ほか2名	平成23年12月27日
平成24年（ワ）第7号	宮城県	東亜ディーケーケー㈱	平成24年 5月 1日

(2) 事案の概要

公正取引委員会は、国の機関及び地方公共団体が発注する大気常時監視自動計測器の入札談合について、平成20年11月12日、東亜ディーケーケー㈱ほか2名に対し当該行為の排除等を命ずる排除措置命令を行った。当該命令確定後、前記表に記載の各原告は、それぞれ、各被告に対し、独占禁止法第25条の規定に基づく損害賠償請求訴訟を東京高等裁判所に提起した。

(3) 訴訟手続の経過

本件の各事件については、次のとおり、東京高等裁判所から、独占禁止法第84条第1項の規定に基づき、同法違反行為によって生じた損害額についての求意見がなされ、公正取引委員会は、いずれについても意見書を提出した。

本件については、平成25年度においては、3件が和解により終了し、東京高等裁判所が請求の一部を認容する判決を下したものが1件あり終了した。

事件番号	求意見日	意見書提出日	経過等
平成23年（ワ）第7号	平成23年11月 4日	平成24年 1月31日	平成25年 9月30日 和解
平成23年（ワ）第10号	平成23年11月11日	平成24年 1月31日	平成26年 1月16日 和解
平成23年（ワ）第13号	平成24年 1月18日	平成24年 2月 8日	平成26年 2月25日 請求一部認容
平成24年（ワ）第7号	平成24年 6月12日	平成24年 6月26日	平成25年 7月12日 和解

(4) 判決の要旨

平成23年（ワ）第13号事件（平成26年2月25日請求一部認容、東京高等裁判所）

違反行為終了後の現実の落札価格を基にして想定落札価格を推計する方法自体は相当であるが、違反行為終了後の現実の落札価格のみを基にして想定落札価格を推計することは相当でないこと及び、一般的には製造原価等から想定落札価格を算定することは妥

当な方法であるが、被告東亜ディーケーケー(株)の提出する証拠のみから直ちに想定落札価格を算出することは相当ではないところ、これらの方法を総合的に比較衡量する方法が最も妥当であり、現実の落札価格と原告主張の想定落札価格との差額の5分の1に被告主張の想定落札価格と売買代金との差額の5分の4を加算した額をもって原告の損害とする。

6 郵便番号自動読取区分機類の入札談合事件

(1) 事件の表示

東京高等裁判所平成25年（ワ）第8号

損害賠償請求事件

原告 日本郵便(株)

被告 (株)東芝ほか1名

提訴年月日 平成25年11月28日

(2) 事案の概要

公正取引委員会は、郵政省が発注する郵便番号自動読取区分機類の入札談合について、平成15年6月27日、(株)東芝ほか1名に対し、当該行為の排除等を命ずる審判審決を行った。当該審決確定後、原告は、当該審決が認定した入札談合により郵政省が被った損害賠償請求権を承継したとして、(株)東芝ほか1名に対し、独占禁止法第25条の規定に基づく損害賠償請求訴訟を東京高等裁判所に提起した。

(3) 訴訟手続の経過

本件については、東京高等裁判所から、平成26年2月17日、独占禁止法第84条第1項の規定に基づき、同法違反行為によって生じた損害額についての求意見がなされ、公正取引委員会は、平成26年3月24日、意見書を提出した。

本件については、平成25年度末現在、東京高等裁判所に係属中である。

第5章 競争環境の整備

第1 保育分野に関する調査・提言

1 経緯

我が国の少子化の要因の一つとして、仕事と子育ての両立の難しさが挙げられている。特に都市部では、保育の需要に対して子供を預かる保育施設が不足しており、待機児童の発生が大きな問題となっている。

保育分野については、平成24年8月に子ども・子育て関連三法が成立し、平成27年4月に予定されている同法に基づく子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の施行に向けた準備が国・自治体双方で行われているほか、「待機児童解消加速化プラン」（平成25年4月19日内閣総理大臣公表）に基づき、平成29年度末までに待機児童を解消することを目指して種々の取組が強化されてきている。

また、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）では、保育分野は、「制度の設計次第で巨大な新市場として成長の原動力になり得る分野」、「良質で低コストのサービス（中略）を国民に効率的に提供できる大きな余地が残された分野」とされている。さらに、国の成長・発展等への貢献を目的に、「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）においては、保育の質を確保しつつ、待機児童の解消を目指し、改革に取り組むこととされている。

このように、保育分野は、需要の充足が求められているだけではなく、我が国の成長分野となることが期待されている分野である。

公正取引委員会では、平成25年度において、事業者の公正かつ自由な競争を促進し、もって消費者の利益を確保することを目的とする競争政策の観点から、保育分野の現状について調査・検討を行った。

その後、平成26年6月25日、競争政策上の考え方や提言を取りまとめた「保育分野に関する調査報告書」を公表した。

競争政策は、事業者の新規参入や創意工夫の発揮のための環境を整備することにより、事業者間の競争を促進し、これによって、消費者に良質な商品・サービスが提供されることを確保するとともに、消費者がそれを比較・選択することを通して、事業者の商品・サービスの質の更なる改善を促すことを目指すものである。

このような競争政策の観点から保育分野について考え方を整理することは、保育サービスの供給量の増加や質の向上が図られることにつながるとともに、ひいては、同分野を我が国の成長分野とすることにも資すると考えられる。

公正取引委員会としては、前記のような競争政策の観点から保育分野について検討を行うに当たっては、①多様な事業者の新規参入が可能となる環境、②事業者が公平な条件の下で競争できる環境、③利用者の選択が適切に行われ得る環境、④事業者の創意工夫が発揮され得る環境が整っているかといった点が重要であると考えられることから、主にこれらの点について検討を行った。

2 調査方法

- (1) 認可保育所（以下「保育所」という。）の実態等を把握するため、社会福祉法人、株式会社・有限会社（以下「株式会社等」という。）及び、自治体に対する書面アンケート調査を実施した。

（有効回答数：社会福祉法人563法人，株式会社等170社，自治体430団体）

- (2) 保育に関する保護者の意識等を把握するため、保育所利用者及び保育所非利用者に対してウェブアンケート調査を実施した。

（回答者数：保育所利用者417人，保育所非利用者419人）

- (3) 自治体，社会福祉法人，株式会社及び学識経験者等の計18者に対して，ヒアリング調査を実施した。
- (4) 有識者から保育分野の実態等に関する意見を聴取するため，全3回の意見交換会を開催した。

3 実態及び意見交換会における議論等

(1) 新規参入

多様な事業者の新規参入が可能となる環境が整っているかとの視点から，新規参入に係る制度とその実態等について調査を行った。

制度上，保育所の設置主体には現在制限はないが，市町村の中には，株式会社等を参入させることに消極的なところがあり，応募要綱等で応募資格を社会福祉法人に限定するなどの事例が見受けられた。また，「既存の社会福祉法人の参入しか認めない自治体がある」，「地域の既存の保育所の理事長全てから新規参入の同意を得ることを求められた」，「他の市町村での保育所の運営実績がないと認可されない」，「表面上は株式会社の参入を認めているが，事業者の選定を行う委員に，株式会社の参入に批判的な人物を配置し，株式会社の参入を実質的に制限している」等の意見があった。

市町村が保育所の設置主体として株式会社を選択しない理由としては，株式会社について，「倒産する懸念がある」，「提供する保育の質に懸念がある」との回答がみられたほか，「社会福祉法人であれば，撤退時に施設等が他の社会福祉法人又は国庫に帰属するため，撤退する保育所に入所する子供に継続して保育を提供することが比較的容易であり，利用者の保護が図られる」との指摘があった。

ただし，前記のような懸念については，「株式会社でも社会福祉法人でも，法人形態による大きな違いはなく，結局，個々の事業者の問題である」，「法令による基準を遵守しなければならないため，質の切下げは不可能である」，「社会福祉法人であっても，事業の存続ができなくなった例がある」，「今は，賃貸物件により保育所を運営する社会福祉法人も多く存在し，撤退時の残余財産に係る規制がないことを根拠に株式会社等の参入を認めないとの理屈の妥当性は小さくなっていると思われる」等の反論があった。

保護者についてみると，株式会社の参入について賛成の旨の意見を持つ者が大半を占めている。

(2) 補助制度・税制

事業者が公平な条件の下で競争できる環境が整っているかとの視点から，補助制度・税制とその実態等について調査を行った。

ア 補助制度

現行制度においては、保育所の創設・増築・増改築等に要する費用に対する補助は、株式会社等は対象とされていない。また、自治体独自の補助制度の中には、補助対象を社会福祉法人に限定していたり、社会福祉法人とそれ以外の法人とで補助金額や交付条件等に差を設けていたりする事例が見受けられた。

このことについて、「自治体独自の補助制度において株式会社を対象としていない場合、当該自治体の地域には、そもそも株式会社は参入しない」、「社会福祉法人と株式会社とで補助等に差があるため、収入に差が生じ、保育士の処遇や事業の新規展開に影響が生じる」等の弊害を指摘する意見があった。

イ 税制

社会福祉法人の場合は、原則として、法人税、住民税及び事業税が非課税となっている。

このことについて、「課税の有無により、余剰金として残せる金額が異なるため、次の保育所の設置のしやすさに違いが出る」、「課税の有無により、保育サービスに差が生じる」等の意見があった。

(3) 情報公開・第三者評価

利用者の選択が適切に行われ得る環境が整っているかとの視点から、利用者の選択の基礎となる情報公開・第三者評価に係る制度とその実態等について調査を行った。

ア 情報公開

情報公開の意義について、「保育所は密室であるため、情報は公開されるべきであり、外からの目が必要」、「情報公開は、利用者の選択に資するために必要なものであり、有用かつ選択の指標となり得る情報は公表されることが望ましい」、「社会に表明したことは自ずとその実施・遵守の責務が生じること、情報が具体的であるほど他の保育所との優劣が鮮明になり、自ずと事業者の向上努力が促されることから、具体的な情報の開示を行うことは、恒常的な保育の質の向上を促す」等の意見があった。

他方、保護者が公開を求める情報と実際に市町村や事業者から公開されている情報の間にはギャップが生じている実態が見受けられる。また、比較的多くの事業者が情報公開手段として保育所への資料の備付けを挙げているが、この閲覧により情報入手した保護者はごくわずかであり、保護者の情報入手手段としては、周囲・知人等やウェブサイト、説明会への参加を挙げている者が比較的多かった。

自治体における情報公開について、情報公開に積極的に取り組んでいるとする自治体がある一方で、保護者がどのような情報を必要としているのかを把握する仕組みを有していない自治体が見受けられた。

イ 第三者評価

事業者が提供するサービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価する第三者評価の意義について、「第三者評価は、PDCAサイクル（注1）の『C』の部分を担当しており、事業者に改善を促すことにより、保育の質の向上につながる」、「子供は意見を言えないため、独り善がりの保育になりがちであり、第三者評価はメリットがある」、「第三者評価は、保育所が公表している情報の適正性を一定程度確認する点検装置となり得る」等の意見が

あった。

現状では、保護者における第三者評価の認知度は低く、また、評価結果を参照した者の割合は小さいものの、参照した者の中で参考になった旨を回答した者の割合は9割以上であった。また、参照したいとの回答も多く、第三者評価への期待が見受けられる。

他方、現行制度では第三者評価の受審は事業者の任意となっており、受審率は平成24年度で4.34%となっている。第三者評価の必要性や意義を十分に認識していないと思われる事業者も見受けられた。また、自治体の中には、第三者評価における指摘の内容や、事業者が評価の結果を質の改善につなげているかなどを把握していない自治体が見受けられた。さらに、第三者評価の公平性・信頼性を疑問視する指摘もあった。

(注1) Plan (計画), Do (実施), Check (評価), Action (改善) のサイクルのことをいう。

(4) 付加的なサービス

事業者の創意工夫が発揮され得る環境が整っているかとの視点から、事業者の発意により実施する付加的なサービスに係る制度とその実態等について調査を行った。

保育所における付加的なサービスの実施とそれに要する費用の徴収は、制度上は可能であるものの、その考え方や運用には、自治体ごとに様々な態様があり、一部の自治体においては、費用の徴収や、利用者が利用するか否かを選択できるサービスの実施を認めない運用を行っている事例が見受けられた。

他方、保護者についてみると、保育料のほかに追加費用を支払っても実施してほしいサービスがあると回答した者が一定程度存在し、付加的なサービスに対する一定のニーズや、追加費用の負担を許容する態度が見受けられる。

また、「保育内容は一定の型が決められてしまっており、事業者が創意工夫を凝らす余地が小さい」等の意見があった。

4 保育分野に対する競争政策上の考え方

(1) 基本的な考え方

社会福祉分野においては、低所得者等を含め、福祉サービスを必要とする者に対し、適正な水準のサービスを提供するとの観点から、公的な関与が行われてきた。

しかし、社会福祉分野の中で、保育所を経営する事業は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）において、自主性と創意工夫を助長するため、公的規制の必要性が低い事業として、経営主体に制限のない「第二種社会福祉事業」に位置付けられている。

また、保育所における保育の提供は、長年、児童福祉法（昭和22年法律第164号）において、行政の義務として位置付けられているものの、社会経済情勢の変化に伴い、平成9年に、他の社会福祉事業よりも早く、措置（市町村の行政処分）により入所を決定する制度から、利用者が希望する施設等を選択して利用する制度への転換が図られた。さらに、平成12年に、待機児童の解消等を目的に、保育所設置主体が株式会社等の多様な事業者に拡大された。

このように、保育分野は、本来、社会福祉事業の中でも、市場原理を活用した保育サービスの質の向上等が期待されている分野であり、多様な事業者による創意工夫の発揮や活発な競争を促すことによって消費者の利益を確保することを目指す競争政策との

親和性が相対的に高い分野であると考えられる。

このため、競争政策の観点から保育分野についての考え方を整理することは、多様な事業者の新規参入や事業者による創意工夫の発揮などを通じ同分野における活発な競争を促すことによって、保育サービスの供給量の増加や質の向上につながるとともに、ひいては、同分野を成長分野とすることにも資すると考えられる。

なお、保育分野においては、子供の健康や安全を確保する観点から、保育所を運営する事業者が遵守しなければならない一定のルールが必要であることはいうまでもない。当該ルールは、保育所を運営する全ての事業者に対し、その法人形態の如何を問わず等しく課されるべきものであり、また、事業者間における競争や切磋琢磨も当該ルールの遵守を前提として行われなければならないことは当然である。

(2) 競争政策の観点からの検討及び考え方

ア 新規参入

競争政策の観点からは、多様な事業者の新規参入が可能となる環境の整備が重要であると考えられる。

(7) 検討

意欲ある事業者の参入が排除されないよう、法人形態を問わず多様な事業者の新規参入を認めることが必要であると考えられる。

また、多様な事業者の参入を認めることは、保育サービスの供給量が増加することにつながり、待機児童問題の解消にも資すると考えられる。さらに、多様な事業者が切磋琢磨することにより、保育の質の向上が図られると考えられる。

しかし、一部の自治体において、株式会社等の参入を認めない、株式会社等が参入不可能な条件を設定するといった運用が行われており、このために、多様な事業者の参入が十分に確保されていないと考えられる。

一部の自治体がこのような運用を行う理由として、株式会社等が提供する保育の質に懸念があることが挙げられているが、①保育の質の高低は、法人形態により決まるものではなく、個々の事業者次第であると考えられること、②そもそも、保育士の人数や施設の面積等に係る基準により、法人形態を問わず必要な質は確保されており、むしろ、法人形態を問わず多様な事業者の参入を認め、これら事業者が切磋琢磨することにより、更なる質の向上が図られると考えられることから、保育の質を理由に、株式会社等であることをもって参入を排除する運用は、合理性に乏しいと考えられる。

また、このような運用を行う別の理由として、株式会社等は倒産などの理由により撤退する懸念があることや、撤退時の残余財産に係る規制が存するために保育所の運営を他事業者引き継ぐのが容易な社会福祉法人と比べ、株式会社等の場合は撤退時の利用者保護が図られにくいことが挙げられているが、①社会福祉法人であっても撤退事例が少なからずあること、②撤退時の利用者保護については、例えば、撤退前に自治体との協議や予告期間を設けるなど、撤退時の残余財産に係る規制より具体的・実効的な利用者保護策も十分に考えられることから、撤退する懸念があることや撤退時の規制がないことを理由に、株式会社等であることをもって参入を排除する必要があるとはいえないと考えられる。

新制度においては、保育所の設置認可申請に係る審査の基準がより明確にされ、現行制度に比べ、認可に係る恣意的な運用を避けるための措置が講じられたと考えられる。

(イ) 考え方

自治体においては、新制度において講じられた措置を踏まえ、現行制度下でも、法人形態を問わず多様な事業者の参入が可能となるような運用を行うべきである。

当然のことながら、新制度下においては、株式会社等の参入抑止を目的とする条件や規制を設けるなど、特定の法人形態の事業者を不利に取り扱うような不公平な運用を行うことのないようにすべきである。

また、新規事業者の参入に当たり、既存事業者の同意を得ることを求めるなど、新規参入を困難にするような運用を行うことのないようにし、併せて、事業者の選定は公募によることとするなど、意欲ある多様な事業者に広く参入の機会が与えられるようにするとともに、法律上の認可要件の充足がなされていることを前提に、具体的な事業者の選定は、客観的な指標に基づいて行うなど、恣意性の排除に努めるべきである。加えて、いわゆる「公設民営」方式を採用する場合の事業者の選定においても、前記と同様の対応を行うべきである。

イ 補助制度・税制

競争政策の観点からは、事業者が公平な条件の下で競争できる環境の整備が重要であると考えられる。

(ア) 検討

多様な事業者の参入を促進するとともに、保育所の利用者が公平かつ十分に便益を享受することを可能とするためには、補助制度や税制のイコールフットィング（注2）を確保し、事業者が公平な条件で保育サービスを提供できるようにすることが必要であると考えられる。

また、イコールフットィングの確保は、将来的に需要がピークアウトした際に、質の高いサービスを提供する事業者が保護者から選択され、事業を継続できるようにするためにも重要であると考えられる。

この点、補助制度、特に保育所の創設・増築・増改築等に要する費用に対する補助については、現行制度では、株式会社等は対象とされていないものの、新制度においては、法人形態による差は小さくなる方向にあると考えられる。一方で、自治体独自の補助制度は、現在、法人形態による差のあるものが存在するが、新制度施行後の取扱いについては、今後検討するとしている自治体が多い。

他方、税制については、社会福祉法人の場合は、原則として法人税等が非課税となっており、現時点では、新制度においても変更はない。

（注2）事業者間における事業を実施するための条件を公平なものとするをいう。

(イ) 考え方

自治体においては、自治体独自の補助制度について、事業者が公平な条件で保育サービスが提供できるよう、法人形態を問わず公平な補助制度とすべきである。

他方、保育所を設置する事業者に対する税制措置については、現在、株式会社等の多様な事業者の参入が可能となっており、また、今後参入する事業者の増加

が見込まれる中で、課税の有無が事業者の提供する保育サービスの内容等に与える影響や、社会福祉法人に対する税制上の優遇措置の趣旨・効果等を総合的に勘案し、その在り方について、十分な検討を行うことが求められる。

ウ 情報公開・第三者評価

競争政策の観点からは、利用者の選択が適切に行われ得る環境の整備が重要であると考えられる。

(7) 情報公開

a 検討

子供に対して、保育の内容や質について十分な評価を行うことを期待することは難しい上、保育の実態は外部からは見えにくいいため、サービスの利用者からの要望や選択によって、サービスの内容や質を事業者自ら改善する取組が十分に図られることが期待しにくい。このような事情を踏まえると、入所前の保育所を選択する時点で、どのような保育が行われるのかについて、保護者が十分に評価・判断し、適切な選択を行えるようにすることが重要である。この保護者の選択により、事業者間の競争が促進され、事業者に保育の内容や質の更なる改善を促すことが期待されるほか、保護者に対して情報を広く公開すること自体により、事業者間の比較が可能となり、事業者自ら保育の内容や質を向上させる取組を促すことにつながると考えられる。そして、このような情報公開の機能が発揮されるためには、保護者にとって有用な情報が事業者や自治体から広く提供されるとともに、これを保護者が容易に入手できることが必要である。

この点、現状では、保護者にとって有用な情報が、保護者の入手しやすい方法で公開されているとは言い難いものとなっている。

b 考え方

事業者においては、保護者が公開を求める情報を把握し、多くの保護者が情報入手手段として利用している保育所のウェブサイトを始めとするインターネット上での公開など、保護者が入手しやすい方法により、更に積極的な情報公開を行っていくべきである。

自治体においては、保護者の保育所の選択に資するよう、保護者が求める情報を把握し、公開されている情報とのギャップをなくす仕組みを構築したり、保護者が入手しやすい方法により情報を公開することを検討すべきである。

(4) 第三者評価

a 検討

情報公開に加えて、専門的な見地から行われる第三者評価の定期的な受審とその結果の公表を推進することは、事業者が、自己が提供する保育について振り返ることや、他の事業者が提供する保育と比較することを可能とし、保育の質を改善・向上させる有用な手段になるとともに、保護者が保育所を比較検討することにも資する。とりわけ、新制度の下で保育所の量的拡大が見込まれる中では、保護者の選択肢が増加することが予想され、第三者評価に期待される役割は、従来よりも高まるものと考えられる。

この点、現状では、第三者評価が全国的に広く受審されているとは言い難いものとなっている。そのため、保護者における制度の認知度や受審結果の利用率は低く、保育所の選択にはいかされていないと考えられる。

b 考え方

国や自治体は、保護者に対し、第三者評価制度の周知を図り、認知度向上に努めるとともに、事業者が制度の必要性や意義を十分に認識できるようにし、併せて、保護者の比較検討に資するよう、第三者評価の結果が具体的かつ分かりやすい形で公表されるようにすべきである。さらに、自治体は、保育の質を高めていくため、第三者評価の中で確認された問題点や保護者の要望等を確実に把握し、自治体の保育施策に役立てていくとともに、先進的な自治体の取組も参考にしつつ、第三者評価の受審率の向上に努めるべきである。

各事業者においても、積極的な受審や評価結果の公表に努めるべきである。

また、第三者評価の精度をより高めるとともに、信頼性を確保するため、例えば、①第三者評価制度の公益性に鑑み、評価機関に対して一定の規制を設ける、②評価項目・方法は統一的な基準に基づくものとするなど、第三者評価機関の資質向上や評価の公平性の確保等が図られる制度が構築されるべきである。

エ 付加的なサービス

競争政策の観点からは、事業者の創意工夫が発揮され得る環境の整備が重要であると考えられる。

(7) 検討

利用者の多様な保育サービスに対する需要に応えていくためには、子供の健康や安全を確保するためのルール of 遵守を前提に、低所得者に対する必要な保育の提供が確保されることに配慮した上で、事業者による付加的なサービスの実施を広く認め、競争を通じて事業者の創意工夫の発揮を促すことで、保育サービスの内容の多様化を図り、利用者の選択肢が増えるようにする必要があると考えられる。

また、付加的なサービスの実施とともに、その費用を徴収することを認めることは、更に質の高い保育サービスを提供するための補助金等に代替する原資を得る手段にもなり得ると考えられることから、法人形態による補助金額等の差を実質的に小さくする効果も期待できると考えられる。加えて、このようにすることは、意欲ある事業者の参入の可能性を拡大するとともに、多様な事業者が切磋琢磨することにより、保育の質が向上することにも資すると考えられる。

しかし、一部の自治体において、付加的なサービスの実施に要する費用の徴収や、利用者が利用するか否かを選択できるサービスの実施を認めない運用が行われており、事業者が保護者の需要に十分に應えることを困難にし、また、事業者の創意工夫の発揮を妨げていると考えられる。

(i) 考え方

自治体においては、子供の健康や安全を確保するためのルール of 遵守を前提に、低所得者に対する必要な保育の提供が確保されることに配慮した上で、付加的なサービスの実施とそれに要する費用の徴収を認め、事業者の創意工夫の発揮を促

すことで、保育サービスの多様化を可能な限り確保すべきである。

(3) 結語

以上、競争政策の観点から、保育分野についての考え方を整理した。前記(2)において示した考え方に基づき、多様な事業者の新規参入や、公平な条件の下での競争、利用者の適切な選択、各事業者の創意工夫の発揮が可能となる環境を整備していくことが重要である。その結果、多様な事業者の新規参入が進み、保育サービスの供給量が増加するとともに、事業者間の競争の促進や利用者の適切な選択を通して、利用者に提供される保育サービスの質の向上が図られ、ひいては、同分野が我が国の成長分野となることにも資すると考えられる。

第2 独占禁止法適用除外の見直し等

1 独占禁止法適用除外の概要

独占禁止法は、市場における公正かつ自由な競争を促進することにより、一般消費者の利益を確保するとともに国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とし、これを達成するために、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法等を禁止している。他方、他の政策目的を達成する観点から、特定の分野における一定の行為に独占禁止法の禁止規定の適用を除外するという適用除外が設けられている。

適用除外は、その根拠規定が独占禁止法自体に定められているものと独占禁止法以外の個別の法律に定められているものとに分けることができる。

(1) 独占禁止法に基づく適用除外

独占禁止法は、知的財産権の行使行為（同法第21条）、一定の組合の行為（同法第22条）及び再販売価格維持契約（同法第23条）を、それぞれ同法の規定の適用除外としている。

(2) 個別法に基づく適用除外

独占禁止法以外の個別の法律において、特定の事業者又は事業者団体の行為について独占禁止法の適用除外を定めているものとしては、平成25年度末現在、保険業法等16の法律がある。

2 適用除外の見直し等

適用除外の多くは、昭和20年代から昭和30年代にかけて、産業の育成・強化、国際競争力強化のための企業経営の安定、合理化等を達成するため、各産業分野において創設されてきたが、個々の事業者において効率化への努力が十分に行われず、事業活動における創意工夫の発揮が阻害されるおそれがあるなどの問題があることから、その見直しが行われてきた。

平成9年7月20日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成9年法律第96号）が施行され、個別法に基づく適用除外のうち20法律35制度について廃止等の措置が採られた。次いで、平成11年7月23日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成11年法律第80号）が施行され、不況カルテル制度及び合理化カルテル制度の廃止、私的独占の禁

止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の廃止等の措置が採られた。さらに、平成12年6月19日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第76号）が施行され、自然独占に固有の行為に関する適用除外の規定が削除された。

平成25年度においては、平成25年10月1日、消費税転嫁対策特別措置法が施行され、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置が設けられた。また、平成26年1月27日、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号）が施行され、認可特定地域計画に基づく一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー事業）の供給輸送力の削減等に関する適用除外の規定が設けられた。

これらの措置により、平成7年度末において30法律89制度存在した適用除外は、平成25年度末現在、17法律24制度となっている。

3 適用除外カルテル

(1) 概要

価格、数量、販路等のカルテルは、公正かつ自由な競争を妨げるものとして、独占禁止法上禁止されているが、その一方で、他の政策目的を達成するなどの観点から、個々の適用除外ごとに設けられた一定の要件・手続の下で、特定のカルテルが例外的に許容される場合がある。このような適用除外カルテルが認められるのは、当該事業の特殊性のため（保険業法に基づく保険カルテル）、地域住民の生活に必要な旅客輸送（いわゆる生活路線）を確保するため（道路運送法等に基づく運輸カルテル）など、様々な理由による。

個別法に基づく適用除外カルテルについては、一般に、公正取引委員会の同意を得、又は当委員会へ協議若しくは通知を行って、主務大臣が認可を行うこととなっている。

また、適用除外カルテルの認可に当たっては、一般に、当該適用除外カルテルの目的を達成するために必要であること等の積極的要件のほか、当該カルテルが弊害をもたらしたりすることのないよう、カルテルの目的を達成するために必要な限度を超えないこと、不当に差別的でないこと等の消極的要件を充足することがそれぞれの法律により必要とされている。

さらに、このような適用除外カルテルについては、不公正な取引方法に該当する行為が用いられた場合等には独占禁止法の適用除外とはならないとする、いわゆるただし書規定が設けられている。

公正取引委員会が認可し、又は当委員会の同意を得、若しくは当委員会に協議若しくは通知を行って主務大臣が認可等を行ったカルテルの件数は、昭和40年度末の1,079件（中小企業団体の組織に関する法律に基づくカルテルのように、同一業種について都道府県等の地区別に結成されている組合ごとにカルテルが締結されている場合等に、同一業種についてのカルテルを1件として算定すると、件数は415件）をピークに減少傾向にあり、また、適用除外制度そのものが大幅に縮減されたこともあり、平成25年度末現在、28件となっている。

(2) 個別法に基づく適用除外カルテルの動向

平成25年度において、個別法に基づき主務大臣から公正取引委員会に対し同意を求められ、又は協議若しくは通知のあった適用除外カルテルの処理状況は第1表のとおりであり、このうち現在実施されている個別法に基づく適用除外カルテルの動向は、次のとおりである。

第1表 平成25年度における適用除外カルテルの処理状況

法律名	カルテルの内容		根拠条項	適用除外規定	公取との関係	処理件数	結 果
保険業法	損害保険会社の共同行為	航空保険	第101条 第1項 第1号, 第102条	第101条	同意 (第105条 第1項)	0	所要の検討を行 った結果、同 意した。
		原子力保険				0	
		自動車損害賠償責任保 険				1 (変更1)	
		地震保険				3 (変更3)	
		船舶保険	第101条 第1項 第2号, 第102条			0	
		外航貨物保険				0	
		自動車保険（対人賠償 保険部分）				0	
		自動車保険（対人賠償、 自損事故及び無保 険車傷害保険部分）				0	
		住宅瑕疵担保責任保険				0	
		損害保険料 率算出団体 に関する法律	算出基準 料率の			自動車損害賠償責任保 険	
地震保険	0						
酒税の保全 及び酒類業 組合等に関 する法律	施設、容器その他の販売方法 の規制		第42条 第5号, 第43条	第93条	協議 (第94条 第1項)	0	－
著作権法	商業用レコードの二次使用料 等に関する取決め		第95条, 第95条の3, 第97条, 第97条の3	第95条	通知 (施行令 第49条 の2 第2項)	8	－
生活衛生関 係営業の運 営の適正化 及び振興に 関する法律	料金、価格、営業方法の制限 等		第8条, 第9条	第10条	協議 (第13条 第1項)	0	－
輸出入取引 法	輸出入取引における価格、数 量、品質、意匠その他の協定 等		第5条, 第11条 第2項, 同条第3項	第33条	通知 (第34条 第1項)	0	－

法律名	カルテルの内容	根拠条項	適用除外規定	公取との関係	処理件数	結 果
道路運送法	生活路線確保のための共同経営，旅客の利便向上に資する運行時刻の設定のための共同経営	第18条， 第19条	第18条	協議 (第19条の3 第1項)	0	—
航空法	<国内>生活路線確保のための共同経営	第110条 第1号， 第111条	第110条	協議 (第111条の3 第1項)	0	—
	<国際>公衆の利便を増進するための連絡運輸，運賃その他の運輸に関する協定	第110条 第2号， 第111条	第110条	通知 (第111条の3 第2項)	14 (変更14)	—
海上運送法	<内航>生活航路確保のための共同経営，利用者利便を増進する適切な運航時刻等を設定するための共同経営	第28条 第1～3号， 第29条	第28条	協議 (第29条の3 第1項)	0	—
	<外航>運賃，料金その他の運送条件等を内容とする協定等	第28条 第4号， 第29条の2	第28条	通知 (第29条の4 第1項)	401 (締結19) (変更382)	—
内航海運組合法	運賃，料金，運送条件，配船船腹，保有船腹等の調整等	第8条 第1項 第1～6号， 第10条， 第12条	第18条	協議 (第65条 第1項)	1 (変更1)	所要の検討を行った結果，異議ない旨回答した。
特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法	認可特定地域計画に基づく供給輸送力の削減等	第8条の2	第8条の4	通知 (第8条の6)	0	—

ア 保険業法に基づくカルテル

保険業法に基づき損害保険会社は

- ① 航空保険事業，原子力保険事業，自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険事業若しくは地震保険契約に関する法律に基づく地震保険事業についての共同行為

又は

- ② ①以外の保険で共同再保険を必要とするものについての一定の共同行為を行う場合には，金融庁長官の認可を受けなければならない。金融庁長官は，認可をする際には，公正取引委員会の同意を得ることとされている。

平成25年度において，金融庁長官から同意を求められたものは4件であった（全て変更認可に係るもの）。また，平成25年度末における同法に基づくカルテルは9件で

ある。

イ 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル

損害保険料率算出団体は、自動車損害賠償責任保険及び地震保険について基準料率を算出した場合には、金融庁長官に届け出なければならない。金融庁長官は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

平成25年度において、金融庁長官から通知を受けたものはなかった。また、平成25年度末における同法に基づくカルテルは2件である。

ウ 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め

著作隣接権者（実演家又はレコード製作者）が有する商業用レコードの二次使用料等の請求権については、毎年、その請求額を文化庁長官が指定する団体（指定団体）と放送事業者等又はその団体間において協議して定めることとされており、指定団体は当該協議において定められた額を文化庁長官に届け出なければならない。文化庁長官は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

平成25年度において、文化庁長官から通知を受けたものは8件であった。

エ 道路運送法に基づくカルテル

輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、又は旅客の利便を増進する適切な運行時刻を設定するため、一般乗合旅客自動車運送事業者は、他の一般乗合旅客自動車運送事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

平成25年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、平成25年度末における同法に基づくカルテルは3件である。

オ 航空法に基づくカルテル

(7) 国内航空カルテル

航空輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる本邦内の各地間の路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、本邦航空運送事業者は、他の航空運送事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

平成25年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、平成25年度末における同法に基づくカルテルはない。

(イ) 国際航空カルテル

本邦内の地点と本邦外の地点との間の路線又は本邦外の各地間の路線において公衆の利便を増進するため、本邦航空運送事業者は、他の航空運送事業者と、連絡運輸に関する契約、運賃協定その他の運輸に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をしたときは、公正取引委員会に通知することとされている。

平成25年度において、国土交通大臣から通知を受けたものは14件であった。

カ 海上運送法に基づくカルテル

(7) 内航海運カルテル

本邦の各港間の航路において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、旅客の利便を増進する適切な運航日程・運航時刻を設定するため、又は貨物の運送の利用者の利便を増進する適切な運航日程を設定するため、定期航路事業者は、他の定期航路事業者と、共同経営に関する協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

平成25年度において、国土交通大臣から協議を受けたものはなかった。また、平成25年度末における同法に基づくカルテルは5件である。

(4) 外航海運カルテル

本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路において、船舶運航事業者は、他の船舶運航事業者と、運賃及び料金その他の運送条件、航路、配船並びに積取りに関する事項を内容とする協定を締結することができる。この協定の締結・変更に当たっては、あらかじめ国土交通大臣に届け出なければならない。国土交通大臣は、届出を受理したときは、公正取引委員会に通知することとされている。

平成25年度において、国土交通大臣から通知を受けたものは401件であった。

キ 内航海運組合法に基づくカルテル

内航海運組合法に基づき内航海運組合が調整事業を行う場合には、調整規程又は団体協約を設定し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、認可をする際には、公正取引委員会に協議することとされている。

平成25年度において、国土交通大臣から協議を受けたものは1件であった（変更認可に係るもの）。また、平成25年度末における同法に基づくカルテルは1件である。

4 協同組合の届出状況

独占禁止法第22条は、「小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること」（同条第1号）等同条各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為について、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合を除き、同法を適用しない旨を定めている（一定の組合の行為に対する独占禁止法適用除外制度）。

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下「中協法」という。）に基づいて設立された事業協同組合及び信用協同組合（以下「協同組合」という。）は、その組合員たる事業者が、①資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）を超えない法人たる事業者又は②常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）を超えない事業者に該当するものである場合、独占禁止法の適用に際しては、同法第22条第1号の要件を備える組合とみなされる（中協法第7条第1項）。

一方、協同組合が前記①又は②以外の事業者を組合員に含む場合には、公正取引委員会

は、その協同組合が独占禁止法第22条各号の要件を備えているかどうかを判断する権限を有しており（中協法第7条第2項）、これらの協同組合に対し、当該組合員が加入している旨を当委員会に届け出る義務を課している（中協法第7条第3項）。

この中協法第7条第3項の規定に基づく届出件数は、平成25年度において、187件であった（第2表及び附属資料3－9表参照）。

第2表 協同組合届出件数の推移

(単位：件)

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
協同組合届出件数	149	134	197	208	179	154	142	141	184	187

5 著作物再販適用除外の取扱いについて

商品の供給者がその商品の取引先である事業者に対して再販売する価格を指示し、これを遵守させることは、原則として、独占禁止法第2条第9項第4号（再販売価格の拘束）に該当し、同法第19条に違反するものであるが、同法第23条第4項の規定に基づき、著作物6品目（書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用CDをいう。以下同じ。）については、例外的に同法の適用が除外されている。

公正取引委員会は、著作物6品目の再販適用除外の取扱いについて、国民各層から意見を求めるなどして検討を進め、平成13年3月、当面同再販適用除外を存置することが相当であると考えたとの結論を得るに至った（第3表参照）。

公正取引委員会は、著作物6品目の再販適用除外が消費者利益を不当に害することがないよう、著作物6品目の流通・取引慣行の実態を調査し、関係業界における弊害是正の取組の進捗を検証するとともに、関係業界における運用の弾力化の取組等、著作物6品目の流通についての意見交換を行うため、当委員会、関係事業者、消費者、学識経験者等を構成員とする著作物再販協議会を設け、平成13年12月から平成20年6月までの間に8回の会合を開催した。平成22年度からは、著作物再販協議会に代わって、関係業界に対する著作物再販ヒアリングを実施し、関係業界における運用の弾力化の取組等の実態を把握するとともにその取組を促している。

第3表 著作物再販制度の取扱いについて（概要）（平成13年3月23日）

- (1) 著作物再販制度は、独占禁止法上原則禁止されている再販売価格維持行為に対する適用除外制度であり、競争政策の観点からは同制度を廃止し、著作物の流通において競争が促進されるべきであると考ええる。

しかしながら、国民各層から寄せられた意見をみると、著作物再販制度を廃止すべきとする意見がある反面、文化・公共面での影響が生じるおそれがあるとし、同制度の廃止に反対する意見も多く、なお同制度の廃止について国民的合意が形成されるに至っていない状況にある。

したがって、現段階において独占禁止法の改正に向けた措置を講じて著作物再販制度を廃止することは行わず、当面同制度を存置することが相当であると考ええる。

- (2) 著作物再販制度の下においても、可能な限り運用の弾力化等の取組が進められることによって消費者利益の向上が図られるよう、関係業界に対し、非再販商品の発行・流通の拡大、各種割引制度の導入等による価格設定の多様化等の方策を一層推進することを提案し、その実施を要請する。また、これらの方策が実効を挙げているか否かを検証し、より効果的な方途を検討するなど、著作物の流通について意見交換をする場として、公正取引委員会、関係事業者、消費者、学識経験者等を構成員とする協議会を設けることとする。公正取引委員会としては、今後とも著作物再販制度の廃止について国民的合意が得られるよう努力を傾注するとともに、当面存置される同制度が硬直的に運用されて消費者利益が害されることがないように著作物の取引実態の調査・検証に努めることとする。

- (3) また、著作物再販制度の対象となる著作物の範囲については、従来公正取引委員会が解釈・運用してきた6品目（書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用CD）に限ることとする。

第3 競争評価に関する取組

1 競争評価の実施に関する動向

平成19年10月以後、各府省が規制の新設又は改廃を行おうとする際、原則として、規制の事前評価の実施が義務付けられ、その際、規制による競争状況への影響分析（以下「競争評価」という。）を行うこととされており、平成22年4月から試行的に実施されている。競争評価については、各府省は、規制等に関して、競争状況への影響・分析に関するチェックリスト（以下「競争評価チェックリスト」という。）の記入を行い、評価書と共に総務省に提出し、総務省は競争評価チェックリストを公正取引委員会へ送付することとされている。

平成25年度においては、総務省から143件の競争評価チェックリストを受領し、内容を精査した。

2 競争評価の普及・定着に係る公正取引委員会の取組

公正取引委員会は、競争評価チェックリストに記入するに当たっての考え方や検討方法について、随時、相談を受け付けている。

第4 ガイドライン等の策定・公表

公正取引委員会は、事業者及び事業者団体による独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な活動に役立てるため、事業者及び事業者団体の活動の中でどのような行為が実際に独占禁止法違反となるのかを具体的に示した「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成3年7月公表）、「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」（平成5年4月公表）、「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成6年7月公表）、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成7年10月公表）、「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成19年4月公表）、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（平成19年9月公表）、「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」（平成21年10月公表）、「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」（平成21年12月改定）、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月公表）等を策定・公表している。

また、個々の具体的な行為について事業者等からの相談に応じるとともに、独占禁止法違反行為の未然防止に役立てるため、事業者等から寄せられた相談のうち、他の事業者等の参考になると思われるものを相談事例集として取りまとめ、公表している（平成24年度に寄せられた相談について、平成25年6月12日公表）。

第5 入札談合の防止への取組

公正取引委員会は、以前から積極的に入札談合の摘発に努めているほか、平成6年7月に「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を公表し、入札に係るどのような行為が独占禁止法上問題となるかについて具体例を挙げなが

ら明らかにすることによって、入札談合の防止の徹底を図っている。

また、入札談合の防止を徹底するためには、発注者側の取組が極めて重要であるとの観点から、独占禁止法違反の可能性のある行為に関し、発注官庁等から公正取引委員会に対し情報が円滑に提供されるよう、各発注官庁等において、公共入札に関する当委員会との連絡担当官として会計課長等が指名されている。

公正取引委員会は、連絡担当官との連絡・協力体制を一層緊密なものとするため、平成5年度以降、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催している。平成25年度においては、国の本省庁との連絡担当官会議を11月25日に開催するとともに、国の地方支分部局等との連絡担当官会議を全国9か所で開催した。

また、公正取引委員会は、地方公共団体等の調達担当者等に対する独占禁止法や入札談合等関与行為防止法の研修会を開催するとともに、国、地方公共団体等が実施する調達担当者等に対する同様の研修会への講師の派遣及び資料の提供等の協力を行っている。平成25年度においては、研修会を全国で24回開催するとともに、国、地方公共団体及び特定法人に対して288件の講師の派遣を行った。

第6 独占禁止法コンプライアンスの向上に向けた取組

市場における公正かつ自由な競争を一層促進していくためには、独占禁止法の厳正な執行とともに、企業におけるコンプライアンスの向上が重要であり、これに関連した企業の取組を促していく必要があると考えられることから、公正取引委員会では、これまで、企業における独占禁止法に関するコンプライアンス活動の状況を調査し、改善のための方策等と併せて、報告書の取りまとめ・公表を行うとともに、その周知に努めている。

平成25年度においては、地方有識者との懇談会や企業法務を専門とする弁護士等に対する講演会等の機会を利用して周知を行った。

第7 独占的状态調査

独占禁止法第8条の4は、独占的状态に対する措置について定めている。公正取引委員会は、独占禁止法第2条第7項に規定する独占的状态の定義規定のうち、事業分野に関する考え方についてガイドラインを公表しており、その別表には、独占的状态の国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件（国内総供給価額が1000億円超で、かつ、上位1社の事業分野占拠率が50%超又は上位2社の事業分野占拠率の合計が75%超）に該当すると認められる事業分野並びに今後の経済事情の変化によってはこれらの要件に該当することとなると認められる事業分野を掲載している（第4表）。

別表については、生産・出荷集中度の調査結果等に応じ逐次改定してきている（直近では、平成24年8月29日に改定）。その中でも特に集中度の高い業種については、生産、販売、価格、製造原価、技術革新等の動向、分野別利益率等について、独占禁止法第2条第7項第2号（新規参入の困難性）及び第3号（価格の下方硬直性、かつ、過大な利益率又は販売管理費の支出）の各要件に即し、企業の動向の監視に努めている。

第4表 別表掲載事業分野（26事業分野）

一定の商品		一定の事業分野	類似の商品
同種の商品	当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品		
ビール	発泡酒，ビール風酒類	ビール類製造業	
ウイスキー		ウイスキー製造業	
紙巻たばこ	葉巻たばこ，きざみたばこ，パイプたばこ	たばこ製造業	
ポリプロピレン		ポリプロピレン製造業	
インクジェットカートリッジ		インクジェットカートリッジ製造業	
アスファルト		アスファルト製造業	
飲料用プラスチックボトル		飲料用プラスチックボトル製造業	
石こうボード・同製品		石こうボード製品製造業	
電気温水洗浄便座（暖房便座を含む。）		電気温水洗浄便座（暖房便座を含む。）製造業	
自動車用照明器具		自動車用照明器具製造業	
中央処理装置		中央処理装置製造業	
輸送機械用エアコンディショナ		輸送機械用エアコンディショナ製造業	
ゲーム用カセット		ゲーム用カセット製造業	

同種の役務	一定の事業分野
固定電気通信	固定電気通信業
ブロードバンドサービス	ブロードバンドサービス業
移動電気通信	移動電気通信業
パソコン用基本ソフト（OS）	パソコン用基本ソフト（OS）業
統合オフィスソフト	統合オフィスソフト業
鉄道貨物運送	鉄道貨物運送業
国内定期航空旅客運送	国内定期航空旅客運送業
宅配便運送	宅配便運送業
郵便（信書便を含む。）	郵便業
書籍・雑誌取次ぎ	書籍・雑誌取次業
ダストコントロール	ダストコントロール業
医療事務代行	医療事務代行業
音楽著作権管理	音楽著作権管理業

（注1） 本表は，公正取引委員会が行った平成22年の国内向け供給価額及び供給量に関する調査，その他現段階において利用し得る資料，統計等により，独占的状态の国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件に該当すると認められる事業分野並びに今後の経済事情の変化によってはこれらの要件に該当することとなると認められる事業分野（平成22年の国内総供給価額が950億円を超え，かつ，上位1社の事業分野占拠率が45%を超え又は上位2社の事業分野占拠率の合計が70%を超えると認められるもの）を掲げたものである。

（注2） 本表の商品順は「工業統計表」に，役務順は「日本標準産業分類」による。

第8 ガソリンの取引に関する調査

公正取引委員会では、ガソリンの流通実態について、これまでも調査を実施し、独占禁止法上の考え方を示してきた（平成16年9月及び平成17年9月に報告書を公表）。その後、ガソリン販売業者へのガソリンの仕切価格の決定方式に大幅な変更があったことなどガソリンの流通市場における競争環境に変化がうかがわれることから、改めてガソリンの流通実態を把握するために調査を実施するとともに、ガソリンの流通市場における公正な競争を確保する方策を検討し、平成25年7月23日、「ガソリンの取引に関する調査について」として取りまとめ、公表した（詳細は平成24年度年次報告第2部第6章第8を参照）。

第6章 競争政策に関する理論的・実証的基盤の整備

1 はじめに

いわゆる経済の高度化、ボーダーレス化等が進展する中で、公正取引委員会における競争政策上の制度設計や法執行に関し、経済学的、あるいは法学的な分析の成果を取り入れる必要性がますます高まっている。

このような中、公正取引委員会は、平成15年6月、事務総局内に「競争政策研究センター（CPRC）」を発足させた。同センターでは、外部の研究者や実務家と当委員会事務総局の職員との協働による研究等、独占禁止法及び関連する法律の執行や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化するための活動を展開している。

2 共同研究報告書及びディスカッション・ペーパー

競争政策研究センターでは、経済学者、法学者及び公正取引委員会事務総局の職員（競争政策研究センター研究員）の三者協働を原則に、複数の競争政策に関する研究テーマに取り組んでいる。

平成25年度においては、5テーマについて研究を実施した。また、前年度の共同研究について3本の共同研究報告書を公表した。このほか、共同研究報告書で取り上げたテーマを更に掘り下げた研究、競争政策研究センターが開催する公開セミナーや国際シンポジウムの際に報告・紹介された研究等をディスカッション・ペーパーとして公表している（第1表、第2表及び第3表参照）。共同研究報告書及びディスカッション・ペーパーは競争政策研究センターのウェブサイト（<http://www.jftc.go.jp/cprc/index.html>）上に全文を掲載している。

第1表 共同研究テーマ（平成25年度）

	テ マ
1	諸外国の企業結合規制における行動的問題解消措置に関する研究
2	モビリティ指数を利用した我が国主要産業の市場構造の変化の検証と競争政策の実務への利用可能性の検討ー生産・出荷集中度データに基づく分析ー
3	諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析
4	EUのリニエンシー制度の研究
5	オンラインとオフラインのサービス需要の代替性ーオンライン・コンテンツ市場の需要構造と競争評価ー（平成26年度まで実施）

第2表 共同研究報告書（平成25年度公表分）

	公表年月日	タイトル・執筆者
1	25. 6. 26	「電子書籍市場の動向について」 大橋 弘（東京大学大学院経済学研究科教授・競争政策研究センター主任研究官） 泉 克幸（京都女子大学法学部教授・元競争政策研究センター客員研究員） 田中 辰雄（慶應義塾大学経済学部准教授・元競争政策研究センター客員研究員） 上田 昌史（京都産業大学経済学部助教・元競争政策研究センター研究員） 山田 弘（公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課長・競争政策研究センター研究員） 田邊 貴紀（公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課・競争政策研究センター研究員） 塩 友樹（公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課・競争政策研究センター研究員） 山崎 和久（公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課・競争政策研究センター研究員） 柳田 千春（公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室・競争政策研究センター研究員）
2	25. 6. 26	「カルテル事件における立証手法の検討ー状況証拠の活用についてー」 武田 邦宣（大阪大学大学院法学研究科教授・競争政策研究センター主任研究官） 泉水 文雄（神戸大学大学院法学研究科教授・競争政策研究センター客員研究員） 長谷河亜希子（弘前大学人文学部准教授・元競争政策研究センター客員研究員） 荒井 弘毅（公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済研究官・競争政策研究センター次長） 藤井 宣明（公正取引委員会事務総局審査局管理企画課企画室長・競争政策研究センター研究員） 鈴木 健太（公正取引委員会事務総局審査局管理企画課企画室・競争政策研究センター研究員） 金浦 東祐（公正取引委員会事務総局審査局管理企画課企画室・競争政策研究センター研究員） 大吉 規之（公正取引委員会事務総局審査局管理企画課企画室・競争政策研究センター研究員） 鈴木 隆彦（公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室・競争政策研究センター研究員）
3	25. 7. 30	「E U国家補助規制の考え方の我が国への応用について」 大久保直樹（学習院大学法学部教授・競争政策研究センター主任研究官） 青柳 由香（横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授・元競争政策研究センター客員研究員） 安藤 至大（日本大学大学院総合科学研究科准教授・元競争政策研究センター客員研究員） 市川 芳治（慶應義塾大学法科大学院・経済学部非常勤講師） 多田 英明（東洋大学法学部准教授・競争政策研究センター客員研究員） 宮澤信二郎（法政大学経営学部准教授） 笠原 宏（公正取引委員会事務総局経済取引局総務課長・競争政策研究センター研究員） 宇津木達郎（元競争政策研究センター研究員） 白石 幸輔（公正取引委員会事務総局中部事務所総務課・競争政策研究センター研究員） 久野 慎介（公正取引委員会事務総局官房国際課・競争政策研究センター研究員） 多賀根 健（元競争政策研究センター研究員）

（注）執筆者の役職等は公表時点のものである。

第3表 ディスカッション・ペーパー（平成25年度公表分）

	タイトル・執筆者
1	「グローバル市場における競争優位と国内市場における競争状況について」 土井 教之（関西学院大学経済学部教授・競争政策研究センター主任研究官） 田辺 治（公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課長・競争政策研究センター研究員） 栗谷 康正（公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課・競争政策研究センター研究員） 福永 啓太（公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課・競争政策研究センター研究員） 宮丸 栄介（公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課・競争政策研究センター研究員） 大宮 俊吾（公正取引委員会事務総局経済取引局企業結合課・競争政策研究センター研究員） 工藤 恭嗣（公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室・競争政策研究センター研究員）
2	「Competition and International Competitiveness:Evidence from Japanese Industries」 土井 教之（関西学院大学経済学部教授・競争政策研究センター主任研究官） 工藤 恭嗣（公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室・競争政策研究センター研究員） 加藤 雅俊（関西学院大学経済学部准教授）

（注） 執筆者の役職等は公表時点のものである。

3 競争政策研究センター主催シンポジウム、セミナー等

(1) 国際シンポジウム

競争政策に関する国際的な交流拠点としての機能を果たすため、競争政策研究センターでは、海外の競争当局担当者や学識経験者を迎えた国際シンポジウムを開催している。

競争政策研究センターは、平成26年3月14日、㈱日本経済新聞社との共催により、基調講演者として Jacques Crémer トウールーズ大学経済学部教授及び Marc Rysman ボストン大学経済学部教授を招へいし、大橋弘東京大学大学院経済学研究科教授・競争政策研究センター主任研究官をコメンテーターとして、「デジタルエコノミーにおける競争政策」をテーマに国際シンポジウムを開催した。同シンポジウムでは、前記2名の講演者から、デジタルエコノミーの特徴、競争政策上の課題等について報告が行われ、その後行われたパネル・ディスカッションでは、デジタルエコノミーにおける単独行為、合併規制、知的財産権、競争当局の役割等について議論が行われた。

（注） 基調講演者等の役職等は開催時点のものである。

(2) 公開セミナー

競争政策研究センターでは、共同研究報告書等の研究成果を対外的に紹介するために、公開セミナーを開催している（第4表参照）。

第4表 公開セミナーの開催状況（平成25年度）

	公表年月日	テーマ・講師等
1	25.5.10	「経済学からみた再販売価格維持行為をめぐる議論の現状」 [講師] Patrick Rey（トウールーズ大学経済学部教授）

	公表年月日	テーマ・講師等
2	25. 5. 14	①「日本の競争政策：歴史的概観」 ②「単独行為規制の将来展望」 [講師] ①岡田 羊祐（一橋大学大学院経済学研究科教授・競争政策研究センター所長） ②泉水 文雄（神戸大学大学院法学研究科教授・競争政策研究センター客員研究員） [コメンテーター] 服部 薫（長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士）
3	25. 11. 15	「電子書籍市場の動向について」 [講師] 大橋 弘（東京大学大学院経済学研究科教授・競争政策研究センター主任研究官） 泉 克幸（京都女子大学法学部教授） [コメンテーター] 浜屋 敏（榊富士通総研経済研究所上席主任研究員）

（注）講師等の役職等は開催時点のものである。

(3) ワークショップ

共同研究の研究計画，進捗状況，最終報告書案等について，主任研究官，客員研究員等と公正取引委員会事務総局の職員が議論することにより，共同研究の質的向上を図ることを主たる目的として，定期的にワークショップを開催している。平成25年度においてはワークショップを7回開催した（第5表参照）。

第5表 ワークショップの開催状況（平成25年度）

	開催年月日	テ ィ マ
1	25. 4. 5	「カルテル事件における立証手法の検討—状況証拠の活用について—」の最終報告
2	25. 4. 19	①「諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析」の研究計画 ②「EUのリニエンシー制度の研究」の研究計画
3	25. 4. 26	①「諸外国の企業結合規制における行動的問題解消措置に関する研究」の研究計画 ②「モビリティ指数を利用した我が国主要産業の市場構造の変化の検証と競争政策の実務への利用可能性の検討」の研究計画
4	25. 5. 24	「オンラインとオフラインのサービス需要の代替性—オンライン・コンテンツ市場の需要構造と競争評価—」の研究計画
5	25. 11. 22	①「諸外国の企業結合規制における行動的問題解消措置に関する研究」の中間報告 ②「モビリティ指数を利用した我が国主要産業の市場構造の変化の検証と競争政策の実務への利用可能性の検討—生産・出荷集中度データに基づく分析—」の中間報告
6	25. 11. 29	①「諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析」の中間報告 ②「EUのリニエンシー制度の研究」の中間報告
7	26. 3. 28	「諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析」の最終報告

(4) CPRC セミナー

競争政策研究センターは，将来の研究課題の発掘等に資するために，競争政策上の課題について有識者による講演をCPRCセミナーと題して開催している。

(5) BBL（Brown Bag Lunch）ミーティング

競争政策研究センターは，将来の研究課題の発掘等に資するために，競争政策の観点から注目すべき業界の動向等について，有識者による講演を昼食時間等を利用してBBLミーティングと題して開催している。

第7章 株式取得、合併等に関する業務

第1 概説

独占禁止法第4章は、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の禁止（第9条）及び銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限（第11条）について規定しているほか、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合及び不公正な取引方法による場合の会社等の株式取得・所有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等の禁止並びに一定の条件を満たす企業結合についての届出義務（第10条及び第13条から第16条まで）を規定している。公正取引委員会は、これらの規定に従い、企業結合審査を行っている。

また、公正取引委員会は、いわゆる第2次審査を行って排除措置命令を行わない旨の通知をした場合等について、当該審査結果を公表するほか、届出を受理した事案等のうち、企業結合を計画している事業者の参考に資すると思われる事案については、一定の取引分野の画定の考え方や独占禁止法上の判断の理由等についてできるだけ詳細に記載し、その内容を公表している。

第2 「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」等の一部改定

1 経緯

公正取引委員会は、「日本再生加速プログラム」（平成24年11月30日閣議決定）及び「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）を踏まえ、独占禁止法第11条の規制趣旨に照らして金融機関の取得・保有可能な議決権の割合の上限について適用除外・例外規定の在り方を含め検討を行った結果、「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」及び「債務の株式化に係る独占禁止法第11条の規定による認可についての考え方」を平成26年3月31日に一部改定して公表し、同年4月1日から施行した。

2 改定内容

(1) 事業再生の途上にある会社の議決権

銀行が事業再生の途上にある他の国内の会社の5%超の議決権を取得・保有することとなる場合について、当該他の国内の会社が一定の要件を満たす場合は、原則として3年（当該他の国内の会社が中小企業である場合は原則として5年）を限度として認可することとした。

(2) 組合財産として取得・所有する株式に係る議決権

銀行又は保険会社が投資事業有限責任組合の有限責任組合員又は投資事業を営む民法上の組合の非業務執行組合員となり、組合財産として株式を取得・所有することにより、他の国内の会社の5%超の議決権を取得・保有する場合であって、当該議決権を有する

こととなった日から政令（注）で定める期間（10年）を超えて当該議決権を保有しようとする場合について、一定の要件を満たす場合は、個別の事項を考慮し、一定の期限を付して認可することとした。

（注）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和52年政令第317号）第17条

(3) 信託財産として取得・所有する株式に係る議決権

銀行又は保険会社が信託財産として株式を取得・所有することにより、他の国内の会社の議決権を5%を超えて保有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとする場合（注）について、認可要件の一部を撤廃等するとともに、認可に当たっては、原則として、期限を付さないこととした。

（注）当該議決権を取得・保有する者以外の委託者又は受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について当該委託者又は受益者が受託者に指図を行うことができる場合を除く。

(4) 債務の株式化により取得・保有する議決権

銀行が債務の株式化により、他の国内の会社の議決権を5%を超えて保有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとする場合について、当該他の国内の会社が一定の要件を満たす場合は、原則として2年（当該他の国内の会社が中小企業である場合は原則として4年）を限度として認可することとした。

第3 独占禁止法第9条の規定による報告・届出

独占禁止法第9条第1項及び第2項の規定では他の国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立・転化を禁止しており、当該会社及び子会社（注）の総資産合計額が、①持株会社については6000億円、②銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業を営む会社（持株会社を除く。）については8兆円、③一般事業会社（①及び②以外の会社）については2兆円を超える場合には、①毎事業年度終了後3か月以内に当該会社及び子会社の事業報告書を提出すること（独占禁止法第9条第4項）、②当該会社の新設について設立後30日以内に届け出ること（独占禁止法第9条第7項）が義務付けられている。

平成25年度において、独占禁止法第9条第4項の規定に基づき提出された会社の事業報告書の件数は100件であり、独占禁止法第9条第7項の規定に基づく会社設立届出書の提出はなかった。

（注）会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は、当該会社の子会社とみなす。

第4 銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有

独占禁止法第11条第1項の規定では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%（保険会社は10%）を超えて取得・保有してはならないとされている。ただし、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けたなど一定の要件を満たした場合は、同項の規定の適用を受けない（同条第1項ただし書及び第2項）。

平成25年度において、公正取引委員会が認可した銀行業又は保険業を営む会社の議決権

取得・保有の件数は15件であり、うち、独占禁止法第11条第1項ただし書の規定に基づくものが7件、独占禁止法第11条第2項の規定に基づくものが8件であり、全て銀行業を営む会社に係るものであった。また、外国会社に係るものはなかった（なお、銀行又は保険会社の議決権取得・保有の制限に係る認可についての詳細は、附属資料4－1表参照）。

第5 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等

1 概要

- (1) 一定の条件を満たす会社が、株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等（以下「企業結合」という。）を行う場合には、それぞれ独占禁止法第10条第2項、第15条第2項、第15条の2第2項及び第3項、第15条の3第2項又は第16条第2項の規定により、公正取引委員会に企業結合に関する計画を届け出ることが義務付けられている（ただし、合併等をしようとする全ての会社が同一の企業結合集団に属する場合等については届出が不要である。）。

企業結合に関する計画の届出が必要な場合は、具体的には次のとおりである。

ア 株式取得の場合

国内売上高合計額が200億円を超える会社が、他の会社であって、その国内売上高と子会社（注1）の国内売上高を合計した額が50億円を超える会社の株式を取得する場合において、当該会社の属する企業結合集団に属する会社が所有することとなる株式に係る議決権の数の割合が20%又は50%を超えることとなる場合（注2）

（注1） 会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。

（注2） ただし、あらかじめ届出を行うことが困難である場合として公正取引委員会規則で定める場合は、届出が不要である。

イ 合併の場合

国内売上高合計額200億円超の会社と国内売上高合計額50億円超の会社の場合

ウ 共同新設分割の場合

国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と国内売上高合計額50億円超の全部承継会社の場合
国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社の場合
承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と国内売上高合計額50億円超の全部承継会社の場合
承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社の場合

エ 吸収分割の場合

国内売上高合計額200億円超の全部承継会社と国内売上高合計額50億円超の被承継会社の場合
国内売上高合計額50億円超の全部承継会社と国内売上高合計額200億円超の被承継会社の場合
承継対象部分に係る国内売上高が100億円超の重要部分承継会社と国内売上高合計額50億円超の被承継会社の場合
承継対象部分に係る国内売上高が30億円超の重要部分承継会社と国内売上高合計額200億円超の被承継会社の場合

オ 共同株式移転の場合

国内売上高合計額200億円超の会社と国内売上高合計額50億円超の会社の場合

カ 事業譲受け等の場合

国内売上高合計額200億円超の譲受会社と国内売上高30億円超の全部譲渡会社の場合

国内売上高合計額200億円超の譲受会社と対象部分の国内売上高が30億円超の重要部分譲渡会社の場合

- (2) 平成25年度において、独占禁止法第10条第2項等の規定に基づく企業結合に関する計画の届出を受理した件数は264件であった。
- (3) 公正取引委員会は、企業結合により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるかについて調査を行っている。

平成25年度に届出を受理した264件のうち、届出受理の日から独占禁止法第10条第9項（第15条第3項、第15条の2第4項、第15条の3第3項及び第16条第3項の規定により準用する場合を含む。）に規定する報告等の要請を行う日の前日まで（報告等の要請を行わない場合は、排除措置命令を行わない旨の通知を行う日まで）の期間に行う第1次審査で終了した件数は257件、報告等の要請を行う日から排除措置命令前の通知を行う日まで（同通知をしない場合は、排除措置命令を行わない旨の通知を行う日まで）の期間に行う第2次審査に移行した件数は4件であった。

平成25年度に届出を受理した264件のうち、独占禁止法第10条第8項ただし書（第15条第3項、第15条の2第4項、第15条の3第3項及び第16条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、企業結合をしてはならない期間を短縮した件数は80件であった。

- (4) 平成25年度において、独占禁止法第10条第1項、第15条第1項、第15条の2第1項、第15条の3第1項又は第16条第1項の規定に違反するとして、同法第17条の2第1項の規定に基づき排除措置命令を行ったものはなかった。
- (5) 平成25年度において、届出会社が一定の適切な措置（問題解消措置）を講じることを前提に独占禁止法上の問題はないと判断した件数は1件であった。
- (6) 平成25年度において、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第28条第1項の規定に基づく協議を受けた件数は1件であった。

第1表 最近の株式取得等の届出受理等の状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
届出受理件数	275	349	264
第1次審査で終了した件数	270	340	257
第2次審査に移行した件数	4	6	4
排除措置命令を行った件数	0	0	0
問題解消措置を前提に問題なしとした件数	2	3	1

(注) 「第1次審査で終了した件数」及び「第2次審査に移行した件数」は各年度の届出受理件数の内数であるが、「排除措置命令を行った件数」及び「問題解消措置を前提に問題なしとした件数」は各年度に届出を受理したものに限られない。

2 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等の動向

平成25年度における株式取得の届出受理件数は、218件であり、前年度の届出受理件数285件に比べ減少している（対前年度比23.5%減）。

平成25年度における合併の届出受理件数は、8件であり、前年度の届出受理件数14件に比べ減少している（対前年度比42.9%減）。

平成25年度における分割の届出受理件数は、14件であり、前年度の届出受理件数15件に比べ減少している（対前年度比6.7%減）。

平成25年度における共同株式移転の届出受理件数は、3件であり、前年度の届出受理件数5件に比べ減少している（対前年度比40.0%減）。

平成25年度における事業譲受け等の届出受理件数は、21件であり、前年度の届出受理件数30件に比べ減少している（対前年度比30.0%減）。

平成25年度に届出を受理した企業結合を国内売上高合計額別、総資産額別、態様別、業種別及び形態別でみると、次のとおりである（第2表から第14表。企業結合の詳細な統計については、附属資料4－2以下参照）。

(1) 国内売上高合計額別

平成25年度の企業結合に関する計画の届出受理件数について、それぞれ国内売上高合計額別にみると、次のとおりである。

ア 株式取得

株式取得会社の国内売上高合計額が1000億円以上の会社による株式取得が過半を占めている（第2表参照）。

イ 合併

存続会社の国内売上高合計額が500億円未満の会社による合併が過半を占めている（第4表参照）。

ウ 分割

(7) 共同新設分割

共同新設分割をする会社のうち、国内売上高が最も大きい会社の分割対象部分に係る国内売上高が500億円以上1000億円未満の会社を含む共同新設分割が1件あり、他に届出はなかった（第6表参照）。

(4) 吸収分割

事業を承継する会社の国内売上高合計額が1000億円以上のものが過半を占めている（第8表参照）。

エ 共同株式移転

共同株式移転をする会社のうち、国内売上高合計額が最も大きい会社の国内売上高合計額が1000億円以上の会社による共同株式移転が全てを占めている（第10表参照）。

オ 事業譲受け等

譲受け会社の国内売上高合計額が1000億円以上の会社による事業譲受け等が過半を占めている（第12表参照）。

(2) 総資産額別

平成25年度の企業結合に関する計画の届出受理件数について、それぞれ総資産の規模別にみると、次のとおりである。

ア 株式取得

総資産額が1000億円以上の会社による株式取得が過半を占めている（第3表参照）。

イ 合併

存続会社の総資産額が100億円以上の会社による合併が過半を占めている（第5表参照）。

ウ 分割**(7) 共同新設分割**

共同新設分割をする会社のうち、総資産額が最も大きい会社の総資産額が50億円以上100億円未満の会社を含む共同新設分割が1件あり、他に届出はなかった（第7表参照）。

(4) 吸収分割

事業を承継する会社の総資産額が500億円未満の吸収分割が過半を占めている（第9表参照）。

エ 共同株式移転

共同株式移転をする会社のうち、総資産額が最も大きい会社の総資産額が100億円以上の会社を含む共同株式移転が全てを占めている（第11表参照）。

オ 事業譲受け等

事業を譲り受ける会社の総資産額が500億円未満の会社による事業譲受け等が過半を占めている（第13表参照）。

(3) 態様別

平成25年度の企業結合に関する計画の届出受理件数を態様別にみると、合併については、総数8件の全てが吸収合併であった。分割については、総数14件のうち、1件が共同新設分割で13件が吸収分割であった。また、事業譲受け等については、総数21件のうち、17件が事業の譲受け（全体の81.0%）、4件が事業上の固定資産の譲受け（同19.0%）であった。

(4) 業種別

平成25年度の企業結合に関する計画の届出受理件数を業種別にみると、次のとおりである（第14表参照）。

ア 株式取得

その他を除けば、卸・小売業が51件（全体の23.4%）と最も多く、以下、製造業が43件（同19.7%）、運輸・通信・倉庫業が26件（同11.9%）と続いている。

製造業の中では、機械業が13件と多くなっている。

イ 合併

卸・小売業が4件（全体の50.0%）と最も多く、以下、製造業及びそのほかが各2件（同25.0%）と続いている。

製造業の中では、機械業及びその他の製造業が各1件となっている。

ウ 分割

その他を除けば、卸・小売業が4件（全体の28.6%）と最も多く、以下、製造業が3件（同21.4%）と続いている。

製造業の中では、機械業が2件と多くなっている。

エ 共同株式移転

3件全てがその他であった。

オ 事業譲受け等

卸・小売業が7件（全体の33.3%）と最も多く、以下、製造業が6件（同28.6%）と続いている。

製造業の中では、化学・石油・石炭業が3件と多くなっている。

(5) 形態別

平成25年度の企業結合の形態別（注）の件数は、次のとおりである。

なお、形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、件数の合計は企業結合に関する計画の届出受理件数と必ずしも一致しない。

ア 株式取得

水平関係が133件（全体の61.0%）と最も多く、以下、混合関係（地域拡大）が55件（同25.2%）、垂直関係（前進）が46件（同21.1%）と続いている。

イ 合併

水平関係が6件（全体の75.0%）と最も多く、以下、混合関係（地域拡大）、混合関係（商品拡大）及び混合関係（純粋）が各1件（同12.5%）であった。

ウ 分割

水平関係が8件（全体の57.1%）と最も多く、以下、垂直関係（後進）及び混合関係（地域拡大）が各3件（同21.4%）と続いている。

エ 共同株式移転

水平関係が2件（全体の66.7%）と最も多く、以下、垂直関係（前進）及び混合関係（地域拡大）が各1件（同33.3%）であった。

オ 事業譲受け等

水平関係が11件（全体の52.4%）と最も多く、以下、垂直関係（前進）が6件（同28.6%）と続いている。

（注） 企業結合の形態の定義については、附属資料4－2(3)参照。

第2表 国内売上高合計額別株式取得届出受理件数

株式発行会社及びその子会社の国内売上高合計額 株式取得会社の国内売上高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	26	10	1	1	0	38
500億円以上 1000億円未満	17	7	1	1	0	26
1000億円以上 5000億円未満	49	13	4	0	0	66
5000億円以上 1兆円未満	16	5	3	6	0	30
1兆円以上 5兆円未満	24	11	7	3	0	45
5兆円以上	9	2	2	0	0	13
合計	141	48	18	11	0	218

第3表 総資産額別株式取得届出受理件数

株式発行会社の総資産額 株式取得会社の総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	合計
10億円未満	3	5	6	5	0	5	24
10億円以上 50億円未満	0	4	2	0	0	1	7
50億円以上 100億円未満	1	2	0	2	0	0	5
100億円以上 500億円未満	1	28	12	7	3	0	51
500億円以上 1000億円未満	1	7	6	6	0	1	21
1000億円以上	5	29	20	36	9	11	110
合計	11	75	46	56	12	18	218

第4表 国内売上高合計額別合併届出受理件数

消滅会社の 国内売上高 合計額 存続会社 の国内売上 高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満		1	0	1	0	2
200億円以上 500億円未満	3	1	0	0	0	4
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	1	0	1
1000億円以上 5000億円未満	0	0	0	0	0	0
5000億円以上 1兆円未満	0	0	0	0	1	1
1兆円以上 5兆円未満	0	0	0	0	0	0
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	3	2	0	2	1	8

第5表 総資産額別合併届出受理件数

消滅会社の 総資産額 存続会社 の総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	0	0	0	0	0	0	0
10億円以上 50億円未満	0	1	0	0	0	0	1
50億円以上 100億円未満	0	1	0	0	0	0	1
100億円以上 500億円未満	1	1	1	0	0	0	3
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0	0	0
1000億円以上	2	0	0	0	0	1	3
合計	3	3	1	0	0	1	8

(注) 3社以上の合併，すなわち消滅会社が2社以上である場合には，総資産額が最も大きい消滅会社を基準とした。

第6表 国内売上高合計額別共同新設分割届出受理件数

分割する会社2の 国内売上高合計額（又は 分割対象部分に係る国内売上高） 分割する会社1の 国内売上高合計額（又は 分割対象部分に係る国内売上高）	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
200億円以上 500億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
500億円以上 1000億円未満	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
1000億円以上 5000億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
5000億円以上 1兆円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1兆円以上 5兆円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
5兆円以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)

（注） 共同新設分割をする会社のうち、国内売上高合計額が最も大きい会社を「分割する会社1」、その次に大きい会社を「分割する会社2」とした。また、（ ）外は事業の全部を承継する会社に係る国内売上高合計額による件数であり、（ ）内は事業の重要部分を承継する会社の分割対象部分に係る国内売上高による件数である（内数ではない）。

第7表 総資産額別共同新設分割届出受理件数

分割する会社2 の総資産額 分割する 会社1の 総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	0	0	0	0	0	0	0
10億円以上 50億円未満	0	0	0	0	0	0	0
50億円以上 100億円未満	0	1	0	0	0	0	1
100億円以上 500億円未満	0	0	0	0	0	0	0
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0	0	0
1000億円以上	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	1	0	0	0	0	1

(注) 共同新設分割をする会社のうち、総資産額が最も大きい会社を「分割する会社1」、その次に大きい会社を「分割する会社2」とした。また、2社以上からの吸収分割、すなわち分割する会社が2社以上である場合には、総資産額が最も大きい分割する会社を基準とした。

第8表 国内売上高合計額吸収分割届出受理件数

分割する会社の 国内売上高合 計額（又は 分割対象部 分に係る 国内売上高） 承継する 会社の国内 売上高合計額	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
50億円以上 200億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
200億円以上 500億円未満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
500億円以上 1000億円未満	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2)
1000億円以上 5000億円未満	0 (3)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (4)
5000億円以上 1兆円未満	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
1兆円以上 5兆円未満	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (4)
5兆円以上	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
合計	1 (10)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	1 (12)

(注) () 外は事業の全部を承継する会社に係る国内売上高合計額による件数であり、() 内は事業の重要部分を承継する会社の分割対象部分に係る国内売上高による件数である（内数ではない。）。

第9表 総資産額別吸収分割届出受理件数

分割する会社 の総資産額 承継する 会社の 総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	1	2	0	0	2	1	6
10億円以上 50億円未満	0	0	0	0	0	0	0
50億円以上 100億円未満	0	0	0	0	0	0	0
100億円以上 500億円未満	0	0	2	0	0	1	3
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0	0	0
1000億円以上	0	1	1	0	0	2	4
合計	1	3	3	0	2	4	13

(注) 2社以上からの吸収分割，すなわち分割する会社が2社以上である場合には，総資産額が最も多い分割する会社を基準とした。

第10表 国内売上高合計額別共同株式移転届出受理件数

株式移転 会社2の 国内売上 高合計額 株式移転 会社1の 国内売上 高合計額	50億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	0	0				0
500億円以上 1000億円未満	0	0	0			0
1000億円以上 5000億円未満	0	0	1	1		2
5000億円以上 1兆円未満	0	1	0	0	0	1
1兆円以上 5兆円未満	0	0	0	0	0	0
5兆円以上	0	0	0	0	0	0
合計	0	1	1	1	0	3

(注) 共同株式移転をする会社のうち，国内売上高合計額が最も大きい会社を「株式移転会社1」，その次に大

きい会社を「株式移転会社2」とした。

第11表 総資産額別共同株式移転届出受理件数

株式移転会社2 の総資産額 株式移転 会社1の 総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	0	0	0	0	0	0	0
10億円以上 50億円未満	0	0	0	0	0	0	0
50億円以上 100億円未満	0	0	0	0	0	0	0
100億円以上 500億円未満	0	1	1	0	0	0	2
500億円以上 1000億円未満	0	0	0	0	0	0	0
1000億円以上	0	1	0	0	0	0	1
合計	0	2	1	0	0	0	3

(注) 共同株式移転をする会社のうち、総資産額が最も大きいものを株式移転会社1、その次に大きいものを株式移転会社2とした。

第12表 国内売上高合計額別事業譲受け等届出受理件数

譲受け対象部分 に係る国内 売上高 譲受け 会社の国内 売上高合計額	30億円以上 200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上 5000億円未満	5000億円以上	合計
200億円以上 500億円未満	1	0	0	0	0	1
500億円以上 1000億円未満	3	0	0	0	0	3
1000億円以上 5000億円未満	9	0	0	0	0	9
5000億円以上 1兆円未満	1	0	0	0	0	1
1兆円以上 5兆円未満	4	0	1	1	0	6
5兆円以上	1	0	0	0	0	1
合計	19	0	1	1	0	21

(注) 2社以上からの事業譲受け等、すなわち譲渡会社が2社以上である場合には、譲受け対象部分に係る国内売上高が最も大きい譲渡会社を基準とした。

第13表 総資産額別事業譲受け等届出受理件数

譲渡会社の 総資産額 譲受会社の 総資産額	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上 500億円 未満	500億円 以上 1000億円 未満	1000億円 以上	合計
10億円未満	0	3	2	1	0	2	8
10億円以上 50億円未満	0	0	0	0	0	0	0
50億円以上 100億円未満	0	0	0	0	1	0	1
100億円以上 500億円未満	1	3	0	0	0	2	6
500億円以上 1000億円未満	0	1	0	1	0	0	2
1000億円以上	0	1	0	1	1	1	4
合計	1	8	2	3	2	5	21

(注) 2社以上からの事業譲受け等，すなわち譲渡会社が2社以上である場合には，総資産額が最も大きい譲渡会社を基準とした。

第14表 業種別届出受理件数

業種別	株式取得	合併	分割	共同株式移転	事業譲受け等	合計
農 林 ・ 水 産 業	0	0	0	0	0	0
鉱 業	1	0	0	0	0	1
建 設 業	1	0	0	0	2	3
製 造 業	43	2	3	0	6	54
食 料 品	6	0	0	0	1	7
織 維	1	0	0	0	0	1
木 材 ・ 木 製 品	0	0	0	0	0	0
紙 ・ パ ル プ	2	0	0	0	0	2
出 版 ・ 印 刷	0	0	0	0	0	0
化学・石油・石炭	11	0	0	0	3	14
ゴ ム ・ 皮 革	0	0	0	0	0	0
窯 業 ・ 土 石	1	0	0	0	0	1
鉄 鋼	3	0	1	0	0	4
非 鉄 金 属	2	0	0	0	0	2
金 属 製 品	0	0	0	0	0	0
機 械	13	1	2	0	1	17
そ の 他 製 造 業	4	1	0	0	1	6
卸 ・ 小 売 業	51	4	4	0	7	66
不 動 産 業	5	0	0	0	0	5
運輸・通信・倉庫業	26	0	0	0	2	28
サ ー ビ ス 業	8	0	1	0	0	9
金 融 ・ 保 険 業	9	0	1	0	0	10
電 気 ・ ガ ス 業	2	0	1	0	0	3
そ の 他	72	2	4	3	4	85
合 計	218	8	14	3	21	264

(注) 業種は、株式取得の場合には株式を取得した会社の業種に、合併の場合には合併後の存続会社の業種に、分割の場合には国内売上高合計額が最も大きい分割する会社又は事業を承継した会社の業種に、共同株式移転の場合には新設会社の業種に、事業譲受け等の場合には事業等を譲り受けた会社の業種によった。

第6 主要な事例

平成25年度における企業結合の主要事例は、次のとおりである。

事例1 イオン(株)による(株)ダイエーの株式取得

1 本件の概要

本件は、傘下にスーパーマーケット業等を営む会社を有する持株会社であるイオン(株) (以下「イオン」という。また、イオン及び同社と既に結合関係が形成されている会社でスーパーマーケット業を営む会社を併せて「イオンG」という。)がスーパーマーケット業を営む会社である(株)ダイエー (以下「ダイエー」という。また、ダイエー及び同社の子会社でスーパーマーケット業を営む会社を併せて「ダイエーG」という。また、イオンGとダイエーGを併せて「当事会社」という。)の株式を公開買付けの方法によ

り取得（以下「本件株式取得」という。）し、同社を子会社化することを計画したものである。関係法条は、独占禁止法第10条である。

本件においては、本件株式取得が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと判断した。審査結果の詳細は、後記2から5までのとおりである。

2 本件株式取得により強化される結合関係

イオンはダイエーの議決権の20%弱を保有し、議決権保有比率の順位が第2位であるところ、イオンとダイエーとの間に役員兼任関係や業務提携関係が存在すること等の状況から、イオンとダイエーの間には一定の結合関係が既に形成されていると認められる。本件株式取得により、イオンはダイエーの議決権を追加取得し、同社を子会社化することとなり、イオンとダイエーとの結合関係が強まると認められることから、当該結合関係の強化が競争に与える影響について検討を行った。

3 一定の取引分野

(1) 役務範囲

スーパーマーケットには、食料品、日用品、衣料品等の幅広い商品を取り扱う総合スーパー（以下「GMS」という。）と、食料品を中心に扱う食品スーパーとがあるところ、当事会社は、いずれもGMS及び食品スーパーの両方を展開している。GMS及び食品スーパーはいずれも、生鮮食料品を中心とした食料品の品ぞろえを充実させ、そうした食料品の購入者を主たるターゲットとして事業を行っており、GMSや食品スーパーを営む事業者は、GMSはGMSとの間で、また、食品スーパーは食品スーパーとの間で専ら競争しているわけではなく、形態がGMSか食品スーパーかにかかわらず競争している実態にあると認識している。また、消費者も、食料品の購入においては、スーパーマーケットの形態を区別することなく購入店舗を選択している実態にあると認められる。

スーパーマーケットと同様の商品を取り扱う業態として、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター等があり、近年、これらの業態においても、食料品の取扱いを増やすなど、業態間の垣根は低くなってきているという実態にあるが、これらの業態では、スーパーマーケットが強みとしている生鮮食料品等の品ぞろえは依然としてスーパーマーケットほど充実しておらず、消費者は、スーパーマーケットとこれらの業態とを目的に応じて使い分けていると認められる。

以上から、「スーパーマーケット業」を役務範囲として画定した。

(2) 地理的範囲

スーパーマーケット業を営む事業者間の競争は店舗ごとに行われていると認められるところ、各事業者は、来店客調査等の情報から各店舗に頻繁に来店する消費者が居住している範囲を商圈として設定し、チラシ配布、競合店調査等を行う際の目安としている。この商圈の範囲は、店舗の立地状況（都市部か郊外か）、規模等によって多少の相違がある。

本件では、各店舗の立地状況、規模等に基づき、各店舗の商圈と考えられる円形の範囲（店舗により異なるが、店舗から半径500m～3kmの円の範囲）を地理的範囲として画定した。

4 本件株式取得が競争に与える影響

(1) 各地理的範囲における競争状況

ア 各地理的範囲における競争状況の概観

ダイエーGの各店舗を中心とする地理的範囲において、当事会社の店舗が競合している地理的範囲は約 260 存在する。これらの地理的範囲について、スーパーマーケットの各店舗の市場シェアを算出すること（したがって、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当するかどうか判断すること）は技術的に困難であるが、一般に、同一の地理的範囲内における店舗数が多いほど競争が活発であると考えられ、これらの地理的範囲のうち競争事業者の店舗数が少ない地理的範囲ほど、本件株式取得が競争に与える影響は大きいといえる。

スーパーマーケット業では、一般的に、規模の大きい店舗の方が品ぞろえが豊富なことから、集客力が高く、競争力があるといえる。また、消費者は、自宅からの距離を最重要視してスーパーマーケットの店舗を選択していることもあり、スーパーマーケットの各店舗は、同一の地理的範囲内に競争事業者の競争力のある店舗が複数ある場合でも、特に近接して立地している店舗との間でより活発に競争を行っている実態にある。

スーパーマーケット業を営む事業者は、自店及び近隣の競争事業者の店舗の立地状況、規模等を考慮して、主たる競争相手となる競争事業者の店舗を競合店として設定し、当該店舗との間で活発な競争を行っている。このため、一方の当事会社の店舗が他方の当事会社の店舗を競合店として設定しているような場合には、当該店舗間で活発な競争が行われている場合もあり、本件株式取得によりそのような活発な競争関係が消滅するときには、それだけ競争に与える影響が大きいといえる。ただし、後記(4)のとおり、ダイエーは業績不振に陥っており、このため事業能力も限定的で、多くの地理的範囲において、イオンGの店舗とダイエーGの店舗との間の競争と比較して同等又はより活発な競争が、イオンGの店舗と別の競争事業者の店舗との間で行われている実態にあると認められる。

当事会社の店舗が競合する約 260 の地理的範囲のうち、一方の当事会社の店舗が他方の当事会社の店舗を競合店として設定している地理的範囲や、競争事業者の店舗が少ない地理的範囲など、個別の検討を要する地理的範囲は約 100 存在する。

（注）スーパーマーケット業を営む事業者の一般的な価格設定行動をみると、都道府県の範囲又はそれを超える範囲に立地する店舗において、基本的に統一的な価格設定を行っている実態にあることから、店舗を中心とした円形の地理的範囲の競争状況のほかに、各都道府県の範囲の競争状況についても検討を行ったところ、当事会社の店舗が多数を占めるなどにより当事会社の競争力が著しく高まるような都道府県は認められなかった。

イ 個別の検討を要する地理的範囲における競争状況

個別の検討を要する約 100 の地理的範囲について、各地理的範囲や実際の商圈（以下「実勢商圈」という。）における当事会社の店舗及び競争事業者の店舗の立地状況、規模等の情報、当事会社による来店客調査の結果等に基づき、本件株式取得が競争に与える影響について検討を行った。

その結果、いずれの地理的範囲についても、①当事会社の店舗が規模等の面で競争力が弱い中で、競争事業者の競争力のある店舗が存在する、②当事会社の店舗が同一の地理的範囲内で離れて立地している中で、当事会社の店舗に近接して競争事業者の競争力のある店舗が存在する、③当事会社の店舗が近接して立地しており、当該店舗間で活発な競争が行われているが、実勢商圈内に競争事業者の競争力のある店舗が存在し、当事会社の店舗を利用する消費者が当該競争事業者の店舗にも買い回っている実態にある等の状況にあり、本件株式取得後も、当事会社の店舗と競争事業者の競争力のある店舗との間で、引き続き活発な競争が行われると認められる。

(2) 参入圧力

事業者が新規にスーパーマーケット業に参入する場合の障壁について、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食肉販売業の許可等、各種法令に基づく多くの許可等を得る必要があるが、これらの許可等の取得が制度上の参入障壁となっているとは認められない。

また、スーパーマーケット業を営む事業者が新規に出店する場合の出店障壁について、標準的な売場面積の店舗を出店する場合、投資規模は数億円程度であり、一般的に数年程度で回収できる金額であるとされており、投資規模が出店障壁となっているとは認められない。

周辺地域の生活環境を保持するため、店舗面積が1,000㎡を超える小売店舗を設置しようとする者は、あらかじめ都道府県や政令指定都市に対して大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に基づく届出が必要であるところ、多くの届出が提出されている。また、届出の対象外である店舗面積が1,000㎡以下のスーパーマーケットの新規出店も多く行われている。

以上の状況から、参入圧力が一定程度働いていると認められる。

(3) 隣接市場からの競争圧力

ア 他業態（コンビニエンスストア等）からの競争圧力

スーパーマーケットの店舗で販売されている商品については、品ぞろえに多少の差があるものの、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホームセンター等の他業態の店舗でも販売されている。これらの他業態の店舗は、スーパーマーケットが強みとしている生鮮食料品等の品ぞろえ面でスーパーマーケットの店舗に劣るが、当事会社の店舗とこれらの他業態の店舗との間では、共通して取り扱う商品について、特売の実施等による価格競争やサービス競争が一定程度行われていると認められる。

したがって、これらの他業態からの競争圧力が一定程度働いていると認められる。

イ 地理的隣接市場からの競争圧力

消費者は、通常の買い回る範囲を超えた地域に所在するスーパーマーケットの店舗を利用することもあるところ、前記3の(2)で画定した地理的範囲に隣接する地域には、スーパーマーケット業を営む他の事業者の店舗が存在しており、当事会社の店舗とこれら隣接地域に所在する競争事業者の店舗との間でも、特売の実施等による価格競争やサービス競争が一定程度行われていると認められる。

したがって、地理的隣接市場からの競争圧力が一定程度働いていると認められる。

(4) **ダイエーの経営状況**

ダイエーは、平成 25 年 2 月期までの過去 5 期のうち 3 期において経常損失を計上し、また、5 期連続で当期純損失を計上するなど、業績不振に陥っており、このため事業能力も限定的で、多くの地理的範囲において、イオンGの店舗とダイエーGの店舗との間の競争と比較して同等又はより活発な競争が、イオンGの店舗と別の競争事業者の店舗との間で行われている実態にあると認められる。

5 結論

当事会社の店舗が競合する地理的範囲のうち、一方の当事会社の店舗が他方の当事会社の店舗を競合店として設定している地理的範囲や、競争事業者の店舗が少ない地理的範囲など、個別の検討を要する地理的範囲のいずれにおいても、本件株式取得後に、当事会社の店舗と競争事業者の競争力のある店舗との間で、引き続き活発な競争が行われると認められるほか、参入圧力及び隣接市場からの競争圧力が一定程度働いていると認められることから、本件株式取得により、当事会社の単独行動又は競争事業者との協調的行動によって競争が実質的に制限されることとはならないと認められる。

事例 2 三菱重工業(株)と(株)日立製作所の火力発電システム事業の統合

1 本件の概要

本件は、①機器製造業等を営む会社である三菱重工業(株)（以下「三菱重工業」という。また、三菱重工業を最終親会社とする企業結合集団を「三菱重工業G」という。）がMHパワーシステムズ(株)（以下、本件統合前のMHパワーシステムズ(株)を「MHパワーシステムズ」と、本件統合後の同社を「統合会社」という。）に、三菱重工業Gの火力発電システム事業（注1）を吸収分割により承継させ、②機器製造業等を営む会社である(株)日立製作所（以下「日立製作所」という。また、日立製作所を最終親会社とする企業結合集団を「日立製作所G」という。また、三菱重工業Gと日立製作所Gを併せて「当事会社」という。）がMHパワーシステムズに、日立製作所Gの火力発電システム事業を吸収分割により承継させることにより、火力発電システム事業の統合（以下「本件統合」という。）を計画したものである。

なお、本件統合では、前記②について、MHパワーシステムズ及び日立製作所から吸収分割に関する計画の届出があった。関係法条は、独占禁止法第15条の2である。

（注1） 火力発電システム事業とは、火力発電プラントを構成するボイラー、蒸気タービン、ガスタービン等の機器の製造販売事業等並びに火力発電プラントの設計及び建設事業の総称をいう。

2 一定の取引分野

(1) **商品・役務範囲**

火力発電プラントには、主に、石炭等を燃焼させ、その熱によって発生させた蒸気力で蒸気タービンを回転させて発電する汽力発電プラントと、液化天然ガス（LNG）等のガス燃料を燃焼させてガスタービンを回転させて発電した後に、その排熱を回収して発生させた蒸気力で蒸気タービンを回転させて発電するガスタービンコンバインドサイクル（以下「GTCC」という。）発電プラントがある。

ア 汽力発電プラント

汽力発電プラントは、ボイラーや蒸気タービンといった個別の機器により構成される発電プラントであり、発電プラント全体の性能は、中核となるボイラー及び蒸気タービンの性能によって左右される。

需要者が汽力発電プラントを発注する場合、ボイラーや蒸気タービンといった個別の機器を分割して発注（以下「分割発注」という。）する場合と、ボイラーや蒸気タービンといった個別の機器を含め汽力発電プラント全体の設計や機器調達等の役務をまとめて発注（以下「一括発注」という。）する場合とがある。分割発注の場合、各機器を連係させる業務等は需要者自らが行う必要があり、分割発注できる需要者は、汽力発電プラントに関する知見を有する需要者に限定される。

汽力発電プラントが分割発注される場合、ボイラーや蒸気タービンといった機器ごとに調達されることから、商品範囲は機器ごとに画定されることとなる。他方、汽力発電プラントが一括発注される場合、役務範囲は汽力発電プラントを供給する事業（以下「汽力発電プラント供給事業」という。）として画定されることとなる。以下では、汽力発電プラント供給事業について検討する。

汽力発電プラントが一括発注される場合、発電プラント全体の性能を左右するボイラー又は蒸気タービンのメーカーが、汽力発電プラント供給事業を行っている（以下、プラント供給事業を行う事業者を「プラントメーカー」という。）。

汽力発電プラントは、大規模な出力を有する超臨界圧ボイラー及び大型蒸気タービンを用いた超臨界圧火力発電プラントと、中小規模の出力を有する亜臨界圧ボイラー及び中小型蒸気タービンを用いた亜臨界圧火力発電プラントに大別される。超臨界圧火力発電プラントの調達を検討している需要者が、超臨界圧火力発電プラントの代わりに出力が小さい亜臨界圧火力発電プラントを複数調達することはなく、また、亜臨界圧火力発電プラントの調達を検討している需要者が、亜臨界圧火力発電プラントで足りる出力を得るために、より高価な超臨界圧火力発電プラントを調達することはない。

また、超臨界圧火力発電プラントで用いられる機器は、亜臨界圧火力発電プラントで用いられる機器よりも高度な技術により製造されており、発電プラント全体の設計も両プラントで大きく異なるため、それぞれの汽力発電プラント供給事業を行うに当たり求められる能力が異なる。さらに、ボイラー又は蒸気タービンのメーカーが汽力発電プラント供給事業を行っているところ、超臨界圧火力発電プラントに用いられるこれら機器のメーカーと、亜臨界圧火力発電プラントに用いられるこれら機器のメーカーとは異なる。このため、超臨界圧火力発電プラントを供給する事業（以下「超臨界圧火力発電プラント供給事業」という。）を行うプラントメーカーと、亜臨界圧火力発電プラントを供給する事業（以下「亜臨界圧火力発電プラント供給事業」という。）を行うプラントメーカーの顔ぶれは、大きく異なる。

したがって、超臨界圧火力発電プラント供給事業と亜臨界圧火力発電プラント供給事業との間に需要者にとっての代替性及び供給者にとっての代替性は認められず、「超臨界圧火力発電プラント供給事業」及び「亜臨界圧火力発電プラント供給事業」をそれぞれ役務範囲として画定した。ただし、当事会社は亜臨界圧火力発電プラント供給事業の取引分野で競合しないことから、以下では超臨界圧火力発電プラ

ント供給事業について検討する。

イ G T C C発電プラント

G T C C発電プラントは、ガスタービンや蒸気タービンといった個別の機器により構成される発電プラントである。発電プラント全体の性能は、ガスタービン及び蒸気タービンによって左右され、このうち、特にガスタービンが中核となる機器であり、その性能が重視されている。

G T C C発電プラントは、常に一括発注されており、ガスタービンメーカー又は蒸気タービンメーカーが、プラントメーカーとして、G T C C発電プラントを供給する事業（以下「G T C C発電プラント供給事業」という。）を行っている。

G T C C発電プラントは、大規模な出力を有する大型ガスタービンを用いた大型G T C C発電プラントと、中小規模の出力を有する中小型ガスタービンを用いた中小型G T C C発電プラントに大別される。

大型G T C C発電プラントの調達を検討している需要者が、大型G T C C発電プラントの代わりに出力が小さい中小型G T C C発電プラントを複数調達することはなく、また、中小型G T C C発電プラントの調達を検討している需要者が、中小型G T C C発電プラントで足りる出力を得るために、より高価な大型G T C C発電プラントを調達することはない。

また、大型G T C C発電プラントで用いられる機器は、中小型G T C C発電プラントで用いられる機器よりも高度な技術により製造されており、発電プラント全体の設計も両プラントで大きく異なるため、それぞれのG T C C発電プラント供給事業を行うに当たり求められる能力が異なる。さらに、ガスタービン又は蒸気タービンのメーカーがG T C C発電プラント供給事業を行うところ、大型G T C C発電プラントに用いられるこれら機器のメーカーと、中小型G T C C発電プラントに用いられるこれら機器のメーカーとは異なる。このため、大型G T C C発電プラント供給事業を行うプラントメーカーと、中小型G T C C発電プラント供給事業を行うプラントメーカーの顔ぶれは、大きく異なる。

したがって、大型G T C C発電プラント供給事業と中小型G T C C発電プラント供給事業との間に需要者にとっての代替性及び供給者にとっての代替性は認められず、「大型G T C C発電プラント供給事業」及び「中小型G T C C発電プラント供給事業」をそれぞれ役務範囲として画定した。ただし、当事会社の中小型G T C C発電プラント供給事業の取引分野での競合関係は極めて限定的であることから、以下では大型G T C C発電プラント供給事業について検討する。

(2) 地理的範囲（超臨界圧火力発電プラント供給事業及び大型G T C C発電プラント供給事業）

国内のプラントメーカーは、国内の需要者のみならず海外の需要者にも役務を提供している。一方、国内の需要者は、調達先を選定するに当たっては、国内における過去の納入実績やメンテナンス体制の有無といった点を勘案しており、国内の需要者の要求を満たす調達先は、国内のプラントメーカーに限定される。

したがって、地理的範囲は日本全国（日本全国の需要者向け市場）として画定した。

3 本件統合が競争に与える影響

以下、超臨界圧火力発電プラントが一括発注される場合の「超臨界圧火力発電プラント供給事業」、常に一括発注される大型G T C C発電プラントに係る「大型G T C C発電プラント供給事業」の順に検討する。

その際、超臨界圧火力発電プラント及び大型G T C C発電プラントは、従来、一般電気事業者（注2）等の大規模需要者が直接の需要者であったところ、今後、一般電気事業者が1メガワット以上の火力電源を自社で新設等しようとする場合は、火力電源調達入札（以下「I P P入札」という。）（注3）を実施することとなり、これら発電プラントは、専らI P P入札に関連して発注されることが考えられることから、以下の検討では、I P P入札を前提として検討を行う。

（注2） 東京電力株式会社、関西電力株式会社等10社をいう。

（注3） 平成24年9月に、資源エネルギー庁が「新しい火力電源入札の運用に係る指針」（平成25年5月17日改訂）を策定・公表し、一般電気事業者が1メガワット以上の火力電源を自社で新設・増設・リプレースしようとする場合は、原則全ての火力電源について、入札を実施すべきものとされた。

I P P入札とは、これを受けて行われる入札を指す。I P P入札と発電プラントの調達については、後記(1)ウの図を参照。

(1) 超臨界圧火力発電プラント供給事業

ア 超臨界圧火力発電プラント供給事業を行うプラントメーカーの概要

前記2(1)アのとおり、超臨界圧火力発電プラント供給事業は、発電プラント全体の性能を左右する超臨界圧ボイラー又は大型蒸気タービンのメーカーが、プラントメーカーとして行っている。プラントメーカーは、自社が製造している機器については自社の機器を用いて超臨界圧火力発電プラント供給事業の受注を目指すところ、当事会社はいずれも、超臨界圧ボイラー及び大型蒸気タービンを製造している。

一方、超臨界圧ボイラー及び大型蒸気タービンのうちいずれか一方しか自社で製造していないメーカーが、プラントメーカーとして超臨界圧火力発電プラント供給事業の受注を目指す場合、個別案件ごとに、自社が製造していない機器を製造するメーカーの協力を得る必要がある。協力するメーカーは必ずしも固定されているわけではなく、案件により変わることもある。また、協力するメーカーには、国内メーカーのほか、有力な海外のメーカーも存在する。

イ 競争事業者の状況等

過去10年間に於いて超臨界圧火力発電プラントが一括発注された実績（超臨界圧火力発電プラント供給事業が発注された実績）は数件しかなく、従来、三菱重工業G、日立製作所G及びA社による活発な競争が行われてきたが、最近になって、B社が参入した。

本件統合により、競争単位が一つ減ることとなるが、各事業者とも供給余力を有しており、統合会社と有力な競争事業者であるA社との間で引き続き活発な競争が展開されるほか、最近参入したB社も統合会社に対する牽制力として機能するものと考えられる。

また、プラントメーカーごとに、設計する超臨界圧火力発電プラントに特徴があり、超臨界圧火力発電プラント供給事業は差別化が図られていることから、競争事業者との協調的行動がとられ難い役務であると考えられる。

ウ IPP入札が競争に与える影響

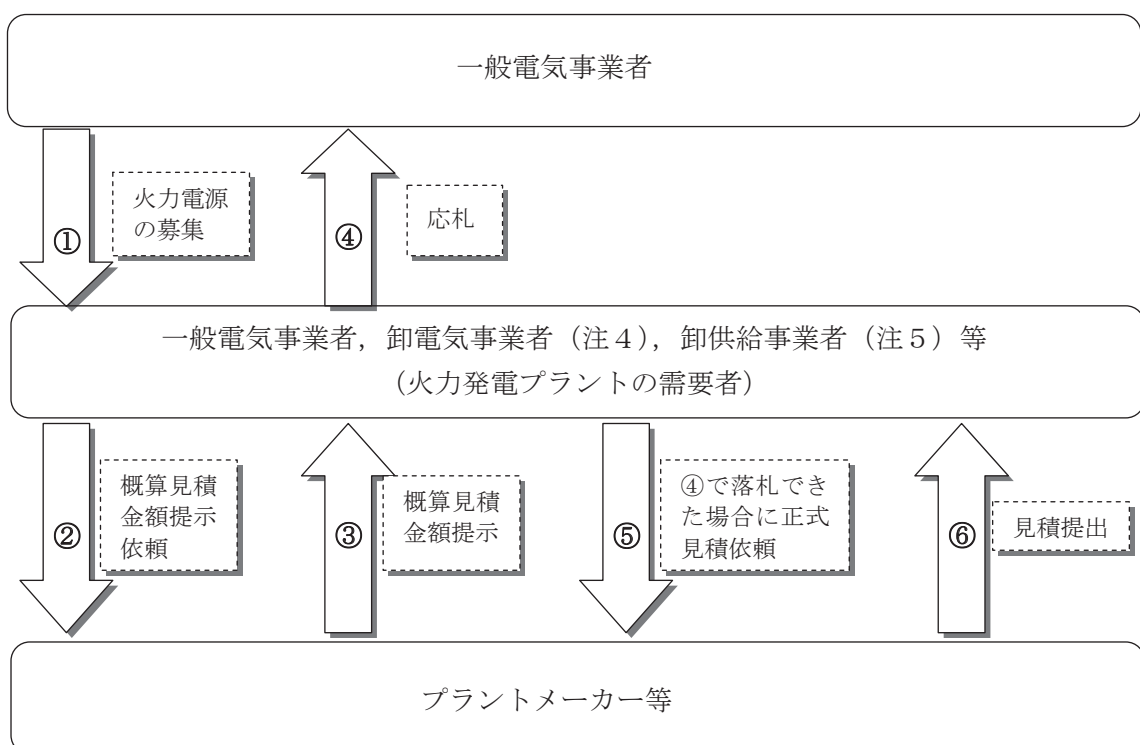
IPP入札においては、一般電気事業者を発注者として、複数の事業者が当該一般電気事業者への電力の供給を目指して応札するところ、IPP入札において落札できた事業者がプラントメーカーに対して、超臨界圧火力発電プラント供給事業を発注することとなる。

IPP入札に参加する事業者は、プラントメーカーに概算見積金額の提示を依頼するところ、複数の事業者が同じIPP入札に参加する場合であっても、建設を予定する超臨界圧火力発電プラントの規模は異なり、また、事業者ごとに概算見積金額の提示を依頼するプラントメーカーは異なり得る。

プラントメーカーが、IPP入札に参加する事業者に対し、高い概算見積金額を提示するなどにより、当該事業者が競争力を失えば、当該事業者は採算が取れないとしてIPP入札への応札を断念したり、IPP入札に参加しても落札できない可能性があり、その場合、結果としてプラントメーカーは、当該事業者に超臨界圧火力発電プラントを納入することはできないこととなる。

このように、IPP入札により、これまでよりも競争の形態が複雑化し、このことが、統合会社の単独行動及び競争事業者との協調的行動に対する一定の牽制力となると考えられる。

図 IPP入札と発電プラントの調達の流れ



（注4）一般電気事業者に電力を供給し、その発電設備の出力合計が2,000メガワットを超える事業者で経済産業大臣から許可を受けた者をいう。

（注5）一般電気事業者に電力を供給し、電力供給契約期間が10年以上かつ1メガワット超の電力供給又は電力供給契約期間が5年以上かつ100メガワット超の電気の供給を行う者をいう（一般に、IPP事業者〔Independent Power Producer〕とも呼ばれる）。

エ 参入圧力

前記イのとおり、最近B社が参入したほか、超臨界圧火力発電プラント供給事業への参入を検討している事業者がほかにも存在することから、参入圧力が一定程度働いていると認められる。

オ 需要者からの競争圧力

需要者は、超臨界圧火力発電プラントの発注に当たり、見積り合わせ等の方法により第一交渉権（優先交渉権）を与えるプラントメーカーを選定し、当該第一交渉権を与えたプラントメーカーとの間で更に価格交渉し、合意した価格で契約を締結している。

超臨界圧火力発電プラントを発注するのは大規模需要者であり、これら需要者は、過去の調達時の実績や他メーカーの見積金額等の情報を基に、自社が発注する発電プラントについて、適正と考える金額の水準を算定する能力を有しており、当該適正と考える金額の水準に近づけるようプラントメーカーとの間で価格交渉している。

また、超臨界圧火力発電プラントは、近年発注件数が少なく、プラントメーカーは、国内での数少ない発注案件を受注できるよう、ある程度需要者の主張を踏まえながら価格交渉等を行っており、需要者から合理的な根拠に基づく値下げ要求が行われた場合等には、当該要求に応じている状況がうかがえる。

さらに、I P P入札により、需要者は、超臨界圧火力発電プラントの調達に当たり、これまで以上にコストを重視する結果、より厳しい態度で価格交渉に臨むこととなると考えられる。

以上から、需要者からの競争圧力は強いと認められる。

カ 独占禁止法上の評価

本件統合により、超臨界圧火力発電プラント供給事業における競争単位が一つ減るものの、統合会社と有力な競争事業者や牽制力のある競争事業者との間で引き続き活発な競争が展開されることが考えられるほか、参入圧力が一定程度働いていること、需要者からの競争圧力が強く働いていること、I P P入札が競争を活発化させる方向に作用すると考えられることから、本件統合により、統合会社の単独行動及び競争事業者との協調的行動によって超臨界圧火力発電プラント供給事業の取引分野における競争が実質的に制限されることとはならないと認められる。

(2) 大型G T C C発電プラント供給事業

ア 当事会社の地位、競争事業者の状況等

過去10年間に於いて大型G T C C発電プラントが一括発注された実績（大型G T C C発電プラント供給事業が発注された実績）は30件弱存在するところ、各プラントメーカーの市場シェアは、下表のとおりである。本件統合後の当事会社の合算市場シェアは約70%（第1位）、H H Iは約5,600、H H I増分は約1,800であり、水平型企業結合のセーフハーバー基準に該当しない。

【過去10年間の大型G T C C発電プラント供給事業における市場シェア】

順位	会社名	市場シェア
1位	三菱重工業G	約50%
2位	C社	約30%
3位	日立製作所G	約20%
4位	D社	約0-5%
合計		100%

(*) 出力ベース

前記2(1)イのとおり、大型G T C C発電プラントは、中核となる機器である大型ガスタービンの性能が重視されるところ、大型G T C C発電プラント供給事業においては、価格競争のほか、プラント性能を高めるための技術開発競争が活発に行われており、大型ガスタービンメーカーにより高効率のガスタービンの製品開発競争が行われている。

三菱重工業G以外のプラントメーカーは自社で大型ガスタービンを製造しておらず、海外メーカーの大型ガスタービンを調達した上で、需要者のニーズに対応した大型G T C C発電プラントを構成し、供給している。日立製作所Gは、大型ガスタービンを自社で製造していないことに加え、同社が過去に納入した機器の事故等の影響もあり、競争力は限定的である。

本件統合により、競争単位が一つ減ることとなるが、各事業者とも供給余力を有しており、市場シェア約30%を有するC社は高効率の大型G T C C発電プラント等に強みを持つなど有力な競争事業者であり、引き続き統合会社とC社との間で活発な競争が展開されると考えられる。また、D社も近年、プラントメーカーとして存在感を増してきている状況にあり、統合会社に対する牽制力として機能するものと考えられる。

また、プラントメーカーごとに、設計する大型G T C C発電プラントに特徴があり、大型G T C C発電プラント供給事業は差別化が図られていることから、競争事業者との協調的行動がとられ難いと考えられる。

さらに、I P P入札が、統合会社の単独行動及び競争事業者との協調的行動に対する一定の牽制力となり得るのは、前記(1)ウの超臨界圧火力発電プラント供給事業と同様である。

イ 需要者からの競争圧力

前記(1)オの超臨界圧火力発電プラント供給事業と同様の状況であり、需要者からの競争圧力は強いと認められる。

ウ 独占禁止法上の評価

本件統合により、大型G T C C発電プラント供給事業における競争単位が一つ減るものの、日立製作所Gの競争力が限定的な中で、統合会社と有力な競争事業者や牽制力のある競争事業者との間で引き続き活発な競争が展開されると考えられるほか、需要者からの競争圧力が強く働いていること、I P P入札が競争を活発化させ

る方向に作用すると考えられることから、本件統合により、統合会社の単独行動及び競争事業者との協調的行動によって大型G T C C発電プラント供給事業の取引分野における競争が実質的に制限されることとはならないと認められる。

4 結論

以上の状況から、本件統合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

第8章 不公正な取引方法への取組

第1 概説

独占禁止法は、第19条において事業者が不公正な取引方法を用いることを禁止しているほか、事業者及び事業者団体が不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的契約を締結すること、事業者団体が事業者の不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること、会社及び会社以外の者が不公正な取引方法により株式を取得し又は所有すること、会社が不公正な取引方法により役員の兼任を強制すること、会社が不公正な取引方法により合併すること等の行為を禁止している（第6条、第8条第5号、第10条第1項、第13条第2項、第14条、第15条第1項、第15条の2第1項第2号及び第16条第1項）。不公正な取引方法として規制される行為の具体的な内容は、公正取引委員会が告示により指定することとされてきたが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号。以下「平成21年独占禁止法改正法」という。）により、これまで「不公正な取引方法」（昭和57年公正取引委員会告示第15号）により指定されていたもののうち、共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束及び優越的地位の濫用の全部又は一部が法定化され（第2条第9項第1号から第5号）、新たに課徴金納付命令の対象となった（第20条の2から第20条の6）。

不公正な取引方法に対する取組に関しては、前記規定に違反する事件の処理のほか、不公正な取引方法の指定に関する調査、不公正な取引方法に関する説明会の開催等の普及・啓発活動、不公正な取引方法を防止するための指導業務等がある。また、不公正な取引方法に関する事業者からの相談に積極的に応じることにより違反行為の未然防止に努めている。

第2 不当廉売に対する取組

企業の効率性によって達成した低価格で商品を提供するのではなく、採算を度外視した低価格によって顧客を獲得しようとすることは、独占禁止法の目的からみて問題がある場合があり、公正な競争秩序に悪影響を与えるときは、不公正な取引方法の一つである不当廉売として規制される。

公正取引委員会は、以前から、不当廉売に対し、厳正かつ積極的に対処することとしている。

1 不当廉売事案への対処

(1) 処理方針

小売業における不当廉売事案については、①申告のあった事案に関しては、処理結果を通知するまでの目標処理期間を原則2か月以内として迅速処理することとし、繰り返し注意を受ける事業者に対しては、事案に応じて、責任者を招致した上で直接注意を行うほか、②大規模な事業者による事案又は繰り返し行われている事案で、周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについては、周辺の販売業者の事業活動への

影響等について個別に調査を行い、問題のみられる事案については厳正に対処することとしている。

(2) 処理の状況

平成25年度においては、酒類、石油製品、家庭用電気製品等の小売業において、不当廉売につながるおそれがあるとして合計1,366件の事案に関して注意（迅速処理（注）によるもの）を行った（第1表参照）。

例えば、酒類を総販売原価が十分に賄えない対価で繰り返し販売したが、供給に要する費用を著しく下回っていたとはいえない事案において、担当者を招致して直接注意した事例があったほか、石油製品を供給に要する費用を著しく下回る対価で販売したものの、ごく短期間にとどまるものであった事案について、責任者に対して直接注意した事例があった。

（注） 申告のあった不当廉売事案に対し可能な限り迅速に処理する（原則2か月以内）という方針に基づいて行う処理をいう。

第1表 平成25年度における不当廉売事案の注意件数（迅速処理によるもの）

（単位：件）

	酒類	石油製品	家庭用電気製品	その他	合計
注意件数	847	452	29	38	1,366

2 規制基準の明確化

公正取引委員会は、昭和59年に「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」を公表し、その後、個別の業種（酒類、ガソリン等及び家庭用電気製品）についてその取引実態を踏まえたガイドラインを順次公表することにより、不当廉売規制の考え方を明らかにしてきた。

平成21年独占禁止法改正法により、不当廉売が新たに課徴金納付命令の対象となったこと等に伴い、公正取引委員会は、不当廉売の要件に関する解釈を更に明確化すること等により、法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性をより向上させるため、これらのガイドラインを改定し、平成21年12月18日に公表した。

第3 優越的地位の濫用に対する取組

自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、取引の相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える行為（優越的地位の濫用）は、自己と競争者間及び相手方とその競争者間の公正な競争を阻害するおそれがあるものであり、不公正な取引方法の一つとして禁止されている。

公正取引委員会は、以前から、優越的地位の濫用に対し、厳正かつ効果的に対処することとしている。

1 優越的地位の濫用への対処

公正取引委員会では、優越的地位の濫用行為に係る審査を効率的かつ効果的に行い、必要な是正措置を講じていくことを目的とした「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置し（平成21年11月）、審査を行っているところ、平成25年度においては、過去最高の58件の注意を行った。

2 中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野に係る実態調査等

公正取引委員会は、独占禁止法上問題となる個別の違反行為に対し、厳正に対処しているほか、中小事業者の取引の公正化を図る必要が高い分野について、実態調査等を実施し、普及・啓発に努めている。

(1) 外食事業者と納入業者との取引に関する実態調査の実施

公正取引委員会は、外食事業者と取引を行う納入業者5,586名を対象とする実態調査を実施し、平成25年5月27日に「外食事業者と納入業者との取引に関する実態調査報告書」を公表した。

調査結果によると、調査対象取引のうち10.7%の取引において、購入・利用強制等の優越的地位の濫用につながり得る行為が行われている実態がみられた。購入を要請される商品としては、おせち料理など季節商品の購入を要請されたとの回答が特に多かった。また、「食堂、レストラン」、「酒場、ビヤホール」及び「すし店」に該当する者が購入・利用強制を広く行っていた実態がみられた。さらに、取引先外食事業者の店舗の新規オープン等の際に、優越的地位の濫用につながり得る行為が行われている実態がみられた（詳細は後記 **5** を参照）。

調査結果を踏まえ、外食事業者が優越的地位の濫用を行うことのないようにするため、関係事業者団体に対して、本調査結果に示された問題点を指摘するとともに、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請した。その後、外食事業者と納入業者の取引の公正化を一層推進し、違反行為の未然防止を図るため、外食・中食事業者向けの業種別講習会を実施した。

(2) 物流センターを利用して行われる取引に関する実態調査の実施

公正取引委員会は、物流センターを利用して行われる取引について、卸売業者2,000名、製造業者2,000名及び小売業者500名を対象とする実態調査を実施し、平成25年8月8日に「物流センターを利用して行われる取引に関する実態調査報告書」を公表した。

調査結果によると、卸売業者は、小売業者との取引のうち23.2%において、製造業者は、小売業者との取引のうち18.0%、卸売業者との取引のうち16.9%において、優越的地位の濫用につながり得る行為を受けたと回答した。また、いずれの事業者間の取引においても、「センターフィーの負担要請の際、事前の協議の機会を与えられず、算出根拠、使途等を示されなかった」と卸売業者や製造業者が回答した割合が大きかった。さらに、センターフィーにより生じた費用の負担方法として、一部又は全部を製造業者にも負担してもらったという卸売業者の回答の割合が29.9%となっており、卸売業者が自社だけでは小売業者から要請される費用を負担しきれず、製造業者にも負担を要請している状況がみられた（詳細は後記 **6** を参照）。

調査結果を踏まえ、小売業者及び卸売業者が優越的地位の濫用を行うことのないよう

にするため、関係事業者団体に対して、本調査結果に示された問題点を指摘するとともに、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請した。その後、取引の公正化を一層推進し、違反行為の未然防止を図るため、小売業者向けの業種別講習会及び卸売業者向けの業種別講習会をそれぞれ実施した。

(3) 荷主と物流事業者との取引に関する書面調査の実施

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、平成16年3月8日、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（平成16年公正取引委員会告示第1号。以下「物流特殊指定」という。）を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化を図っている。

平成25年度においては、物流特殊指定の遵守状況及び荷主と物流事業者との取引状況を把握するため、荷主28,445名及び物流事業者13,465名を対象とする書面調査を実施した。

また、荷主と物流事業者の取引の公正化を推進し、違反行為の未然防止を図るため、物流事業者と取引のある荷主向けの業種別講習会を実施した。

3 優越的地位の濫用規制に係る講習会

公正取引委員会は、過去に優越的地位の濫用規制に対する違反がみられた業種、各種の実態調査で問題がみられた業種等の事業者に対して一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う業種別講習会を実施している。

平成25年度においては、合計40回（小売業者向け11回、卸売業者向け3回、物流事業者と取引のある荷主向け22回、外食・中食事業者向け4回）の講習会を実施した。

4 優越的地位の濫用規制に係る相談・指導

(1) 優越的地位の濫用規制に係る相談

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、優越的地位の濫用規制に係る相談を受け付けている。

平成25年度においては、471件の相談に対応した。

(2) 「中小事業者のための移動相談会」の実施

公正取引委員会は、下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会事務総局の職員が出向いて、優越的地位の濫用規制や下請法についての基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成25年度においては、全国16か所において実施した。

(3) コンプライアンス確立のための積極的な支援

公正取引委員会は、事業者等からの優越的地位の濫用規制に係る相談に応じるとともに、優越的地位の濫用規制の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に職員を講師として派遣している。

平成25年度においては、事業者団体等に36回講師を派遣するとともに、優越的地位の濫用規制に係るパンフレット、DVD等の資料を提供した。

また、優越的地位の濫用規制に係る講習会に参加することのできない事業者のため、優越的地位の濫用規制の概要を紹介する動画を公正取引委員会のウェブサイト上に掲載し、配信している。

5 外食事業者と納入業者との取引に関する実態調査報告書

(1) 調査の趣旨・方法等

ア 調査の趣旨

公正取引委員会は、優越的地位の濫用につながり得る事例が見受けられる取引分野について、その取引実態を把握するための調査を実施しているところ、これまでに、「大規模小売業者と納入業者との取引に関する実態調査報告書」（平成22年5月公表）において、「宿泊業者や外食事業者等との取引において何らかの不当とを感じる要請がある。」との回答がみられた。このうちホテル等の宿泊業者については、「ホテル・旅館と納入業者との取引に関する実態調査報告書」（平成24年5月公表）において、ホテル等による「クリスマスケーキ、おせち料理等の商品・サービスの購入・利用要請は広く行われており、その中には執拗・一方的なものも見受けられる。」とされている。

これらの実態調査報告書を踏まえると、外食事業者と納入業者との取引においても優越的地位の濫用につながり得る行為が行われているおそれがあることから、外食事業者と納入業者との取引実態について調査を実施した。

イ 調査方法

外食事業者（資本金5000万円超）に対し、継続的に商品・サービスを納入・提供している事業者（以下 **5** において「納入業者」という。）を対象として、平成23年7月1日から平成24年6月30日までを調査対象期間とする書面調査を実施するとともに、書面調査に回答した納入業者のうち、外食事業者からの要請等の内容を具体的に回答していた27名に対してヒアリングを実施した（第2表参照）。

第2表 書面調査の回答状況等

発送数（A）	回答数（B） （B／A）	調査対象納入業者数（注1）（注2）（C） （C／A）
5,586名	2,045名 (36.6%)	1,141名 (20.4%)

（注1） 回答のあった2,045名から、廃業をしている者や卸売業者を通じて外食事業者に商品を納入している者を除き、外食事業者に直接商品を納入等している事業者を調査対象納入業者としている。

（注2） 調査対象納入業者1,141名について、資本金規模をみると、1億円以下の者が全体の80.7%を占め、従業員規模をみると、100人以下の者が全体の74.2%を占めている。

ウ 調査内容

年間取引高上位5位までの取引先外食事業者（取引先外食事業者が5名に満たない場合は全て）との取引（注3）に着目し、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（以下「優越ガイドライン」という。）の中で、優越的地位の濫用となる行為類型として例示されている各行為（注4）に焦点を当てて、取引先外食事業者から

の要請等の状況について調査を行った。

(注3) 本調査における取引の考え方については、納入業者が特定の1名の外食事業者と取引関係にあるものを1取引としており、調査対象納入業者1,141名と外食事業者(年間取引高上位5位までの個々の外食事業者)との取引の状況をみると、調査対象取引の総数は4,310であった。

(注4) 「購入・利用強制」、「協賛金等の負担の要請」、「従業員等の派遣の要請」、「受領拒否」、「返品」、「支払遅延」、「減額」及び「取引の対価の一方的決定」の8類型

エ 本調査における外食事業者

本調査において、外食事業者として捉えているのは、以下の事業者である。

(ア) レストラン等の店舗で飲食される料理品等(客の注文に応じて調理されるもの)を提供する事業者(「日本標準産業分類」上の「中分類」欄の「飲食店」に該当する事業者)

(イ) 家庭や職場、屋外等に持ち帰るなどして飲食される料理品等(客の注文に応じて調理されるもののほか、作り置きのもを含む。)を提供する事業者(「中分類」欄の「持ち帰り・配達飲食サービス業」及び「飲食料品小売業」に該当する事業者)

なお、(イ)については、納入業者に対して協賛金の提供要請をすることがあるとの情報があることから調査の対象としている。

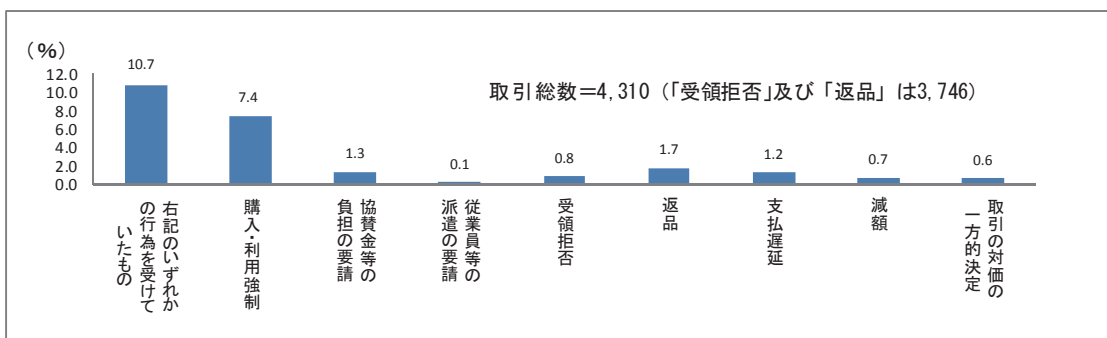
(2) 調査結果の評価

ア 優越的地位の濫用につながり得る行為の状況

(ア) 調査対象取引(総数4,310)のうち10.7%の取引において、取引先外食事業者から優越的地位の濫用につながり得る何らかの行為(注5)が行われており、特に「購入・利用強制」の行為類型に該当する行為が他の行為類型に比べて多く行われている取引実態にあった(第1図参照)。

(注5) 取引先外食事業者から要請等を受け、これに応じざるを得なかった場合で、その要請等が、回答内容によれば優越ガイドラインにおいて問題とならないとみられる場合以外のものを「優越的地位の濫用につながり得る行為」としている。なお、外食事業者が納入業者に対し、取引上の地位が優越していることを前提とする。後記イ及び(3)において同じ。

第1図 優越的地位の濫用につながり得る行為を受けていた取引の行為類型ごとの割合(複数回答)



(注6) 「受領拒否」及び「返品」については、行為の特性上「商品の納入」取引のみが対象となるため、「サービスの提供」に係る取引を除いた3,746取引が取引総数となる。

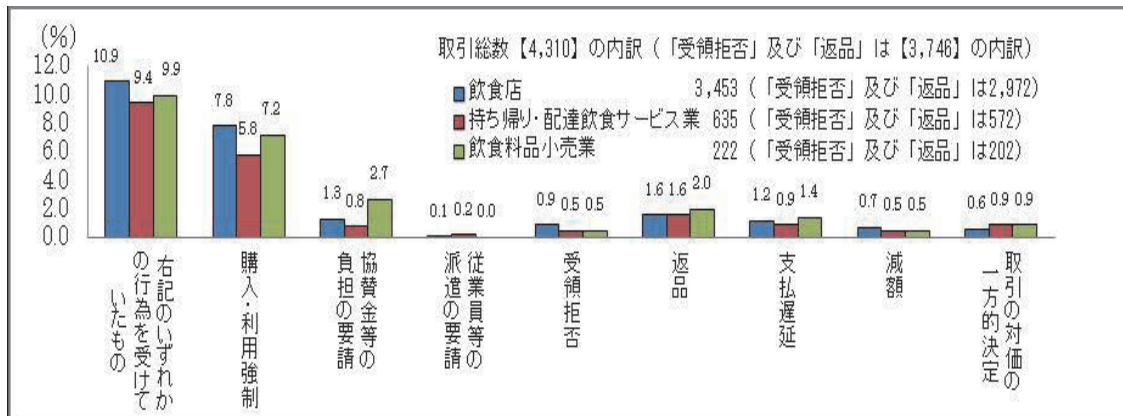
(「受領拒否」及び「返品」に係る取引総数の考え方は、第2図及び第3図に同じ。)

また、調査対象納入業者(1,141名)のうち21.4%の者が、取引先外食事業者から優越的地位の濫用につながり得る何らかの行為を受けていた。

(イ) 前記(ア)の取引実態について、「日本標準産業分類」上の「中分類」に着目してみると、「飲食店」のみならず、「持ち帰り・配達飲食サービス業」及び「飲食料品小

売業」に該当する，いわゆる「中食」（家庭や職場，屋外等に持ち帰るなどして飲食される料理品等を提供する形態）においても，「飲食店」と同等の程度に優越的地位の濫用につながり得る行為が行われていた（第2図参照）。

第2図 優越的地位の濫用につながり得る行為を受けていた取引の行為類型ごとの割合
（中分類，複数回答）

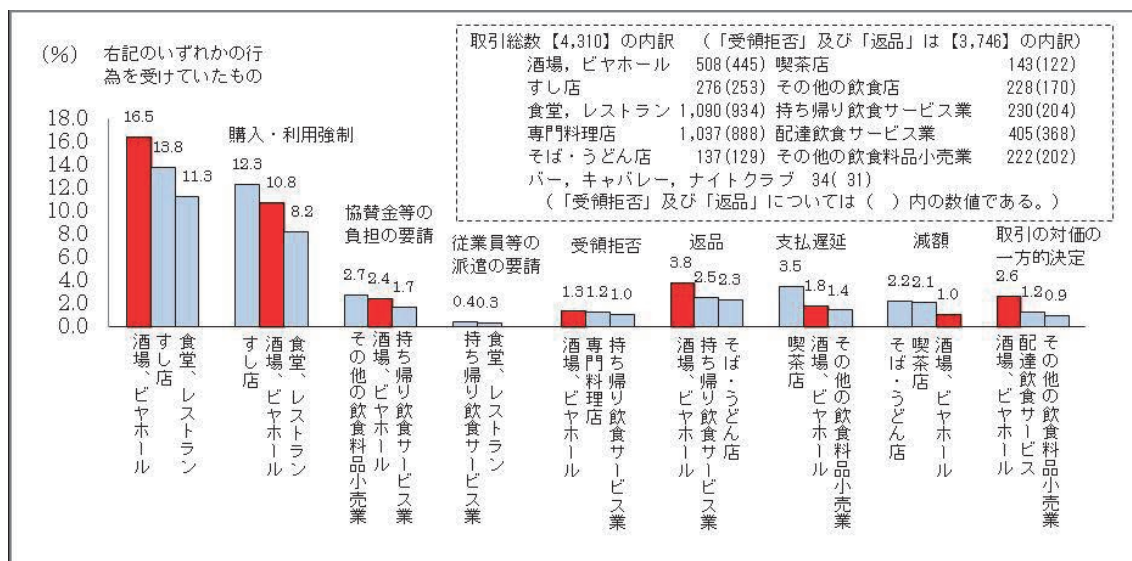


- (ウ) 調査対象取引（総数4,310）のうち，優越的地位の濫用につながり得る何らかの行為を受けていた取引が占める割合を，取引先外食事業者の業種別（注7）にみると（割合の高い上位3位までの業種を抽出），「酒場，ビヤホール」，「すし店」及び「食堂，レストラン」が高くなっている。

また，特に「酒場，ビヤホール」については，8つの行為類型のうち「従業員等の派遣の要請」を除いた7つの行為類型で割合が高い上位3位までの業種に該当しており，様々な手段を通じて優越的地位の濫用につながり得る行為を行っていたと考えられる（第3図参照）。

（注7） 本調査においては，「日本標準産業分類」上の「小分類」欄の「食堂，レストラン」等を「業種」として，業種ごとの状況を分析している。

第3図 優越的地位の濫用につながり得る行為を受けていた取引の取引先外食事業者の業種別の割合（複数回答）



イ 行為類型ごとの状況

(ア) 購入・利用強制

- 取引先外食事業者から購入や利用を要請される商品等としては、季節商品（おせち料理、クリスマスケーキ等）の購入を要請されたとの回答が特に多かった。また、納入業者に対するヒアリング結果によれば、中でも「おせち料理」の購入を要請されるとの回答が多いという特徴があった。
- 商品等の購入・利用要請の方法としては、「そば・うどん店」を除く全ての業種において、取引先外食事業者の仕入担当者（仕入取引に影響を及ぼし得る上司等を含む。）から購入・利用を要請されたとの回答が最も多かった。
- 取引先納入業者に対する優越的地位の濫用につながり得る購入・利用要請に該当する取引は、全ての業種の外食事業者が行っていた。また、チェーン店を運営している外食事業者で、その業種が「食堂、レストラン」、「酒場、ビヤホール」及び「すし店」に該当する者が、取引先納入業者に対し当該購入・利用要請を広く行っていたと考えられる。

(イ) その他の行為類型

- 取引先外食事業者の店舗の新規オープン等の際に、優越的地位の濫用につながり得る行為が多く行われていると考えられる。
「協賛金等の負担要請」については、取引先外食事業者の新規オープン、改装オープン又は料理フェア開催時等に際し、事前に負担額、算出根拠、目的等が明確にされていないものを要請される割合が高かった。
- 外食事業者が、優越的地位の濫用につながり得る行為によって、自己の事業上のリスクに伴う負担を取引先納入業者に転嫁している可能性がある。例えば、商品の「受領拒否」が行われる最大の要因は、外食事業者が、その商品を使用した

料理品等の売行き不振や販売の中止により、その商品が不要になったことを理由とするものである。また、「返品」や「減額」の理由としては、季節メニュー販売期間の経過により不要となった商品の返品、業績悪化、予算不足等取引先外食事業者の一方的な都合による減額との回答割合が高かった。

ウ コンプライアンス上の留意点

取引先外食事業者の料理長が、納入業者との取引における仕入権限を持っていることを利用して納入業者に対し金銭の提供を要請している事例や、取引先外食事業者の社長が納入業者に対し、当該社長の自宅において取引とは全く関係のない私的な用事を行うよう要請している事例があった（注8）。

これらは、広く事業者のコンプライアンス上の問題であるとも思われ、経営者の優越的地位の濫用規制の遵守に向けた姿勢が欠如していることを示唆するものである。

（注8） 「購入・利用強制」の類型においても取引先外食事業者や取引先外食事業者のグループ会社の幹部個人のために商品等の購入・利用を要請されることもあるとの事例があった。

(3) 公正取引委員会の対応

ア 今回の調査の結果、外食事業者と納入業者との取引において優越的地位の濫用につながり得る行為が行われていることが明らかになった。外食事業者の中でもチェーン店を運営している外食事業者で、その業種が「食堂、レストラン」、「酒場、ビヤホール」及び「すし店」に該当する者が、取引先納入業者に対し、優越的地位の濫用につながり得る「購入・利用強制」を広く行っていたと考えられる。

このため、公正取引委員会は、違反行為の未然防止の観点から、調査結果を公表することにより、外食事業者に自己の取引先納入業者との取引実態について点検を促すとともに、関係事業者団体等に対し、次の対応を行うこととする。

(ア) 外食事業者を対象とする業種別講習会を実施し、外食事業者と納入業者との取引の公正化を推進し、違反行為の未然防止に努める。特に、優越的地位の濫用につながり得る行為が行われている取引が多くみられる業種に該当する外食事業者に対しては、当該講習会への積極的な参加を促す。

(イ) 外食事業者の団体に対して、本調査結果を報告し、優越ガイドラインの内容について説明するとともに、本調査結果及び優越ガイドラインの内容を傘下会員に周知徹底するなど、業界における取引の公正化に向けた自主的な取組を要請する。

イ 公正取引委員会は、今後とも、優越的地位の濫用の問題に直面している納入業者からの問題となるおそれのある行為を行っている外食事業者に関する情報の提供も幅広く受け付けていく。また、引き続き、外食事業者と納入業者との取引実態を注視し、独占禁止法に違反する疑いのある行為が認められる場合には、厳正に対処する。

6 物流センターを利用して行われる取引に関する実態調査報告書

(1) 調査の趣旨・方法等

ア 調査の趣旨

公正取引委員会は、優越的地位の濫用につながり得る事例が見受けられる取引分野について、その取引実態を把握するための調査を実施してきたところ、これまでの累次の実態調査において、センターフィー（注1）について、「協議の機会が与えられなかった」、「物流センターの利用によって得られる利益を上回る負担となっている」などの問題点を指摘してきたところである。

物流センターの設置に伴い、小売業者が卸売業者又は製造業者（以下「6」において「納入業者」という。）に対してセンターフィーの負担を要請する際、具体的な負担額及び算出根拠、使途等について、明確に示さないまま負担を要請する場合や、物流センターの利用によって納入業者が得る直接の利益（注2）等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた額の負担を要請する場合は、納入業者に不当に不利益を与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい。また、センターフィー以外にも、小売業者が一定数量を指定して物流センター内に在庫しておくよう指示する商品について、小売業者の一方的な都合で、必要以上の数量の保管を指示する、あるいは在庫量より著しく少ない数量しか実際に発注しないといった取引の条件を設定し、取引の相手方に不利益となっている場合があるとの問題も指摘されている。

このような状況を踏まえ、物流センターを利用した取引に焦点を当て、その実態を把握するため、本調査を実施した。

（注1） 小売業者が運営している物流センターに商品を納入している卸売業者又は製造業者に対し、小売業者から、物流センターの利用料等の名目で要請されるもの。以下同じ。

（注2） 費用を負担することが、商品の納入に当たってのコスト削減、商品の販売促進など実際に生じる利益をいい、費用を負担することにより将来の取引が有利になるといったような間接的な利益は含まない。

イ 調査方法

本調査では、①卸売業者と小売業者との間の取引、②製造業者と小売業者との間の取引、③製造業者と卸売業者との間の取引を対象として、平成24年1月1日から平成24年12月31日までを調査対象期間とする書面調査を実施するとともに、書面調査に回答した対象事業者のうち、小売業者又は卸売業者から受けた要請の内容を具体的に回答していた25社を対象にヒアリング調査を実施した。

卸売業者及び製造業者については、主として食品又は日用品を取り扱っており、前事業年度の売上高が10億円以上であると公正取引委員会が把握している者のうち、それぞれ2,000名を対象に、小売業者については、主として食品又は日用品を取り扱っている卸売業者又は製造業者と取引があり、前事業年度の売上高が100億円以上であると当委員会が把握している者のうち、500名を対象に調査票を送付し、書面調査を実施した（第3表参照）。

第3表 書面調査の回答状況等

対象事業者	発送数（A）	回答者数（B）（B／A）
卸売業者	2,000名	865名（43.3％）
製造業者	2,000名	857名（42.9％）
小売業者	500名	306名（61.2％）

ウ 調査内容

本調査では、事業者間で継続して直接行われている「取引」に着目して集計等を行っている。

卸売業者、製造業者及び小売業者に対し、継続して直接取引を行っている事業者のうち、食品又は日用品に係る取引高の多い上位5社との取引について、それぞれ回答を求めた。

本調査では、①卸売業者と小売業者との間では、1,926取引を、②製造業者と小売業者との間では、1,370取引を、③製造業者と卸売業者との間では、2,130取引をそれぞれ調査対象とした。

また、事業者間で複数商品カテゴリの取引がある場合には、最も取引高の多い商品カテゴリの取引内容に基づいて回答を求めた。

(2) 調査結果の評価

ア 優越的地位の濫用につながり得る行為の状況

(7) 調査結果の概要

①卸売業者と小売業者との間の取引、②製造業者と小売業者との間の取引、及び③製造業者と卸売業者との間の取引について、それぞれ①については卸売業者からの回答を基に、②及び③については製造業者からの回答を基に結果を取りまとめたところ、概要は第4図のとおりであった。

なお、①卸売業者と小売業者との間の1,926取引のうち、優越的地位の濫用につながり得る行為に該当する行為を1つ以上受けたと卸売業者が回答した取引は、重複を排除すると446取引（23.2％）、②製造業者と小売業者との間の1,370取引では246取引（18.0％）、③製造業者と卸売業者との間の取引では359取引（16.9％）であった。

第4図 調査結果の概要（注3）

	卸売業者と小売業者との間の取引	製造業者と小売業者との間の取引	製造業者と卸売業者との間の取引（注4）
調査対象取引数	1, 926取引	1, 370取引	2, 130取引
(1) センターフィーの負担要請			
物流センターを利用していない取引	753取引	365取引	453取引
物流センターの利用を名目とする協賛金等の負担要請あり、応じざるを得ないものとして応じている取引	22取引 2.9% (22/753)	6取引 1.6% (6/365)	
物流センターを利用している取引	1, 159取引	990取引	1, 660取引
センターフィーの負担要請があり、応じている取引	945取引	684取引	437取引
センターフィーの負担要請の際、事前の協議の機会を与えられず、算出根拠、用途等を示されなかった取引	367取引 38.8% (367/945)	191取引 27.9% (191/684)	81取引 18.5% (81/437)
協議の結果十分納得しておらず、直接の利益を上回る負担額を要請された取引	45取引 4.8% (45/945)	26取引 3.8% (26/684)	52取引 11.9% (52/437)
センターフィーの負担額（率）の引上げの際、事前の協議の機会を与えられず、算出根拠、用途等を示されなかった取引	21取引 2.2% (21/945)	4取引 0.6% (4/684)	19取引 4.3% (19/437)
(2) 預け在庫			
預け在庫がある取引	182取引	96取引	
小売業者の指示に基づき預け在庫を置いており、納入業者に不利益となる事例が1つ以上発生している取引	33取引 18.1% (33/182)	28取引 29.2% (28/96)	
(3) センターフィーの補填要請			
卸売業者が小売業者に支払ったセンターフィーの一部又は全部について、卸売業者から製造業者に対して補填要請があり、応じざるを得ないものとして応じている取引			290取引 13.6% (290/2, 130)

（注3） 各設問における無回答を除いて記載している。

（注4） 製造業者と卸売業者との間の取引については、「物流拠点」を「物流センター」に、「利用料等」を「センターフィー」にそれぞれ読み替えている。

(イ) 各行為類型の状況

a センターフィーの負担要請

(a) 物流センターを利用していない場合

物流センターを利用していない場合に、小売業者から物流センターの利用を名目とする協賛金等の負担要請があり、応じざるを得ないものとして応じていると納入業者が回答している場合、優越的地位の濫用につながり得ると考えられる。

(b) 物流センターを利用している場合

物流センターを利用している場合に、センターフィーの負担要請があり、①

負担要請の際、事前の協議の機会を与えられず、算出根拠、使途等を示されなかった、②協議の結果十分納得しておらず、直接の利益を上回る負担額を要請された、③センターフィーの負担額（率）の引上げの際、事前の協議の機会を与えられず、算出根拠、使途等を示されなかった、のいずれかに該当すると納入業者が回答している場合、優越的地位の濫用につながり得ると考えられる。

b 預け在庫

預け在庫は、一般に、納入業者が、小売業者の物流センターに自社の名義で在庫している商品であり、小売業者の物流センターに納入した時点ではなく、物流センターから出荷された時点で、出荷された数量分だけ売上げが立つものとされている。

預け在庫の場合、物流センターに納入し、受領検品を終えた時点で納入業者に売上げが立つ取引と異なり、出荷されるまでの在庫に関する毀損等のリスク、在庫に要する費用等を納入業者が負担することとなり、納入業者にとっては不利益となりやすい。

そのため、①小売業者の指示に基づき預け在庫を置いていると納入業者が回答しており、かつ②「小売業者から、一定数量を指定して在庫しておくよう指示があるため、やむを得ず置いている預け在庫について、保管料を負担している」、「小売業者からの指示に基づき商品を在庫していたにもかかわらず、小売業者の一方的な都合により、実際には在庫数量より著しく少ない数量しか発注されなかった」、「小売業者が独自に設定した販売期限を経過したことを理由とする返品があった」などの不利益が発生していると納入業者が回答している場合、優越的地位の濫用につながり得ると考えられる。

c 利用料等の負担要請

卸売業者の運営する物流拠点（小売業者の運営する物流センターに相当するもの。以下同じ。）を製造業者が利用している場合に、物流拠点を利用していることを理由とする利用料等（小売業者から納入業者に対して要請されるセンターフィーに相当するもの。以下同じ。）の負担要請があり、①負担要請の際、事前の協議の機会を与えられなかった、②協議の結果十分納得しておらず、直接の利益を上回る負担額を要請された、③利用料等の引上げの際、事前の協議の機会を与えられなかった、のいずれかに該当すると製造業者が回答している場合、優越的地位の濫用につながり得ると考えられる。

d センターフィーの補填要請

卸売業者が小売業者に支払ったセンターフィーの一部又は全部について、卸売業者から製造業者に対して補填要請があり、応じざるを得ないものとして応じていると製造業者が回答している場合、通常、製造業者に直接の利益が生じているとは考えられないため、優越的地位の濫用につながり得ると考えられる。

(ウ) 優越的地位の濫用につながり得る行為の傾向

a 取引依存度と優越的地位の濫用につながり得る行為との相関

卸売業者と小売業者との間の1,926取引のうち、卸売業者が調査票において小売業者との年間取引高又は自社の売上高を記載していないため、取引依存度を算

出できない83取引を除いた1,843取引を卸売業者の小売業者に対する取引依存度ごとに区分すると、第5図の「当該区分に該当する取引数」欄に記載の取引数(②)となる。

また、優越的地位の濫用につながり得る行為がみられた446取引のうち、同様に、取引依存度を算出できない20取引を除いた426取引について、取引依存度ごとに区分すると、「優越的地位の濫用につながり得る行為がみられた取引数」欄に記載の取引数(①)となる。

そして、「②の取引数に占める①の取引数の割合」欄に記載のとおり、取引依存度が高い卸売業者ほど優越的地位の濫用につながり得る行為を受けたと回答する割合が高くなるという傾向がみられた。

なお、製造業者と小売業者との間の取引、製造業者と卸売業者との間の取引についても、それぞれ同様の傾向がみられた。

第5図 卸売業者の小売業者に対する取引依存度の区分ごとの取引数に占める優越的地位の濫用につながり得る行為がみられた取引数の割合

取引依存度	1%未満	1%以上 3%未満	3%以上 5%未満	5%超	合計
②の取引数に占める ①の取引数の割合	12.3% 41／334	20.4% 91／447	29.6% 97／328	26.8% 197／734	23.1% 426／1843
優越的地位の濫用につ ながり得る行為がみら れた取引数(①)	41	91	97	197	426
当該区分に該当する 取引数(②)	334	447	328	734	1843

b 年間取引高と優越的地位の濫用につながり得る行為との相関

卸売業者と小売業者との間の1,926取引のうち、卸売業者が調査票において小売業者との年間取引高を記載していないため、年間取引高を算出できない42取引を除いた1,884取引を卸売業者の小売業者に対する年間取引高ごとに区分すると第6図の(②)欄に記載の取引数に、優越的地位の濫用につながり得る行為がみられた446取引のうち、同様に、年間取引高を算出できない20取引を除いた426取引を年間取引高ごとに区分すると、(①)欄に記載の取引数となる。

そして、「②の取引数に占める①の取引数の割合」欄に記載のとおり、年間取引高が高い卸売業者ほど優越的地位の濫用につながり得る行為を受けたと回答する割合が高くなるという傾向がみられた。

なお、製造業者と小売業者との間の取引、製造業者と卸売業者との間の取引についても、それぞれ同様の傾向がみられた。

**第6図 卸売業者と小売業者との年間取引高の区分ごとの取引数に占める優越的地位の
濫用につながり得る行為がみられた取引数の割合**

年間取引高	1000万円 以下	1000万円超 5000万円以下	5000万円超 1億円以下	1億円超 3億円以下	3億円超	合計
②の取引数に占める ①の取引数の割合	9.6%	15.1%	19.2%	21.1%	27.4%	22.6%
	12/125	31/205	37/193	92/435	254/926	426/1884
優越的地位の濫用に つながり得る行為がみ られた取引数(①)	12	31	37	92	254	426
当該区分に該当する 取引数(②)	125	205	193	435	926	1884

イ 物流センターを利用した取引における留意点

(7) 物流センターの利用状況

今回の調査において、卸売業者と小売業者との間の取引及び製造業者と小売業者との間の取引をみると、小売業者の95.4%が物流センターを運営していると回答していた。また、卸売業者と小売業者との間の取引において、60.2%の卸売業者が、製造業者と小売業者との間の取引において、72.3%の製造業者が、それぞれ、物流センターを利用していると回答しており、物流センターが取引の中で広く利用されていることが認められた。

(4) センターフィーの負担要請の状況

a センターフィーの負担要請

卸売業者と小売業者との間の取引では、物流センターを利用している1,159取引のうち952取引(82.1%)でセンターフィーの負担要請があり、うち945取引で負担要請に応じていると卸売業者が回答していた。

次に、製造業者と小売業者との間の取引では、物流センターを利用している990取引のうち692取引(69.9%)でセンターフィーの負担要請があり、うち684取引で負担要請に応じていると製造業者が回答していた。

いずれの取引においても、小売業者からのセンターフィーの負担要請については、ほとんど全ての納入業者が応じていることが認められた。

b 要請されているセンターフィーの実態

(a) センターフィーの負担要請の根拠

センターフィーについては、「物流センターを利用した取引が行われるようになる以前、納入業者は小売業者の店舗までの配送等を行い、小売業者と納入業者との間の取引価格には、『小売業者の店舗』までの配送費用が含まれていた。小売業者が物流センターを開設・運営するようになって以降は、納入業者は物流センターへの納品までを行い、店別仕分け、配送等の作業は小売業者が代わって行うようになった。一方で、取引価格としては、引き続き『小売業者の店舗』までの配送費用を含んだ価格での取引を行う小売業者と、取引価格を見直し、『小売業者の物流センター』までの配送費用を含んだ価格での取引を

行う小売業者がみられるようになった。センターフィーは、『小売業者の店舗』までの配送費用を含んだ価格で取引が行われている場合に、小売業者が代わって行うようになった物流センターでの作業等と店舗までの配送等に要した費用として、納入業者に要請しているものである。」と小売業者から説明される場合がある。

卸売業者と小売業者との間の取引では、物流センターを利用している1,159取引のうち、小売業者との取引価格に含まれている配送費用の範囲が「小売業者の物流センター」までであると卸売業者が回答した取引が403取引（34.8%）であった。

センターフィーが、小売業者が代わって行うようになった作業等に要した費用だとすれば、「小売業者の物流センター」までの配送費用を含んだ価格で行われる取引においてはセンターフィーの負担の要請は行われなければならないはずであるが、当該403取引についてセンターフィーの負担要請の有無、及び当該要請に応じているかを聞いたところ、「負担要請があり、応じている」が260取引（64.5%）であった。

また、製造業者と小売業者との間の取引では、小売業者との取引価格に含まれている配送費用の範囲が「小売業者の物流センター」までであると製造業者が回答した454取引（45.9%）についてセンターフィーの負担要請の有無、及び当該要請に応じているかを聞いたところ、「負担要請があり、応じている」が235取引（51.8%）であった。

さらに、そもそも物流センターを利用していない取引においても、小売業者から物流センターの利用を名目とする協賛金等の負担要請を受けたとの回答がみられた。

このように、センターフィーは、前記の小売業者の説明とは異なり、「小売業者の物流センター」までの配送費用を含んだ価格で行われる取引や、そもそも物流センターを利用していない取引においても、納入業者に対して要請されている事例が少なくない。

(b) センターフィーを要請する際の留意点

これまでの実態調査と同様に、①センターフィーの負担要請の際、事前に協議の機会が与えられず、算出根拠、使途等を示されなかった、②協議の結果十分納得しておらず、センターフィーの負担額が直接の利益を上回る水準となっている、といった問題がみられ、特に、①の割合が、卸売業者と小売業者との間の取引では38.8%、製造業者と小売業者との間の取引では27.9%となっていた。②に関しては、納入業者からの回答において、納入業者が負担の要請に納得していない理由として、「センターフィーの額（率）について小売業者から一方的に示され、合理的根拠を説明してもらえなかった」が最も多くなっていた。

これらの調査結果を踏まえると、センターフィーは、内容そのものが曖昧で、合理的根拠等がない中で負担を要請されている場合があるほか、事前に協議の機会が与えられず、算出根拠、使途等を示されなかった、又はセンター

フィーの負担額が直接の利益を上回る水準となっていることにより、優越的地位の濫用につながり得る場合があると考えられる。

このため、小売業者が、納入業者に対し、センターフィーの負担を要請する際には、納入業者に対して不当に不利益を与えることとならないよう、負担額及びその算出根拠、使途等について、当該納入業者との間で事前に十分に協議する機会を設けるとともに、当該納入業者が得る直接の利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた負担とならないように留意する必要がある。

このことは、取引開始時又は物流センターの運用開始時に、センターフィーの額（率）を定める場合だけでなく、一旦定めたセンターフィーの額（率）を引き上げる場合にも当てはまる。

(ウ) センターフィー以外の負担の要請の状況

センターフィー以外にも、小売業者が、物流センターの利用に伴い発生する様々な費用を納入業者に負担させている事例がみられた。

預け在庫については、小売業者の指示に基づき預け在庫を置いていると納入業者が回答している取引において、「小売業者から、一定数量を指定して在庫しておくよう指示があるため、やむを得ず置いている預け在庫について、保管料を負担している」、「小売業者からの指示に基づき商品在庫していたにもかかわらず、小売業者の一方的な都合により、実際には在庫数量より著しく少ない数量しか発注されなかった」、「小売業者が独自に設定した販売期限を経過したことを理由とする返品があった」などの不利益が発生しているとの回答が多くみられた。

このほか、物流センターに商品納入する際、小売業者から納入業者に対し、店舗別仕分け用ラベルの購入の要請、専用のコンテナの利用の要請、物流センター内の作業の要請等が行われていた。

これらは、センターフィーの負担要請に比べて発生頻度は高くないものの、小売業者が一方的に、取引の条件を設定することなどにより、納入業者に不当に不利益を与えることとならないよう、留意が必要である。

(エ) 卸売業者と製造業者との間の取引の状況

卸売業者と製造業者との間の取引でも、物流拠点の利用料等の負担要請について、①事前に協議の機会が与えられず、算出根拠、使途等を示されなかった、②協議の結果十分納得しておらず、直接の利益を上回る負担額を要請された、など小売業者の場合と同様に、製造業者に対して優越的地位の濫用につながり得る要請が行われていることが明らかになった。

また、本調査では、センターフィーにより生じた費用の負担方法として、「費用の一部又は全部を、製造業者にも負担してもらった」との回答の割合が29.9%となっていた。

こうした補填要請も、卸売業者と製造業者との間において優越的地位の濫用につながり得るものであるため、留意する必要がある。

各種の協賛金等やセンターフィーの補填要請を受けて利益が圧迫されることで、「新規商品の開発に設備投資ができる製造業者自体少なくなっている」との意見を

述べている製造業者もいる。このような場合、製造業者は競争力の減退により、ますます取引上不利な立場に追い込まれるとともに、事業上の創意工夫や、それによる消費者への利益還元というメリットを減殺しかねない状況となっていると思われる。

さらに、卸売業者に負担を要請された製造業者を通じ、配送業務を委託している物流事業者にも影響が及んでいる事例があるなど、取引上不利な立場にある者への負担の要請が連鎖的に行われている。こうした観点から、取引全体に広範な影響を与えている小売業者において、優越的地位の濫用につながるような不当な要請を行うことがないように十分留意する必要がある。

(3) 公正取引委員会の対応

ア 今回の調査の結果、卸売業者と小売業者との間の取引及び製造業者と小売業者との間の取引だけでなく、製造業者と卸売業者との間の取引においても、一部の取引について優越的地位の濫用につながり得る行為が行われていることが明らかになった。

このため、公正取引委員会は、違反行為の未然防止の観点から、調査結果を公表することにより、小売業者及び卸売業者に対して、自己の取引先納入業者との取引実態について点検を促すとともに、双方の関係事業者団体等に対し、次の対応を行うこととする。

(ア) 小売業者及び卸売業者を対象とする優越的地位の濫用に関する講習会を実施し、本調査結果等を説明するとともに、違反行為の未然防止と取引の公正化の推進を図る。

(イ) 小売業者及び卸売業者が優越的地位の濫用を行うことのないようにするため、関係事業者団体に対して、本調査結果等を報告するとともに、小売業者及び卸売業者が問題点の解消に向けた自主的な取組が行えるよう、改めて優越ガイドライン等の内容を傘下会員に周知徹底するなど、業界における取引公正化に向けた自主的な取組を要請する。

イ 今後とも、小売業者及び卸売業者の取引実態を注視し、独占禁止法上問題となるおそれのある行為の把握に努めるとともに、優越的地位の濫用等の独占禁止法に違反する疑いのある行為が認められる場合には、厳正に対処する。

第9章 下請法に関する業務

第1 概説

下請法は、経済的に優越した地位にある親事業者が下請代金の支払を遅延するなどの行為を迅速かつ効果的に規制することにより、下請取引の公正化を図るとともに下請事業者の利益を保護する目的で、独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法として昭和31年に制定された。

下請法は、親事業者が下請事業者に対し物品の製造・修理、プログラム等の情報成果物の作成及び役務の提供を委託する場合、親事業者に下請事業者への発注書面の交付（第3条）並びに下請取引に関する書類の作成及びその2年間の保存（第5条）を義務付けているほか、親事業者の禁止事項として、①受領拒否（第4条第1項第1号）、②下請代金の支払遅延（同項第2号）、③下請代金の減額（同項第3号）、④返品（同項第4号）、⑤買いたたき（同項第5号）、⑥物の購入強制・役務の利用強制（同項第6号）、⑦報復措置（同項第7号）、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済（同条第2項第1号）、⑨割引困難な手形の交付（同項第2号）、⑩不当な経済上の利益の提供要請（同項第3号）、⑪不当な給付内容の変更・不当なやり直し（同項第4号）を定めており、これらの行為が行われた場合には、公正取引委員会は、その親事業者に対し、当該行為を取りやめ、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じるよう勧告する旨を定めている（第7条）。

第2 違反事件の処理

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあるため、公正取引委員会は、中小企業庁の協力を得て、親事業者及びこれらと取引している下請事業者を対象として定期的に書面調査を実施するなど違反行為の発見に努めている（第1表及び附属資料5-1表参照）。

これらの調査の結果、違反行為が認められた親事業者に対しては、その行為を取りやめさせるほか、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じさせている（第2表及び附属資料5-2表参照）。

1 書面調査

公正取引委員会は、平成25年度において、資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者38,974名（製造委託等（注1）26,217名、役務委託等（注2）12,757名）及びその下請事業者214,044名（製造委託等148,332名、役務委託等65,712名）を対象に書面調査を実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況の推移

(単位：名)

年度	区分	書面調査発送件数	
		親事業者調査	下請事業者調査
25		38,974	214,044
	製造委託等	26,217	148,332
	役務委託等	12,757	65,712
24		38,781	214,042
	製造委託等	23,656	146,267
	役務委託等	15,125	67,775
23		38,503	212,659
	製造委託等	25,082	150,312
	役務委託等	13,421	62,347
22		38,046	210,166
	製造委託等	24,782	147,692
	役務委託等	13,264	62,474
21		36,342	201,005
	製造委託等	24,502	121,692
	役務委託等	11,840	79,313

2 違反被疑事件の新規着手件数及び処理件数

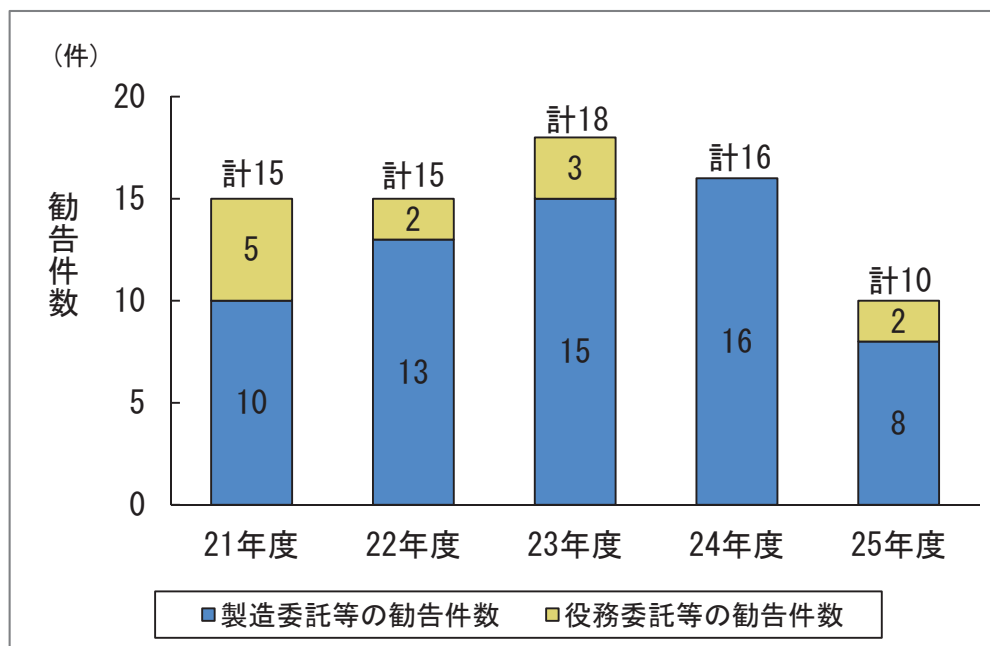
(1) 新規着手件数

平成25年度においては、新規に着手した下請法違反被疑事件は5,478件である。このうち、書面調査により職権探知したものは5,418件、下請事業者からの申告によるものは59件、中小企業庁長官からの措置請求によるものは1件である（第2表及び附属資料5－2表参照）。

(2) 処理件数

平成25年度においては、公正取引委員会は、5,425件の下請法違反被疑事件を処理し、このうち、4,959件について違反行為又は違反のおそれのある行為（以下総称して「違反行為等」という。）があると認めた。このうち10件について同法第7条の規定に基づき勧告を行い、いずれも公表し、4,949件について指導の措置を採るとともに、親事業者に対して、違反行為等の改善及び再発防止のために、社内研修、監査等により社内体制を整備するよう指導した（第1図、第2表及び附属資料5－2表参照）。

第1図 下請法の事件処理件数の推移



(注) 勧告を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本図においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況の推移

(単位：件)

区分 年度	新規着手件数				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導	小計		
25	5,418	59	1	5,478	10	4,949	4,959	466	5,425
製造委託等	3,631	37	1	3,669	8	3,339	3,347	293	3,640
役務委託等	1,787	22	0	1,809	2	1,610	1,612	173	1,785
24	4,819	50	1	4,870	16	4,550	4,566	316	4,882
製造委託等	3,579	39	1	3,619	16	3,430	3,446	180	3,626
役務委託等	1,240	11	0	1,251	0	1,120	1,120	136	1,256
23	4,494	56	4	4,554	18	4,326	4,344	292	4,636
製造委託等	3,409	35	4	3,448	15	3,317	3,332	178	3,510
役務委託等	1,085	21	0	1,106	3	1,009	1,012	114	1,126
22	4,509	145	4	4,658	15	4,226	4,241	369	4,610
製造委託等	3,154	84	3	3,241	13	2,977	2,990	205	3,195
役務委託等	1,355	61	1	1,417	2	1,249	1,251	164	1,415
21	3,728	105	2	3,835	15	3,590	3,605	254	3,859
製造委託等	3,064	58	0	3,122	10	2,963	2,973	189	3,162
役務委託等	664	47	2	713	5	627	632	65	697

3 違反行為類型別件数

平成25年度において勧告又は指導が行われた違反行為等を行為類型別にみると、手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は5,125件（違反行為類型別件数の延べ合計の69.5%）である。このうち、発注時に下請代金の額、支払方法等を記載した書面を交付していない、又は交付していても記載すべき事項が不備のもの（第3条違反）が4,186件、下請取引に関する書類を一定期間保存していないもの（第5条違反）が939件である。また、実体規定違反（第4条違反）は、2,250件（違反行為類型別件数の延べ合計の30.5%）となっており、このうち、下請代金の支払遅延（同条第1項第2号違反）が1,488件（実体規定違反件数の合計の66.1%）、下請代金の減額（同条第1項第3号違反）が228件（実体規定違反件数の合計の10.1%）、手形期間が120日（繊維業の場合は90日）を超える長期手形等の割引困難なおそれのある手形の交付（同条第2項第2号違反）が208件（実体規定違反件数の合計の9.2%）となっている（第3表及び附属資料5－3表参照）。

第3表 下請法違反行為類型別件数の推移

(単位：件，％)

年 度 違反行為類型		23			24			25		
		製造 委託等	役務 委託等		製造 委託等	役務 委託等		製造 委託等	役務 委託等	
実 体 規 定 違 反	受領拒否 (第4条第1項第1号違反)	38 (1.7)	31 (1.9)	7 (1.1)	61 (2.8)	49 (3.0)	12 (2.1)	42 (1.9)	31 (2.1)	11 (1.5)
	下請代金の支払遅延 (第4条第1項第2号違反)	1,328 (58.1)	840 (51.3)	488 (75.1)	1,250 (56.4)	804 (48.9)	446 (77.7)	1,488 (66.1)	886 (59.1)	602 (80.2)
	下請代金の減額 (第4条第1項第3号違反)	189 (8.3)	156 (9.5)	33 (5.1)	284 (12.8)	234 (14.2)	50 (8.7)	228 (10.1)	182 (12.1)	46 (6.1)
	返品 (第4条第1項第4号違反)	34 (1.5)	31 (1.9)	3 (0.5)	44 (2.0)	40 (2.4)	4 (0.7)	20 (0.9)	20 (1.3)	0 (-)
	買ったたき (第4条第1項第5号違反)	166 (7.3)	132 (8.1)	34 (5.2)	98 (4.4)	86 (5.2)	12 (2.1)	86 (3.8)	65 (4.3)	21 (2.8)
	購入・利用強制 (第4条第1項第6号違反)	86 (3.8)	51 (3.1)	35 (5.4)	72 (3.2)	51 (3.1)	21 (3.7)	60 (2.7)	32 (2.1)	28 (3.7)
	報復措置 (第4条第1項第7号違反)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	有償支給原材料等の対価の早期決済 (第4条第2項第1号違反)	45 (2.0)	44 (2.7)	1 (0.2)	56 (2.5)	55 (3.3)	1 (0.2)	44 (2.0)	42 (2.8)	2 (0.3)
	割引困難な手形の交付 (第4条第2項第2号違反)	280 (12.2)	264 (16.1)	16 (2.5)	246 (11.1)	233 (14.2)	13 (2.3)	208 (9.2)	190 (12.7)	18 (2.4)
	不当な経済上の利益の提供要請 (第4条第2項第3号違反)	52 (2.3)	40 (2.4)	12 (1.8)	57 (2.6)	54 (3.3)	3 (0.5)	29 (1.3)	26 (1.7)	3 (0.4)
	不当な給付内容の変更・やり直し (第4条第2項第4号違反)	68 (3.0)	47 (2.9)	21 (3.2)	50 (2.3)	38 (2.3)	12 (2.1)	45 (2.0)	25 (1.7)	20 (2.7)
	小 計	2,286 (100)	1,636 (100)	650 (100)	2,218 (100)	1,644 (100)	574 (100)	2,250 (100)	1,499 (100)	751 (100)
手 続 規 定 違 反	発注書面不交付・不備 (第3条違反)	3,813	3,010	803	3,987	3,069	918	4,186	2,879	1,307
	書類不保存等 (第5条違反)	715	531	184	824	596	228	939	607	332
	虚偽報告等 (第9条第1項違反)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	4,528	3,541	987	4,811	3,665	1,146	5,125	3,486	1,639
合 計		6,814	5,177	1,637	7,029	5,309	1,720	7,375	4,985	2,390

4 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

平成25年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者244名から、下請事業者5,604名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額6億7087万円相当の原状回復が行われた。

①下請代金の減額事件においては、親事業者は総額5億4558万円を下請事業者に返還し、②下請代金の支払遅延事件においては、親事業者は総額1億1107万円の遅延利息を下請事業者に支払い、③不当な経済上の利益の提供要請事件においては、親事業者は総額1399万円の利益提供分を下請事業者に返還し、④返品事件においては、親事業者は下請事業者から総額21万円相当の商品を引き取った（第4表及び第2図参照）。

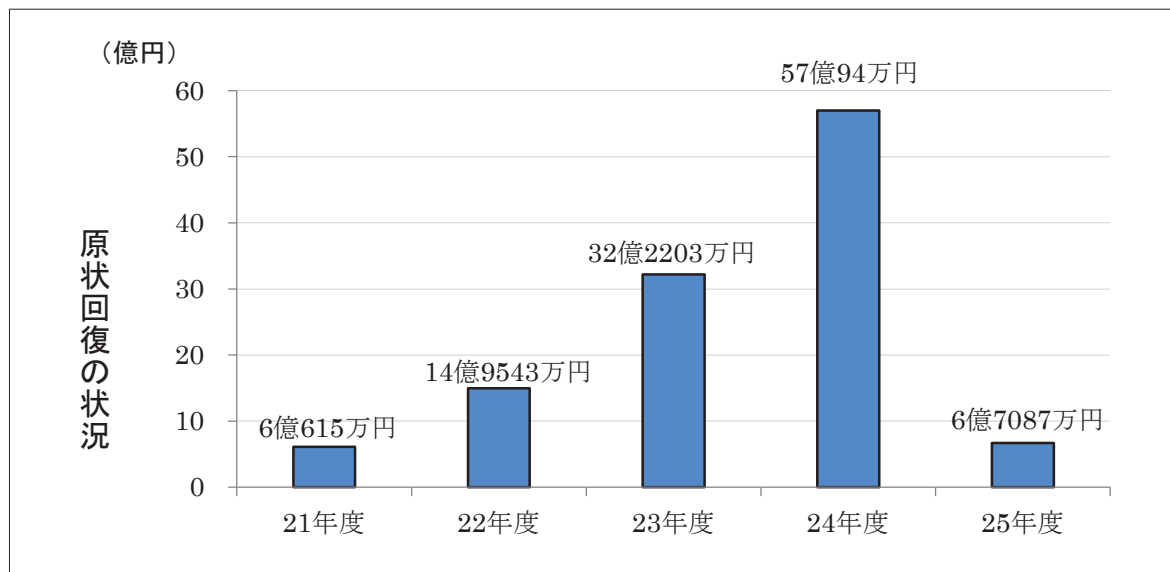
第4表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	原状回復を行った 親事業者数	原状回復を受けた 下請事業者数	原状回復額
減額	25年度	127名	3,777名	5億4558万円
	24年度	120名	6,540名	39億5548万円
	23年度	86名	6,391名	17億1417万円
	22年度	98名	4,356名	10億3145万円
	21年度	61名	2,160名	4億8116万円
支払遅延	25年度	110名	1,765名	1億1107万円
	24年度	98名	2,887名	14億7296万円
	23年度	78名	1,953名	1億6661万円
	22年度	89名	3,420名	2億8238万円
	21年度	61名	2,737名	1億790万円
不当な経済上の 利益の提供要請	25年度	6名	60名	1399万円
	24年度	8名	182名	1912万円
	23年度	5名	70名	4906万円
	22年度	1名	59名	4175万円
	21年度	1名	22名	1709万円
返品	25年度	1名	2名	21万円
	24年度	6名	124名	1億6728万円
	23年度	4名	118名	12億4937万円
	22年度	1名	3名	1億3985万円
	21年度	—	—	—
受領拒否	25年度	—	—	—
	24年度	1名	88名	8608万円
	23年度	2名	27名	4033万円
	22年度	—	—	—
	21年度	—	—	—
有償支給原材料等の 対価の早期決済	25年度	—	—	—
	24年度	—	—	—
	23年度	1名	11名	249万円
	22年度	—	—	—
	21年度	—	—	—
合計	25年度	244名	5,604名	6億7087万円
	24年度	233名	9,821名	57億94万円
	23年度	176名	8,570名	32億2203万円
	22年度	189名	7,838名	14億9543万円
	21年度	123名	4,919名	6億615万円

(注1) 違反行為類型ごとの返還等の金額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。

(注2) 該当がない場合を「—」で示した。

第2図 原状回復の状況



5 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者が受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日。詳細については、後記リンク先を参照）。

平成25年度においては、前記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は12件あり、このうち1件については、違反行為の内容が下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に相当するような事案であった。これら12件については、前記のような取扱いがなされ、下請事業者186名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額3570万円分の原状回復が行われた（注）。

http://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

（注）前記 4 記載の現状回復の状況の内数である。

6 勧告事件及び主な指導事件

平成25年度における勧告事件及び主な指導事件は次のとおりである。

(1) 勧告事件

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
貨物利用運送事業等 (25. 4. 23勧告)	旭流通システム㈱は、荷主から請け負う貨物の運送又は倉庫における貨物の仕分作業等を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、平成23年1月から平成25年1月までの間、運送ルートの見直しや倉庫内の商品配置の見直し等について改善提案を行ったことによりコスト削減効果が生じたとして、下請事業者におけるコスト削減の実態にかかわらず、旭流通システム㈱が算出したコスト削減額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。 減額金額は、下請事業者9名に対し、総額2465万3977円である。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
旅行業 (25. 4. 26勧告)	㈱日本旅行は、海外を旅行しようとしている者から請け負った海外の宿泊施設、交通機関、食事等の手配（予約等）を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、平成23年2月から平成24年8月までの間に、「ボリュームインセンティブ」等として、次の(1)又は(2)の全て又はいずれかの額を下請代金の額から減じていた。 (1) 下請事業者が、一定期間に、海外の宿泊施設、交通機関、食事等を手配した旅行者数（以下「海外旅行者数」という。）に一定額を乗じて得た額 (2) 海外旅行者数が一定数を超えた場合に ア 一定額 イ 当該海外旅行者数に一定額を乗じて得た額 ウ 当該一定数を超えた人数に一定額を乗じて得た額 減額金額は下請事業者18名に対し、総額2853万8987円及び1万4826ユーロ（参考：違反行為時点のレートで円換算すると164万1186円）であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
研磨布紙、研磨工具等の製造業 (25. 5. 21勧告)	三共理化学㈱は、研磨工具の販売業者、自動車整備業者等に販売する研磨布紙又は研磨工具等の製造、電動工具の製造業者から請け負う研磨布紙の製造及び自動車整備業者等から請け負う研磨工具等の修理を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、次の行為を行っていた。 ア 平成23年8月から平成24年11月までの間、「支払時値引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。 イ 平成23年8月から平成24年7月までの間、「協力金」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。 減額金額は、下請事業者6名に対し、総額1146万1447円である。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
化学工業製品の製造業 (25. 6. 6勧告)	J N C㈱は、液晶パネルの製造業者に販売する液晶材料の原材料の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、平成23年6月から平成24年6月までの間に、単価の引下げの合意日前に発注した液晶材料の原材料について引下げ後の単価を遡って適用することにより、下請代金の額から、引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額を減じていた。 減額金額は、下請事業者2名に対し、総額3508万9268円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
食料品等の小売業 (25. 6. 27勧告)	㈱ヨークベニマルは、自社の店舗で販売する食料品の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、平成23年1月から平成24年9月までの間、「仕入割戻」等として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額等を下請代金の額から減じていた。 減額金額は、下請事業者12名に対し、総額1億7286万5514円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
ハンドバッグ及び財布等の皮革小物の製造業 (25. 6. 28勧告)	(株)マルショウエンドウは、百貨店等に販売するハンドバッグ及び財布等の皮革小物の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、平成23年10月から平成24年11月までの間、「歩引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。 減額金額は、下請事業者21名に対し、総額4099万6060円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
研究用機器及び看護・介護用品の卸売業 (25. 8. 9勧告)	アズワン(株)は、商社に販売する又は商社から製造を請け負う研究用機器及び看護・介護用品の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、平成23年5月から平成24年9月までの間、次の行為を行っていた。 ア 「カタログ協賛値引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。 イ 「仕入値引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。 減額金額は、下請事業者68名に対し、総額2738万7532円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。 【本件は、中小企業庁長官からの措置請求に基づき調査を行い、処理した案件である。】	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
食料品の卸売業 (25. 12. 5勧告)	(株)トクスイコーポレーションは、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「生協」という。）に販売する冷凍食品等の製造及び生協から製造を請け負う冷凍食品の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、平成23年4月から平成24年7月までの間、次のアからオまでの全て又はいずれかを自己のために提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた。 ア 「生協センターフィ協力費」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額 イ 「サンプル無償納品協力費」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額 ウ 「チラシ協力費」として、一定額 エ 「撮影協力費」として、一定額 オ 「検査協力費」として、一定額 カ 前記アからオまでの「生協センターフィ協力費」、「サンプル無償納品協力費」、「チラシ協力費」、「撮影協力費」又は「検査協力費」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で提供させた場合に、その振込手数料を負担させていた。 提供させた金額は、下請事業者8名に対し、総額1200万6531円であり、同社は勧告前に提供分を下請事業者に返還している。	第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）
トランスミッション等の動力伝達装置の製造業 (26. 1. 30勧告)	大久保歯車工業(株)は、建設機械の製造業者等から製造を請け負うトランスミッション等の動力伝達装置の部品の製造を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、平成24年5月から平成25年5月までの間、下請代金を手形の交付に代えて現金により支払うに当たって、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。 減額金額は、下請事業者26名に対し、総額1119万1521円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
プラスチックフィルムを原材料とする包装資材等の製造業等 (26. 2. 27勧告)	(株)ショーエイコーポレーションは、文房具等の製造業者等から請け負うプラスチックフィルムを原材料とする包装資材等の製造及び文房具等の製造業者等から請け負うプラスチックフィルムを原材料とする包装資材等に用いるデザインの作成を下請事業者に委託しているところ、下請事業者に対し、平成24年3月から平成25年4月までの間、「値引」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。 減額金額は、下請事業者24名に対し、総額2180万7038円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）

(2) 主な指導事件

業 種	違 反 行 為 等 の 概 要	関係法条
業務用機械器具製造業	医療機器の部品の製造を下請事業者に委託しているA社は、受注予想に見込み違いがあったことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。	第4条第1項第1号（受領拒否の禁止）
不動産賃貸業・管理業	賃貸物件の維持管理及び修繕を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者が役務を提供しているにもかかわらず、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。	第4条第1項第2号（下請代金の支払遅延の禁止）
総合工事業	設計図の作成を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者に対し、「協力金」として、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を下請代金の額から減じていた。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
織物・衣服・身の回り品小売業	婦人服及び婦人雑貨の製造を下請事業者に委託しているD社は、直ちに発見できない下請事業者にある瑕疵があった場合については下請事業者の給付の受領後6か月を超えて返品できないところ、下請事業者の給付を受領してから6か月を超えた後に返品をしていた。	第4条第1項第4号（返品の禁止）
食料品製造業	菓子の製造を下請事業者に委託しているE社は、原材料価格が高騰したため下請事業者が単価の引上げを求めたにもかかわらず、下請事業者と十分な協議を行わず、一方的に従来どおりに単価を据え置いて、下請代金の額を定めていた。	第4条第1項第5号（買いたたきの禁止）
道路貨物運送業	貨物の運送を下請事業者に委託しているF社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社の取引先が販売するクリスマス用品を購入させていた。	第4条第1項第6号（購入・利用強制の禁止）
輸送用機械器具製造業	自動車部品の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、有償で原材料等を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。	第4条第2項第1号（有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止）
機械器具卸売業	機械装置の保守メンテナンスを下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える（125日）手形を交付していた。	第4条第2項第2号（割引困難な手形の交付の禁止）
協同組合	食料品の製造を下請事業者に委託しているI協同組合は、自組合が行う催事の抽選会において景品として使用するため、下請事業者に対し、無償で商品を提供させていた。	第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）
その他の小売業	日用雑貨等の製造を下請事業者に委託しているJ社は、下請事業者に対し、取引先からの発注内容が変更されたことを理由に給付内容を変更したにもかかわらず、それによって生じた費用を負担させていた。	第4条第2項第4号（不当な給付内容の変更・やり直しの禁止）

（注）「業種」は「日本標準産業分類」上の「中分類」による。

第3 下請法の普及・啓発等

下請法の運用に当たっては、違反行為に迅速かつ効果的に対処することはもとより、違反行為を未然に防止することも重要である。このような観点から、公正取引委員会は、次のとおり各種の施策を実施し、違反行為の未然防止を図っている。

1 下請法に係る講習会

(1) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、下請法の普及・啓発を図るため、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、中小企業庁と共同して、下請法の概要等を説明する下請取引適正化推進講習会を全国各地で実施している。

平成25年度においては、47都道府県61会場（うち公正取引委員会主催分は27都道府県34会場）で実施した。

(2) 下請法基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの初心者向けの講習を受けたいといった要望等を踏まえ、親事業者を対象として、下請法の基礎的な説明を行う下請法基礎講習会を実施している。

平成25年度においては、合計38回の講習会を実施した。

(3) 下請法応用講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの応用的な内容に関する講習を受けたいといった要望等を踏まえ、下請法に関する一定の知識を有する親事業者を対象として、より具体的な事例研究を中心とする下請法応用講習会を実施している。

平成25年度においては、合計6回の講習会を実施した。

(4) 下請法業種別講習会

過去に下請法の違反がみられた業種等の事業者に対して一層の法令遵守を促すことを目的として、業種ごとの実態に即した分かりやすい具体例を用いて説明を行う業種別講習会を実施している。

平成25年度においては、合計5回（放送番組制作等事業者向け3回、ソフトウェア開発等事業者向け2回）の講習会を実施した。

2 下請法に係る相談・指導

(1) 下請法に係る相談

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、下請法に係る相談を受け付けている。

平成25年度においては、6,594件に対応した。

また、「中小事業者のための移動相談会」を実施している（第8章第3の4(2)参照）。

(2) コンプライアンス確立のための積極的な支援

事業者等からの下請法に係る相談に応じるとともに、下請法の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に職員を講師として派遣している。

平成25年度においては、事業者団体等に26回講師を派遣するとともに、下請法に係るパンフレット、DVD等の資料を提供した。

また、下請法に係る講習会に参加することのできない事業者のため、下請法の概要を紹介する動画を公正取引委員会のウェブサイト上に掲載し、配信している。

3 親事業者に対する下請法遵守のための年末要請

特に年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、買いたたき等の行為が行われることのないように、公正取引委員会及び経済産業省は、親事業者及び関係事業者団体に対し、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名の文書で要請している。

平成25年度においては、親事業者約189,000名及び事業者団体約650団体に対し、同年11月22日に要請を行った。

4 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成25年度の下請取引等改善協力委員（定員）は153名である。

平成25年度においては、7月から9月にかけて下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行うとともに、その概要を公表した（「平成25年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」（平成26年6月4日公表）の別紙3「下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見について」参照。）。

第10章 消費税転嫁対策特別措置法に関する業務

第1 概説

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、平成25年6月5日に成立し、同年10月1日に施行された。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置を定めており、平成26年4月1日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して、特定事業者の遵守事項として、①減額又は買ったとき（第3条第1号）、②商品購入、役務利用又は利益提供の要請（第3条第2号）、③本体価格での交渉の拒否（第3条第3号）、④報復行為（第3条第4号）を定め、公正取引委員会は、その特定事業者に対し、これらの行為を防止し、又は是正するために必要な指導又は助言をする旨を定め（第4条）、また、これらの消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）が認められた場合には、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置を採るべきことを勧告する旨を定めている（第6条）。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置を定めており、事業者又は事業者団体が公正取引委員会に届出をしてする特定の共同行為について、独占禁止法の適用を除外する旨を定めている（第12条）。

第2 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

1 転嫁拒否行為に関する情報収集

(1) 相談窓口の設置

公正取引委員会は、転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けるための相談窓口を、平成25年4月1日に本局に、同年10月1日に全国の地方事務所等に設置した。

また、平成26年4月1日の消費税率の引上げ時に集中する相談に対応するため、休日専用ダイヤルを設け、平成26年3月及び4月の毎週土曜日に、電話相談を受け付けるなど相談対応の強化を図った。

平成25年度においては、1,944件の相談に対応した。

(2) 書面調査

公正取引委員会は、転嫁拒否行為を受けた事業者にとって、自らその事実を申し出にくい場合もあると考えられることから、転嫁拒否行為を受けた事業者からの情報提供を受動的に待つだけでなく、書面調査を実施し、転嫁拒否行為に関する情報収集を積極的に行うこととしており、平成25年度においては、中小企業庁と合わせて15万件の書面調査を実施した。

(3) 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査

公正取引委員会は、平成25年度において、様々な業界における転嫁拒否行為に関する情報や取引実態を把握するため、納入業者等1,326名及び事業者団体401団体に対してヒ

アリング調査を実施した。

(4) 移動相談会

公正取引委員会は、事業者にとって、より一層相談しやすい環境を整備するため、全国各地で移動相談会を実施することとし、平成25年度においては、移動相談会を75回実施した。

2 転嫁拒否行為に対する調査・指導

公正取引委員会は、平成25年度において、724件の指導を行った（第1表参照）。違反行為類型別では、買ったたき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）が480件、本体価格での交渉の拒否（同法第3条第3号）が224件、商品購入、役務利用又は利益提供の要請（同法第3条第2号）が24件及び減額（同法第3条第1号前段）が1件となっている（第3表参照）。

第1表 転嫁拒否行為に対する対応状況

調査着手件数	指導件数
1,111件	724件 (大規模小売事業者35件)

(注1) 平成26年3月までの累計（平成25年10月～平成26年3月）。

第2表 指導件数の内訳（業種別）

製造業	291件
卸売業、小売業	156件
卸売業	78件
小売業	78件
運輸業、郵便業	79件
その他	198件
合 計	724件

(注2) 複数の業種にわたる事業者が指導の対象となった場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

(注3) 「その他」は、サービス業等である。

第3表 指導件数の内訳（行為類型別）

減額	1件
買ったたき	480件
商品購入、役務利用又は利益提供の要請	24件
本体価格での交渉の拒否	224件
合 計	729件

(注4) 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、第1表及び第2表に記載の件数とは一致しない。

3 主な指導事例

平成25年度における主な指導事例は次のとおりである。

第4表 公正取引委員会による主な指導事例

業 種	違反行為の概要	関係法条
宿泊業, 飲食サー ビス業	ホテル業を営むA社は、自社の取引先（特定供給事業者）に対し、毎月の消費税込みの請求金額に応じて1,000円未満又は100円未満などの端数を切り捨てた金額を支払い、さらに、一部の納入業者（特定供給事業者）に対し、毎月の消費税込みの請求金額から3パーセントを差し引いた上で、端数を切り捨てた金額を支払っており、平成26年4月1日以後も同様の取扱いをすることとしていた。	第3条第1号 前段（減額）
建設業	建設業を営むB社は、建設工事を委託している建設業者等（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後に引渡しとなる建設工事等（消費税率8パーセントが適用されるもの）について、消費税率5パーセントで計算した金額を記載した注文書を発行していた。	第3条第1号 後段（買いたたき）
製造業	製造業を営むC社は、部品の製造委託をしている製造業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、当該部品の税込価格を据え置くこととしていた。	第3条第1号 後段（買いたたき）
情報通信 業	インターネット付随サービス業を営むD社は、自社が運営するウェブサイトに掲載する記事の執筆を委託している個人事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、執筆料を据え置くこととしていた。	第3条第1号 後段（買いたたき）
卸売業, 小売業	卸売業を営むE社は、穀物等の運送業務を委託している運送事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、運送代金を据え置くこととしていた。	第3条第1号 後段（買いたたき）
卸売業, 小売業	大規模小売事業者であるF社は、自社で販売する商品（書籍等）の運送業務を委託している個人事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、運送代金を据え置くこととしていた。	第3条第1号 後段（買いたたき）
卸売業, 小売業	小売業を営むG社は、自社で販売する商品（LPガス）の運送業務を委託している個人事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後も消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、運送代金を据え置くこととしていた。	第3条第1号 後段（買いたたき）

医療、福祉	地方公共団体が設置するH病院は、注射針やガーゼなどの納入業者（特定供給事業者）に対し、消費税率の引上げに先行して対応するため、平成25年12月1日以後に供給を受ける商品について、一律3パーセント以上の納入価格の引下げを要請した。	第3条第1号 後段（買ったとき）
卸売業、小売業	大規模小売事業者であるI社は、自社で販売する繊維製品の納入業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日の消費税率の引上げに際して、納入業者の負担によって、消費税率の引上げ時の価格表示の変更に迅速に対応するための特別な値札（例：平成26年4月1日以後の価格を印刷した値札の上に、同年3月末までの価格を印刷したシールを貼り付け、同年4月1日以後は当該シールを剥がして販売することが可能となるもの）を貼付して納入するよう要請した。	第3条第2号 （商品購入、役務利用又は利益提供の要請）
卸売業、小売業	大規模小売事業者であるJ社は、自社で販売する食料品、衣料品等の納入業者（特定供給事業者）に対し、納品済みであって平成26年4月1日以後も販売する商品の値札について、費用負担について明示することなく、同年3月31日までに値札の付替え作業を行うことを要請した。	第3条第2号 （商品購入、役務利用又は利益提供の要請）
卸売業、小売業	大規模小売事業者であるK社は、自社で販売する食料品の納入業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日の消費税率の引上げに伴い自社の店舗内で使用する棚札（プライスカード）の作成料を負担するよう要請した。	第3条第2号 （商品購入、役務利用又は利益提供の要請）
卸売業、小売業	大規模小売事業者であるL社は、自社で販売する家具の納入業者（特定供給事業者）との価格交渉に当たって、納入業者に対し、従来の本体価格（税抜価格）での交渉方法を改め、税込価格での交渉方法に変更した。	第3条第3号 （本体価格での交渉の拒否）
製造業	製造業を営むM社は、特定供給事業者と税込価格で価格交渉を行っているところ、平成26年4月1日以後に供給を受ける商品について、特定供給事業者から本体価格（税抜価格）による価格交渉を求められても、交渉に応じないこととしていた。	第3条第3号 （本体価格での交渉の拒否）
不動産業、物品賃貸業	不動産取引業を営むN社は、内装工事を委託している建設業者（特定供給事業者）に対し、税込価格での交渉を行って代金を定めており、平成26年4月1日以後に供給を受ける工事について、建設業者の意向にかかわらず自己が指定する税込価格を記載する見積書を使用させることとしていた。	第3条第3号 （本体価格での交渉の拒否）

生活関連サービス業、娯楽業	冠婚葬祭業を営む〇社は、写真及びビデオの撮影業務を委託している個人事業者（特定供給事業者）に対し、当該事業者との価格交渉において、平成26年4月1日以後も税込価格を用いることとしていた。	第3条第3号（本体価格での交渉の拒否）
---------------	---	---------------------

（注）業種は、「日本標準産業分類」上の「大分類」による。

第3 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

1 制度の概要

消費税転嫁対策特別措置法では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為について、公正取引委員会に事前に届け出ることにより独占禁止法に違反することなく行うことができるものとしている。

2 届出の受付等

公正取引委員会は、本局及び全国の地方事務所等において、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為の届出を受け付けたほか、事業者又は事業者団体からの届出書の記載方法等に関する相談を受け付けた。

平成25年度においては、消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（以下「転嫁カルテル」という。）152件、消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為（以下「表示カルテル」という。）136件の合計288件の届出を受け付けた（転嫁カルテル及び表示カルテルの届出件数は第5表、業種別届出件数は第6表参照）。転嫁カルテル及び表示カルテルの届出状況は、届出を受け付けた月ごとに取りまとめて、翌月、公正取引委員会のウェブサイトに掲載した。

平成25年度においては、1,235件の相談に対応した。

第5表 転嫁カルテル及び表示カルテルの届出件数

転嫁カルテル	表示カルテル	合 計
152件	136件	288件

第6表 業種別届出件数

	転嫁カルテル	表示カルテル	合 計
製造業	80件	76件	156件
卸売業	51件	47件	98件
小売業	38件	42件	80件
サービス業	37件	21件	58件
その他	12件	10件	22件
合 計	218件	196件	414件

(注1) 複数の業種にわたる場合の届出があるので、合計の数字は第5表に記載の届出件数と一致しない。

(注2) 「その他」の業種は、運輸業、建設業等である。

3 政令指定組合からの届出に係る主務大臣に対する通知

消費税転嫁対策特別措置法では、法律の規定に基づいて設立された組合であって政令で定めるもの（以下「政令指定組合」という。）は、当該政令指定組合の設置根拠法の規定にかかわらず、転嫁・表示カルテルをすることができることとされており（第13条第1項）、公正取引委員会は、政令指定組合からの届出を受理したときは、当該政令指定組合を所管する大臣に通知を行うこととされている（第13条第2項）。

平成25年度においては、政令指定組合から、転嫁カルテル26件及び表示カルテル24件を受理し、それぞれの政令指定組合を所管する大臣に通知を行った。

第4 消費税転嫁対策特別措置法の普及・啓発等

公正取引委員会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税転嫁対策特別措置法の周知等の転嫁拒否行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

1 消費税転嫁対策特別措置法に係るガイドラインの策定

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の執行の統一を図るとともに、法運用の透明性を確保し、違反行為の未然防止に資するため、「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」を策定し、平成25年9月10日に公表した。

2 消費税転嫁対策特別措置法に係る説明会等

(1) 公正取引委員会主催説明会

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施しており、平成25年度においては、全国31か所において合計40回の説明会を実施した。

(2) 講師派遣

公正取引委員会は、商工会議所、商工会及び事業者団体が開催する説明会等に、当委員会事務総局の職員を講師として派遣しており、平成25年度においては、職員を384回派遣した。

3 消費税転嫁対策特別措置法に係る広報

(1) リーフレット

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法の内容を簡潔に説明したリーフレットを作成・配布した。また、平成25年度に実施した書面調査において、調査票にリーフレットを添付して送付した。

(2) パンフレット

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法等の内容を分かりやすく説明した事業者等向けパンフレットを関係省庁と協力して作成し、当委員会のウェブサイトに掲載したほか、商工会議所、商工会、地方自治体等に配布した。

(3) ポスター

公正取引委員会は、転嫁拒否行為に対して、当委員会が厳しく監視していることを示すとともに、転嫁拒否行為を受けた場合、積極的に情報提供を求めることを目的として、事業者等向けポスターを作成し、商工会議所、商工会、地方自治体等に配布した。

(4) ウェブサイトの活用

公正取引委員会は、当委員会のウェブサイト「消費税転嫁対策コーナー」を設け、リーフレット、パンフレット等の資料、相談窓口（転嫁拒否行為等についての相談窓口）・届出窓口（転嫁カルテル及び表示カルテルの届出窓口）、月ごとの転嫁カルテル及び表示カルテルの届出状況、「消費税の転嫁拒否等の行為に関するよくある質問」などを掲載した。

(5) 消費税率の引上げ直前期における集中的な広報

公正取引委員会は、消費税率の引上げの直前期において、転嫁拒否行為が禁止されていること、転嫁拒否行為に対して当委員会が厳しく監視していること及び転嫁拒否行為に関する積極的な情報提供を求めていることを広く周知するため、①新聞広告、②ラジオ広告、③インターネット広告及び④鉄道車両の中吊り広告といった各種の媒体を活用した事業者向け広報を集中的に実施した。

4 消費税転嫁対策特別措置法遵守の要請

(1) 事業者に対する遵守要請

公正取引委員会は、転嫁拒否行為が行われることのないよう、平成25年11月15日、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名で、約20万名の事業者を対象に消費税転嫁対策特別措置法の遵守の徹底を求める要請文書を発出した。

(2) 事業者団体に対する遵守要請

平成25年度に実施した書面調査の結果、既に取り先に対して転嫁拒否行為を行っているか、今後行うことが予測されると指摘する回答が比較的多かった業種は、建設業、製造業及び卸売業・小売業であった。このため、公正取引委員会は、平成26年1月17日、製造業及び卸売業・小売業については公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名で、建設業については国土交通大臣を含む三者連名で、建設業、製造業及び卸売業・小売業に係る業界団体（計575団体）に対し消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底を求める要請文書を発出した。

(3) 流通関係の事業者団体（5団体）に対する遵守要請

公正取引委員会は、平成26年4月1日をまたいで販売することとなる商品について、納入業者（特定供給事業者）に対し、納入業者の負担で、消費税率の引上げ時の価格表示の変更に迅速に対応するための特別仕様の値札を貼付することを要請するなどしていた大規模小売事業者らが消費税転嫁対策特別措置法に基づく指導の対象となったことから、平成26年1月22日、これらの大規模小売事業者が属する流通関係の事業者団体（5

団体) に対し、会員事業者が同様の行為を行わないよう所要の措置を講じることを求める要請文書を発出した。

(4) **地方公共団体が設置する病院等の関係団体に対する遵守要請**

公正取引委員会は、地方公共団体が設置する病院が消費税転嫁対策特別措置法に基づく指導の対象となったことから、平成26年2月24日、関係団体に対し、病院を設置する地方公共団体等が同法の適用対象となること、同法を遵守することを会員に対して周知徹底することを求める要請文書を発出した。

第11章 国際関係業務

第1 独占禁止協力協定等

近年、複数の国・地域の競争法に抵触する事案、複数の国・地域の競争当局が同時に審査を行う必要のある事案等が増加するなど、競争当局間の協力・連携の強化の必要性が高まっている。このような状況を踏まえ、公正取引委員会は、二国間独占禁止協力協定等に基づき、関係国の競争当局に対し執行活動等に関する通報を行うなど、外国の競争当局との間で緊密な協力を行っている。

1 独占禁止協力協定

(1) 日米独占禁止協力協定

日本国政府は、米国政府との間で、平成11年10月7日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」に署名し、同協定は同日に発効した。同協定は、両政府の競争当局間における執行活動に係る通報、協力、調整、執行活動の要請、重要な利益の考慮等を規定している。

(2) 日欧州共同体独占禁止協力協定

日本国政府は、欧州共同体との間で、平成15年7月10日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府と欧州共同体との間の協定」に署名し、同協定は同年8月9日に発効した。同協定は、前記日米独占禁止協力協定とほぼ同様の内容となっている。

(3) 日加独占禁止協力協定

日本国政府は、カナダ政府との間で、平成17年9月6日に「反競争的行為に係る協力に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定」に署名し、同協定は同年10月6日に発効した。同協定は、前記日米独占禁止協力協定とほぼ同様の内容となっている。

2 競争当局間の協力に関する覚書等

(1) フィリピン司法省との協力に関する覚書

公正取引委員会は、フィリピン共和国の競争当局である司法省との間で、平成25年8月28日に「日本国公正取引委員会とフィリピン共和国司法省との間の協力に関する覚書」に署名し、同覚書に基づく協力が開始された。同覚書は、両競争当局間における通報、情報交換等を規定している。

(2) ベトナム競争庁との協力に関する取決め

公正取引委員会は、ベトナム社会主義共和国の競争当局である競争庁との間で、平成25年8月28日に「日本国公正取引委員会とベトナム社会主義共和国競争庁との間の協力に関する取決め」に署名し、同取決めに基づく協力が開始された。同取決めは、日・ベトナム経済連携協定に基づく協力の実施細則として、両競争当局間における通報、情報交換、執行活動の調整等を規定している。

第2 競争当局間協議

公正取引委員会は、我が国と経済的交流が特に活発な国・地域の競争当局等との間で競争政策に関する協議を定期的に行っている。平成25年度における協議の開催状況は、次のとおりである。

第1表 平成25年度における競争当局間協議の開催状況

	期日及び場所	相手当局
韓国	平成25年7月19日 ソウル	韓国公正取引委員会
米国	平成25年9月10日 ワシントン D. C.	米国司法省反トラスト局 米国連邦取引委員会
カナダ	平成25年9月12日 オタワ	カナダ産業省競争局
EU	平成25年11月21日 東京	欧州委員会競争総局

第3 経済連携協定への取組

近年における経済のグローバル化の進展と並行して、地域貿易の強化のため、現在、多くの国が、経済連携協定や自由貿易協定の締結又は締結のための交渉を行っている。競争政策の観点からは、経済連携協定が市場における競争を一層促進するものとなることが重要であり、公正取引委員会は、このような観点から我が国の経済連携協定締結に関する取組に参画している。我が国がこれまでに締結した経済連携協定のうち、次のものには、競争に関する規定が設けられ、両国が反競争的行為に対する規制の分野において協力することが盛り込まれている。

第2表 我が国が締結した経済連携協定のうち競争に関する規定が設けられているもの

協定名	状況
日・シンガポール経済連携協定	H14.1署名 H14.11発効（注1）
日・メキシコ経済連携協定	H16.9署名 H17.4発効
日・マレーシア経済連携協定	H17.12署名 H18.7発効
日・フィリピン経済連携協定	H18.9署名 H20.12発効
日・チリ経済連携協定	H19.3署名 H19.9発効
日・タイ経済連携協定	H19.4署名 H19.11発効
日・インドネシア経済連携協定	H19.8署名 H20.7発効
日・ASEAN 包括的経済連携協定	H20.4署名（注2） 一部発効（注3）
日・ベトナム経済連携協定	H20.12署名 H21.10発効
日・スイス経済連携協定	H21.2署名 H21.9発効

協定名	状況
日・インド経済連携協定	H23.2署名 H23.8発効
日・ペルー経済連携協定	H23.5署名 H24.3発効

(注1) 平成19年3月に両国間で見直しのための改正議定書が署名され、同年9月に発効した。競争に関する章については、実施取極において、シンガポール側における競争法導入及び競争当局設立に伴う修正が行われた。

(注2) 平成20年4月に日本及び全 ASEAN 構成国の署名が完了した。

(注3) 日本とシンガポール、ラオス、ベトナム及びミャンマーの間では平成20年12月に、ブルネイとの間では平成21年1月に、マレーシアとの間では同年2月に、タイとの間では同年6月に、カンボジアとの間では同年12月に、フィリピンとの間では平成22年7月に発効した。インドネシアとの間では未発効である。

第4 多国間関係

1 国際競争ネットワーク (ICN: International Competition Network)

(1) ICN の概要

ICN は、競争法執行における手続面及び実体面の収れんを促進することを目的として平成13年10月に発足した各国競争当局を中心としたネットワークであり、平成26年3月31日現在、115か国・地域から128の競争当局が参加している。このほか、国際機関、研究者、弁護士等の非政府アドバイザー (Non-Governmental Advisors, NGA) も ICN に参加している。

ICN は、主要な20の競争当局の代表者で構成される運営委員会 (Steering Group) により、その全体活動が管理されている。公正取引委員会委員長は、ICN の設立以来、運営委員会のメンバーとなっている。このほか、当委員会は、ICN 成果物の唱導及び実施 (Advocacy and Implementation) を担当しており、他の ICN に加盟する競争当局と協力し、ICN 成果物の唱導及び実施ネットワークサポートプログラム (AISUP、平成20年8月に当委員会の主導により設立された ICN 成果物を用いて経験の浅い競争当局の法改正等を支援するためのプログラム) の運用を行っている。

ICN は、運営委員会の下に、テーマごとに①カルテル作業部会、②企業結合作業部会、③単独行為作業部会、④アドボカシー作業部会及び⑤競争当局有効性作業部会の5つの作業部会並びに ICN の組織及び運営等に関する作業部会を設置している。これらの作業部会においては、電話会議、質問票の活用、各国競争当局からの書面提出等を通じて、それぞれの課題に対する検討が行われているほか、テーマごとにワークショップが開催されている。公正取引委員会は、これらの活動に積極的に取り組んでおり、平成23年度の第10回年次総会から平成26年度の第13回年次総会までの間はカルテル作業部会の共同議長を、第13回年次総会以降は同作業部会サブグループ (SG1) の共同議長を務めている。また、ICN は、これらの作業部会の成果の報告、次年度のワークプランの策定等のため、年次総会を開催しており、平成25年度の第12回年次総会は、平成25年4月23日から同月26日にかけてポーランド・ワルシャワにおいて開催され、当委員会事務総局の職員4名がパネリスト等として参加した。

平成25年度における主な会議の開催状況は、次のとおりである。

第3表 平成25年度における ICN の主な会議の開催状況

会 議	期 日	場 所
第12回年次総会	平成25年4月23日～同月26日	ポーランド・ワルシャワ
単独行為地域ワークショップ	平成25年9月17日及び18日	スウェーデン・ストックホルム
カルテルワークショップ	平成25年10月16日～同月18日	南アフリカ・ケープタウン
アドボカシーワークショップ	平成25年12月12日及び13日	イタリア・ローマ
競争当局審査手続ラウンドテーブル	平成26年3月25日	米国・ワシントン D. C.

(2) 企業結合審査に係る国際協力枠組み

企業活動のグローバル化に伴い、複数の国の競争当局が同時に審査を行う必要があるような国際的な企業結合が増加していることから、個別の企業結合事案についての情報交換を含む競争当局間の実質的な協力が、より体系的に行われる必要がある。こうした問題意識から、公正取引委員会は、ICN において、企業結合審査に係る国際協力枠組みの構築を提唱し、これを「ICN における企業結合審査の協力のための枠組み」として取りまとめた。平成24年4月20日、ブラジル・リオデジャネイロにおいて開催された第11回年次総会において、当該協力枠組みの構築が承認された。

当該協力枠組みは、ICN に加盟する競争当局間における企業結合審査に関する効率的かつ効果的な執行協力の促進を目的としており、①ICN に加盟する競争当局における連絡窓口となる担当官の連絡先リストの作成・管理、②関連する競争当局への接触及び情報交換の方法等を内容とするものである。

公正取引委員会は、連絡先リストの取りまとめ及び管理を担当するなどして当該協力枠組みの利用促進に協力している。

(3) 各作業部会の活動状況

平成25年度における各作業部会の活動状況は、次のとおりである。

ア カルテル作業部会

カルテル作業部会は、反カルテル執行における国内的及び国際的な諸問題に対処することを目的として設置された作業部会である。同作業部会には、ハードコア・カルテルの定義等の基本的な概念について検討を行う一般的枠組みサブグループ（SG 1）及び個別の審査手法に関する情報交換等を通じてカルテルに対する法執行の効率性を高めることを目的とした審査手法サブグループ（SG 2）が設置されている。

第12回年次総会以降、SG 1 においては、「非典型的なカルテル行為」及び「和解手続」をテーマとした電話セミナーが実施された。また、公正取引委員会は、カルテル作業部会の共同議長として、同一テーマにより、アジア太平洋地域に所在する競争当局向けの電話セミナーを主催した。さらに、国際カルテル審査における秘密性保護に係る権利放棄のリニエンシー申請者による同意書に関する様式の作成が行われ、第13回年次総会に提出された。

他方、SG 2 においては、反カルテル執行マニュアルのうち「電子証拠収集」及び「リニエンシー」に関する章の改定が行われ、第13回年次総会に提出された。また、SG 2 は、ICN に加盟する競争当局のカルテル審査の実務者がカルテル審査に関する実務上の問題を議論するため、年1回、カルテルワークショップを開催している。平成

25年度のワークショップは、平成25年10月、南アフリカ・ケープタウンにおいて開催され、「効果的なカルテル執行に対する障害への対処」をテーマとして議論が行われたところ、公正取引委員会事務総局の職員4名がスピーカー等として参加した。

イ 企業結合作業部会

企業結合作業部会は、企業結合審査の効率性を高めるとともに、その手続面及び実体面の収れんを促進し、国際的企業結合の審査を効率化することを目的として設置された作業部会である。

第12回年次総会以降、同作業部会においては、「企業結合審査の国際協力」をテーマとした電話セミナーが実施され、平成25年10月に開催された同セミナーにおいては、公正取引委員会事務総局の職員がプレゼンテーションを行った。また、主に同セミナーの概要を取りまとめた「企業結合審査の国際協力」に関する中間報告書の作成が行われ、第13回年次総会に提出された。

ウ 単独行為作業部会

単独行為作業部会は、事業者による反競争的単独行為に対する規制の在り方等について議論することを目的として設置された作業部会である。

第12回年次総会以降、同作業部会においては、「単独行為規制に基づく略奪的価格設定の分析に関する推奨される方法」の作成が行われ、第13回年次総会に提出された。また、同作業部会は、「国有企業による単独行為」、「忠誠リベート及び割引の評価」及び「単独行為事案における確約」をテーマとした電話セミナーを実施した。加えて、平成25年9月、スウェーデン・ストックホルムにおいて、主に北東及び中央ヨーロッパ・バルカン地域に所在する競争当局を対象とした地域ワークショップが、「排他的取引の分析」をテーマとして開催され、公正取引委員会事務総局の職員1名が参加した。

エ アドボカシー作業部会

アドボカシー作業部会は、競争唱導活動の有効性を向上させることを目的として設置された作業部会である。

第12回年次総会以降、同作業部会においては、「競争影響評価に関する推奨される方法」の作成が行われ、第13回年次総会に提出された。また、同作業部会は、「裁判所・裁判官との協働」をテーマとした電話セミナーを実施した。さらに、平成25年12月、イタリア・ローマにおいて、アドボカシーワークショップが、「変革の推進力としての競争唱導」をテーマとして開催され、公正取引委員会事務総局の職員1名がスピーカーとして参加した。

オ 競争当局有効性作業部会

競争当局有効性作業部会は、競争政策の有効性に関する諸問題とその有効性を達成するために最もふさわしい競争当局の組織設計を検討することを目的として設立された、競争政策の実施に関する作業部会が、平成21年5月に改組されたものである。

第12回年次総会以降、同作業部会においては、競争政策の有効性を達成するためにふさわしい競争当局の組織設計の在り方を取りまとめている競争当局有効性実務マニュアルのうち「知識管理」及び「人材管理」に関する章の最終版の作成が行われたほか、各国の審査手続及び実務が当局の意思決定や手続的権利の保護にどのように寄

与しているかについて ICN メンバー間の理解を深める目的で立ち上げられた審査手続プロジェクトに基づき、「秘密情報の取扱い」に関する調査結果報告書の作成が行われた。また、競争法や競争当局の実務に関する研修教材を作成するカリキュラムプロジェクトに関して、新たに「排他的取引」及び「反カルテル執行マニュアルの概要」をテーマとした2つのビデオ教材の作成が行われた。これらの成果物は第13回年次総会に提出された。加えて、同作業部会は、平成26年3月、米国・ワシントン D.C.において、競争当局の審査手続に関するラウンドテーブルを開催した。同ラウンドテーブルでは、「審査手続における当局と事業者の間の効果的な対話及び事業者による審査手続への効果的な関与を容易にする当局の慣行」について議論が行われ、公正取引委員会事務総局の職員2名が参加した。

2 経済協力開発機構（OECD）・競争委員会（COMP : Competition Committee）

- (1) 競争委員会は、OECD に設けられている各種委員会の一つであり、昭和36年12月に設立された制限的商慣行専門家委員会が昭和62年に競争法・政策委員会に改組され、平成13年12月から現在の名称に変更されたものである。我が国は、昭和39年の OECD 加盟以来、その活動に参加してきており、公正取引委員会は、同年10月の会合以降、これに参加してきている。競争委員会は、本会合のほか、その下に各種の作業部会及び競争に関するグローバルフォーラムを設け、随時会合を行っている。本会合においては、各加盟国の競争政策に関する年次報告が行われているほか、その時々的重要課題について討議が行われている。平成25年度における会議の開催状況は、次のとおりであり、当委員会は、全ての会合に出席した。

第4表 平成25年度における競争委員会の開催状況

期 日	会 議
平成25年6月17日～同月20日	第118回本会合、第54回第2作業部会（競争と規制）、第116回第3作業部会（協力と執行）
平成25年10月28日～同月31日	第119回本会合、第55回第2作業部会（競争と規制）、第117回第3作業部会（協力と執行）
平成26年2月24日～同月28日	第120回本会合、第56回第2作業部会（競争と規制）、第118回第3作業部会（協力と執行）、第13回競争に関するグローバルフォーラム

（注） 前記会議の開催場所は、全てフランス・パリである。

- (2) 平成25年6月の第118回本会合においては、①道路燃料における競争に係るラウンドテーブル討議、②競争分析における質の役割及び測定に係るラウンドテーブル討議等が行われた。同年10月の第119回本会合においては、①フードチェーン産業に係るラウンドテーブル討議、②職権によるカルテル審査に係るラウンドテーブル討議等が行われた。平成26年2月の第120回本会合においては、金融市場における消費者保護に係る議論等が行われた。

なお、平成23年10月の第113回本会合においては、平成24年から平成26年の3年間にわたって競争委員会が取り組んでいく二つの中長期的戦略テーマとして、「競争当局の執行活動に関する影響評価」及び「国際協力」が取り上げられることが決定され、主と

して各作業部会において議論を行っていくこととなった。

- (3) 競争委員会に属する各作業部会及び競争に関するグローバルフォーラムの平成25年度における主要な活動は、次のとおりである。

ア 第2作業部会では、平成25年6月、同年10月及び平成26年2月の3回の会合にわたって、中長期的戦略テーマの一つである「競争当局の執行活動に関する影響評価」について、①競争当局の活動によって予期される影響の評価、②特定の競争法執行活動の事後評価及び③競争政策のマクロ経済変数に対する広範な影響の評価に係る議論及びヒアリングが行われた。また、平成25年6月の会合においては、鉄道産業における新たな進展に係るラウンドテーブル討議が、同年10月の会合においては、廃棄物処理に係るラウンドテーブル討議が、それぞれ行われた。

イ 第3作業部会では、平成25年6月、同年10月及び平成26年2月の3回の会合にわたって、もう一つの中長期的戦略テーマである「国際協力」について、主に国際通商に影響を及ぼす反競争的行為についての加盟国間の協力に関する理事会勧告の改定に係る議論等が行われた。また、平成25年6月の会合においては、企業結合審査の対象となる取引の定義に係るラウンドテーブル討議が、同年10月の会合においては、国境を越えた企業結合事例における問題解消措置に係るラウンドテーブル討議が、平成26年2月の会合においては、完了した届出義務のない企業結合審査に係るラウンドテーブル討議が、それぞれ行われた。

ウ 競争に関するグローバルフォーラムでは、平成26年2月の会合において、①医薬品流通分野における競争及び②競争と汚職に係るラウンドテーブル討議が行われた。

3 東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンス

公正取引委員会は、東アジア競争政策トップ会合及び東アジア競争法・政策カンファレンスにおいて主導的な役割を果たしている。

東アジア競争政策トップ会合は、東アジア地域における競争当局及び競争関連当局のトップが一堂に会し、その時々課題や政策動向等について率直な意見・情報交換を行うことにより、東アジア地域における競争当局及び競争関連当局間の協力関係を強化することを目的とするものである。同会合においては、競争法・政策の執行に係る課題、効果的・効率的な技術支援のための協力・調整等のテーマについて議論が行われている。

東アジア競争法・政策カンファレンスは、競争当局及び競争関連当局に加え、学界、産業界等からの出席者を交えて、競争法・政策に係るプレゼンテーション・質疑応答等を行い、東アジア地域における競争法・政策の普及・広報に寄与することを主要な目的とするものである。

平成25年度においては、第9回東アジア競争政策トップ会合及び第8回東アジア競争法・政策カンファレンスが平成25年8月にフィリピン・マニラにおいて開催された。

4 アジア太平洋経済協力（APEC）

(1) 競争政策・競争法グループ（CPLG）

APEC においては、APEC 域内における競争政策についての理解を深め、貿易及び投資の自由化及び円滑化に貢献することを目的として、貿易投資委員会の下部組織として競

争政策・規制緩和グループ（CPDG）が平成8年に設置された。同グループは、平成19年に貿易投資委員会の下部組織から経済委員会（EC）の下部組織に移行し、平成20年には、競争政策・競争法グループ（CPLG）に改称した。公正取引委員会は、平成17年から平成24年12月まで CPLG（改称前においては CPDG）の議長業務を行うなど、APEC における競争政策に関する取組に対して積極的に貢献を行っている。

平成25年度において、公正取引委員会は、平成26年2月に中国・寧波において開催された CPLG 会合において、我が国の競争法の執行等について報告を行った。

(2) 個別行動計画（IAP）及び共同行動計画（CAP）

APEC においては、平成6年に合意された「自由で開かれた貿易及び投資」というボゴール目標を達成するための具体的道筋を示す大阪行動指針（平成7年採択）に基づき、APEC 参加エコノミーそれぞれの自主的かつ個別的な行動を取りまとめた「個別行動計画」（IAP）及び APEC 参加エコノミーが共同して取り組むべき分野別の行動を取りまとめた「共同行動計画」（CAP）が策定されている。我が国の個別行動計画の競争章においては、競争法の厳正な執行や技術支援の実施等が掲げられており、競争政策分野における共同行動計画としては、情報交換及び対話の促進、競争法・政策に対する理解の増進、技術支援の実施等が掲げられている。

5 国連貿易開発会議（UNCTAD）

昭和55年、UNCTAD 主催による制限的商慣行国連会議において、「制限的商慣行規制のための多国間の合意による一連の衡平な原則と規則」（以下「原則と規則」という。）が採択された。さらに、原則と規則は、同年の第35回国連総会において、国連加盟国に対する勧告として採択された。原則と規則は、国際貿易、特に発展途上国の国際貿易と経済発展に悪影響を及ぼす制限的商慣行を特定して規制することにより、国際貿易と経済発展に資することを目的としている。その後、このような制限的商慣行についての調査研究、情報収集等を行うために、昭和56年、制限的商慣行政府間専門家会合が設置され、平成8年の UNCTAD 第9回総会において競争法・政策専門家会合と名称変更された後、平成9年12月の国連総会の決議により、競争法・政策に関する政府間専門家会合と名称が再変更された。また、同会合のほか、原則と規則の全ての側面についてレビューを行う国連レビュー会合が5年に1回開催されている。

平成25年度においては、平成25年7月8日から同月10日にかけてスイス・ジュネーブにおいて第13回競争法・政策に関する政府間専門家会合が開催され、公正取引委員会事務局の職員が同会合に出席した。同会合においては、パキスタン、ウクライナ及びニカラグアの競争法・政策に対する審査が行われたほか、貧困層に対するカルテル行為の影響、当局有効性向上のための優先順位付け及びリソース配分、複数の国にまたがる競争法事案における国際協力のための手続及び手順等について議論された。

第5 海外の競争当局等に対する技術支援

近年、東アジア地域等の発展途上国において、競争法・政策の重要性が認識されてきていることに伴い、既存の競争法制を強化する動きや、新たに競争法制を導入する動きが活

発化しており、これらの国に対する技術支援の必要性が高まってきている。公正取引委員会は、主として独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じて、これら諸国の競争当局等に対し、事務総局の職員の派遣や研修の実施等による競争法・政策分野における技術支援活動を行っている。

公正取引委員会による発展途上国に対する具体的な技術支援の概要は次のとおりである。

1 ベトナムに対する技術支援

ベトナムに対して、公正取引委員会は、競争法の執行能力の強化を目的として、JICA の協力の下、平成20年9月から当委員会事務総局の職員1名を JICA 長期専門家としてベトナム競争当局に累次派遣し、現地における技術支援を実施している。また、当委員会は、平成25年5月13日から同月23日にかけてベトナム競争当局等の職員8名を、同年11月11日から同月28日にかけてベトナム競争当局の職員8名を、それぞれ我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施した。さらに、平成25年11月6日及び7日にハノイにおいて開催された現地セミナーに当委員会事務総局の職員を、また平成26年2月25日及び26日にハノイにおいて開催された現地セミナーに公正取引委員会委員及び事務総局の職員を、それぞれ派遣した。

2 インドネシアに対する技術支援

インドネシアに対して、公正取引委員会は、競争法の執行能力の強化を目的として、JICA の協力の下、平成21年10月から平成24年6月にかけて、当委員会事務総局の職員1名を JICA 長期専門家としてインドネシア競争当局に派遣し、現地における技術支援を実施した。また、当委員会は、平成25年6月13日から同月21日にかけて、インドネシア競争当局の委員長及び委員等11名を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施した。さらに、平成25年8月26日及び27日に、バリにおいて開催された現地セミナーに当委員会事務総局の職員等を派遣した。

3 中国に対する技術支援

中国に対して、公正取引委員会は、JICA の協力の下、平成25年10月10日に、北京において開催された現地セミナーに当委員会事務総局の職員を派遣した。

4 フィリピンに対する技術支援

フィリピンに対して、公正取引委員会は、JICA の協力の下、平成25年8月5日及び6日にマニラにおいて開催された現地セミナーに当委員会事務総局の職員を、また平成26年1月21日から同月24日にかけてセブにおいて開催された判事等向け現地セミナーに当委員会事務総局の職員を、それぞれ派遣した。

5 その他の発展途上国に対する技術支援

公正取引委員会は、JICA の協力の下、平成6年度以降、競争法制を導入しようとする国や既存の競争法制の強化を図ろうとする国の競争当局等の職員を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施している。平成25年度においては、発展途上国8か国から12

名の参加を得て、平成25年8月29日から同年9月27日にかけて、実施した。

また、公正取引委員会は、アジア開発銀行研究所（ADB）との共催により、平成25年6月3日から同月7日にかけて、競争法制を導入し又は既存の競争法制の強化を図ろうとするアジア諸国の競争当局等の職員12名を我が国に招へいし、競争法・政策に関する研修を実施した。

なお、ADB との共催での技術研修は今回が初めての開催であった。

そのほか、公正取引委員会は、発展途上国に対する技術支援として、OECD 等の国際機関や外国政府等が東アジア地域において実施する競争法・政策に関するセミナーに当委員会事務総局の職員や学識経験者を積極的に派遣している。

第6 海外調査

公正取引委員会の競争政策の企画・運営に資するため、諸外国・地域の競争政策の動向、競争法制及びその運用状況等について情報収集や調査研究を行っている。平成25年度においては、米国、EU、その他主要な OECD 加盟諸国やアジア各国を中心として、競争当局の政策動向、競争法関係の立法活動等について調査を行い、その内容の分析とウェブサイト等による紹介に努めた。

第7 海外への情報発信

我が国の競争政策の状況を広く海外に周知することにより公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させるため、報道発表資料や所管法令・ガイドライン等を英訳し、英文ウェブサイトに掲載している。平成25年度においては、前年度に引き続き、英語版報道発表資料の一層の充実及び速報化に努めた。

このほか、外国の競争当局、弁護士会等が主催するセミナー等に積極的に公正取引委員会委員及び事務総局の職員を派遣したり、海外のメディアに寄稿を行うなどの活動を行っている。平成25年度においては、平成25年4月にアメリカ・ワシントン D.C. において開催された全米法曹協会（ABA）反トラスト法部会春季会合、同年6月にアメリカ・ワシントン D.C. において開催された同部会合併シンポジウム、平成26年2月にイタリア・ローマにおいて開催された ABA/国際法曹協会共催カルテルワークショップに、それぞれ公正取引委員会委員がスピーカーとして参加した。また、平成25年9月に中国・北京において開催された ABA 国際法部会北京カンファレンス、同年11月にインド・ニューデリーで開催された第3回 BRICS 国際競争カンファレンス等に、当委員会事務総局の職員がスピーカー等として参加した。

第12章 広報・広聴等に関する業務

第1 広報・広聴

1 概要

公正取引委員会は、独占禁止法等に対する企業関係者の理解を深めて同法等の違反行為の未然防止を図るとともに、今後の競争政策の有効かつ適切な推進に資するため、広く国民に情報提供を行い、国民各層からの意見、要望の把握、小中学生を含めた幅広い国民各層の競争政策に対する理解の増進に努めているところである。広報・広聴業務の主なものは、次のとおりである（海外向け広報については、第11章第7参照）。

2 記者会見

事務総長定例記者会見を毎週水曜日に開催している。

3 報道発表

公正取引委員会は、独占禁止法違反事件に対する法的措置、企業結合に係る審査結果、独占禁止法を始めとする関係法令に係る各種ガイドライン、実態調査報告書等の内容について、幅広く報道発表を行っている。平成25年度においては、286件の報道発表を行った。

なお、特定のテーマについては、報道発表に併せて政府広報を利用した広報を行っている。

4 講師派遣

事業者団体等の要請に対応して、講演会、研修会等に職員を講師として派遣し、独占禁止法等について広報を行った。

5 各委員制度等及びその運用状況

(1) 独占禁止政策協力委員制度

競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実状に即した政策運営に資するため、平成11年度から、独占禁止政策協力委員制度を設置し、公正取引委員会に対する独占禁止法等の運用や競争政策の運営等に係る意見・要望の聴取等を行い、施策の実施の参考としている。平成25年度においては、各地域の有識者150名に委員を委嘱した。

(2) その他の制度

公正取引委員会は、独占禁止政策協力委員制度のほか、下請取引等改善協力委員制度、独占禁止法相談ネットワーク制度等を通じて、事業者等に対して当委員会の活動状況等について広報を行うとともに、意見・要望等を聴取し、施策の実施の参考としている。

6 各種懇談会等の実施

(1) 独占禁止懇話会

ア 概要

経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、昭和43年度以降、毎年開催している。

イ 開催状況

平成25年度においては、独占禁止懇話会を3回開催した。

(2) 地方有識者との懇談会

ア 概要

地方有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会及び講演会を通して、競争政策についてより一層の理解を求めるとともに、幅広く意見及び要望を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るため、昭和47年度以降、毎年、全国各地において開催している。

イ 開催状況

平成25年度においては、平成25年11月13日、15日、28日及び29日に、全国8都市（北海道釧路市、山形市、長野市、富山市、奈良市、山口市、高松市及び長崎市）において、公正取引委員会の最近の活動状況等について、各地の主要経済団体、消費者団体の代表者等の有識者と公正取引委員会委員との意見交換を行った。

このほか、全国各地において、地方事務所長等の当委員会事務総局の職員と有識者との懇談会を80回開催した。

(3) その他

日本経済団体連合会等の経済団体との懇談会を開催した。

7 一日公正取引委員会

(1) 概要

本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、独占禁止法講演会、消費税転嫁対策特別措置法説明会、下請法基礎講習会、入札談合等関与行為防止法研修会、消費者セミナー、独占禁止法教室、報道機関との懇談会、相談コーナーなどを1か所の会場で開催している。

(2) 開催状況

平成25年度においては、平成25年6月4日に徳島市、同月27日に水戸市、同年8月23日に静岡市、同年11月13日に北海道釧路市及び山形市、同月29日に奈良市、同年12月20日に鳥取市並びに平成26年2月18日に大分市において、合計8回の一日公正取引委員会を開催した。

8 消費者セミナー

一般消費者に独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について、より一層の理解を深めてもらうため、対話型・参加型のイベントとして開催などしている。

平成25年度においては、合計49回開催した。

9 独占禁止法教室（出前授業）

中学校等からの要請を受けて、公民等の授業に職員を講師として派遣し、競争の役割等について授業を行った。また、大学（短期大学等を含む。）からの要請を受けて、独占禁止法等の講義等に職員を講師として派遣し、競争法の目的、公正取引委員会の最近の活動状況等について講義を行った。

平成25年度においては、中学生向けに合計54回、高校生向けに合計14回、大学生等向けに合計73回開催した。

10 庁舎訪問学習

中学校等からの要請を受けて、公正取引委員会の庁舎において、競争の役割についての説明を行うとともに、審判廷などの職場見学に対応した。

11 広報資料の作成・配布

(1) パンフレット

独占禁止法等や公正取引委員会に対する一般の理解を深めるため、「知ってなっとく独占禁止法」、「知るほどなるほど下請法」等を作成し、事業者、一般消費者等に広く配布しているほか、中学生向け副教材として「わたしたちの暮らしと市場経済」を作成し、中学校等に配布している。

(2) 広報用 DVD

独占禁止法及び下請法に関する広報用 DVD を作成し、これらを事業者団体、消費者団体等に貸出しを行った。

また、独占禁止法及び下請法の概要を紹介する動画を公正取引委員会のウェブサイト上（<http://www.jftc.go.jp/houdou/douga.html>）に掲載し、配信している。

(3) ウェブサイト

平成9年以降、ウェブサイトにおいて報道発表資料を含む各種の情報を掲載している。

(4) メールマガジン

公正取引委員会の活動状況を適切なタイミングで国民の幅広い層に対し積極的に発信することを目的として、平成20年3月からメールマガジンの発行を行っている。

第2 政策評価

公正取引委員会は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づき政策評価を実施しているところである。

公正取引委員会では、平成25年度には、「企業結合の迅速かつ的確な審査」、「独占禁止法違反行為に対する厳正な対処」等8件の事後評価を実施し、政策評価書を公表した。

表 平成25年度に公表した政策評価書

評価対象施策		評価方法
独占禁止法違反行為に対する措置等	審判手続	実績評価
	企業結合の迅速かつ的確な審査	実績評価
	独占禁止法違反行為に対する厳正な対処	実績評価
下請法違反行為に対する措置等	取引慣行等の適正化	実績評価
	下請法の的確な運用	実績評価
競争政策の広報・広聴等	競争政策の広報・広聴	実績評価
	海外の競争当局等との連携の推進	実績評価
	競争的な市場環境の創出	実績評価

第13章 景品表示法に関する業務

第1 概説

景品表示法は、平成21年9月、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質の表示に関する事務を一体的に行うことを目的として消費者庁が設置されたことに伴い、公正取引委員会から消費者庁に移管された。消費者庁への移管に伴い、景品表示法の目的は、「商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護すること」とされた。

1 景品表示法違反事件の調査

景品表示法は、不当な顧客の誘引を防止するため、景品類の提供について、必要と認められる場合に、内閣府告示（注1）により、景品類の最高額、総額、種類、提供の方法等について制限又は禁止し（第3条）、また、商品又は役務の品質、規格その他の内容又は価格その他の取引条件について一般消費者に誤認される不当な表示を禁止している（第4条第1項）。これらの規定に違反する行為に対し、消費者庁長官は措置命令を、都道府県知事は指示を行い、これを是正させることができる（第6条及び第7条）（注2）。公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反事件に係る調査権限の委任を受け、景品表示法の規定に違反する行為について必要な調査等を行っている。

（注1） 消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による改正前の景品表示法に基づく従来の公正取引委員会告示は、経過措置により引き続き効力を有する。

（注2） 平成26年6月に不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）が成立し、「消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる」旨の規定が新設された。

2 公正競争規約制度

景品表示法第11条の規定に基づき、事業者又は事業者団体は、景品類又は表示に関する事項について、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定を受けて、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択と、事業者間の公正な競争を確保するため、協定の締結又は規約の設定をすることができる。当委員会は、協定又は規約（以下これらを総称して「公正競争規約」という。）の認定に当たり、事業者間の公正な競争の確保等の観点から審査を行っている。

第2 景品表示法違反事件の調査

消費者庁は、景品表示法違反事件について、違反行為者に対して措置命令を行うほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行っている。

平成25年度において、消費者庁が措置命令を行った45件のうち、公正取引委員会及び消

費者庁による調査の結果を踏まえたものは8件であり、消費者庁が指導を行った373件のうち、当委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは96件である（第1表及び第2表参照）。

第1表 平成25年度において公正取引委員会が調査に関わった景品表示法違反被疑事件の処理状況

事件	措置命令	指導	合計
景品事件	0(0)	8(22)	8(22)
表示事件	8(45)	88(351)	96(396)
合計	8(45)	96(373)	104(418)

(注) () 内は消費者庁の行った措置件数の総数

第2表 平成25年度に消費者庁により措置命令が行われた事例のうち公正取引委員会が調査に関わったもの

一連番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
1	平成25年6月4日 (㈱グランドホテル樋口軒)	株式会社グランドホテル樋口軒は、「グランドホテル樋口軒」と称する旅館において宿泊及び浴場利用役務を供給するに当たり、例えば、平成20年6月頃から平成24年9月頃までの間、自社ウェブサイトにおいて、「船小屋温泉の炭酸泉はボカボカと体の芯から温めてくれる温泉です。」等と記載し、旅館に設置した浴場の浴槽における温水が炭酸を含む療養泉であると認識される表示をしていた。 実際には、旅館に設置された浴場の浴槽における温水は、鉱泉分析法指針に定められた療養泉ではなかった。	第4条 第1項 第1号
2	平成25年6月4日 (㈲まむし温泉)	有限会社まむし温泉は、「筑前の湯 神水 まむし温泉」と称する公衆浴場において浴場利用役務を供給するに当たり、例えば、自社ウェブサイトにおいて、「まむし温泉」等と記載し、浴場施設に設置した浴槽における温水が温泉であると認識される表示をしていた。 実際には、浴場施設に設置された浴槽における温水は、温泉法に定められた温泉ではなく、井戸水を加温したものであった。	第4条 第1項 第1号
3	平成25年8月29日 (㈲ビートレード)	有限会社ビートレードは、中古自動車を販売するに当たり、「G o o 北海道版」及び「カーセンサー北海道版」と称する中古自動車情報誌において、以下のとおり表示していた。 ① 中古自動車1台の走行距離数について、あたかも、当該中古自動車の走行距離数が記載の数値のとおりであるかのように示す表示 ② 中古自動車13台の走行距離数について、あたかも、当該中古自動車の走行距離数が記載の数値のとおりであるかのように示す表示 ①について、実際には、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオートオークション出品票に、走行距離計の改ざんを示す記号が記載された走行距離数が不明なものであった。 ②について、実際には、当該中古自動車の走行距離数を過少に表示していたものであった。	第4条 第1項 第1号
4	平成25年10月31日 (㈱川島)	株式会社川島は、中古自動車を販売するに当たり、中古自動車情報誌において、「修無」と記載し、当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないと認識される表示をしていた。 実際には、当該中古自動車は、オートオークションからの仕入れ時に提示されるオートオークション出品票に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであった。	第4条 第1項 第1号

一連 番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
5	平成25年12月10日 (株)大雄振興公 社)	株式会社大雄振興公社は、「よこて大雄ホップ茶」及び「ホップペクチン茶」と称する粉末飲料（以下「本件2商品」という。）について、以下のとおり表示していた。 ① よこて大雄ホップ茶を一般消費者に販売するに当たり、平成23年2月から平成24年8月3日までの間、秋田魁新報に掲載した広告等において、「ポリフェノール含有日本一のお茶 ※1」、「※1 国民生活センターポリフェノール含有食品358銘柄商品テスト結果より」等と表示 ② 本件2商品を一般消費者に販売するに当たり、平成24年5月から同年9月までの間に配布したパンフレット等において、「ポリフェノール含有量（100g あたり）」、「よこて大雄ホップ茶5420mg」、「ホップペクチン茶5210mg」、「赤ワイン250mg」、「コーヒー168mg」等と表示 ①について、実際には、独立行政法人国民生活センターがよこて大雄ホップ茶のポリフェノール含有量について試験を行った事実はなかった。 ③ ついて、実際には、ポリフェノール等の含有量を記載するに当たって、赤ワイン等については、そのまま飲食できる状態での100グラム当たりの含有量を記載しているのに対し、本件2商品については、そのまま飲用できない粉末の状態での100グラム当たりの含有量を記載しているものであって、本件2商品について、飲用できる状態でのポリフェノール等の100グラム当たりの含有量は、記載された赤ワイン等のポリフェノール等の含有量を大きく下回るものであった。	第4条 第1項 第1号
6	平成26年1月21日 (株)きむら)	株式会社きむらは、愛知県西尾市一色町産のうなぎ（以下「本件うなぎ」という。）及び本件うなぎを用いたうなぎ蒲焼（以下、本件うなぎと併せて「本件2商品」という。）について、 ① 例えば、平成25年7月21日に、香川県内及び岡山県内に配布した新聞折り込みチラシにおいて、「愛知県三河一色産 うなぎ蒲焼 1本 1,980円より」、「愛知県三河一色産 生うなぎ（養殖）大1本 1,780円」等と記載することにより、 ② 例えば、平成25年7月20日から同月22日までの期間に、自社ウェブサイトにおいて、「愛知県三河一色産 うなぎ蒲焼 1本 1,980円より」と記載することにより、 ③ 例えば、平成25年7月19日から同月22日までの期間に、香川県内及び岡山県内で放送されたテレビコマーシャルにおいて、「うなぎ蒲焼（愛知三河一色産）7月22日（月）土用の丑の日」等の映像を放送することにより、 あたかも、本件2商品を供給するかのように表示していたが、実際には、株式会社きむらは、本件うなぎを仕入れておらず、本件2商品の全部について取引に応じることができないものであった。	第4条 第1項 第3号 (おと り広告 告示)

一連 番号	措置日 (事業者名)	事件概要	違反 法条
7	平成26年1月28日 (株シニア)	株式会社シニアは、小学生向け、中学生向け、中高一貫校生向け、高校生向け、医学部受験生向け及び社会人向けの家庭教師派遣に係る役務（以下「本件役務」という。）を一般消費者に提供するに当たり、平成24年7月頃から平成25年6月20日までの間、自社ウェブサイトにおいて、 ① 例えば、「小学生の方の指導料金」、「シニアだけのシンプル&安心明瞭な料金（振込制）」、「費用関連の重要事項のご説明」、「1 登録料・運営費 等」、「当社の場合、登録料、保証金、預り金、管理費、維持費、サポート費、カリキュラム費、運営費、年会費、解約金、違約金等は、一切かかりません。」等と ② 例えば、「ご入会前によくいただくご質問」、「Q：何社か説明を聴きましたが、広告の料金と説明時の料金が全く違うようですが・・・」、「A：当社の場合、週1回の指導で月々12,500円（税込み13,125円）または月々15,200円（税込み15,960円）です。」、「これ以外に管理・維持・サポート費等は一切お預かりしておりませんので、ご安心ください。」と 記載することにより、あたかも、本件役務について、毎月の「指導料金」と称する費用以外に一切の費用を支払う必要なく、本件役務の提供を受けることができるかのように表示していた。 実際には、本件役務の提供を受けるためには、毎月の「指導料金」と称する費用の支払が必要であるほか、21,000円の「入会金」と称する費用を負担することが必要となるものであった。	第4条 第1項 第2号
8	平成26年3月19日 (株くるまや・L e O)	株式会社くるまや・L e Oは、中古自動車を一般消費者に販売するに当たり、平成24年3月15日から平成25年2月21日までの間、「G o o 東北版」と称する中古自動車情報誌において、以下のとおり表示していた。 ① 当該中古自動車の車体の骨格部位に修復歴がないかのように示す「修復無」と表示 ② 当該情報誌の発売日以降、当該中古自動車を販売することができるかのように当該中古自動車の情報を表示 ①について、実際には、当該中古自動車は、オークション出品票又はオークション出品申込書に、車体の骨格部位が損傷するなどの修復歴を示す記号が記載された修復歴があるものであった。 ②について、実際には、当該中古自動車は発売日より前に売買契約が成立しており、取引に応じることができないもの等であった。	第4条 第1項 第1号 及び 第3号 (おとり 広告 告示)

第3 公正競争規約の認定

1 概要

平成26年3月末現在、104件（景品関係37件、表示関係67件）の公正競争規約が認定されている（附属資料6参照）。これらの公正競争規約に参加する事業者又は事業者団体により、公正競争規約の運用団体として公正取引協議会等が組織されているところ、公正取引協議会等は、公正競争規約の運用上必要な事項について、公正競争規約の定めるところにより、施行規則、運用基準等を設定している。公正取引委員会は、公正取引協議会等がこれらの施行規則等の設定・変更を行うに際しても、事業者間の公正な競争の確保等の観点から審査を行い、問題があれば指導を行っている。

2 公正競争規約の変更

平成25年度においては、農業機械業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約の一部変更の認定（平成25年9月3日認定。平成25年公正取引委員会・消費者庁告示第3号）、泡盛の表示に関する公正競争規約の一部変更の認定（平成25年10月1日認定。平成25年公正取引委員会・消費者庁告示第4号）、釣竿の表示に関する公正競争規約の一部変更の認定（平成25年11月25日認定。平成25年公正取引委員会・消費者庁告示第5号）及び食用塩の表示に関する公正競争規約の一部変更の認定（平成26年3月12日認定。平成26年公正取引委員会・消費者庁告示第1号）等を行った。

3 公正競争規約の廃止

記録メディア製品の表示に関する公正競争規約が廃止された（平成25年11月29日廃止。平成25年公正取引委員会・消費者庁告示第6号）。

第1 独占禁止法及び関係法令に関する相談等

事業者、事業者団体、一般消費者等から寄せられる独占禁止法及び関係法令に関する質問に対しては、文書又は口頭により回答している。また、ウェブサイトでも意見等の受付を行っている（<https://www.jftc.go.jp/cgi-bin/formmail/formmail.cgi?d=goiken>）。

また、平成12年度から申告の処理に関する疑問、苦情等の申出を受け付けるため、官房総務課（地方事務所・支所においては総務課、沖縄総合事務局公正取引室においては総務係）に申出受付窓口を設置し、公正取引委員会が指名する委員等をもって構成する審理会において、当該処理が適正であったかどうか点検している。

第2 事業活動に関する相談状況

1 概要

公正取引委員会は、以前から、独占禁止法及び下請法違反行為の未然防止を図るため、事業者及び事業者団体が実施しようとする具体的な行為に関する相談に対応し、実施しようとする行為に関して、独占禁止法及び下請法の考え方を説明している。

2 事前相談制度

公正取引委員会は、以前から、様々な事前相談制度を実施し、事業者等からの書面による事前相談に対して書面により回答してきたが、相談制度の一層の充実を図るため、これを整備し、平成13年10月から当委員会が所管する法律全体を対象として、「事業者等の活動に係る事前相談制度」を実施している。

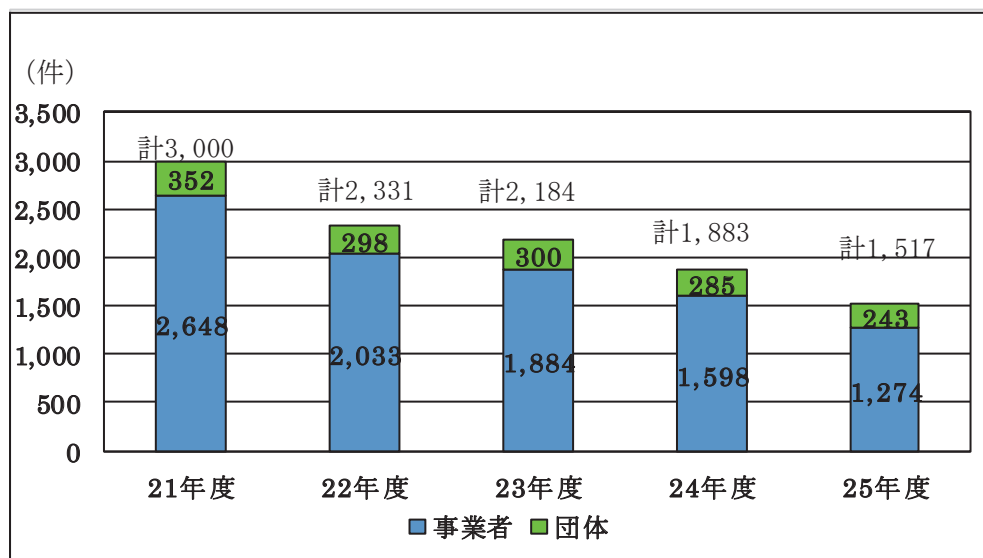
本制度は、事業者及び事業者団体が実施しようとする具体的な行為が、前記法律の規定に照らして問題がないかどうかの相談に応じ、原則として、事前相談申出書を受領してから30日以内に書面により回答し、その内容を公表するものである。

3 独占禁止法に係る相談の概要

平成25年度において、事業者の行為に関して受け付けた相談件数は1,274件、事業者団体の行為に関して受け付けた相談件数は243件である（第1図参照）。

特徴的な内容の相談を挙げると、事業者による小売業者の販売価格調査に関するもの、事業者による販売地域の制限に関するもの、事業者による商品の陳列方法の指定に関するもの、事業者による店舗販売業者のみに対するリベートの供与に関するものなどがある。

第1図 独占禁止法に係る相談件数の推移（企業結合に関する相談を除く。）

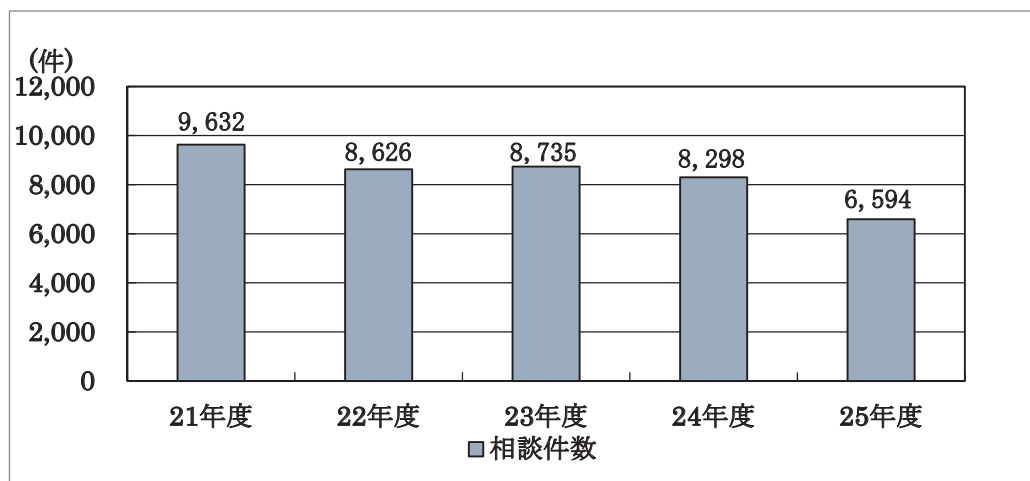


4 下請法に係る相談の概要

平成25年度に下請法に関して事業者等から受け付けた相談件数は、6,594件である（第2図参照）。

この中には、例えば、下請法の適用範囲に関する相談、発注書面の記載方法に関する相談、下請代金の支払期日に関する相談等がある。

第2図 下請法に係る相談件数の推移



5 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークを運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を

活用し、独占禁止法及び下請法に関する相談を受け付けている。また、平成25年度においては、全国の商工会議所及び商工会へのパンフレット等の参考資料の配布、相談業務に従事する経営指導員向けの研修会に職員を講師として派遣するなどした。

附 属 資 料

平成25年度年次報告 附属資料編の目次

1 組織・予算関係	242
1－1表 公正取引委員会の構成	242
1－2表 公正取引委員会の予算額（平成25年度補正後）	242
2 審決・訴訟関係等	243
2－1表 審決一覧（平成25年度）	243
2－2表 手続別審決等件数推移	246
2－3表 関係法条別審決件数推移	250
2－4表 告発事件一覧	252
2－5表 緊急停止命令一覧	260
2－6表 注意の対象となった行為の業種・行為類型別分類	261
3 独占禁止法適用除外関係	262
3－1表 独占禁止法適用除外根拠法令一覧	262
3－2表 年次別・適用除外法令別カルテル件数の推移	263
3－3表 保険業法に基づくカルテル	265
3－4表 内航海運組合法に基づくカルテル	266
3－5表 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル	266
3－6表 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め	267
3－7表 海上運送法に基づくカルテル	267
3－8表 道路運送法に基づく運輸カルテル	267
3－9表 業種別事業協同組合及び信用協同組合の届出件数	268
4 株式取得、合併等関係	269
4－1表 銀行又は保険会社の議決権取得・保有の制限に係る認可一覧	269
4－2 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等に関する統計資料 （4－3表から4－31表）について	270
4－3表 形態別・株式取得会社業種別株式取得件数（平成25年度）	271
4－4表 形態別・新設会社又は存続会社業種別合併件数（平成25年度）	272
4－5表 形態別・承継会社業種別共同新設分割件数（平成25年度）	273
4－6表 形態別・被承継会社業種別吸収分割件数（平成25年度）	274
4－7表 形態別・株式移転会社業種別共同株式移転件数（平成25年度）	275
4－8表 形態別・譲受会社業種別事業譲受け等件数（平成25年度）	276
4－9表 株式取得計画の届出一覧（平成25年度に完了報告書が提出されたもの）	277
4－10表 合併計画の届出一覧（平成25年度に完了報告書が提出されたもの）	282
4－11表 共同新設分割計画の届出一覧（平成25年度に完了報告書が提出されたもの）	282
4－12表 吸収分割計画の届出一覧（平成25年度に完了報告書が提出されたもの）	283
4－13表 共同株式移転計画の届出一覧（平成25年度に完了報告書が提出されたもの）	283
4－14表 事業譲受け等計画の届出一覧（平成25年度に完了報告書が提出されたもの）	283
4－15表 総資産額別株式取得件数	284

4-16表	総資産額別合併件数	284
4-17表	総資産額別共同新設分割件数	285
4-18表	総資産額別吸収分割件数	285
4-19表	総資産額別共同株式移転件数	285
4-20表	総資産額別事業譲受け等件数	286
4-21表	合併後の総資産が300億円以上となる合併 (平成25年度に完了報告書が提出されたもの)	286
4-22表	行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同新設分割 (平成25年度に完了報告書が提出されたもの)	286
4-23表	行為後の承継した会社の総資産が300億円以上となる吸収分割 (平成25年度に完了報告書が提出されたもの)	286
4-24表	行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同株式移転 (平成25年度に完了報告書が提出されたもの)	287
4-25表	行為後の譲受会社の総資産が300億円以上となる事業譲受け等 (平成25年度に完了報告書が提出されたもの)	287
4-26表	資本金額別株式取得件数	287
4-27表	資本金額別合併件数の推移	288
4-28表	資本金額別共同新設分割件数	289
4-29表	資本金額別吸収分割件数	289
4-30表	資本金額別共同株式移転件数	290
4-31表	資本金額別事業譲受け等件数の推移	291
5	下請法関係	293
5-1表	書面調査発送件数の推移	293
5-2表	下請法違反事件新規着手件数及び処理件数の推移	294
5-3表	下請法違反行為類型別件数の推移	295
6	景品表示法に基づく協定又は規約及び運用機関の一覧(平成26年3月末現在)	296
7	独占禁止懇話会	299
8	公正取引委員会機構図	301

1 組織・予算関係

1－1表 公正取引委員会の構成

(平成26年4月1日現在)

委員長	杉本 和行
委員	小田切宏之
委員	幕田 英雄
委員	山崎 恒
委員	山本 和史

1－2表 公正取引委員会の予算額（平成25年度補正後）

(単位：千円)

事 項	予 算 額
(項) 公正取引委員会	8,594,916
(事項) 公正取引委員会に必要な経費	7,697,616
(事項) 独占禁止法違反行為に対する措置等に必要な経費	291,657
(事項) 下請法違反行為に対する措置等に必要な経費	150,881
(事項) 競争政策の普及啓発等に必要な経費	125,568
(事項) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に必要な経費	329,194

2 審決・訴訟関係等

2-1表 審決一覧（平成25年度）

番号	事件番号	件名	内 容	関係法条	審決年月日
1 ↳ 4	23 (判) 1 ↳ 3 ・ 7	(株)高光建設ほか3名に対する件	課徴金額 6774万円（合計）→4591万円（合計） ・被審人樋下建設(株)については課徴金の納付を命じない (249万円→0円) 岩手県が発注する建築一式工事のうち、被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めず、課徴金の納付を命じなかった。 ・被審人(株)高光建設については減額 (2346万円→412万円) 岩手県が発注する建築一式工事のうち、被審人が受注した一部の個別物件について課徴金の対象として認めず、課徴金を減額した。 ・被審人(株)タカヤ及び被審人(株)匠建設については審決による変更なし 被審人(株)タカヤ（2068万円） 被審人(株)匠建設（2111万円） 岩手県が発注する建築一式工事のうち、被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた。	独占禁止法 7条の2 (3条後段)	25. 5. 22 (課徴金の納付を命じない審決及び課徴金納付命令審決)
5	23 (判) 4	破産者(株)吉田組破産管財人佐々木良博に対する件	課徴金額 1240 万円 岩手県が発注する建築一式工事のうち、被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた。	独占禁止法 7条の2 (3条後段)	25. 5. 22 (課徴金納付命令審決)
6	23 (判) 5	藤正建設(株)に対する件	課徴金額 1042万円 岩手県が発注する建築一式工事のうち、被審人が受注した個別物件について課徴金の対象として認めた。	独占禁止法 7条の2 (3条後段)	25. 5. 22 (課徴金納付命令審決)

番号	事件番号	件 名	内 容	関係法条	審決年月日
7	23 (判) 6	菱和建設(株)に 対する件	課徴金額 760 万円→0 円 (算定根拠となる物件から一部の 物件が除外された。) 岩手県が発注する建築一式工事の うち、被審人が受注した一部の個別 物件について課徴金の対象として認 めず、課徴金額が50万円未満となり 課徴金の納付を命じなかった。	独占禁止法 7条の2 (3条後段)	25. 5. 22 (課徴金の納 付を命じな い審決)
8 ・ 9	21 (判) 1 ・ 3	シャープ(株)に 対する件	任天堂(株)が製造販売する携帯型 ゲーム機の表示画面に用いられる T F T 液晶ディスプレイモジュールの 目標価格を合意していた。 課徴金額 2億6107万円	独占禁止法 66条2項 (3条後段, 7条の2)	25. 7. 29 (排除措置命 令及び課徴 金納付命令 に係る審判 請求棄却審 決)
10 ・ 11	24 (判) 1 ・ 2	(株)松下組に対 する件	石川県発注の土木一式工事につい て、共同して受注予定者を決定して いた。 課徴金額 139万円	独占禁止法 66条2項 (3条後段, 7条の2)	25. 9. 30 (排除措置命 令及び課徴 金納付命令 に係る審判 請求棄却審 決)
12	24 (判) 3	大東建設(株)に 対する件	課徴金額 135万円 石川県発注の土木一式工事のう ち、被審人が受注した個別物件につ いて課徴金の対象として認めた。	独占禁止法 66条2項 (7条の2 〔3条後 段〕)	25. 9. 30 (課徴金納付 命令に係る 審判請求棄 却審決)
13 ・ 14	24 (判) 4 ・ 5	(株)松下組に対 する件	石川県輪島市発注の土木一式工事 について、共同して受注予定者を決 定していた。 課徴金額 267万円	独占禁止法 66条2項 (3条後段, 7条の2)	25. 9. 30 (排除措置命 令及び課徴 金納付命令 に係る審判 請求棄却審 決)

番号	事件番号	件 名	内 容	関係法条	審決年月日
15	23 (判) 81	エア・ウォーター(株)に対する件	課徴金額 36億3911万円 被審人が違反行為によって販売したエアセパレートガスの売上高について製造業者に対する課徴金算定率(10パーセント)を適用した。	独占禁止法 66条2項 (7条の2 [3条後 段])	25. 11. 19 (課徴金納付 命令に係る 審判請求棄 却審決)

2－2表 手続別審決等件数推移

(1) 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続

年度 分類	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
審判審決	0	0	1	10	8	8	2	3	5	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	3	4	0	0	5	1	4	1
勧告審決	0	0	2	4	4	3	5	0	5	5	7	2	2	1	3	7	24	30	26	17	11	28	26	43	37	27	67	(注1) (6)	(注1) (7)
同意審決	5	2	11	45	6	4	5	2	1	0	0	0	0	0	0	5	11	0	0	0	0	0	1	1	0	1	1	0	2
課徴金の納付 を命ずる審決等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
独占禁止法 第49条第2項に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
独占禁止法 第65条に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0
独占禁止法 第66条に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
景品表示法 第9条第2項に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
景品表示法 第10条第6項に 基づく審決	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0
計	5	2	14	59	18	15	12	5	11	6	7	2	2	1	3	13	36	30	27	17	12	31	32	44	37	34	69	60	34

(注1) () 内の数字は、中小企業等協同組合法第107条に基づく審決件数で内数である。

(注2) 平成11年度の課徴金の納付を命ずる審決等には、課徴金の納付を命じなかった審決が1件含まれている。

(注3) 平成20年度の課徴金の納付を命ずる審決等には、課徴金の納付を命じなかった審決が4件含まれている。

(注4) 平成25年度の課徴金の納付を命ずる審決等には、課徴金の納付を命じなかった審決が2件含まれている。

(注5) 審判審決とあるのは、過去の年次報告において「正式審決」と分類していたものである（平成5年度から正式審決の呼称を審判審決に変更）。

(注6) 平成14年度及び同15年度の独占禁止法第49条第2項及び景品表示法第9条第2項に基づく審決は審判手続開始請求を却下する審決である。

(注7) 独占禁止法第49条第2項、第65条及び第66条に基づく審決並びに景品表示法第9条第2項及び第10条第6項に基づく審決については、現行法においては別法条により規定されているものである。

51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
0	4	0	2	2	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	2	1	2	3	1	1	3	1	3	3	4	1	2	1	2
24	13	7	12	12	12	18	10	7	10	4	6	5	10	17	27	37	27	21	18	23	25	23	27	21	37	38	19	28	18
1	1	1	1	1	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	2	0	0	4	11	8
-	0	0	0	0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	1	(注2) 2	24	1	7	14	32	14
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注6) 1	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注6) 1	(注6) 1	0	0
0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25	18	8	15	16	13	20	12	9	17	5	6	6	10	17	29	38	33	25	20	30	29	25	33	50	42	48	40	72	42

年度 分類	18	19	20	21	22	23	24	25	計
審判審決	14	3	5	8	3	-	-	-	135
勧告審決	-	-	-	-	-	-	-	-	(注1) 1,020 (13)
同意審決	42	21	5	0	3	-	-	-	212
課徴金の納付 を命ずる審決等	46	10	(注3) 37	21	13	0	5	(注4) 7	248
独占禁止法 第49条第2項に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	1
独占禁止法 第65条に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	9
独占禁止法 第66条に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	3
景品表示法 第9条第2項に 基づく審決	0	0	0	0	0	-	-	-	2
景品表示法 第10条第6項に 基づく審決	0	0	0	0	0	-	-	-	4
計	102	34	47	29	19	0	5	7	1,634

(2) 平成17年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法における手続

分類		年度	17 (注2)	18	19	20	21	22	23	24	25	計
独占禁止法関係	排除措置命令 (審判開始) (注1)		2 (1)	12 (0)	22 (1)	16 (5)	26 (5)	12 (3)	22 (10)	20 (7)	18 (4)	150 (36)
	課徴金納付命令 (審判開始) (注1)		171 (8)	56 (0)	121 (1)	39 (8)	73 (7)	100 (12)	255 (61)	108 (13)	176 (6)	1,099 (116)
	審決	排除措置命令に係る審決	0	0	0	3	0	3	4	4	3	17
		課徴金納付命令に係る審決	0	0	1	8	0	3	8	4	5	29
		課徴金納付命令に係る課徴 金の一部を控除する審決	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3
景品表示法 関係	排除命令 (審判開始) (注1)		28 (0)	32 (5)	56 (3)	52 (9)	6 (注3) (0)	- (注4) (0)	- (注4) (0)	- (注4) (0)	- (注4) (0)	174 (17)
	排除命令に係る審決		0	0	0	0	11	- (注4)	-	-	-	11

(注1) () 内の数字は、当該年度の命令件数のうち、命令後に審判手続が開始されたもの（次年度に開始されたものを含む。）の数で内数である（その後審判請求の取下げのあったもの及び審判手続打ち決定を行ったものを含む。）。

(注2) 平成17年度については、平成18年1月4日から同年3月31日までの期間である。

(注3) 平成21年8月31日までの排除命令件数である。

(注4) 平成22年8月6日、(株)ウインズインターナショナルに対する件の審判手続が打ち切られたことにより、景品表示法関係の審判手続は全て終結した。

2－3表 関係法条別審決件数推移

法令	年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53
独占禁止法 3条前段 (旧法)		2	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
3条後段 (旧法)		4	2	5	25	4	8	2	1	5	1	2	0	0	0	0	0	2	9	2	0	2	6	3	3	3	10	35	31	12	14	2	1
3条前段 (現行法)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3条後段 (現行法)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
6条 (旧法)		0	0	1	21	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6	0	0	0	0	0	0
8条 (旧法)		-	-	-	-	-	-	4	1	2	2	4	2	1	1	2	10	25	20	22	15	6	22	24	40	34	11	33	11	10	6	9	2
7条の2 (旧法)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	
7条の2 (現行法)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10条 (旧法)		0	0	1	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
11条 (旧法)		0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13条 (旧法)		0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
14条 (旧法)		0	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15条 (旧法)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16条 (旧法)		0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17条 (旧法)		0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19条 (旧法)		0	0	2	20	1	2	3	4	4	2	1	0	1	0	0	2	9	1	3	2	5	3	1	1	0	2	0	1	5	4	6	4
19条 (現行法)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
49条 (旧法)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65条 (旧法)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0
66条 (旧法)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4条 (旧法)		1	1	3	9	4	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5条 (旧法)		3	0	1	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
51条 (現行法)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
66条1項 (現行法)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業者団体系		0	0	9	20	13	8	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
景品表示法 3条 (旧法)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	1	1	0
4条 (旧法)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	0	0	1
4条 (現行法)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9条 (旧法)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10条 (旧法)		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
中小企業等協同 組合法107条		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	7	0	0	0
審決件数	(注2)	5	2	14	(注3)59	(注3)18	(注3)12	(注4)5	(注4)11	6	7	2	2	1	3	(注4)13	36	30	(注4)27	17	12	31	32	44	37	34	69	60	34	25	18	8	

(注1) 本表においては、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法を「旧法」と標記する。

(注2) 本表に掲げる数字が審決件数より多いのは、同一事件に2以上の法条を適用した場合があるからである。

(注3) 昭和25年度審決のうち1件及び昭和27年度審決のうち4件は、審決をもって審判開始決定を取り消したものである。

(注4) 昭和29年度審決のうち2件、昭和30年度審決のうち1件（再審決）、昭和37年度審決のうち1件、昭和40年度審決のうち1件、平成6年度審決のうち1件及び平成12年度審決のうち1件は、違反行為がなかったと認める審決である。

54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	計
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	1	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	17
3	4	6	5	5	4	1	3	0	5	4	4	12	23	22	8	11	15	15	14	23	17	37	36	21	29	24	54	21	7	8	6	0	0	0	641
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	1	0	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	3	0	2	4	3	3	15	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	
10	8	4	7	2	5	3	1	5	0	3	7	6	11	2	14	5	8	3	2	3	3	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	434
0	0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	1	2	24	1	7	14	32	14	42	10	37	21	13	0	5	7	(注5) 244
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	8	0	3	8	4	5	29	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
4	3	3	7	4	0	7	0	1	1	3	6	9	4	5	1	4	1	8	7	3	6	3	3	3	8	3	0	1	3	0	0	0	0	200	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	1	0	0	0	1	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注6) 1	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	26	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	4	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	3	0	0	0	3	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	7	0	0	0	(注7) 7	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	54	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	17	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	4	0	0	0	4	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(注6) 2	
0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	
15	16	13	20	12	9	17	5	6	6	10	17	29	38	33	(注4) 25	20	30	29	25	33	(注4) 50	42	48	40	72	42	102	35	58	43	25	12	13	15	1,694

(注5) 7条の2(旧法)の審決件数には、課徴金の納付を命じなかった審決が7件含まれており、また、8条の3により当該条項が準用されている審決が含まれている。

(注6) 独占禁止法49条(旧法)及び景品表示法9条(旧法)に基づく審決は、審判手続開始請求を却下する審決である。

(注7) 独占禁止法66条1項(現行法)に基づく審決は、審判請求を却下する審決である。

2-4表 告発事件一覧

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
農林連絡協議会ほか21名（役員）	24.4.28	25.6.16 （農林連絡協議会ほか2名を起訴）	東京高裁 26.2.27	罰金 各1万円	閉鎖機関に指定され清算中であったところ、購買及び販売の営業に従事する等禁止規定を免れる行為をした。	事業者団体法 第5条第1項第13号、第14号、第2項、第14条第1項第1号、第3項	協議会委員長、常任委員は26.3.11上告したが、前者は死亡したため、35.3.15控訴棄却、後者は36.12.5上告棄却
大川（合）ほか1名（役員）	24.5.21	25.11.25	東京高裁 27.5.12	免訴（講和条約による大赦のため）	解散及び清算計画書、株式の処分に関する計画書を期限までに提出しなかった。	独占禁止法 第105条、第107条、第108条、第109条、第111条、第112条	
山一証券(株)	24.11.28	26.12.28 （不起訴）			許可を受けないで営業を譲り受けた。	独占禁止法 第16条、第91条の2第6項	
(株)三愛土地ほか1名（役員）	45.4.3	45.5.26	東京高裁 46.1.29	被告会社に20万円の罰金、被告人に懲役1年（執行猶予3年）、罰金10万円	審決に違反して不当表示を行った。	独占禁止法 第90条第3号、第95条第1項、景品表示法 第4条第1号、第2号	
出光興産(株)ほか26名（法人及び15役員）	49.2.15	49.5.28	東京高裁 55.9.26 最高裁 59.2.24	被告会社に150万円から250万円の罰金、被告人に4月から10月の懲役（執行猶予つき） 太陽石油(株)、九州石油(株)及び太陽石油(株)取締役に関する部分を破棄無罪、その他の被告会社及び被告人につき上告棄却	出光興産(株)ほか11名の石油元売会社は、石油製品の販売価格を、昭和48年1月、2月、8月、10月及び11月に引き上げることを共同して決定し実施した。	独占禁止法 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項	日本石油(株)及び同社常務は確定昭和石油(株)常務は死亡したため55.11.19公訴棄却 丸善石油(株)専務は57.10.21及び三菱石油(株)取締役は57.5.27それぞれ死亡につき公訴棄却

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
石油連盟ほか4名（4役員）	49. 2. 15	49. 5. 28 （石油連盟 ほか2名を 起訴，残り 2名を不起 訴）	東京高裁 55. 9. 26	被告人に違 法の認識が なかったと して無罪	石油連盟は昭和47年度下期及 び昭和48年度上期の会員の原 油処理量を決定し実施した。	独占禁止法 第8条第1項 第1号，第 89条第1項 第2号，第 95条第2項	
三井東圧化 学㈱ほか22 名（8社， 役員15名）	3. 11. 6 （3. 12. 19 追加告発）	3. 12. 20	東京高裁 5. 5. 21	被告会社に 600万 円 か ら 800万 円 の罰金，被 告人に懲役 6月から1年 （執行猶予 2年）	三井東圧化学㈱ほか7社は， 塩化ビニル製業務用ストレッ チフィルムの販売価格を平成 2年9月及び同年11月出荷分か ら引き上げること等を共同し て決定し実施した。	独占禁止法 第 3 条 後 段，第89条 第 1 項 第 1 号，第95条 第1項	
トッパン・ ムーア㈱ほ か3名	5. 2. 24	5. 2. 31	東京高裁 5. 12. 14	被告会社に 400万 円 の 罰金	トッパン・ムーア㈱ほか3社 は，社会保険庁が発注する支 払通知書等貼付用シールの受 注予定者及び受注予定価格を 決定し実施していた。	独占禁止法 第 3 条 後 段，第89条 第 1 項 第 1 号，第95条 第1項	
㈱日立製作 所ほか26名 （9社及び 受注業務に 従事してい た17名並び に発注業務 に従事して いた者1名）	7. 3. 6 （7. 6. 7追 加告発）	7. 6. 15	東京高裁 8. 5. 31	被告会社に 4000万円か ら6000万円 の罰金，被 告会社の受 注業務に従 事していた 者に懲役10 月（執行猶 予2年）日 本下水道事 業団の発注 業務に従事 していた者 に懲役8月 （執行猶予 2年）	㈱日立製作所ほか8社は，平 成5年度における日本下水道 事業団発注に係る電気設備工 事の受注予定者を決定すると ともに，受注予定者が受注で きるようあらかじめ定められ た価格で入札することを合意 し実施していた。	独占禁止法 第 3 条 後 段，第89条 第 1 項 第 1 号，第95条 第1項， 刑法 第62条第1 項	
㈱金門製作 所ほか58名 （25社及び 受注業務に 従事してい た者34名）	9. 2. 4	9. 3. 31	東京高裁 9. 12. 24	被告会社に 500万 円 か ら 900万 円 の罰金，被 告会社の受 注業務に従 事していた 者に懲役6 月から9月 （執行猶予 2年）	㈱金門製作所ほか24社は，平 成6年度，平成7年度及び平成 8年度の各年度における東京 都発注に係る水道メーターに ついて，受注予定者を決定す るとともに，受注予定者が受 注できるようあらかじめ定め られた価格で入札することを 合意し実施していた。	独占禁止法 第 3 条 後 段，第89条 第 1 項 第 1 号，第95条 第1項， 刑法 第60条	富士水道工業㈱は 10. 1. 6，㈱東京量水 器工業所及び同社管 理部長兼工場長は 10. 1. 7それぞれ上告 したが，いずれも 12. 9. 25上告棄却

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
㈱クボタほか12名（3社及び受注業務に従事していた者10名）	11. 2. 4 (11. 3. 1追加告発)	11. 3. 1	東京高裁 12. 2. 23	被告会社に3000万円から1億3000万円の罰金、被告会社の受注業務に従事していた者に懲役6月から10月（執行猶予2年）	㈱クボタほか2社は、平成8年度及び平成9年度の各年度に日本国内において需要のあるダクタイル鋳鉄管直管の3社のシェア配分協定に合意し実施していた。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項、刑法第60条	
コスモ石油㈱ほか19名（11社、個人9名）	11. 10. 13 (11. 11. 9追加告発)	11. 11. 9	東京高裁 16. 3. 24	被告会社に300万円の罰金、被告人に懲役6月から1年6月（執行猶予2年から3年）	コスモ石油㈱ほか10社は、防衛庁調達実施本部が平成10年度に調達する、ガソリン、軽油、灯油、重油及び航空タービン燃料の各石油製品の発注に係る6回の指名競争入札のうち前4回において、各入札前に会合を開催し、前年度の受注実績を勘案して受注予定者を決定するとともに受注予定者が受注できるような価格で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記石油製品の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項、刑法第60条	3社及び4名については、それぞれ16. 3. 31、16. 4. 2、16. 4. 5に上告したが、17. 11. 21上告棄却決定（17. 11. 26、17. 11. 29、17. 12. 20確定）
愛知時計電機株式会社ほか8名（4社、個人5名）	15. 7. 2	15. 7. 23	東京高裁 16. 3. 26 (1社、個人2名) 16. 4. 30 (2社、個人2名) 16. 5. 21 (1社、個人1名)	被告会社に2000万円から3000万円の罰金、被告人に懲役1年から1年2月（執行猶予3年）	4社及びこれら4社の東京都発注に係る水道メーターの受注業務に従事していた者等5名は、同水道メーターの受注業務に従事する他の水道メーターの製造業者等14社の従業員らとともに、それぞれの所属する会社の業務に関し、東京都が一般競争入札の方法により発注する水道メーターのうち、口径13ミリ、同20ミリ及び同25ミリのものについて、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記水道メーターの受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項（平成14年法律第47号による改正前）	

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
㈱ 横 河 プ リッジほか 33 名（26 社，個人8 名）	17.5.23 （17.6.15 追加告発）	17.6.15	東京高裁 18.11.10 （23社，個 人7名及び 日本道路公 団元理事1 名） 19.9.21 （3社，個 人2名）	被告会社に 1億6000万 円から6億 4000万円の 罰金，被告 人に懲役1 年から2年6 月（執行猶 予3年から4 年）	26社は，平成15年度にあつては他の鋼橋上部工事業者23社とともに，平成16年度にあつては他の鋼橋上部工事業者21社とともに，国土交通省関東地方整備局，東北地方整備局及び北陸地方整備局が競争入札により発注する鋼橋上部工事について，受注予定者を決定するとともに，受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上，同合意に従って受注予定者を決定し，もって，被告発会社が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 第3条後 段，第89条 第1項第1 号，第95条 第1項第1 号， 刑法 第60条，第 62条第1項	
㈱ 横 河 プ リッジほか 12 名（6 社，個人4 名，日本道 路公団元理 事1名，同 副総裁1名 及び同理事 1名）	17.6.29 （17.8.1， 17.8.15 追 加告発）	17.8.1 （6社，受 注業務に従 事していた 者4名及び 日本道路公 団元理事1 名） 17.8.15 （日本道路 公団副総裁 1名） 17.8.19 （日本道路 公団理事1 名）	東京高裁 19.12.7 （日本道路 公団理事1 名） 20.7.4 （日本道路 公団副総裁 1名）	日本道路公 団理事（当 時）に懲役 2年（執行 猶予3年）， 日本道路公 団副総裁 （当時）に 懲役2年6ヶ 月（執行猶 予4年） ※併合罪	6社は，平成15年度にあつては他の鋼橋上部工事業者43社とともに，平成16年度にあつては他の鋼橋上部工事業者41社とともに，日本道路公団が競争入札により発注する鋼橋上部工事について，受注予定者を決定するとともに，受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上，同合意に従って受注予定者を決定し，もって，被告発会社が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 第3条後 段，第89条 第1項第1 号，第95条 第1項第1 号， 刑法 第60条，第 65条第1項	日本道路公団理事 （当時）1名及び日 本道路公団副総裁 （当時）1名は，独 占禁止法違反の事実 とは別に背任罪の事 実も認定されてい る。 日本道路公団理事 （当時）について は，19.12.17に上告 したが，22.7.20上 告棄却決定。 日本道路公団副総裁 （当時）について は，20.7.4に上告し たが，22.9.22上告 棄却決定。

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
㈱クボタほか21名（11社，個人11名）	18. 5. 23 （ 18. 6. 12追加告発）	18. 6. 12	大阪地裁 19. 3. 12 （1社，個人1名） 19. 3. 15 （1社，個人1名） 19. 3. 19 （1社，個人1名） 19. 3. 22 （2社，個人2名） 19. 3. 29 （3社，個人3名） 19. 4. 23 （2社，個人2名） 19. 5. 17 （1社，個人1名）	被告会社に7000万円から2億2000万円の罰金，被告人に罰金140万円から170万円又は懲役1年4月から2年6月（執行猶予3年から4年）	11社は，市町村等が競争入札により発注するし尿処理施設の新設及び更新工事について，受注予定者を決定するとともに，受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上，同合意に従って受注予定者を決定し，もって，被告発会社が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，し尿処理施設の新設及び更新工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第 3 条 後段，第89条第 1 項 第 1 号，第95条第 1 項 第 1 号，刑法第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名については，独占禁止法違反の事実とは別に贈賄罪の事実も認定されている。
㈱大林組ほか9名（5社，個人5名）	19. 2. 28 （ 19. 3. 20に追加告発）	19. 3. 20	名古屋地裁 19. 10. 15	被告会社に1億円から2億円の罰金，被告人に懲役1年6月から3年（執行猶予3年から5年）	5社は，名古屋市交通局が一般競争入札の方法により特別共同企業体に発注する地下鉄第6号線野並・徳重間延伸事業に係る土木工事について，受注予定の特別共同企業体を決定するとともに，受注予定特別共同企業体が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上，同合意に従って受注予定特別共同企業体を決定し，もって，被告発会社等が共同して，その事業活動を相互に拘束し，遂行することにより，公共の利益に反して，前記土木工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第 3 条 後段，第89条第 1 項 第 1 号，第95条第 1 項 第 1 号，刑法第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名については，独占禁止法違反の事実とは別に談合罪の事実も認定されている。

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
(財)林業土木コンサル タンスほか 10名（4法人，個人5 名，緑資源 機構元理事 1名及び同 機構元課長 1名）	19.5.24 （19.6.13 追加告発）	19.6.13	東京地裁 19.11.1	被告会社に 4000万円か ら9000万円 の罰金，被 告人に懲役 6月から8月 （執行猶予 2年から3 年），緑資 源機構の元 役職員で あった者に 懲役1年6月 から2年 （執行猶予 3年から4 年）	4法人は，地質調査・調査測 量設計業務を営む他の事業者 とともに，緑資源機構が平成 17年度及び平成18年度におい て指名競争入札等の方法によ り発注する緑資源幹線林道事 業に係る地質調査・調査測量 設計業務について，緑資源機 構の意向に従って受注予定業 者を決定するとともに受注予 定業者が受注できるような価 格で入札を行う旨を合意した 上，同合意に従って受注予定 者を決定し，もって，被告発 会社が共同して，その事業活 動を相互に拘束し，遂行する ことにより，公共の利益に反 して，前記地質調査・調査測 量設計業務の受注に係る取引 分野における競争を実質的に 制限した。	独占禁止法 第3条後 段，第89条 第1項第1 号，第95条 第1項第1 号， 刑法 第60条，第 65条第1項	
日鉄住金鋼 板(株)ほか8 名（3社， 個人6名）	20.11.11 （20.12.8 追加告発）	20.12.8	東京地裁 21.9.15	被告会社に 1億6000万 円から1億 8000万円の 罰金，被告 人に懲役10 月から1年 （執行猶予 3年）	3社は，不特定多数の需要者 向け溶融55パーセントアルミ ニウム亜鉛合金めっき鋼板及 び鋼帯の平成18年7月1日以降 出荷分の販売価格を引き上げ る旨を合意し，もって，被告 発会社が共同して，その事業 活動を相互に拘束し，遂行す ることにより，公共の利益に 反して，前記めっき鋼板及び 鋼帯の販売に係る取引分野に おける競争を実質的に制限し た。	独占禁止法 第3条後 段，第89条 第1項第1 号，第95条 第1項第1 号， 刑法 第60条	

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
日本精工(株) ほか9名 (3社, 個人7名)	24. 6. 14	24. 6. 14	東京地裁 24. 12. 28 (1社, 個人2名) 25. 2. 25 (1社, 個人3名)	被告会社に1億8000万円から3億8000万円の罰金, 被告人に懲役1年から1年2月(執行猶予3年)	3社等は, 産業機械用軸受について, 平成22年7月1日以降に納入する産業機械用軸受の販売価格を, 同年6月時点における被告発会社等の販売価格から, 一般軸受につき8パーセントを, 大型軸受につき10パーセントをそれぞれ引き上げること販売先等に申し入れるなどして, 軸受の原材料である鋼材の仕入価格の値上がり分を産業機械用軸受の販売価格に転嫁することを目途に引き上げること, 並びに, 具体的な販売価格引上げ交渉に当たっては, 販売地区及び主要な販売先ごとに3社等の従業員らが連絡, 協議しながら行うことを各合意し, もって, 被告発会社等が共同して, その事業活動を相互に拘束することにより, 公共の利益に反して, 産業機械用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。 また, 2社等は, 自動車用軸受について, 平成22年7月1日以降に納入する自動車用軸受の販売価格を, 同年6月時点における被告発会社等の販売価格から, 軸受の原材料である鋼材の投入重量1キログラム当たり20円を目途に引き上げること合意し, もって, 被告発会社等が共同して, その事業活動を相互に拘束することにより, 公共の利益に反して, 自動車用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項第1号, 刑法第60条	

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
高砂熱学工業(株)ほか15名 (8社, 個人8名)	26.3.4	26.3.4			8社等は, 平成23年10月以降に, 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が条件付一般競争入札の方法により発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事について, 受注予定事業者を決定するとともに当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上, 同合意に従って, 上記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし, もって, 8社等が共同して, 上記工事の受注に関し, 相互にその事業活動を拘束し, 遂行することにより, 公共の利益に反して, 上記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段, 第89条第1項第1号, 第95条第1項第1号, 刑法第60条	

2-5表 緊急停止命令一覧

件名	当委員会 申立年月日	東京高裁 決定年月日	東京高裁 決定内容	事件の内容	関係法条	処 理 結 果		備 考
						東京高裁 決定年月日	決定内容	
(株)朝日新聞社ほか153名に対する件	30.3.16 30.7.27 (停止命令の取消し)	30.4.6	申立一部 容認一部 却下	朝日、読売、毎日新聞社による千葉新聞の供給を受けないことを条件とする販売店との取引及び販売店による千葉新聞不買の申合せ	独占禁止法第19条(旧一般指定1, 7)	30.7.29	当事者の和解により違反事実の消滅(停止命令の取消し)	
伊藤勲に対する件	30.7.4 30.12.10 (停止命令の取消し)	30.7.29	申立容認	毎日新聞販売店(伊藤勲)による毎日新聞購読者に対する物品の供与	独占禁止法第19条(旧一般指定6)	30.12.23	営業廃止により違反事実の消滅(停止命令の取消し)	停止命令違反に対する過料(1万円)決定(30.10.12)
(株)大阪読売新聞社に対する件	30.10.5	30.11.5	申立容認	大阪読売新聞社による読売新聞購読者に対する物品の供与	独占禁止法第19条(旧一般指定6)			同意審決(30.12.8)
(株)北国新聞社に対する件	31.12.21	32.3.18	申立容認	北国新聞社の販売する富山新聞の差別対価	独占禁止法第19条(新聞業特殊指定3)	33.7.11	違反事実の自発的排除(停止命令の取消し)	被申立人による停止命令の執行免除の申立て(32.3.29申立棄却)
八幡製鉄所(株)ほか1名に対する件	44.5.7 取下げ 44.5.30			八幡製鉄及び富士製鉄の合併	独占禁止法第15条第1項			被申立人が、合併期日を延期したので取下げ
(株)中部読売新聞社に対する件	50.3.25	50.4.30	申立容認	中部読売新聞の不当廉売	独占禁止法第19条(旧一般指定5)			同意審決(52.11.24) 被申立人は、特別抗告したが、最高裁はこれを却下(50.7.17)
(株)有線ブロードネットワークスほか1社に対する件	16.6.30 取下げ 16.9.14			有線音楽放送事業における私的独占又は差別対価若しくは取引条件等の差別取扱い	独占禁止法第3条前段、第19条(一般指定3, 4)			被申立人が、申立に係る行為を取りやめたので取下げ

２－６表 注意の対象となった行為の業種・行為類型別分類

業種	件数	行為類型
食料品製造業	2	再販売価格の拘束，優越的地位の濫用
飲料・たばこ・飼料製造業	2	再販売価格の拘束，拘束条件付取引
パルプ・紙・紙加工品製造業	1	優越的地位の濫用
家具・装備品製造業	1	再販売価格の拘束
化学工業	7	再販売価格の拘束，拘束条件付取引
電気機械器具製造業	2	再販売価格の拘束
その他の製造業	3	再販売価格の拘束，拘束条件付取引
各種商品卸売業	1	優越的地位の濫用
繊維・衣類等卸売業	2	再販売価格の拘束
飲食料品卸売業	6	不当廉売，優越的地位の濫用
機械器具卸売業	3	再販売価格の拘束，優越的地位の濫用
その他の卸売業	3	再販売価格の拘束，優越的地位の濫用
各種商品小売業	3	優越的地位の濫用
飲食料品小売業	10	不当廉売，優越的地位の濫用
その他の小売業	15	不当廉売，優越的地位の濫用，取引妨害
無店舗小売業	1	優越的地位の濫用
協同組織金融業	1	その他の不公正取引
不動産業	1	優越的地位の濫用
専門サービス業	1	優越的地位の濫用
宿泊業	19	優越的地位の濫用
飲食業	10	優越的地位の濫用
洗濯・理容・美容・浴場業	2	不当廉売
その他の生活関連サービス業	5	不当廉売，拘束条件付取引，優越的地位の濫用，取引妨害
協同組合（他に分類されないもの）	11	価格カルテル，優越的地位の濫用，取引妨害，構成事業者の機能又は活動の制限
廃棄物処理業	1	価格カルテル
政治・経済・文化団体	1	価格カルテル

（注）業種は、「日本標準産業分類」を参考にしている。

3 独占禁止法適用除外関係

3－1表 独占禁止法適用除外根拠法令一覧

(1) 独占禁止法に基づくもの（3制度）

（平成26年3月末現在）

法律名	適用除外制度の内容 （根拠条項）	適用除外制度の 制定年次
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）	知的財産権の行使行為（第21条）	昭和22年
	一定の組合の行為（第22条）	昭和22年
	再販売価格維持契約（第23条）	昭和28年
独占禁止法第22条各号要件に係るみなし規定のあるもの たばこ耕作組合法（昭和33年法律第135号） 信用金庫法（昭和26年法律第238号） 農業協同組合法（昭和22年法律第132号） 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号） 森林組合法（昭和53年法律第36号） 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号） 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号） 労働金庫法（昭和28年法律第227号）		

(2) 個別法に基づく適用除外（16法律・21制度）

（平成26年3月末現在）

所管官庁	法律名 （法律番号）	適用除外の対象	適用除外制度 の制定年次
公正取引委員会	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）	転嫁カルテル	平成25年
		表示カルテル	平成25年
金融庁	保険業法（平成7年法律第105号）	保険カルテル	昭和26年
	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和23年法律第193号）	基準料率の算出（自賠責・地震）	平成10年
法務省	会社更生法（平成14年法律第154号）	更生会社の株式取得	昭和27年
財務省	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）	合理化カルテル	昭和34年
文部科学省	著作権法（昭和45年法律第48号）	商業用レコードの二次使用料等に関する取決め	昭和45年

所管官庁	法律名 (法律番号)	適用除外の対象	適用除外制度 の制定年次
厚生労働省	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和32年法律第164号)	過度競争防止カルテル	昭和32年
農林水産省	農業協同組合法 (昭和22年法律第132号)	農業協同組合中央会が行う一定の事業	平成11年
		農事組合法人が行う一定の事業	平成11年
経済産業省	輸出入取引法 (昭和27年法律第299号)	輸出カルテル	昭和27年
	中小企業団体の組織に関する法律 (昭和32年法律第185号)	共同経済事業	昭和32年
	中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号)	中小企業団体中央会が行う一定の事業	平成11年
国土交通省	海上運送法 (昭和24年法律第187号)	海運カルテル (内航)	昭和24年
		海運カルテル (外航)	昭和24年
	道路運送法 (昭和26年法律第183号)	運輸カルテル	昭和26年
	航空法 (昭和27年法律第231号)	航空カルテル (国内)	昭和27年
		航空カルテル (国際)	昭和27年
	内航海運組合法 (昭和32年法律第162号)	内航海運カルテル	昭和32年
		共同海運事業	昭和32年
	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 (平成21年法律第64号)	供給輸送力削減カルテル	平成25年

3-2表 年次別・適用除外法令別カルテル件数の推移

(各年3月末現在)

	根 拠 法 令	適用業種等	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
1	輸出入取引法 昭和27年9月1日施行	輸出業者の輸出取引	0	0	0	0
2	酒税の保全及び酒類業 組合等に関する法律 昭和28年3月1日施行	酒類製造業	0	0	0	0
		酒類販売業	0	0	0	0
		(小 計)	0	0	0	0

	根 拠 法 令	適用業種等	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
3	著作権法 昭和45年5月6日施行	商業用レコード の二次使用料等 に関する取決め	8	8	8	8
4	生活衛生関係営業の運 営の適正化及び振興に 関する法律 昭和32年9月2日施行	特定生活衛生関 係サービス業、 販売業	0	0	0	0
5	道路運送法 昭和26年7月1日施行	道路運送業	3(1)	3(1)	3(1)	3(1)
6	航空法 昭和27年7月15日施行	航空運送事業 (国内)	0	0	0	0
		航空運送事業 (国際)	[79]	[34]	[18]	[14]
7	内航海運組合法 昭和32年10月1日施行	内航海運業	1	1	1	1
8	海上運送法 昭和24年8月25日施行	海運カルテル (内航)	5	5	5	5
		海運カルテル (外航)	[411]	[451]	[473]	[401]
9	損害保険料率算出団体 に関する法律 昭和23年7月29日施行	地震保険に係る 基準料率及び自 動車損害賠償責 任保険に係る基 準料率の算出	2	2	2	2
10	保険業法 平成8年4月1日施行	特定事業に係る 共同行為	4	4	4	4
		その他の事業に 係る共同行為	5	5	5	5
11	特定地域及び準特定地 域における一般乗用旅 客自動車運送事業の適 正化及び活性化に関す る特別措置法 平成26年1月27日施行	一般乗用旅客自 動車運送事業	-	-	-	0
合 計			28(26)	28(26)	28(26)	28(26)

- (注1) 件数は、公正取引委員会の同意を得、又は当委員会に協議若しくは通知を行って主務大臣が認可等を行ったカルテルの件数である。
- (注2) 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決めの数は、当該取決めの届出を受けた文化庁長官による公正取引委員会に対する通知の件数である。
- (注3) 道路運送法に基づくカルテルについては路線ごとにカルテルが実施されているが、実施主体が同じカルテルを1件として算定した場合の数を()で示した。
- (注4) 海上運送法に基づく海運のカルテル(外航)及び航空法に基づく航空運送事業カルテル(国際)に関する〔 〕内の数は、各年の3月末日に終了する年度において締結、変更又は廃止の通知を受けた件数であり、外数である。

3-3表 保険業法に基づくカルテル

(1) 保険業法第101条第1項第1号に基づく共同行為

(平成26年3月末現在)

対象種目	主 体	制 限 事 項	最初の発効日	有効期限
航空保険	日本航空保険プール	再保険における料率及び条件の決定 (注)、再保険の出再割合の決定、再保険手数料率の決定、配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定、再々保険の禁止、海外再々保険の相手方、出再割合、料率その他条件及び再保険手数料率の決定、損害査定	平成9年6月20日	期限の定めなし
原子力保険	日本原子力保険プール	保険約款の内容の決定、保険料率及びその他の条件の決定、元受保険及び受再保険の引受割合の決定、元受保険の共同処理(募集を含む。)、再保険の共同処理、損害査定の審査及び決定	平成9年6月20日	期限の定めなし
自賠償保険	損害保険会社	契約の引受け及び契約規定の作成方法、募集方法、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定、再保険取引に関する相手方又は数量の決定、損害査定方法の決定	平成9年4月30日	期限の定めなし
地震保険	損害保険会社	契約引受方法の決定、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定、損害査定方法の決定、再保険取引に関する事項の決定、地震保険の普及拡大に関する事項の決定	平成9年6月20日	期限の定めなし

(注) 日本航空保険プールの共同行為では、保険料率の決定は明示的に行われていないが、①出再割合を100%としていること、②再保険について、会員は全て元受会社の契約内容に従って責任を負担することとなっているため、保険料率＝再保険料率となり、各社保険料率が同一となっている。

(2) 保険業法第101条第1項第2号に基づく共同行為

(平成26年3月末現在)

対象種目	主 体	制 限 事 項	最初の発効日	有効期限
船舶保険	日本船舶保険再保険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
外航貨物保険	外航貨物再保険プール	再保険約款及び再保険料率の決定、再保険の出再割合の決定、再保険手数料の決定、配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定、再々保険の禁止、再保険に係る損害査定	平成10年4月1日	期限の定めなし
自動車保険 (対人賠償保険部分)	自動車対人賠償保険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
自動車保険 (対人賠償、自損事故及び無保険者傷害保険部分)	自動車対人賠償保険超過損害額再保険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
住宅瑕疵担保責任保険	住宅瑕疵担保責任超過損害額再保険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率の決定	平成21年4月1日	平成32年3月31日

3-4表 内航海運組合法に基づくカルテル

(平成26年3月末現在)

対 象	主 体	内 容	最初の発効日	有効期限
船 舶	日本内航海運組合総連合会	保有船舶の解撤・海外売却の際の交付金の交付	平成10年5月15日	期限の定めなし

3-5表 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル

(平成26年3月末現在)

対 象	主 体	内 容	最初の発効日	有効期限
自動車損害賠償責任保険	損害保険料率算出団体	自動車損害賠償責任保険に係る基準料率を算出し、会員の利用に供すること	平成10年7月1日	期限の定めなし

対 象	主 体	内 容	最初の発効日	有効期限
地震保険	損害保険料率算出団体	地震保険に係る基準料率を算出し、会員の利用に供すること	平成10年7月1日	期限の定めなし

3－6表 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め

(平成26年3月末現在)

対 象	主 体	内 容	最初の発効日	有効期限
商業用レコードの二次使用料等	文化庁長官が指定する団体（指定団体）	商業用レコードの二次使用料等の額に関する指定団体と放送事業者等又はその団体間における協議	協議によって定められた期日	協議によって定められた期日

3－7表 海上運送法に基づくカルテル

(平成26年3月末現在)

主 体	航 路	内 容	最初の発効日	有効期限
一般旅客定期航路事業者	松山／宇品	適切な運航時刻の設定のための共同経営（旅客）	平成12年7月19日	平成27年7月11日
一般旅客定期航路事業者	岡山／土庄	適切な運航時刻の設定のための共同経営（旅客）	平成12年7月21日	平成26年5月9日
一般旅客定期航路事業者	竹原／垂水・白水	適切な運航時刻の設定のための共同経営（旅客）	平成12年8月10日	平成27年7月30日
貨物定期航路事業者	大阪・神戸／那覇	適切な運航日程の設定のための共同経営（貨物）	平成12年7月8日	平成27年6月30日
貨物定期航路事業者	鹿児島／那覇	適切な運航日程の設定のための共同経営（貨物）	平成12年7月23日	平成27年7月22日

3－8表 道路運送法に基づく運輸カルテル

(平成26年3月末現在)

主 体	路 線	内 容	最初の発効日	有効期限
一般乗合旅客自動車運送業	北部支線（沖縄）	生活路線維持のための共同経営	平成14年10月8日	平成26年9月30日
一般乗合旅客自動車運送業	読谷線・糸満線（沖縄）	適切な運行時刻設定のための共同経営	平成14年10月8日	平成26年10月7日
一般乗合旅客自動車運送業	名護西線・名護西空港線（沖縄）	適切な運行時刻設定のための共同経営	平成14年10月8日	平成26年10月7日

３－９表 業種別事業協同組合及び信用協同組合の届出件数

(平成26年 3 月末現在)

業種等		届出件数	
事業協同組合	農林・水産業	0	
	鉱業，採石業，砂利採取業	2	
	工事業	3	
	製造業	食料品	1
		繊維	1
		木材・木製品	1
		紙・パルプ	0
		出版・印刷	0
		化学	0
		石油・石炭	0
		プラスチック	0
		ゴム・皮革	0
		窯業・土石	2
		鉄鋼	0
		非鉄金属	0
		金属製品	0
		はん用機械器具，生産用機械器具，業務用機械器具	0
		電子部品・デバイス・電子回路	0
		電気機械器具	0
		情報通信機械器具	0
		輸送用機械器具	0
		その他	0
		小計	5
	卸売業	3	
	小売業	6	
	金融業，保険業	0	
	不動産業，物品賃貸業	0	
	運輸業，郵便業	2	
	情報通信業	1	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	
	サービス業	8	
	その他	140	
	小計	170	
信用協同組合		17	
合計		187	

(注) 組合員の資格となる業種が複数にまたがる協同組合は，「その他」としている。

4 株式取得、合併等関係

4-1表 銀行又は保険会社の議決権取得・保有の制限に係る認可一覧

(1) 独占禁止法第11条第1項ただし書の規定に基づく認可

認可年月日	認可銀行又は保険会社名	株式発行会社名	保有経緯等
25. 6. 21	(株)みずほコーポレート銀行	中外商事(株)	合併に伴う議決権取得
25. 6. 21	(株)みずほコーポレート銀行	(株)朝日工業社	合併に伴う議決権取得
25. 6. 21	(株)みずほコーポレート銀行	オカモト(株)	合併に伴う議決権取得
25. 6. 21	(株)みずほコーポレート銀行	金十(株)ほか3社	合併に伴う議決権取得
25. 6. 21	(株)みずほコーポレート銀行	(株)ダイフク	合併に伴う議決権取得
25. 6. 21	(株)みずほコーポレート銀行	大阪地区開発(株)ほか2社	合併に伴う議決権取得
25. 6. 21	(株)みずほコーポレート銀行	(株)ミツウロコグループホールディングスほか33社	合併に伴う議決権取得

(2) 独占禁止法第11条第2項の規定に基づく認可

認可年月日	認可銀行又は保険会社名	株式発行会社名	保有経緯等
25. 8. 6	(株)三菱東京 UFJ 銀行	新晃工業(株)	自己の株式の取得に伴う議決権取得
26. 2. 5	(株)三菱東京 UFJ 銀行	新晃工業(株)	自己の株式の取得に伴う議決権取得
26. 2. 27	三菱 UFJ 信託銀行(株)	養命酒製造(株)ほか1社	年金信託財産の運用に係る議決権取得
26. 2. 27	みずほ信託銀行(株)	サッポロホールディングス(株)ほか2社	年金信託財産の運用に係る議決権取得
26. 2. 27	三井住友信託銀行(株)	リョービ(株)	年金信託財産の運用に係る議決権取得
26. 2. 27	三井住友信託銀行(株)	高周波熱錬(株)ほか1社	年金信託財産の運用に係る議決権取得
26. 2. 27	(株)りそな銀行	(株)極洋ほか11社	年金信託財産の運用に係る議決権取得
26. 2. 27	(株)りそな銀行	明星工業(株)ほか2社	年金信託財産の運用に係る議決権取得

4-2 株式取得・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等に関する統計資料（4-3表から4-31表）について

- (1) この統計資料は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に、公正取引委員会が受理した会社の株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等（以下「企業結合」という。）の届出に関する諸指標を取りまとめたものである。

なお、4-9表から4-14表まで及び4-21表から4-25表までに記載した届出は、平成26年3月31日までに「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則」（昭和28年公正取引委員会規則第1号）第7条第5項の規定に基づく完了報告書が提出されたものである。

- (2) 会社がどの業種に属するかは、株式取得においては株式取得会社の業種、合併においては合併後の存続会社の業種、共同新設分割においては分割する会社の業種、吸収分割においては事業を承継する会社の業種、共同株式移転においては新設会社の業種、事業譲受け等においては事業等を譲り受ける会社の業種によった。また、事業を行っていない会社についてはその他に分類した。
- (3) 各表の分類のうち、「水平」とは、当事会社グループ同士が同一の一定の取引分野において競争関係にある場合をいう。

「垂直」とは、当事会社グループ同士が取引段階を異にする場合をいう。「垂直」のうち、「前進」とは、株式取得会社、存続会社、被承継会社又は譲受会社が最終需要者の方向にある会社と企業結合を行う場合をいい、「後進」とは、その反対方向にある会社と企業結合を行う場合をいう。

「混合」とは、「水平」、「垂直」のいずれにも該当しない場合をいう。「混合」のうち、「地域拡大」とは、同種の商品又は役務を異なる市場へ供給している場合をいい、「商品拡大」とは、生産あるいは販売面での関連性のある異種の商品又は役務を供給している場合をいい、「純粹」とは、前記「地域拡大」及び「商品拡大」のいずれにも該当しない場合をいう。

なお、形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、件数の合計は、届出件数と必ずしも一致しない。

- (4) 資本金及び総資産の額は、原則として100万円未満の金額を切り捨てて集計した。

4－3表 形態別・株式取得会社業種別株式取得件数（平成25年度）

形 態 株式取得会社の業種	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業							
鉱 業	1						1
建 設 業	1						1
製 造 業	22	12	11	5	4	5	43
食 料 品	3		3	1		1	6
織 維		1					1
木 材 ・ 木 製 品							
紙 ・ パ ル プ	2	1	1				2
出 版 ・ 印 刷							
化学・石油・石炭	5	4	3	3		1	11
ゴ ム ・ 皮 革							
窯 業 ・ 土 石	1						1
鉄 鋼	2	2	1				3
非 鉄 金 属	2	2		1			2
金 属 製 品							
機 械	6	2	2		3	1	13
そ の 他 製 造 業	1		1		1	2	4
卸 ・ 小 売 業	32	9	9	22	3	2	51
不 動 産 業	4		1	4	1		5
運輸・通信・倉庫業	18	7	2				26
サ ー ビ ス 業	7		1				8
金 融 ・ 保 険 業	6	2		2	3	3	9
電 気 ・ ガ ス 業	2	1		1	1		2
そ の 他	40	15	7	21	10	16	72
合 計	133	46	31	55	22	26	218

4－4表 形態別・新設会社又は存続会社業種別合併件数（平成25年度）

新設会社 又は存続会社の業種	形 態	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
			前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業								
鉱 業								
建 設 業								
製 造 業		2				1		2
食 料 品								
織 維								
木 材 ・ 木 製 品								
紙 ・ パ ル プ								
出 版 ・ 印 刷								
化学・石油・石炭								
ゴ ム ・ 皮 革								
窯 業 ・ 土 石								
鉄 鋼								
非 鉄 金 属								
金 属 製 品								
機 械		1						1
そ の 他 製 造 業		1				1		1
卸 ・ 小 売 業		3			1			4
不 動 産 業								
運輸・通信・倉庫業								
サ ー ビ ス 業								
金 融 ・ 保 険 業								
電 気 ・ ガ ス 業								
そ の 他		1					1	2
合 計		6			1	1	1	8

4－5表 形態別・承継会社業種別共同新設分割件数（平成25年度）

分割する 会社の業種	形 態	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
			前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業								
鉱 業								
建 設 業								
製 造 業								
食 料 品								
織 維								
木 材 ・ 木 製 品								
紙 ・ パ ル プ								
出 版 ・ 印 刷								
化学・石油・石炭								
ゴ ム ・ 皮 革								
窯 業 ・ 土 石								
鉄 鋼								
非 鉄 金 属								
金 属 製 品								
機 械								
そ の 他 製 造 業								
卸 ・ 小 売 業		1	1					1
不 動 産 業								
運輸・通信・倉庫業								
サ ー ビ ス 業								
金 融 ・ 保 険 業								
電 気 ・ ガ ス 業								
そ の 他								
合 計		1	1					1

4－6表 形態別・被承継会社業種別吸収分割件数（平成25年度）

承継する 会社の業種	形 態	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
			前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業								
鉱 業								
建 設 業								
製 造 業		3						3
食 料 品								
織 維								
木 材 ・ 木 製 品								
紙 ・ パ ル プ								
出 版 ・ 印 刷								
化学・石油・石炭								
ゴ ム ・ 皮 革								
窯 業 ・ 土 石								
鉄 鋼		1						1
非 鉄 金 属								
金 属 製 品								
機 械		2						2
そ の 他 製 造 業								
卸 ・ 小 売 業		2	1	1	1			3
不 動 産 業								
運輸・通信・倉庫業								
サ ー ビ ス 業					1			1
金 融 ・ 保 険 業							1	1
電 気 ・ ガ ス 業					1			1
そ の 他		2		2		1		4
合 計		7	1	3	3	1	1	13

4－7表 形態別・株式移転会社業種別共同株式移転件数（平成25年度）

新設会社の業種 形 態	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業							
鉱 業							
建 設 業							
製 造 業							
食 料 品							
織 維							
木 材 ・ 木 製 品							
紙 ・ パ ル プ							
出 版 ・ 印 刷							
化学・石油・石炭							
ゴ ム ・ 皮 革							
窯 業 ・ 土 石							
鉄 鋼							
非 鉄 金 属							
金 属 製 品							
機 械							
そ の 他 製 造 業							
卸 ・ 小 売 業							
不 動 産 業							
運輸・通信・倉庫業							
サ ー ビ ス 業							
金 融 ・ 保 険 業							
電 気 ・ ガ ス 業							
そ の 他	2	1		1			3
合 計	2	1		1			3

4－8表 形態別・譲受会社業種別事業譲受け等件数（平成25年度）

形 態 譲受会社の業種	水平関係	垂直関係		混合関係			届出件数
		前 進	後 進	地域拡大	商品拡大	純 粋	
農 林 ・ 水 産 業							
鉱 業							
建 設 業	2			1			2
製 造 業	3	2	1			1	6
食 料 品		1	1				1
織 維							
木 材 ・ 木 製 品							
紙 ・ パ ル プ							
出 版 ・ 印 刷							
化学・石油・石炭	2					1	3
ゴ ム ・ 皮 革							
窯 業 ・ 土 石							
鉄 鋼							
非 鉄 金 属							
金 属 製 品							
機 械	1						1
そ の 他 製 造 業		1					1
卸 ・ 小 売 業	3	2		3			7
不 動 産 業							
運輸・通信・倉庫業	2	1					2
サ ー ビ ス 業							
金 融 ・ 保 険 業							
電 気 ・ ガ ス 業							
そ の 他	1	1		1		1	4
合 計	11	6	1	5		2	21

４－９表 株式取得計画の届出一覧（平成25年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	株式取得会社	株式発行会社
24. 2. 24	ユーシーシーホールディングス(株)	(株)ニッセンホールディングス
24. 4. 27	Glencore International plc	Xstrata plc
24. 9. 25	雪印メグミルク(株)	協同乳業(株)
24.11. 2	Dole International Holdings (株)	Dole Asia Holdings Pte. Ltd.
24.11.22	Micron Technology, Inc.	エルピーダメモリ(株)
24.12.10	日立キャピタル(株)	(株)日本ビジネスリース
24.12.26	楽天(株)	スタイライフ(株)
24.12.28	(株)産業革新機構	ルネサスエレクトロニクス(株)
25. 1. 7	(株)マツモトキヨシホールディングス	杉浦薬品(株)
25. 1.11	(株)トーハン	(株)ブックファースト
25. 1.18	(株)ゼンショーホールディングス	(株)マルエイ
25. 1.23	東洋水産(株)	(株)シマヤ
25. 1.24	(株)アマダ	ミヤチテクノス(株)
25. 1.25	日本ゼオン(株)	(株)トウペ
25. 1.29	(株)プロトコーポレーション	(株)オートウェイ
25. 1.29	東燃テクノロジー(同)	日本ユニカー(株)
25. 1.30	ASML US Inc.	Cymer, Inc.
25. 2. 1	(株)読売新聞東京本社	(株)福島中央テレビ
25. 2.12	THE SWATCH GROUP LTD.	HW Holdings Inc.
25. 2.13	(株)読売新聞東京本社	(株)読売 IS
25. 2.18	オリックス・ファシリティーズ(株)	(株)アベックス和光
25. 2.18	伊藤忠プラスチック(株)	OCI(株)
25. 2.20	伊藤忠エネクスホームライフ関東(株)	(株)イングエナジー
25. 2.20	(株)グリーンハウスフーズ	(株)キャニー
25. 2.20	(株)グリーンハウス	(株)キャニー
25. 2.20	エア・ウォーター(株)	ヘルス케어テック(株)
25. 2.21	JSR(株)	(株)医学生物学研究所
26. 2.21	日本毛織(株)	芦森工業(株)
25. 2.22	(株)Jーオイルミルズ	辻製油(株)
25. 2.22	エア・ウォーター(株)	阿部電材(株)
25. 2.25	日本特殊陶業(株)	イースタン(株)
25. 2.25	コカ・コーラ セントラルジャパン(株)	東京コカ・コーラボトリング(株)
25. 2.25	コカ・コーラ セントラルジャパン(株)	三国コカ・コーラボトリング(株)
25. 2.25	コカ・コーラ セントラルジャパン(株)	利根コカ・コーラボトリング(株)
25. 2.25	コバルティ・ケミカルズ・ホールディングス・リミテッド	(株)オーエムジージャパン

受理年月日	株式取得会社	株式発行会社
25. 2. 25	日本アイ・ビー・エム(株)	エスアイソリューションズ(株)
25. 2. 26	丸紅(株)	WA Plantation Resources Pty Ltd
25. 2. 26	(株)ミリアルリゾートホテルズ	(株)ブライトンコーポレーション
25. 2. 26	コカ・コーラウエスト(株)	南九州コカ・コーラボトリング(株)
25. 2. 27	(株)メディパルホールディングス	四国薬業(株)
25. 2. 27	イオン(株)	(株)ピーコックストア
25. 2. 28	SWP ホールディングス(株)	(株)ソシエ・ワールド
25. 2. 28	新晃工業(株)	千代田ビル管財(株)
25. 3. 1	イオン(株)	(株)ダイエー
25. 3. 4	原信ナルスホールディングス(株)	(株)フレッセイホールディングス
25. 3. 12	名古屋鉄道(株)	宮城交通(株)
25. 3. 13	日本テレビ放送網(株)	札幌テレビ放送(株)
25. 3. 15	トッパン・フォームズ(株)	(株)ジェイエスキューブ
25. 3. 15	Amkor Technology, Inc.	(株)ジェイデバイス
25. 3. 18	平川商事(株)	(株)サア・コーポレーション
25. 3. 21	タイヘイ(株)	ジャパンプリント(株)
25. 3. 21	Hawk Acquisition Intermediate Corporation II	H. J. Heinz Company
25. 3. 22	MX ホールディングス(株)	NEC モバイリング(株)
25. 3. 26	(株)ローソン	(株)大地を守る会
25. 3. 26	テンプホールディングス(株)	(株)インテリジェンスホールディングス
25. 3. 27	Shell España, S.A.	Repsol Comercializadora de Gas, S.A.
25. 3. 27	(同) ビジネスマネジメント	フィード(株)
25. 3. 29	(株)クリエイト・レストランツ・ホールディングス	SFP ダイニング(株)
25. 3. 29	イオンクレジットサービス(株)	東芝ファイナンス(株)
25. 3. 29	(株)さえきホールディングス	(株)セルバ
25. 4. 1	三菱樹脂(株)	Aquamit B.V.
25. 4. 2	ニプロ(株)	有機合成薬品工業(株)
25. 4. 4	(株)博報堂	(株)コスモ・コミュニケーションズ
25. 4. 5	(株)ジェイデバイス	ルネサスジェイセミコンダクタ(株)
25. 4. 12	因幡電機産業(株)	(株)パトライト
25. 4. 16	東京青果(株)	東一川崎中央青果(株)
25. 4. 19	両備住宅(株)	(株)和田コーポレーション
25. 4. 19	岡山交通(株)	(株)和田コーポレーション
25. 4. 24	東京センチュリーリース(株)	ニッポンレンタカーサービス(株)
25. 4. 24	豊田通商(株)	サンダイヤポリマー(株)

受理年月日	株式取得会社	株式発行会社
25. 4. 24	エア・ウォーター(株)	(株)ニチロサンパック
25. 4. 25	サトレストランシシステムズ(株)	(株)フーズネット
25. 4. 26	ハウス食品(株)	(株)ヴォークス・トレーディング
25. 4. 26	(株)ポイント	(株)NATURAL NINE HOLDINGS
25. 4. 26	三菱重工業(株)	(株)東洋製作所
25. 5. 7	NEC ネットズエスアイ(株)	キューアンドエー(株)
25. 5. 13	スカパーJSAT(株)	(株)エム・シー・シー
25. 5. 14	ニプロ(株)	(株)ニチホス
25. 5. 14	日本電気(株)	(株)エム・シー・シー
25. 5. 16	三菱商事(株)	キリン協和フーズ(株)
25. 5. 16	大和リース(株)	テクニカル電子(株)
25. 5. 17	J-STAR(株)	(株)BT インベストメンツ
25. 5. 17	山九(株)	日本工業検査(株)
25. 5. 17	大和ハウス工業(株)	(株)コスモスイニシア
25. 5. 21	ヤマハ発動機(株)	KYB モーターサイクルサスペンション(株)
25. 5. 22	田中貴金属工業(株)	小島化学薬品(株)
25. 5. 24	(株)ハピネット	トイズユニオン(株)
25. 5. 24	フェニックス・キャピタル・パートナーズ・サーティーン(株)	旭シンクロテック(株)
25. 5. 27	宮崎トヨタ自動車(株)	トヨタカローラ宮崎(株)
25. 5. 27	日鉄鉱業(株)	住金鉱業(株)
25. 5. 27	(株)サマンサタバサジャパンリミテッド	(株)ラ・エスト
25. 5. 29	(株)出版デジタル機構	(株)ビットウェイ
25. 5. 30	(株)KDDI エボルバ	(株)TEPCO コールアドバンス
25. 5. 30	日本ハム(株)	(株)ウスネ
25. 5. 30	Delta Air Lines, Inc.	Virgin Atlantic Limited
25. 5. 31	マックスバリュ九州(株)	(株)クリエイト
25. 5. 31	宮崎トヨタ自動車(株)	ネットトヨタ宮崎(株)
25. 5. 31	宮崎トヨタ自動車(株)	ネットトヨタヒムカ(株)
25. 6. 10	(株)ナック	(株)JIMOS
25. 6. 17	Carbon Ventures Limited	Carbon Acquisition Company Limited
25. 6. 18	日本スパンション(株)	日本 AM セミコンダクター(株)
25. 6. 21	フェニックス・キャピタル・パートナーズ・サーティーン(株)	田村プラスチック製品(株)
25. 6. 25	トヨタ紡織(株)	TB カワシマ(株)
25. 7. 1	(株)トクラスホールディングス	ヤマハリビングテック(株)
25. 7. 4	(株)ビッグモーター	(株)ハナテン

受理年月日	株式取得会社	株式発行会社
25. 7. 4	レンゴー(株)	マルソルホールディングス(株)
25. 7. 17	(株)リゲル	万田商事(株)
25. 7. 23	(株)ポイント	(株)トリニティアーツ
25. 7. 24	(株)イトーヨーカ堂	(株)ダイイチ
25. 7. 24	(株)パイオン	(株)ネクストジョイ
25. 7. 24	伊藤忠商事(株)	ASF LIMITED
25. 7. 25	ユニグループ・ホールディングス(株)	(株)ナガイ
25. 7. 29	東武鉄道(株)	(株)ティラミスホールディングス
25. 7. 31	(株)飯野ホールディング	(株)飯野製作所
25. 8. 1	(株)三井住友銀行	ソシエテジェネラル信託銀行(株)
25. 8. 2	東京センチュリーリース(株)	日本カーソリューションズ(株)
25. 8. 9	興和(株)	(株)ナゴヤキャッスル
25. 8. 9	(株)ベルーナ	(株)アンファミエ
25. 8. 9	(株)ジャパンミート	(株)花正
25. 8. 12	電源開発(株)	美浜シーサイドパワー(株)
25. 8. 13	豊田通商(株)	岐阜精機工業(株)
25. 8. 13	中部電力(株)	ダイヤモンドパワー(株)
25. 8. 19	大王製紙(株)	明治製紙(株)
25. 8. 22	(株)バンダイ	サンスター文具(株)
25. 8. 22	(株)LIXIL	サンヨーホームズ(株)
25. 8. 26	(株)三菱ケミカルホールディングス	大陽日酸(株)
25. 8. 27	いすゞ自動車(株)	IJT テクノロジーホールディングス(株)
25. 8. 27	京セラ(株)	(株)トッパン NEC サーキットソリューションズ
25. 8. 29	シー・フォー・ワン・ホールディングス(株)	(株)Casa
25. 8. 30	日本通運(株)	NEC ロジスティクス(株)
25. 8. 30	アント・キャピタル・パートナーズ(株)	(株)ムーンスター
25. 9. 5	旭有機材工業(株)	ドリコ(株)
25. 9. 6	ゼビオ(株)	(株)タケダスポーツ
25. 9. 27	(株)ファーマホールディング	(株)トータル・メディカルサービス
25. 9. 30	(株)ココカラファイン	(株)岩崎宏健堂
25. 9. 30	サンデン(株)	(株)三和
25. 9. 30	センコー(株)	アスト(株)
25. 10. 4	新関西国際空港(株)	大阪国際空港ターミナル(株)
25. 10. 7	国分ホールディングス(株)	(株)ムロオコーポレーション
25. 10. 7	Koch Connectors, LLC	Molex Incorporated
25. 10. 8	Kamoulox Investments S.ar.l.	三光汽船(株)

受理年月日	株式取得会社	株式発行会社
25. 10. 9	日本通運(株)	パナソニックロジスティクス(株)
25. 10. 9	(株)ゲオホールディングス	(株)ファミリーブック
25. 10. 22	(株)やまや	チムニー(株)
25. 10. 23	(株)長谷工アネシス	(株)生活科学ホールディングス
25. 10. 23	エムスリー(株)	(株)メディサイエンスプランニング
25. 10. 24	(株)永谷園	(株)麦の穂ホールディングス
25. 10. 24	(株)タカラレーベン	(株)サンウッド
25. 10. 29	(株)エーエヌホールディングス	日特建設(株)
25. 10. 29	(株)神明	カップ・クリエイトホールディングス(株)
25. 10. 29	マックスバリュ北海道(株)	(株)いちまる
25. 10. 31	(株)ドワンゴ	(株)MAGES.
25. 11. 1	(株)ヤマザワ	よねや商事(株)
25. 11. 1	(株)サガミチェーン	味の民芸フードサービス(株)
25. 11. 1	西日本旅客鉄道(株)	アジア航測(株)
25. 11. 1	(株)ツルハホールディングス	(株)ハーティウオンツ
25. 11. 6	丸紅火力(株)	(株)中袖クリーンパワー
25. 11. 8	三菱レイヨン(株)	(株)ウェルシィ
25. 11. 11	J. フロント リテイリング(株)	フォーレスト(株)
25. 11. 14	(株)マツモトキヨシホールディングス	(株)示野薬局
25. 11. 14	健康コーポレーション(株)	(株)ゲオディノス
25. 11. 15	(株)NTT ドコモ	(株)レコチョク
25. 11. 19	(株)NTT ドコモ	(株)ABC HOLDINGS
25. 11. 19	国分(株)	中部食糧(株)
25. 11. 19	エスフーズ(株)	グリコハム(株)
25. 11. 20	三井食品(株)	藤徳物産(株)
25. 11. 21	高压ガス工業(株)	スズカファイン(株)
25. 11. 22	キューピー(株)	アヲハタ(株)
25. 11. 22	(株)トウチュウ	岡崎鑛産物(株)
25. 11. 25	Thermo Fisher Scientific Inc.	Life Technologies Corporation
25. 11. 26	日本電産サンキョー(株)	三菱マテリアルシーエムアイ(株)
25. 11. 29	(株)地域経済活性化支援機構	寿工業(株)
25. 11. 29	(株)MNH	menue(株)
25. 12. 2	(株)セブン&アイ・ネットメディア	(株)ニッセンホールディングス
25. 12. 9	(株)セブン&アイ・ホールディングス	(株)バーニーズジャパン
25. 12. 11	興和(株)	興和白元古河ファクトリー(株)
25. 12. 11	(株)BCJ-12	マクロミル(株)
25. 12. 12	(株)カワチ薬品	(株)横浜ファーマシー

受理年月日	株式取得会社	株式発行会社
25. 12. 16	沖縄トヨタ自動車(株)	ネッツトヨタ沖縄(株)
25. 12. 16	沖縄トヨタ自動車(株)	トヨタカローラ沖縄(株)
25. 12. 18	コカ・コーライーストジャパン(株)	日東パシフィックベンディング(株)
25. 12. 18	(株)エフ・ヴィ・コーポレーション	パシフィックエース(株)
25. 12. 18	(株)イトーヨーカ堂	(株)天満屋ストア
25. 12. 19	東燃ゼネラル石油(株)	三井石油(株)
25. 12. 20	(株)ベルーナ	(株)ベストサンクス
25. 12. 20	丸紅アクセスソリューションズ(株)	(株)UCOM
25. 12. 25	日本梱包運輸倉庫(株)	(株)イトー急行
25. 12. 25	(株)セブン&アイ・ホールディングス	(株)バルス
25. 12. 25	(株)セブン&アイ・ホールディングス	BALS INTERNATIONAL LIMITED
26. 1. 8	(株)三菱東京 UFJ 銀行	エム・ユー信用保証(株)
26. 1. 8	(株)ベルパーク	(株)OC モバイル
26. 1. 10	豊田通商(株)	フジ産業(株)
26. 1. 14	イオン(株)	イオンエブリ(株)
26. 1. 15	三井造船(株)	昭和飛行機工業(株)
26. 1. 17	オリックス(株)	(株)大京
26. 1. 30	日清食品ホールディングス(株)	ぼんち(株)
26. 2. 3	ライオン(株)	ライオン・アクゾ(株)
26. 2. 3	(株)ノジマ	(株)ケンウッド・ジオビット
26. 2. 6	NMC2007(同)	(株)高砂製作所
26. 2. 17	全日空商事(株)	(株)藤二誠

4－10表 合併計画の届出一覧（平成25年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	存続会社	消滅会社
24. 8. 31	古河スカイ(株)	住友軽金属工業(株)
24. 9. 3	(株)間組	安藤建設(株)
25. 4. 16	川崎中央青果(株)	東一西東京青果(株)
25. 6. 21	日鐵商事(株)	住金物産(株)
25. 10. 9	(株)フレット	(株)井上誠昌堂
25. 11. 6	(株)日本経済社	(株)日経広告
25. 11. 25	Life Technologies Corporation	Polpis Merger Sub Co.

4－11表 共同新設分割計画の届出一覧（平成25年度に完了報告書が提出されたもの）

該当なし

4-12表 吸収分割計画の届出一覧（平成25年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	承継する会社	分割する会社
25. 2. 19	日本輸送機(株)	三菱重工業(株)
25. 3. 22	NEXUS(株)	(株)ベイブリッジ
25. 4. 8	(株)エネルギー・ソリューション・アンド・サービス	水島エルエヌジー販売(株)
25. 4. 10	JX 日鉱日石エネルギー(株)	水島エルエヌジー販売(株)
25. 5. 24	フェニックス・キャピタル・パートナーズ・フォーティーン(株)	花菱縫製(株)
25. 5. 31	(株)ジャパンニューアルファ	(株)クリエイト L&S
25. 7. 1	(株)スタニングルアー	(株)スタニングルアー
25. 8. 7	MH パワーシステムズ(株)	(株)日立製作所
25. 8. 30	(株)住軽テクノ	古河スカイ(株)
25. 9. 5	アールエム(株)	三菱重工印刷紙工機械(株)
26. 1. 8	エム・ユー信用保証(株)	(株)モビット

4-13表 共同株式移転計画の届出一覧（平成25年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	株式移転会社
24. 12. 13	(株)ウイン・インターナショナル，テスコ(株)
25. 5. 24	一建設(株)，(株)飯田産業，(株)東栄住宅，タクトホーム(株)，(株)アーネストワン，アイディホーム(株)
25. 8. 27	(株)アイメタルテクノロジー，テーデーエフ(株)，自動車部品工業(株)

4-14表 事業譲受け等計画の届出一覧（平成25年度に完了報告書が提出されたもの）

受理年月日	譲受会社	譲渡会社
24. 8. 31	日立乐金光科技（惠州）有限公司	乐金电子（惠州）有限公司
24. 12. 28	トランスコスモスダイレクト(株)	(株)総通
25. 2. 4	FSP(株)	三洋昭和パネルシステム(株)
25. 2. 28	(株)オカモト	(株)スタンドサービス
25. 3. 12	(株)TOKA	東果広島青果(株)
25. 3. 19	(株)コスモネット	ジェイ・ピー(株)
25. 3. 29	伊藤忠エネクス(株)	奈良スタンダード(株)
25. 5. 7	DHL サプライチェーン(株)	コニカミノルタ物流(株)
25. 5. 16	シーキューブ(株)	日立電線(株)
25. 5. 22	(株)ヤシマナダ	(株)ヤシマナダ
25. 5. 29	マックスバリュ東北(株)	(株)パワーズフジミ
25. 6. 28	日本国土開発(株)	東海興業(株)

受理年月日	譲受会社	譲渡会社
25. 7. 12	(株)ディノス・セシール	(株)イマージュ
25. 8. 28	(株)ツルハ	(株)かもめ
25. 9. 20	釧路丸水(株)	(株)釧路丸水
25. 9. 27	(株)セガドリーム	(株)インデックス
25.10. 7	(株)マルヤ	(株)山口本店
25.10.18	(株)ケイティーエル	新光商事(株)
25.11.19	興和(株)	(株)白元
25.12.10	(株)ネクサス	(株)タケダスポーツ

4－15表 総資産額別株式取得件数

(単位：件，()は%)

総資産額 年度	50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	計
22	23 (12.5)	5 (2.7)	28 (15.2)	16 (8.7)	112 (60.9)	184 (100.0)
23	23 (10.3)	4 (1.8)	27 (12.1)	24 (10.7)	146 (65.2)	224 (100.0)
24	42 (14.7)	5 (1.8)	43 (15.1)	25 (8.8)	170 (59.6)	285 (100.0)
25	31 (14.2)	5 (2.3)	51 (23.4)	21 (9.6)	110 (50.5)	218 (100.0)

(注) 総資産額は、株式取得会社の総資産額である。

4－16表 総資産額別合併件数

(単位：件，()は%)

総資産額 年度	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	計
22	0 (0.0)	1 (9.1)	1 (9.1)	3 (27.3)	4 (36.4)	2 (18.2)	11 (100.0)
23	0 (0.0)	4 (26.7)	2 (13.3)	5 (33.3)	0 (0.0)	4 (26.7)	15 (100.0)
24	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (28.6)	3 (21.4)	2 (14.3)	5 (35.7)	14 (100.0)
25	0 (0.0)	1 (12.5)	1 (12.5)	2 (25.0)	1 (12.5)	2 (25.0)	8 (100.0)

(注1) 総資産額は、合併後における存続会社単体の総資産額である。

(注2) 平成25年度において、合併後における存続会社単体の総資産額が未定のものが1件ある。

4-17表 総資産額別共同新設分割件数

(単位：件，() は%)

総資産額 年度	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	計
22	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
23	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
24	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
25	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)

(注) 総資産額は、事業を承継した会社単体の総資産額である。

4-18表 総資産額別吸収分割件数

(単位：件，() は%)

総資産額 年度	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	計
22	1 (9.1)	2 (18.2)	0 (0.0)	4 (36.4)	0 (0.0)	4 (36.4)	11 (100.0)
23	2 (20.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	6 (60.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	10 (100.0)
24	0 (0.0)	2 (14.3)	1 (7.1)	4 (28.6)	1 (7.1)	6 (42.9)	14 (100.0)
25	6 (46.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (23.1)	0 (0.0)	4 (30.8)	13 (100.0)

(注) 総資産額は、事業を承継した会社単体の総資産額である。

4-19表 総資産額別共同株式移転件数

(単位：件，() は%)

総資産額 年度	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	計
22	0 (0.0)	2 (40.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	5 (100.0)
23	0 (0.0)	1 (16.7)	2 (33.3)	1 (16.7)	0 (0.0)	2 (33.3)	6 (100.0)
24	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (80.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	5 (100.0)
25	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (33.3)	3 (100.0)

(注1) 総資産額は、新設会社単体の総資産額である。

(注2) 平成25年度において、新設会社単体の総資産額が未定のものが1件ある。

4-20表 総資産額別事業譲受け等件数

(単位：件，()は%)

総資産額 年度	10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上	計
22	8 (14.8)	13 (24.1)	2 (3.7)	10 (18.5)	8 (14.8)	13 (24.1)	54 (100.0)
23	11 (55.0)	1 (5.0)	0 (0.0)	5 (25.0)	0 (0.0)	3 (15.0)	20 (100.0)
24	5 (16.7)	6 (20.0)	2 (6.7)	7 (23.3)	1 (3.3)	9 (30.0)	30 (100.0)
25	4 (19.0)	4 (19.0)	0 (0.0)	7 (33.3)	2 (9.5)	4 (19.0)	21 (100.0)

(注) 総資産額は、事業等を譲り受けた会社単体の総資産額である。

4-21表 合併後の総資産が300億円以上となる合併（平成25年度に完了報告書が提出されたもの）

(単位：億円)

受理年月日	存続会社	総資産	消滅会社	総資産	合併後の名称	総資産
24. 9. 3	(株)間組	1,239	安藤建設(株)	1,160	(株)安藤・間	2,485
25. 6. 21	日鐵商事(株)	2,696	住金物産(株)	2,980	日鉄住金物産(株)	5,676
25.11.25	Life Technologies Corporation	7,479	Polpis Merger Sub Co.	0	Life Technologies Corporation	7,479

4-22表 行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同新設分割（平成25年度に完了報告書が提出されたもの）

該当なし

4-23表 行為後の承継した会社の総資産が300億円以上となる吸収分割（平成25年度に完了報告書が提出されたもの）

(単位：億円)

受理年月日	承継する会社	総資産	分割する会社	総資産	行為後 総資産	備考 (承継内容等)
25. 2. 19	日本輸送機(株)	471	三菱重工業(株)	34,398	485	フォークリフトに関する開発，設計，国内及び海外販売事業
25. 4. 10	JX 日鉱日石エネルギー(株)	39,434	水島エルエヌジー販売(株)	70	39,434	天然ガス・LNGの卸売事業
25. 8. 7	MH パワーシステムズ(株)	5,904	(株)日立製作所	34,234	8,158	火力発電システム事業

4-24表 行為後の新設会社の総資産が300億円以上となる共同株式移転（平成25年度に完了報告書が提出されたもの）

該当なし

4-25表 行為後の譲受会社の総資産が300億円以上となる事業譲受け等（平成25年度に完了報告書が提出されたもの）

（単位：億円）

受理年月日	譲受会社	総資産	譲渡会社	総資産	行為後 総資産	備考 （譲受内容）
25. 5. 16	シーキューブ(株)	308	日立電線(株)	1912	421	移動体基地局工事事業及び有線テレビジョン放送設備設置工事業
25. 6. 28	日本国土開発(株)	610	東海興業(株)	218	616	一般建築工事業
25. 11. 19	興和(株)	2838	(株)白元	272	2867	使い捨てカイロ販売事業

（注）行為後の総資産が300億円以上の場合でも、当事会社のいずれかの総資産が100億円未満のものは除く。

4-26表 資本金額別株式取得件数

資本金 年度	1000万円未満	1000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上	計
22	19	3	7	12	5	22	13	103	184
23	5	10	7	7	4	31	15	145	224
24	25	12	10	15	8	45	25	145	285
25	23	5	3	21	5	38	19	104	218

（注）資本金は株式取得会社の資本金である。

4-27表 資本金額別合併件数の推移

資本金 年度	50万円 未満	50万円 以上 100万円 未満	100万円 以上 500万円 未満	500万円 以上 1000万円 未満	1000万円 以上 5000万円 未満	5000万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上 50億円 未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上	計
22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	23
23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	309
24	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	571
25	27	34	215	62	68	7	7	0	0	0	0	420
26	12	34	139	58	66	8	12	2	0	0	0	331
27	15	24	162	71	70	17	19	4	3	0	0	385
28	10	9	156	52	64	24	19	5	5	0	0	344
29	6	15	151	33	73	15	23	5	4	0	0	325
30	11	13	141	47	88	11	15	4	7	1	0	338
31	10	18	150	75	89	17	13	2	6	1	0	381
32	2	18	135	84	98	30	18	4	9	0	0	398
33	4	10	152	85	81	16	23	2	7	1	0	381
34	3	9	149	95	94	18	30	7	8	0	0	413
35	2	8	144	100	94	33	41	8	9	0	1	440
36	2	6	147	125	176	63	45	9	13	3	2	591
37	6	9	146	131	221	72	91	10	23	3	3	715
38	0	11	188	187	320	115	116	15	28	5	12	997
39	3	5	182	160	313	67	90	14	17	4	9	864
40	1	6	220	169	318	57	93	16	8	3	3	894
41	1	11	205	142	341	63	67	11	23	2	5	871
42	3	6	218	181	367	77	94	9	29	4	7	995
43	2	5	206	177	383	103	100	16	19	2	7	1,020
44	6	10	187	195	456	111	142	20	29	5	2	1,163
45	1	6	178	161	460	119	142	37	34	3	6	1,147
46	1	7	169	165	489	150	131	27	23	9	7	1,178
47	1	7	150	154	486	141	171	29	37	1	7	1,184
48	0	0	101	135	431	136	163	25	26	3	8	1,028
49		252			406	115	157	30	19	0	16	995
50		241			426	109	128	17	24	6	6	957
51		211			441	111	119	27	27	1	4	941
52		211			446	124	164	29	29	5	3	1,011
53		179			365	113	158	51	26	4	2	898
54		177			265	205	153	33	28	3	7	871
55		192			433	108	158	37	22	6	5	961
56		173			424	162	198	43	36	4	4	1,044
57		177			492	144	140	40	35	4	8	1,040
58		157			432	175	184	24	30	10	8	1,020
59		197			482	177	174	19	34	6	7	1,096
60		203			440	231	162	29	33	7	8	1,113
61		206			472	213	167	37	31	12	9	1,147
62		174			491	203	226	42	51	12	16	1,215
63		182			509	250	286	33	48	18	10	1,336
元		165			551	243	347	53	51	14	26	1,450
2		216			651	270	409	74	88	15	28	1,751
3		250			854	338	422	79	101	21	26	2,091
4		227			910	286	357	79	86	23	34	2,002
5		225			898	283	327	52	87	15	30	1,917
6		187			960	297	375	57	81	14	29	2,000
7		276			1,349	341	374	56	85	14	25	2,520
8		107			1,122	414	405	74	108	16	25	2,271
9		110			1,286	303	301	40	84	24	26	2,174
10		100			860	193	214	29	52	18	48	1,514
11		0			30	22	40	7	24	12	16	151
12		0			30	11	42	10	34	15	28	170
13		0			12	16	42	10	28	4	15	127
14		0			16	17	24	5	26	4	20	112
15		0			17	17	41	4	15	3	6	103
16		0			11	6	18	7	14	5	9	70
17		0			19	8	19	7	17	5	13	88
18		0			13	11	28	0	10	4	8	74
19		0			11	7	25	4	22	0	7	76
20		1			5	11	18	8	19	1	6	69
21		0			8	8	16	2	9	2	3	48
22		0			1	2	1	0	3	1	3	11
23		0			1	2	7	0	1	1	3	15
24		0			1	1	3	0	5	0	4	14
25		0			0	1	3	0	0	0	3	8

(注1) 昭和22年度から昭和24年度前半(昭和24年6月17日以前)までは認可制の下での件数、昭和24年度後半(昭和24年6月18日以降)からは届出制の下での件数を示す。

(注2) 平成10年独占禁止法改正法による改正により平成11年1月1日から届出対象範囲が大幅に縮減された。

(注3) 資本金は合併後における存続会社の資本金である。

(注4) 平成25年度において合併後における存続会社単体の資本金額が未定のものが1件ある。

4-28表 資本金額別共同新設分割件数

資本金 年度	1000万円未満	1000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上	計
15	0	0	0	0	0	1	3	0	4
16	0	0	0	3	0	2	1	0	6
17	0	0	0	1	0	0	1	0	2
18	0	0	1	0	0	0	0	0	1
19	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	0	0	0	1	1	0	0	0	2
21	0	0	0	1	0	0	0	0	1
22	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	0	1	0	0	0	0	0	0	1
25	1	0	0	0	0	0	0	0	1

(注) 資本金は事業を承継した会社の資本金である。

4-29表 資本金額別吸収分割件数

資本金 年度	1000万円未満	1000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上	計
15	0	2	0	3	1	2	4	5	17
16	0	1	2	7	1	3	0	3	17
17	0	3	1	2	2	6	1	0	15
18	0	3	2	4	1	2	2	4	18
19	8	5	6	5	2	3	2	2	33
20	2	4	0	5	1	2	1	4	19
21	0	0	2	4	1	2	0	5	14
22	1	1	0	2	0	5	0	2	11
23	2	0	3	3	0	1	0	1	10
24	0	2	2	2	2	1	1	4	14
25	0	1	2	4	1	2	0	3	13

(注) 資本金は事業を承継した会社の資本金である。

4－30表 資本金額別共同株式移転件数

資本金 年度	1000万円未満	1000万円以上 5000万円未満	5000万円以上 1億円未満	1億円以上 5億円未満	5億円以上 10億円未満	10億円以上 50億円未満	50億円以上 100億円未満	100億円以上	計
21	0	0	0	0	0	0	0	3	3
22	1	0	1	0	0	1	1	1	5
23	0	0	2	1	0	0	1	2	6
24	0	0	0	1	1	2	1	0	5
25	0	0	0	0	0	0	1	2	3

(注) 資本金は新設会社の資本金である。

4-31表 資本金額別事業譲受け等件数の推移

資本金 年度	50万円 未満	50万円 以上 100万円 未満	100万円 以上 500万円 未満	500万円 以上 1000万円 未満	1000万円 以上 5000万円 未満	5000万円 以上 1億円 未満	1億円 以上 5億円 未満	5億円 以上 10億円 未満	10億円 以上 50億円 未満	50億円 以上 100億円 未満	100億円 以上	計
22	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22
23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	192
24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	196
25	13	15	78	30	34	12	15	8	2	0	0	207
26	9	23	64	26	39	3	9	1	5	3	0	182
27	1	5	44	22	30	4	12	6	0	0	0	124
28	4	3	34	15	31	16	15	3	5	0	0	126
29	4	6	44	27	35	15	21	3	11	1	0	167
30	1	4	31	16	40	12	17	7	13	2	0	143
31	6	2	55	32	52	17	26	8	11	0	0	209
32	0	2	18	26	35	17	26	5	11	0	0	140
33	0	4	20	20	34	15	15	5	5	0	0	118
34	2	2	31	22	21	11	24	11	15	0	0	139
35	0	2	29	19	35	15	21	7	16	0	0	144
36	1	2	36	36	34	13	29	2	8	1	0	162
37	0	3	48	30	49	16	29	5	11	1	1	193
38	0	3	59	27	58	22	32	5	14	1	2	223
39	1	1	31	30	63	21	25	9	14	0	0	195
40	1	2	39	31	53	22	30	8	10	2	4	202
41	0	4	46	35	83	35	31	9	11	4	6	264
42	1	3	53	37	91	29	51	14	12	4	4	299
43	1	2	50	64	135	46	36	8	8	0	4	354
44	1	4	42	52	160	37	62	12	18	2	1	391
45	1	7	69	59	153	28	49	16	20	3	8	413
46	1	3	69	58	171	50	54	10	22	7	4	449
47	0	1	44	52	178	60	65	13	29	5	5	452
48	0	1	18	39	118	68	95	26	38	16	24	443
49			102		178	49	46	11	18	4	12	420
50			117		158	49	53	9	30	0	13	429
51			116		209	73	61	13	24	4	11	511
52			123		243	89	104	17	50	6	14	646
53			140		222	80	91	16	24	5	17	595
54			118		262	74	83	26	30	5	13	611
55			144		292	86	93	12	25	13	15	680
56			137		350	112	96	23	36	7	10	771
57			158		322	109	132	24	38	5	27	815
58			133		266	115	115	16	31	10	16	702
59			129		304	134	158	6	22	10	27	790
60			125		290	129	155	24	51	7	26	807
61			168		360	124	158	24	48	10	44	936
62			168		422	162	205	17	45	11	54	1,084
63			173		391	145	197	11	52	9	50	1,028
元			138		370	143	191	36	51	19	40	988
2			136		394	162	196	40	46	21	55	1,050
3			154		489	192	224	29	74	18	86	1,266
4			112		440	157	201	42	51	16	60	1,079
5			119		424	164	235	36	75	25	75	1,153
6			152		459	190	242	33	75	14	90	1,255
7			140		576	200	298	39	101	25	88	1,467
8			121		628	200	267	42	114	26	78	1,476
9			129		657	229	272	36	101	38	84	1,546
10			148		450	135	217	42	90	24	70	1,176
11			1		32	20	36	6	33	9	42	179
12			1		33	31	29	14	32	15	58	213
13			0		16	25	40	11	31	13	59	195
14			1		36	17	44	15	27	17	40	197
15			2		42	23	43	3	22	12	28	175
16			0		31	23	36	5	23	14	34	166
17			5		25	21	33	6	17	9	25	141
18			6		36	18	22	8	12	10	24	136
19			3		18	22	33	7	17	7	16	123
20			4		14	9	18	10	14	1	19	89
21			4		6	8	26	3	8	6	18	79
22			6		6	10	11	1	4	1	15	54
23			3		5	5	3	0	1	0	3	20
24			2		6	6	4	1	2	2	7	30
25			1		3	3	4	0	7	1	2	21

(注1) 昭和22年度から昭和24年度前半(昭和24年6月17日以前)までは認可制の下での件数、昭和24年度後半(昭和24年6月18日以降)からは届出制の下での件数を示す。

(注2) 平成10年独占禁止法改正法による改正により平成11年1月1日から届出対象範囲が大幅に縮減された。

（注３） 資本金は事業等を譲り受けた会社の資本金である。

5 下請法関係

5-1表 書面調査発送件数の推移

年度	区分	定期調査発送件数		特別調査発送件数	
		対象親事業者数	対象下請事業者数	対象親事業者数	対象下請事業者数
		(事業所・名)	(名)	(事業所・名)	(名)
31		304			
32		723			
33		769			
34		986			
35		1,214			
36		1,514			
37		1,803			
38		1,800			
39		2,004			
40		2,554			
41		2,631			
42		5,512			
43		6,030			
44		6,684			
45		7,214			
46		8,451			
47		8,751			
48		10,039	2,915		
49		10,045	3,808		
50		12,007	4,861		
51		12,171	6,325		
52		12,315	7,247		
53		10,973	10,663		
54		12,007	11,546		
55		13,490	21,785		
56		13,668	18,091		
57		16,026	20,532		
58		16,346	23,138		
59		15,959	66,579	16,095	
60		9,574	48,031		
61		9,559	52,105		
62		10,121	59,535		
63		13,854	70,968		
元		13,537	73,320		
2		12,889	72,030		
3		12,680	71,603		
4		14,234	74,334		10,027
5		13,781	75,864		10,786
6		13,235	72,784		10,559
7		13,261	75,202		
8		13,857	70,453		
9		13,648	71,860	1,000	5,000
10		13,869	70,182	1,736	
11		14,453	70,554		
12		15,964	75,859		
13		16,417	93,483	1,673	1,003
14		17,385	99,481		
15		18,295	108,395		
16		30,932	170,517		
17		30,991	170,878		
18		29,502	162,521		
19		30,268	168,108		
20		34,181	160,230		
21		36,342	201,005		
22		38,046	210,166		
23		38,503	212,659		
24		38,781	214,042		
25		38,974	214,044		

(注) 親事業者調査は昭和59年度までは事業所ベース、昭和60年度以降は企業ベースの数字である。
また、下請事業者調査は企業ベースの数字である。

５－２表 下請法違反事件新規着手件数及び処理件数の推移

区分 年度	新規着手件数				処理件数			
	書面調査	申告	中小企業庁長官 からの措置請求	計	措置		不問	計
					勧告	指導		
	(事業所・名)	(名)	(名)	(事業所・名)	(名)	(事業所・名)	(事業所・名)	(事業所・名)
31	61	20	0	81	0	19	46	65
32	130	21	0	151	13	73	37	123
33	161	21	0	182	5	110	39	154
34	97	3	0	100	7	82	37	126
35	105	5	0	110	0	38	20	58
36	156	10	0	166	0	62	33	95
37	261	33	0	294	12	149	35	196
38	219	17	0	236	22	182	55	259
39	218	17	14	249	14	180	104	298
40	417	23	31	471	15	193	93	301
41	541	15	19	575	14	299	111	424
42	669	12	10	691	5	459	97	561
43	414	7	0	421	9	416	171	596
44	525	6	0	531	26	447	231	704
45	430	5	2	437	52	354	80	486
46	609	9	5	623	56	432	56	544
47	690	2	0	692	41	485	99	625
48	707	2	0	709	17	569	130	716
49	739	5	5	749	4	542	296	842
50	1,029	10	18	1,057	6	686	269	961
51	1,220	15	18	1,253	12	906	255	1,173
52	1,391	38	59	1,488	15	1,097	191	1,303
53	1,050	35	80	1,165	7	916	406	1,329
54	1,242	16	9	1,267	2	746	146	894
55	1,126	20	35	1,181	0	921	436	1,357
56	1,158	9	8	1,175	1	932	252	1,185
57	1,331	19	4	1,354	4	1,014	271	1,289
58	1,413	15	13	1,441	0	1,119	317	1,436
59	1,458	24	0	1,482	0	1,224	693	1,917
60	(3,008)	-	-	(3,039)	-	(2,243)	-	-
	1,570	31	0	1,601	0	1,512	159	1,671
61	1,426	51	0	1,477	0	1,242	155	1,397
62	1,498	52	0	1,550	0	1,273	197	1,470
63	2,112	61	0	2,173	0	1,474	85	1,559
元	1,928	29	0	1,957	0	2,419	160	2,579
2	2,001	23	1	2,025	1	2,186	127	2,314
3	1,534	15	0	1,549	0	1,492	101	1,593
4	2,191	18	0	2,209	0	1,933	132	2,065
5	2,844	38	0	2,882	0	2,428	279	2,707
6	1,590	21	0	1,611	1	1,632	186	1,819
7	1,548	23	0	1,571	0	1,544	148	1,692
8	1,516	10	0	1,526	2	1,439	106	1,547
9	1,330	13	1	1,344	3	1,348	60	1,411
10	1,329	22	0	1,351	1	1,271	69	1,341
11	1,135	26	0	1,161	3	1,101	66	1,170
12	1,153	52	1	1,206	6	1,134	50	1,190
13	1,308	59	0	1,367	3	1,311	44	1,358
14	1,357	70	0	1,427	4	1,362	60	1,426
15	1,341	67	1	1,409	8	1,357	71	1,436
16	2,638	72	0	2,710	4	2,584	75	2,663
17	4,009	65	0	4,074	10	4,015	41	4,066
18	2,983	100	1	3,084	11	2,927	121	3,059
19	2,964	145	1	3,110	13	2,740	307	3,060
20	3,168	152	4	3,324	15	2,949	273	3,237
21	3,728	105	2	3,835	15	3,590	254	3,859
22	4,509	145	4	4,658	15	4,226	369	4,610
23	4,494	56	4	4,554	18	4,326	292	4,636
24	4,819	50	1	4,870	16	4,550	316	4,882
25	5,418	59	1	5,478	10	4,949	466	5,425

(注) 数字は昭和59年度までは事業所ベースの件数、昭和60年度以降は企業ベースの件数である。
 なお、昭和60年度の()内の数字は事業所ベースの数字である。

6 景品表示法に基づく協定又は規約及び運用機関の一覧（平成26年3月末現在）

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
1	全国飲用牛乳公正取引協議会	—	飲用乳の表示に関する公正競争規約
2	はっ酵乳，乳酸菌飲料公正取引協議会	—	はっ酵乳，乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約
3	殺菌乳酸菌飲料公正取引協議会	—	殺菌乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約
4	チーズ公正取引協議会	—	ナチュラルチーズ，プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約
5	アイスクリーム類及び氷菓公正取引協議会	アイスクリーム類及び氷菓業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	アイスクリーム類及び氷菓の表示に関する公正競争規約
6	一般社団法人全国はちみつ公正取引協議会	—	はちみつ類の表示に関する公正競争規約
7	一般社団法人全国ローヤルゼリー公正取引協議会	—	ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約
8	全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会	—	辛子めんたいこ食品の表示に関する公正競争規約
9	全国削節公正取引協議会	—	削りぶしの表示に関する公正競争規約
10	食品のり公正取引協議会	—	食品のりの表示に関する公正競争規約
11	全国食品缶詰公正取引協議会	—	食品缶詰の表示に関する公正競争規約
12	全国トマト加工品業公正取引協議会	トマト加工品業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	トマト加工品の表示に関する公正競争規約
13	全国粉わさび公正取引協議会	—	粉わさびの表示に関する公正競争規約
14	全国生めん類公正取引協議会	—	生めん類の表示に関する公正競争規約
15	日本即席食品工業公正取引協議会	即席めん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	即席めんの表示に関する公正競争規約
16	全国ビスケット公正取引協議会	ビスケット業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ビスケット類の表示に関する公正競争規約
17	全国チョコレート業公正取引協議会	チョコレート業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	チョコレート類の表示に関する公正競争規約
18	チョコレート利用食品公正取引協議会	—	チョコレート利用食品の表示に関する公正競争規約
19	全国チューインガム業公正取引協議会	チューインガム業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	チューインガムの表示に関する公正競争規約
20	凍豆腐製造業公正取引協議会	凍り豆腐製造業における景品類の提供の制限及び凍り豆腐の表示に関する公正競争規約	
21	全国味噌業公正取引協議会	みそ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	みその表示に関する公正競争規約
22	醤油業中央公正取引協議会	しょうゆ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	しょうゆの表示に関する公正競争規約
23	日本ソース業公正取引協議会	ソース業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
24	全国食酢公正取引協議会	—	食酢の表示に関する公正競争規約
25	カレー業全国公正取引協議会	カレー業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
26	果実飲料公正取引協議会	—	・果実飲料等の表示に関する公正競争規約 ・合成レモンの表示に関する公正競争規約
27	全国コーヒー飲料公正取引協議会	—	コーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
28	全日本コーヒー公正取引協議会	—	レギュラーコーヒー及びピンスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約
29	日本豆乳公正取引協議会	—	豆乳類の表示に関する公正競争規約
30	マーガリン公正取引協議会	—	マーガリン類の表示に関する公正競争規約
31	全国観光土産品公正取引協議会	—	観光土産品の表示に関する公正競争規約
32	ハム・ソーセージ類公正取引協議会	—	ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約
33	日本パン公正取引協議会	—	包装食パンの表示に関する公正競争規約
34	全国食肉公正取引協議会	—	食肉の表示に関する公正競争規約
35	全国ドレッシング類公正取引協議会	—	ドレッシング類の表示に関する公正競争規約
36	もろみ酢公正取引協議会	—	もろみ酢の表示に関する公正競争規約
37	食用塩公正取引協議会	—	食用塩の表示に関する公正競争規約
38	鶏卵公正取引協議会	—	鶏卵の表示に関する公正競争規約
39	日本ワイナリー協会	果実酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
40	ビール酒造組合	ビール製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ビールの表示に関する公正競争規約
41	日本洋酒輸入協会	酒類輸入販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・ 輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約 ・ 輸入ビールの表示に関する公正競争規約
42	日本洋酒酒造組合	洋酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ウイスキーの表示に関する公正競争規約
43	日本酒造組合中央会	・ 清酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約 ・ 単式蒸留しようちゅう製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・ 単式蒸留しようちゅうの表示に関する公正競争規約 ・ 泡盛の表示に関する公正競争規約
44	日本蒸留酒酒造組合	合成清酒及び連続式蒸留しようちゅうの製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
45	全国小売酒販組合中央会	—	酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約
46	全国帯締め羽織ひも公正取引協議会	—	帯締め及び羽織ひもの表示に関する公正競争規約
47	眼鏡公正取引協議会	—	眼鏡類の表示に関する公正競争規約
48	公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会	家庭電気製品業における景品類の提供に関する公正競争規約	・ 家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約 ・ 家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約
49	医療用医薬品製造販売業公正取引協議会	医療用医薬品製造販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
50	医療用医薬品卸売業公正取引協議会	医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
51	化粧品公正取引協議会	—	化粧品の表示に関する公正競争規約
52	化粧石けん公正取引協議会	化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	化粧石けんの表示に関する公正競争規約
53	洗剤・石けん公正取引協議会	家庭用合成洗剤及び家庭用石けん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約

No	協定又は規約の運用機関の名称	協定又は規約の名称（景品関係）	協定又は規約の名称（表示関係）
54	歯磨公正取引協議会	歯みがき業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	歯みがき類の表示に関する公正競争規約
55	防虫剤公正取引協議会	—	防虫剤の表示に関する公正競争規約
56	新聞公正取引協議会	新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
57	出版物小売業公正取引協議会	出版物小売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
58	雑誌公正取引協議会	雑誌業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
59	一般社団法人自動車公正取引協議会	自動車業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・自動車業における表示に関する公正競争規約 ・二輪自動車業における表示に関する公正競争規約
60	タイヤ公正取引協議会	タイヤ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	タイヤの表示に関する公正競争規約
61	農業機械公正取引協議会	農業機械業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	農業機械の表示に関する公正競争規約
62	不動産公正取引協議会連合会	不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	不動産の表示に関する公正競争規約
63	一般社団法人北海道不動産公正取引協議会		
64	東北地区不動産公正取引協議会		
65	公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会		
66	北陸不動産公正取引協議会		
67	東海不動産公正取引協議会		
68	公益社団法人近畿地区不動産公正取引協議会		
69	中国地区不動産公正取引協議会		
70	四国地区不動産公正取引協議会		
71	一般社団法人九州不動産公正取引協議会		
72	旅行業公正取引協議会	旅行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約
73	全国銀行公正取引協議会	銀行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	銀行業における表示に関する公正競争規約
74	指定自動車教習所公正取引協議会	指定自動車教習所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	指定自動車教習所業における表示に関する公正競争規約
75	ペットフード公正取引協議会	ペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ペットフードの表示に関する公正競争規約
76	全国釣竿公正取引協議会	—	釣竿の表示に関する公正競争規約
77	鍵盤楽器公正取引協議会	—	・ピアノの表示に関する公正競争規約 ・電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約
78	衛生検査所業公正取引協議会	衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
79	スポーツ用品公正取引協議会	—	スポーツ用品の表示に関する公正競争規約
80	医療機器業公正取引協議会	医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
81	仏壇公正取引協議会	—	仏壇の表示に関する公正競争規約

7 独占禁止懇話会

(1) 開催趣旨

経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、昭和43年11月以来開催しているもので、平成26年3月現在、次の学界、言論界、消費者団体、産業界、中小企業団体等の有識者25名をもって開催されている。

会 長	伊 藤 元 重	東京大学大学院経済学研究科教授
会長代理	井 手 秀 樹	慶應義塾大学商学部教授
会 員	青 木 玲 子	一橋大学経済研究所教授
	天 野 真 志	株式会社読売新聞東京本社論説委員
	有 田 芳 子	主婦連合会副会長
	稲 垣 泰 弘	株式会社小松製作所執行役員
	内 田 晴 康	弁護士
	及 川 勝	全国中小企業団体中央会政策推進部長
	翁 百 合	株式会社日本総合研究所理事
	蔭 山 秀 一	株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員
	川 田 順 一	JX ホールディングス株式会社取締役常務執行役員
	川 濱 昇	京都大学大学院法学研究科教授
	神 田 敏 子	元全国消費者団体連絡会事務局長
	岸 井 大太郎	法政大学法学部教授
	児 玉 平 生	株式会社毎日新聞社紙面審査委員
	櫻 田 厚	株式会社モスフードサービス代表取締役 取締役会長兼取締役社長
	泉 水 文 雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	高 橋 伸 子	生活経済ジャーナリスト
	野 原 佐和子	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
	富 士 重 夫	全国農業協同組合中央会専務理事
	舟 田 正 之	立教大学名誉教授
	三 村 優美子	青山学院大学経営学部教授
	村 上 政 博	成蹊大学大学院法務研究科教授
	和 田 寿 昭	日本生活協同組合連合会専務理事
	チャールズD. レイクII	アフラック 日本における代表者・会長

(役職は平成26年3月31日時点)

(2) 開催状況

回	開催年月日	議 題
194	25. 4. 16	○ 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法案 ○ 独占禁止法改正法案 ○ 公正取引委員会の広報活動
195	25. 6. 25	○ 平成24年度における独占禁止法違反事件の処理状況について ○ 平成24年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組 ○ 平成24年度における主要な企業結合事例について
196	25. 12. 3	○ 物流センターを利用して行われる取引に関する実態調査について ○ 官製談合防止法制定10年を迎えて ○ 流通・取引慣行ガイドラインについて ○ 公的支援と競争政策

(注) 平成25年4月から平成26年3月までの開催状況

8 公正取引委員会機構図

